

PCB 廃棄物対策に関する調査（都道府県市へのアンケート）結果

〈調査対象〉

都道府県、PCB 特措法第 19 条第 1 項に規定する政令市（全 122 自治体）

〈調査の時期〉

平成 30 年 12 月

I. 都道府県市の処理計画、施設等について

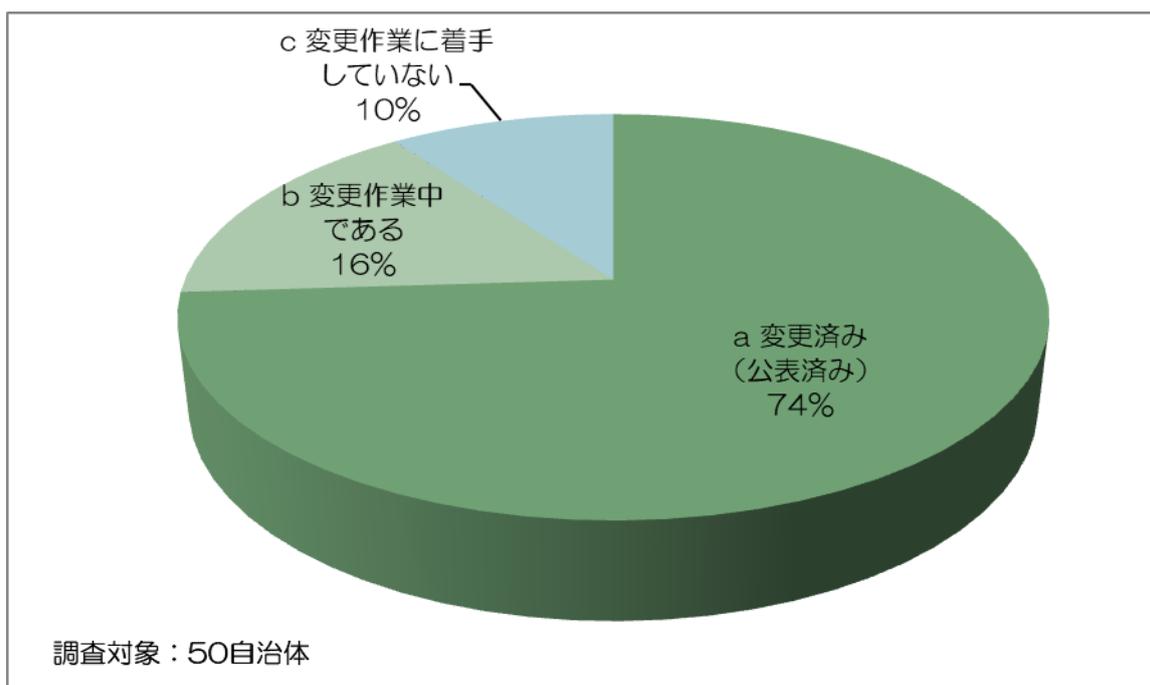
1. PCB 廃棄物処理計画の変更について

（1）変更状況

貴都道府県市において、平成 28 年 7 月に変更された PCB 廃棄物処理基本計画に即した、PCB 特措法第 7 条第 1 項に基づく PCB 廃棄物処理計画の変更状況について御回答ください。

調査対象 50 自治体

内 容	今回調査
a 変更済み（公表済み）	37 自治体
b 変更作業中である	8 自治体
c 変更作業に着手していない	5 自治体



(2) 変更年月 (予定)

その変更年月 (予定) について御回答ください。

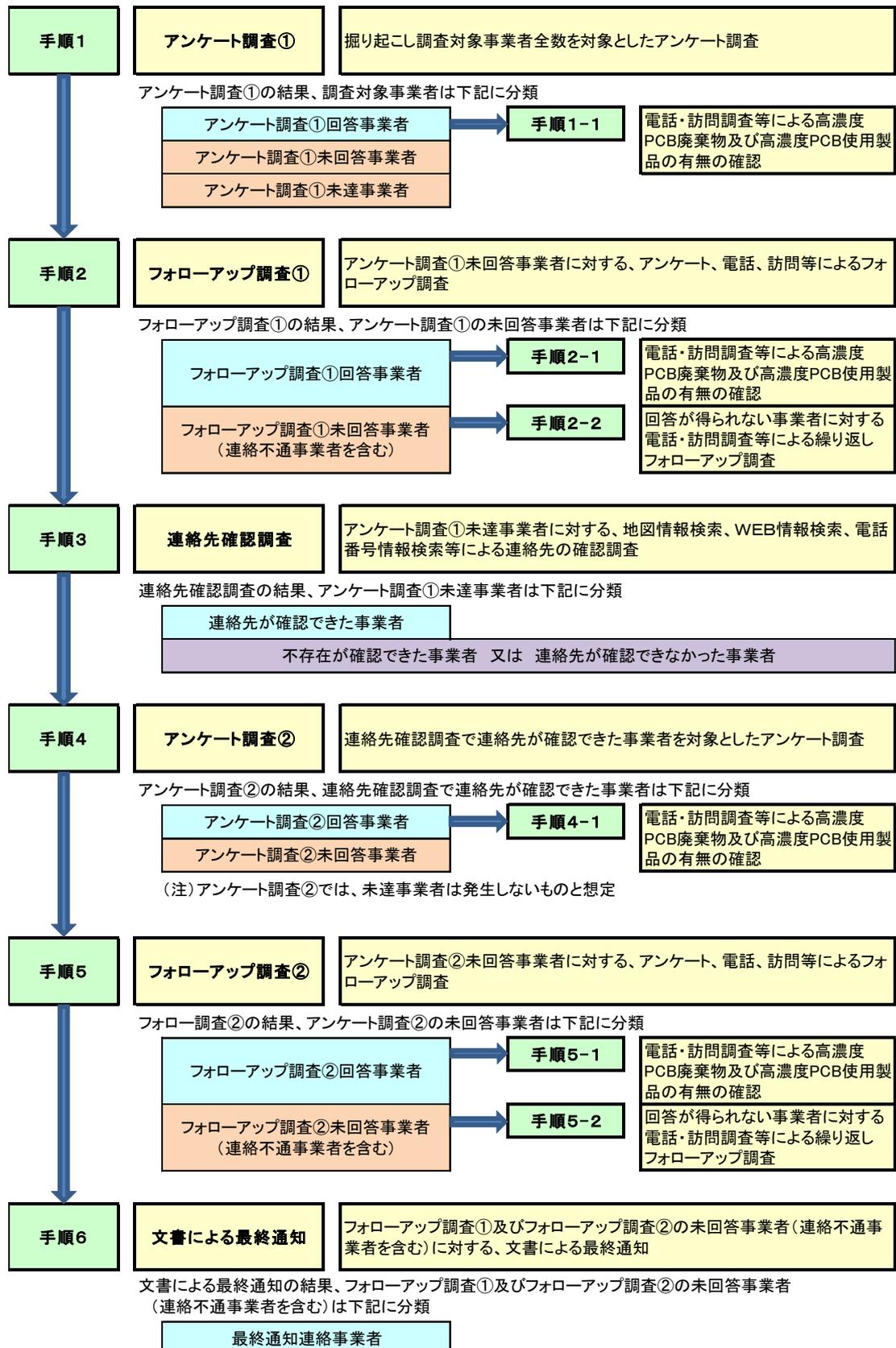
調査対象 50自治体

自治体名	変更作業済 (公表済)	変更作業中	未着手	変更 (予定) 年月	未定
001 北海道	○			平成29年3月	
002 青森県	○			平成29年10月	
003 岩手県	○			平成29年7月	
004 宮城県	○			平成30年3月	
005 秋田県	○			平成29年8月	
006 山形県			○		○
007 福島県	○			平成29年11月	
008 茨城県		○		平成31年3月	
009 栃木県	○			平成29年3月	
010 群馬県	○			平成29年3月	
011 埼玉県	○			平成28年11月	
012 千葉県	○			平成29年3月	
013 東京都		○		平成31年6月	
014 神奈川県	○			平成29年3月	
015 新潟県	○			平成29年2月	
016 富山県	○			平成30年1月	
017 石川県	○			平成29年3月	
018 福井県		○			○
019 山梨県	○			平成29年3月	
020 長野県	○			平成30年2月	
021 岐阜県	○			平成29年3月	
022 静岡県		○			○
023 愛知県	○			平成30年3月	
024 三重県	○			平成30年3月	
025 滋賀県			○		○
026 京都府	○			平成30年3月	
027 大阪府	○			平成30年3月	
028 兵庫県			○		○
029 奈良県	○			平成29年5月	
030 和歌山県		○			○
031 鳥取県	○			平成28年10月	
032 島根県	○			平成30年4月	
033 岡山県		○			○
034 広島県		○			○
035 山口県	○			平成29年3月	
036 徳島県			○		○
037 香川県	○			平成28年12月	
038 愛媛県	○			平成29年5月	
039 高知県			○		○
040 福岡県	○			平成29年3月	
041 佐賀県	○			—	
042 長崎県	○			平成29年3月	
043 熊本県	○			平成29年4月	
044 大分県	○			平成29年11月	
045 宮崎県	○			平成29年3月	
046 鹿児島県	○			平成29年7月	
047 沖縄県		○			○
066 大阪市	○			平成30年3月	
076 北九州市	○			平成29年4月	
090 豊田市	○			平成30年1月	
計	37	8	5	—	11

II. 掘り起こし調査対象事業所全体に対する掘り起こし調査実施の進捗率について

掘り起こし調査フロー

(今後策定する「掘り起こし完了に向けた作業マニュアル」で予定している、掘り起こし調査の基本フロー)



1. 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査の実施について

平成 26 年度及び平成 28 年度に環境省が配布した自家用電気工作物設置者リストに基づく、貴都道府県市の掘り起こし調査の進捗状況について、平成 30 年 12 月末時点での上記のステップごとの実施状況について御回答ください。

(※) 北九州事業対象地域を除く

(※) 岩手県は自家用以外を対象に調査実施しているため未回答。平成 29 年 8 月より、経済産業省提供の使用及び廃止リストを使用して調査を行っている。選択理由は次の通り。電気事業法等に基づき、使用中のトランス及びコンデンサーに関する掘り起こし調査は経済産業省が行うこととなっていることから、全ての使用中トランス及びコンデンサーが当該届出を確認することによって把握できるもの。また、過去に当県では独自に掘り起こし調査を数回実施していること、電気保安協会に依頼し、廃棄物となったものを確認した際には、県に届出するよう依頼していることから、より効率的であると考えられる当該リストを選定。

(1) 調査対象事業者数

① 貴自治体の調査対象事業者はどのリストに基づくものですか。(複数回答可)

平成 25 年度環境省と連携してモデル調査を実施した自治体は平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用しているとしてください。

調査対象 82 自治体

内 容	今回調査
a 平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	32 自治体
b 平成 28 年度提供の自家用電気工作物設置者リスト	13 自治体
c 平成 26 年度提供データに平成 28 年度提供データの一部を追加したリスト	38 自治体
d その他	1 自治体

(その他の内容)

- ・ C に平成 29 年度に経済産業省提供データの一部を追加したリスト

自治体名	使用したリスト				自治体名	使用したリスト			
	平成26年度	平成28年度	26年度に28年 度を追加	その他		平成26年度	平成28年度	26年度に28年 度を追加	その他
001 北海道			○		063 浜松市			○	
002 青森県			○		064 名古屋市	○			
003 岩手県	—	—	—	—	065 京都市		○		
004 宮城県	○				066 大阪市	○			
005 秋田県			○		067 堺市	○			
006 山形県		○			068 東大阪市			○	
007 福島県			○		069 神戸市	○			
008 茨城県	○				070 姫路市			○	
009 栃木県			○		071 尼崎市			○	
010 群馬県			○		072 和歌山市	○			
011 埼玉県			○		084 宇都宮市	○			
012 千葉県	○				085 富山市	○			
013 東京都	○				086 秋田市	○			
014 神奈川県			○		087 郡山市			○	
015 新潟県	○				090 豊田市			○	
016 富山県	○				094 いわき市		○		
017 石川県		○			095 長野市			○	
018 福井県	○				096 豊橋市			○	
019 山梨県	○				098 相模原市			○	
020 長野県	○				099 西宮市			○	
021 岐阜県	○				101 さいたま市			○	
022 静岡県			○		102 奈良市		○		
023 愛知県	○				103 川越市		○		
024 三重県			○		104 船橋市	○			
025 滋賀県			○		105 岡崎市	○			
026 京都府			○		106 高槻市			○	
027 大阪府	○				108 青森市			○	
028 兵庫県		○			109 八王子市	○			
029 奈良県	○				110 盛岡市		○		
030 和歌山県	○				111 柏市	○			
050 旭川市			○		114 前橋市	○			
051 札幌市		○			115 大津市			○	
052 函館市			○		116 高崎市	○			
054 仙台市			○		118 豊中市	○			
055 千葉市		○			120 枚方市			○	
056 横浜市			○		121 越谷市			○	
057 川崎市	○				122 八戸市	○	○		
058 横須賀市			○		124 福島市			○	
059 新潟市			○		125 川口市			○	
060 金沢市		○			126 八尾市	○			
061 岐阜市			○	○	127 明石市		○		
062 静岡市			○		計	32	13	38	1

② 掘り起こし調査マニュアルでは、自家用電気工作物設置者から法に基づく届出済みの事業者を除外するとともに、複数の事業所を管理している事業者を集約整理した事業者を調査対象事業者としておりますが、貴自治体ではどのような加工を実施されていますか。(複数回答可)

調査対象 82自治体

内 容	今回調査
a 自家用電気工作物設置者から PCB 特措法に基づく届出済みの事業者を除外	58自治体
b 自家用電気工作物設置者から電気関係報告規則に基づく届出済みの事業者を除外	7自治体
c 複数の事業所を管理している事業者を集約整理	46自治体
d その他	19自治体

(その他の内容)

- ・ 経済センサス 従業員5名以上の事業所
- ・ 一回目の調査：平成26年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用。二回目の調査：平成28年度提供の自家用電気工作物設置者リストから一回目の調査で回答があった事業者を除外、また、平成28年度提供の自家用電気工作物設置者リストに登録がない事業者のうち一回目の調査で回答がなかった事業者を追加。
- ・ 国有施設を除外（実行計画により率先して実施されるため）地方公共団体を除外（別途直接実施）
- ・ 国及び自治体を除外
- ・ 県が立入等により PCB 使用製品及び廃棄物の保管状況等を把握している事業者を除外
- ・ 加工していない。
- ・ 届出事業者を含む全事業者にアンケートを送付し、集計の過程で届出事業者を除外した。
- ・ 除外せずに送付。
- ・ 過去の地図等から、明らかに調査対象とならない事業者等を除外。
- ・ 複数管理している事業者から問い合わせがあった場合のみ、複数事業者用の回答様式を送付している。
- ・ 1990年以降建設の建物の除外、環境省精査データのマッチング作業に基づく除外、住宅地図及びweb地図による調査に基づく除外。
- ・ 該当の建物がない事業者を除外。
- ・ PCB 特措法及び電気関係報告規則に基づく届け出済事業者は除外していない。（使用中安定器などは把握できていない恐れがあるため。）
- ・ 国等の公共施設及び携帯基地局を除外
- ・ 設置者リスト内で旧住所等で明らかに未達になると考えられるものを除外
- ・ 自家用以外を対象に調査実施
- ・ 自家用電気工作物設置者から県有施設及び国有施設を除外
- ・ 自治体管理事業所のみ除外
- ・ 市が保有する施設に関しては、調査対象から除外。

自治体名	リストに対する加工				自治体名	リストに対する加工			
	PCB特措法に基づく届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他		PCB特措法に基づく届出事業者を除外	電気関係報告規則に基づく届出事業者を除外	複数事業所管理している事業者を集約	その他
001 北海道	○			○	063 浜松市	○		○	
002 青森県	○	○	○		064 名古屋市	○			
003 岩手県	—	—	—	—	065 京都市	○		○	
004 宮城県	○		○		066 大阪市	○		○	
005 秋田県	○		○		067 堺市	○		○	○
006 山形県	○		○		068 東大阪市	○			
007 福島県	○		○	○	069 神戸市				○
008 茨城県	○				070 姫路市	○			
009 栃木県			○		071 尼崎市				○
010 群馬県				○	072 和歌山市	○			
011 埼玉県	○		○		084 宇都宮市	○			
012 千葉県	○	○	○		085 富山市	○		○	
013 東京都	○	○	○	○	086 秋田市	○			
014 神奈川県			○	○	087 郡山市	○		○	
015 新潟県			○		090 豊田市	○			
016 富山県	○			○	094 いわき市	○		○	
017 石川県				○	095 長野市				○
018 福井県				○	096 豊橋市			○	
019 山梨県	○		○		098 相模原市	○			
020 長野県	○		○		099 西宮市			○	
021 岐阜県	—	—	—	—	101 さいたま市	○		○	
022 静岡県	○				102 奈良市	○	○	○	○
023 愛知県	○		○		103 川越市	○			
024 三重県	○			○	104 船橋市	○		○	
025 滋賀県	○		○		105 岡崎市	○		○	
026 京都府	○		○		106 高槻市	○		○	○
027 大阪府	○		○		108 青森市	○	○	○	
028 兵庫県			○		109 八王子市	○			
029 奈良県	○		○		110 盛岡市			○	
030 和歌山県				○	111 柏市	○			
050 旭川市	○		○		114 前橋市	○			
051 札幌市	○		○		115 大津市	○		○	
052 函館市	○				116 高崎市	○			
054 仙台市	○	○			118 豊中市	○			
055 千葉市			○		120 枚方市			○	
056 横浜市				○	121 越谷市	○		○	
057 川崎市	○				122 八戸市	○	○	○	
058 横須賀市	○				124 福島市				○
059 新潟市			○		125 川口市	○			
060 金沢市			○		126 八尾市	○		○	
061 岐阜市			○		127 明石市				○
062 静岡市					計	58	7	46	19

(2) 掘り起こし調査作業状況及び進捗率について

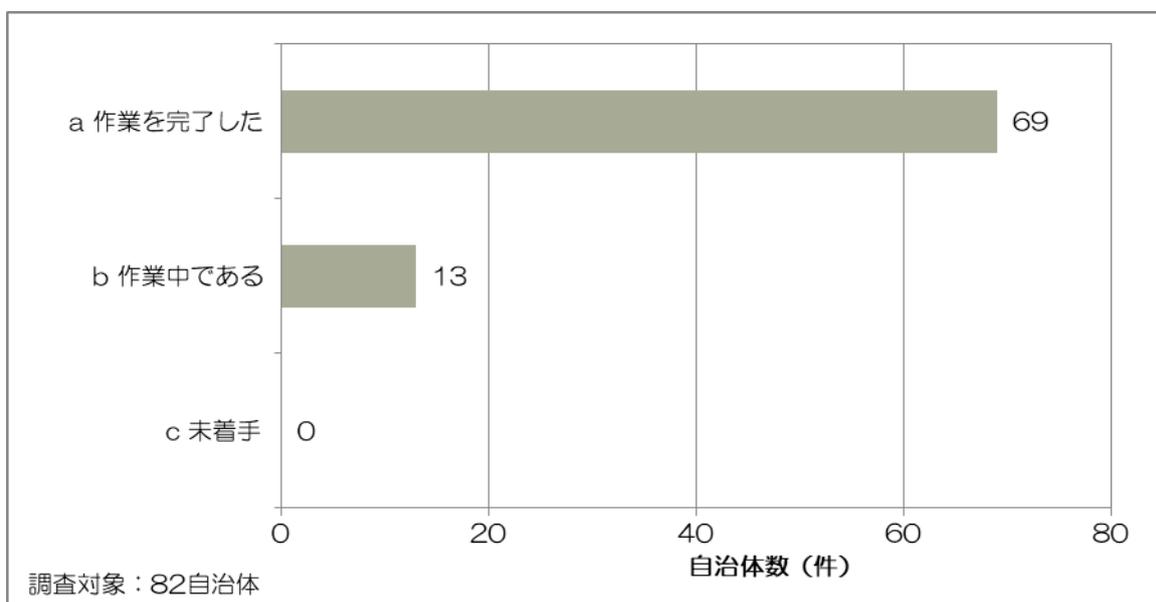
【手順1 アンケート調査①】の作業状況について

調査対象 82自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	70自治体
b 作業中である（未回収）	12自治体
c 未着手	0自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岩手県：自家用以外を対象に調査を実施したため



自治体名	手順1			自治体名	手順1		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			063 浜松市	○		
002 青森県	○			064 名古屋市	○		
003 岩手県	—	—	—	065 京都市	○		
004 宮城県	○			066 大阪市	○		
005 秋田県	○			067 堺市		○	
006 山形県	○			068 東大阪市		○	
007 福島県	○			069 神戸市	○		
008 茨城県	○			070 姫路市	○		
009 栃木県	○			071 尼崎市		○	
010 群馬県	○			072 和歌山市		○	
011 埼玉県	○			084 宇都宮市	○		
012 千葉県	○			085 富山市	○		
013 東京都	○			086 秋田市		○	
014 神奈川県	○			087 郡山市	○		
015 新潟県		○		090 豊田市	○		
016 富山県	○			094 いわき市		○	
017 石川県	○			095 長野市		○	
018 福井県	○			096 豊橋市	○		
019 山梨県	○			098 相模原市	○		
020 長野県	○			099 西宮市	○		
021 岐阜県	○			101 さいたま市		○	
022 静岡県	○			102 奈良市	○		
023 愛知県	○			103 川越市	○		
024 三重県	○			104 船橋市	○		
025 滋賀県	○			105 岡崎市	○		
026 京都府	○			106 高槻市	○		
027 大阪府	○			108 青森市	○		
028 兵庫県	○			109 八王子市		○	
029 奈良県	○			110 盛岡市	○		
030 和歌山県		○		111 柏市	○		
050 旭川市	○			114 前橋市	○		
051 札幌市	○			115 大津市	○		
052 函館市	○			116 高崎市	○		
054 仙台市	○			118 豊中市	○		
055 千葉市	○			120 枚方市	○		
056 横浜市	○			121 越谷市	○		
057 川崎市	○			122 八戸市	○		
058 横須賀市	○			124 福島市	○		
059 新潟市		○		125 川口市	○		
060 金沢市	○			126 八尾市	○		
061 岐阜市	○			127 明石市	○		
062 静岡市	○			計	70	12	0

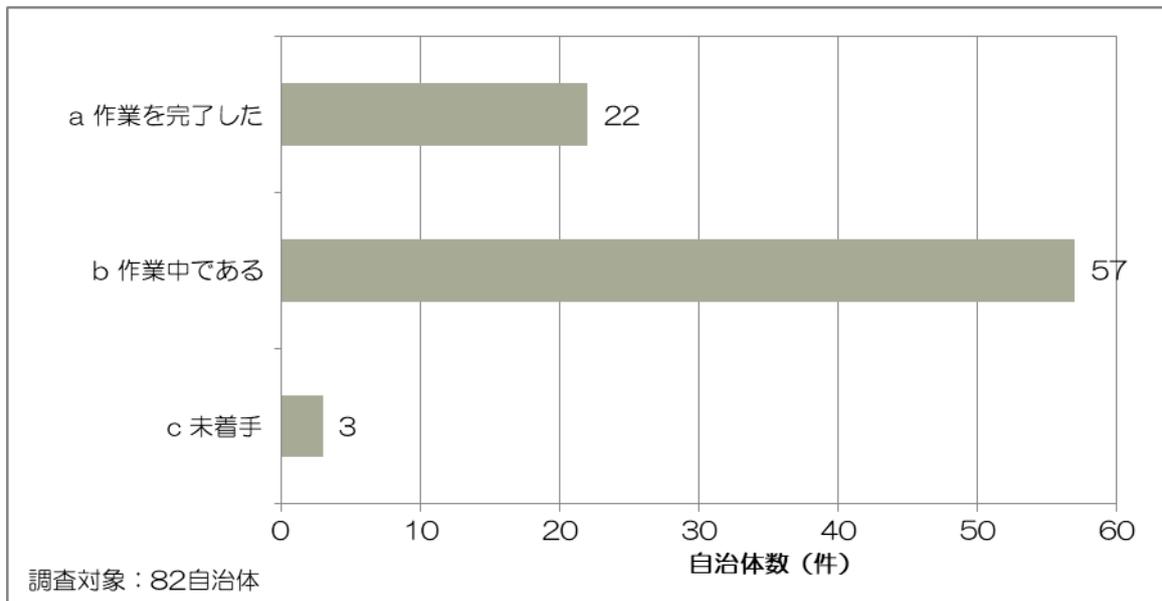
【手順2 フォローアップ調査①】の作業状況について

調査対象 82自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未回答事業者について作業を完了した	22自治体
b 作業中である（未回収）	57自治体
c 未着手	3自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岩手県：自家用以外を対象に調査を実施したため



自治体名	手順2			自治体名	手順2		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			063 浜松市		○	
002 青森県		○		064 名古屋市	○		
003 岩手県	—	—	—	065 京都市		○	
004 宮城県		○		066 大阪市		○	
005 秋田県		○		067 堺市		○	
006 山形県		○		068 東大阪市			○
007 福島県		○		069 神戸市		○	
008 茨城県	○			070 姫路市	○		
009 栃木県	○			071 尼崎市		○	
010 群馬県		○		072 和歌山市		○	
011 埼玉県		○		084 宇都宮市		○	
012 千葉県	○			085 富山市	○		
013 東京都	○			086 秋田市	○		
014 神奈川県		○		087 郡山市		○	
015 新潟県		○		090 豊田市	○		
016 富山県			○	094 いわき市		○	
017 石川県		○		095 長野市		○	
018 福井県		○		096 豊橋市	○		
019 山梨県	○			098 相模原市	○		
020 長野県		○		099 西宮市	○		
021 岐阜県		○		101 さいたま市		○	
022 静岡県		○		102 奈良市	○		
023 愛知県		○		103 川越市		○	
024 三重県		○		104 船橋市		○	
025 滋賀県		○		105 岡崎市	○		
026 京都府		○		106 高槻市		○	
027 大阪府	○			108 青森市		○	
028 兵庫県		○		109 八王子市		○	
029 奈良県	○			110 盛岡市		○	
030 和歌山県		○		111 柏市		○	
050 旭川市	○			114 前橋市	○		
051 札幌市	○			115 大津市		○	
052 函館市		○		116 高崎市	○		
054 仙台市		○		118 豊中市		○	
055 千葉市		○		120 枚方市		○	
056 横浜市		○		121 越谷市		○	
057 川崎市		○		122 八戸市		○	
058 横須賀市		○		124 福島市		○	
059 新潟市		○		125 川口市		○	
060 金沢市			○	126 八尾市		○	
061 岐阜市		○		127 明石市		○	
062 静岡市		○		計	22	57	3

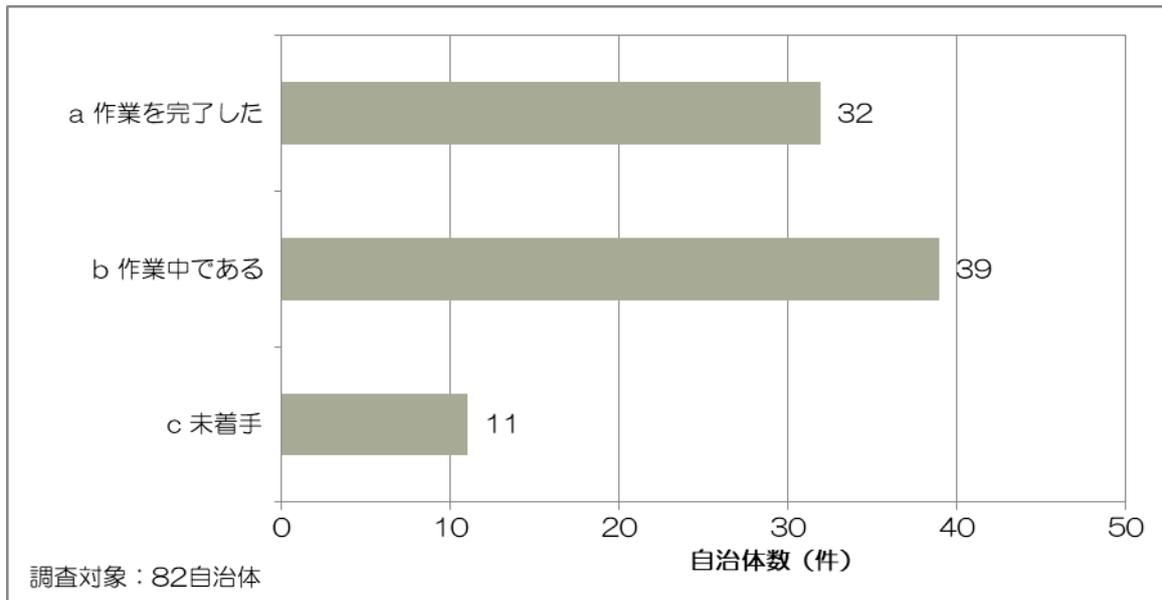
【手順3 連絡先確認調査】の作業状況について

調査対象 82自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未達事業者について作業を完了した	32自治体
b 作業中である	40自治体
c 未着手	10自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岩手県：自家用以外を対象に調査を実施したため



自治体名	手順3			自治体名	手順3		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			063 浜松市	○		
002 青森県		○		064 名古屋市	○		
003 岩手県	—	—	—	065 京都市		○	
004 宮城県	○			066 大阪市	○		
005 秋田県	○			067 堺市		○	
006 山形県		○		068 東大阪市			○
007 福島県		○		069 神戸市	○		
008 茨城県	○			070 姫路市	○		
009 栃木県	○			071 尼崎市		○	
010 群馬県		○		072 和歌山市			○
011 埼玉県		○		084 宇都宮市	○		
012 千葉県	○			085 富山市		○	
013 東京都	○			086 秋田市		○	
014 神奈川県		○		087 郡山市			○
015 新潟県			○	090 豊田市	○		
016 富山県			○	094 いわき市		○	
017 石川県	○			095 長野市	○		
018 福井県		○		096 豊橋市		○	
019 山梨県	○			098 相模原市	○		
020 長野県		○		099 西宮市	○		
021 岐阜県				101 さいたま市		○	
022 静岡県		○		102 奈良市	○		
023 愛知県			○	103 川越市		○	
024 三重県	○			104 船橋市		○	
025 滋賀県			○	105 岡崎市		○	
026 京都府		○		106 高槻市			○
027 大阪府	○			108 青森市		○	
028 兵庫県		○		109 八王子市		○	
029 奈良県	○			110 盛岡市	○		
030 和歌山県		○		111 柏市		○	
050 旭川市			○	114 前橋市	○		
051 札幌市		○		115 大津市		○	
052 函館市		○		116 高崎市		○	
054 仙台市	○			118 豊中市	○		
055 千葉市		○		120 枚方市	○		
056 横浜市	○			121 越谷市	○		
057 川崎市			○	122 八戸市		○	
058 横須賀市		○		124 福島市		○	
059 新潟市		○		125 川口市		○	
060 金沢市		○		126 八尾市	○		
061 岐阜市	○	○		127 明石市		○	
062 静岡市		○		計	32	40	10

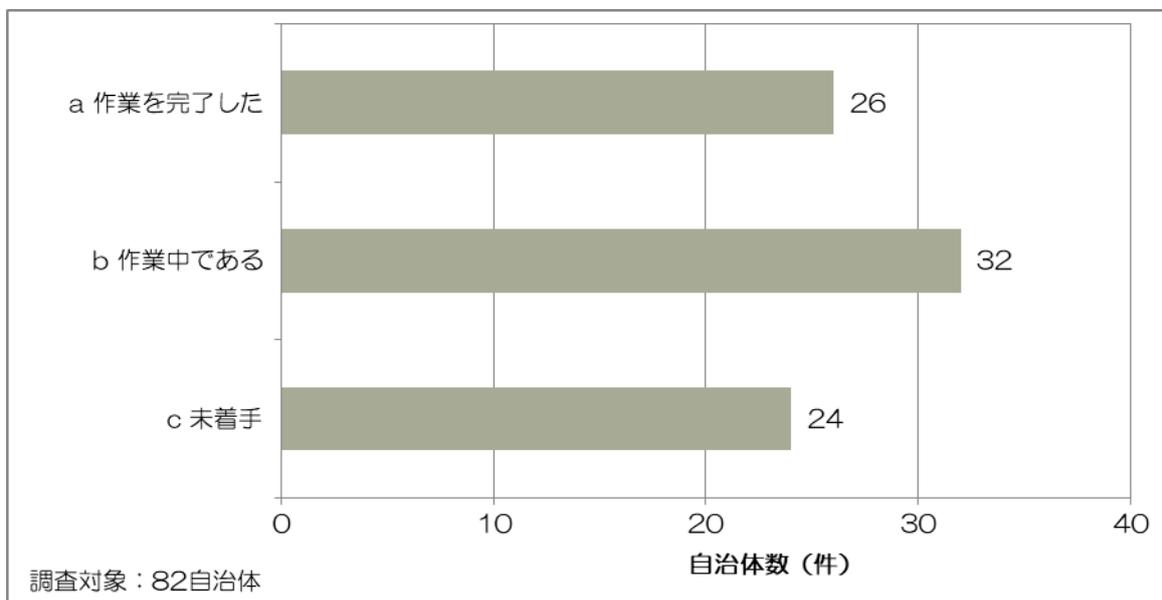
【手順4 アンケート調査②】の作業状況について

調査対象 82自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	26自治体
b 作業中である（未回収）	33自治体
c 未着手	23自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岩手県：自家用以外を対象に調査を実施したため



自治体名	手順4			自治体名	手順4		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			063 浜松市		○	
002 青森県		○		064 名古屋市			○
003 岩手県	—	—	—	065 京都市		○	
004 宮城県	○			066 大阪市	○		
005 秋田県		○		067 堺市		○	
006 山形県	○			068 東大阪市			○
007 福島県			○	069 神戸市		○	
008 茨城県	○			070 姫路市		○	
009 栃木県	○			071 尼崎市		○	
010 群馬県		○		072 和歌山市			○
011 埼玉県		○		084 宇都宮市		○	
012 千葉県	○			085 富山市			○
013 東京都	○			086 秋田市	○		
014 神奈川県		○		087 郡山市			○
015 新潟県			○	090 豊田市	○		
016 富山県			○	094 いわき市		○	
017 石川県		○		095 長野市		○	
018 福井県			○	096 豊橋市		○	
019 山梨県	○			098 相模原市	○		
020 長野県		○		099 西宮市	○		
021 岐阜県	○			101 さいたま市			○
022 静岡県		○		102 奈良市	○		
023 愛知県			○	103 川越市		○	
024 三重県	○			104 船橋市		○	
025 滋賀県			○	105 岡崎市	○		
026 京都府		○		106 高槻市			○
027 大阪府	○			108 青森市		○	
028 兵庫県			○	109 八王子市		○	
029 奈良県	○			110 盛岡市	○		
030 和歌山県			○	111 柏市	○		
050 旭川市			○	114 前橋市	○		
051 札幌市		○		115 大津市		○	
052 函館市	○			116 高崎市			○
054 仙台市	○			118 豊中市	○		
055 千葉市			○	120 枚方市	○		
056 横浜市		○		121 越谷市		○	
057 川崎市			○	122 八戸市			○
058 横須賀市		○		124 福島市			○
059 新潟市		○		125 川口市		○	
060 金沢市		○		126 八尾市			○
061 岐阜市		○		127 明石市		○	
062 静岡市			○	計	26	33	23

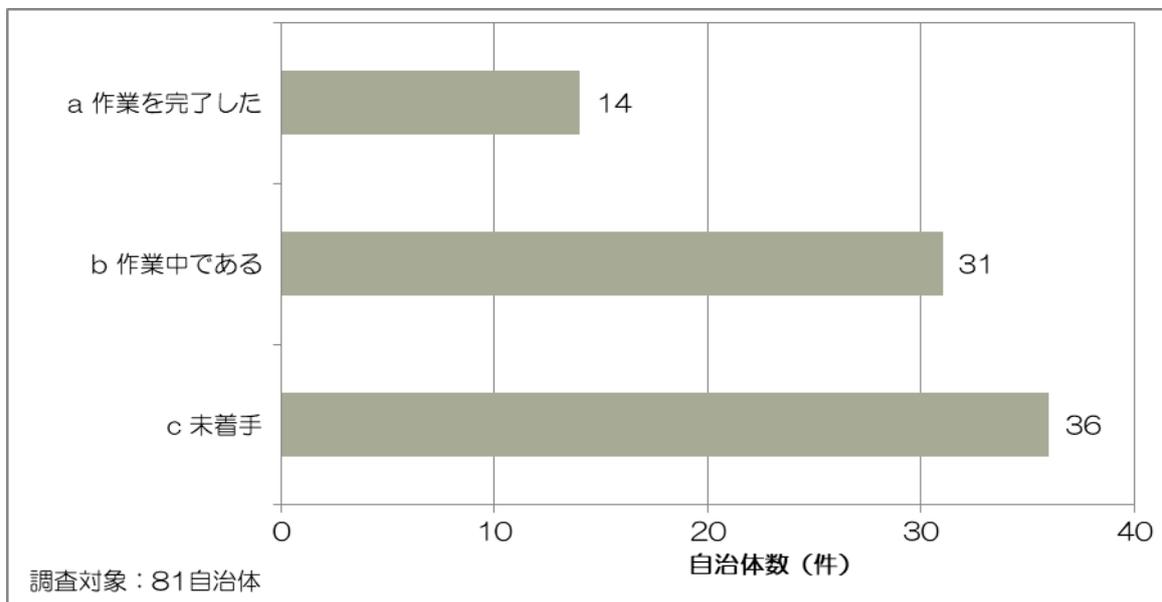
【手順5 フォローアップ調査②】の作業状況について

調査対象 81自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査②の全ての未回答事業者について作業を完了した	14自治体
b 作業中である（未回収）	31自治体
c 未着手	36自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岩手県：自家用以外を対象に調査を実施したため
- ・山形県：手順④で全て回答



自治体名	手順5			自治体名	手順5		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道	○			063 浜松市		○	
002 青森県		○		064 名古屋市			○
003 岩手県	—	—	—	065 京都市		○	
004 宮城県	○			066 大阪市	○		
005 秋田県		○		067 堺市		○	
006 山形県	—	—	—	068 東大阪市			○
007 福島県			○	069 神戸市		○	
008 茨城県		○		070 姫路市			○
009 栃木県	○			071 尼崎市		○	
010 群馬県		○		072 和歌山市			○
011 埼玉県		○		084 宇都宮市		○	
012 千葉県	○			085 富山市			○
013 東京都	○			086 秋田市		○	
014 神奈川県		○		087 郡山市			○
015 新潟県			○	090 豊田市	○		
016 富山県			○	094 いわき市		○	
017 石川県			○	095 長野市		○	
018 福井県			○	096 豊橋市		○	
019 山梨県		○		098 相模原市			○
020 長野県		○		099 西宮市	○		
021 岐阜県		○		101 さいたま市			○
022 静岡県		○		102 奈良市		○	
023 愛知県			○	103 川越市			○
024 三重県		○		104 船橋市		○	
025 滋賀県			○	105 岡崎市		○	
026 京都府			○	106 高槻市			○
027 大阪府	○			108 青森市			○
028 兵庫県			○	109 八王子市			○
029 奈良県	○			110 盛岡市		○	
030 和歌山県		○		111 柏市		○	
050 旭川市			○	114 前橋市	○		
051 札幌市			○	115 大津市			○
052 函館市	○			116 高崎市			○
054 仙台市			○	118 豊中市	○		
055 千葉市			○	120 枚方市	○		
056 横浜市			○	121 越谷市		○	
057 川崎市			○	122 八戸市			○
058 横須賀市			○	124 福島市		○	
059 新潟市			○	125 川口市		○	
060 金沢市			○	126 八尾市			○
061 岐阜市			○	127 明石市		○	
062 静岡市			○	計	14	31	36

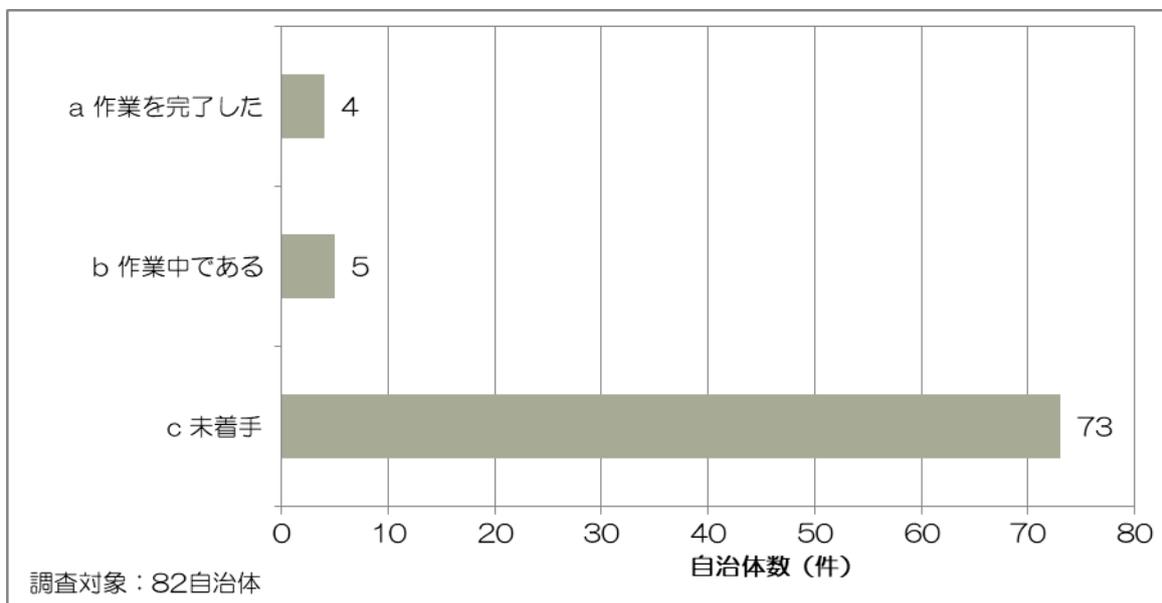
【手順6 文書による最終通知】の作業状況について

調査対象 82自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査①の未回答事業者及びフォローアップ調査②の未回答事業者について作業を完了した	4自治体
b 作業中である	5自治体
c 未着手	73自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・岩手県：自家用以外を対象に調査を実施したため



自治体名	手順6			自治体名	手順6		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	063 浜松市			○
002 青森県			○	064 名古屋市			○
003 岩手県	—	—	—	065 京都市			○
004 宮城県			○	066 大阪市			○
005 秋田県			○	067 堺市			○
006 山形県			○	068 東大阪市			○
007 福島県			○	069 神戸市			○
008 茨城県			○	070 姫路市			○
009 栃木県		○		071 尼崎市		○	
010 群馬県			○	072 和歌山市			○
011 埼玉県			○	084 宇都宮市			○
012 千葉県	○			085 富山市			○
013 東京都			○	086 秋田市			○
014 神奈川県			○	087 郡山市			○
015 新潟県			○	090 豊田市	○		
016 富山県			○	094 いわき市			○
017 石川県			○	095 長野市			○
018 福井県			○	096 豊橋市			○
019 山梨県			○	098 相模原市			○
020 長野県			○	099 西宮市	○		
021 岐阜県			○	101 さいたま市			○
022 静岡県			○	102 奈良市		○	
023 愛知県			○	103 川越市			○
024 三重県		○		104 船橋市			○
025 滋賀県			○	105 岡崎市			○
026 京都府			○	106 高槻市			○
027 大阪府	○			108 青森市			○
028 兵庫県			○	109 八王子市			○
029 奈良県		○		110 盛岡市			○
030 和歌山県			○	111 柏市			○
050 旭川市			○	114 前橋市			○
051 札幌市			○	115 大津市			○
052 函館市			○	116 高崎市			○
054 仙台市			○	118 豊中市			○
055 千葉市			○	120 枚方市			○
056 横浜市			○	121 越谷市			○
057 川崎市			○	122 八戸市			○
058 横須賀市			○	124 福島市			○
059 新潟市			○	125 川口市			○
060 金沢市			○	126 八尾市			○
061 岐阜市			○	127 明石市			○
062 静岡市			○	計	4	5	73

(3) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査 (1/5)

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
北海道	001 北海道	22,245	20,267	91.1	平成32年3月	平成26年及び平成28年	経済センサスリストを使用した安定器の調査において、自家用電気工作物の有無についても確認中（独自の調査として別表に整理）	
		(22,245)	(20,267)	(91.1)	(平成32年3月)	(平成26年及び平成28年)	(調査対象範囲を民間とした。公共施設については別途行っている。)	
	050 旭川市	2,020	1,722	85.2	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(2,020)	(1,722)	(85.2)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	051 札幌市	9,629	8,721	90.6	平成33年3月	平成28年		
		(9,665)	(8,246)	(85.3)	(平成34年3月)	(平成28年)		
	052 函館市	1,582	1,489	94.1	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(1,584)	(1,100)	(69.4)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	青森県	002 青森県	5,070	4,414	87.1	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(5,018)	(3,569)	(71.1)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
		108 青森市	1,270	982	77.3	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
			(1,270)	(979)	(77.0)	(平成32年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
		122 八戸市	902	671	77.4	平成32年3月	平成26年及び平成28年	
			(902)	(627)	(69.5)	(平成32年3月)	(平成26年及び平成28年)	
	岩手県	003 岩手県	6,455	2,880	44.6	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	平成30年9月以降は経済産業省提供の使用及び廃止リストを使用して調査を実施。 (経済産業省提供の使用及び廃止リストで平成30年9月以降実施予定)
			(6,455)	(2,880)	(44.6)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
		110 盛岡市	2,088	1,985	95.1	平成32年6月	平成28年	
			(2,089)	(1,914)	(91.6)	(平成32年6月)	(平成28年)	
	宮城県	004 宮城県	8,452	8,346	98.7	平成33年12月	平成26年	
			(8,452)	(8,194)	(96.9)	(平成31年3月)	(平成26年)	
	054 仙台市	6,209	5,280	85.0	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(6,209)	(5,279)	(85.0)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
秋田県	005 秋田県	6,299	6,234	98.9	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(6,384)	(5,949)	(93.1)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	086 秋田市	2,083	2,061	98.9	平成31年3月	平成26年		
		(2,071)	(1,791)	(86.4)	(平成31年3月)	(平成26年)		
	006 山形県	6,940	6,145	88.5	平成34年3月	平成28年		
		(6,946)	(5,648)	(81.3)	(平成33年3月)	(平成28年)		
福島県	007 福島県	9,200	5,600	60.8	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(9,200)	(5,600)	(60.8)	(平成34年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	087 郡山市	2,159	2,053	95.1	平成31年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(2,159)	(1,617)	(74.8)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
094 いわき市	2,703	—	—	平成31年2月	平成28年			
	(2,703)	(0)	(0.0)	(平成31年2月)	(平成28年)			
	124 福島市	3,014	1,368	45.4	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	調査対象事業者数を改めて精査したところ、前回の回答に誤りがあった。今回が正しい回答。 (経済センサス基礎調査結果も使用している。)	
		(1,783)	(925)	(51.8)	(未定)	(平成26年)		
	008 茨城県	17,467	17,222	98.6	平成32年3月	平成26年		
		(17,467)	(9,895)	(56.6)	(平成32年3月)	(平成26年)		
栃木県	009 栃木県	11,647	7,004	60.1	平成33年3月	平成26年に平成28年の一部を追加		
		(11,647)	(7,004)	(60.1)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
	084 宇都宮市	2,928	2,733	93.3	平成31年3月	平成26年		
		(2,927)	(2,704)	(92.3)	(平成31年3月)	(平成26年)		

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（2/5）

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

自治体名		調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考		
北海道 事業対象地域	群馬県	010 群馬県	12,414 (12,414)	9,171 (9,167)	73.8 (73.8)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)		
		114 前橋市	1,922 (1,893)	1,775 (1,763)	93.8 (93.1)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年 (平成26年)		
		116 高崎市	1,486 (1,486)	1,376 (1,376)	92.6 (92.6)	平成32年3月 (未定)	平成26年 (平成26年)		
	新潟県	015 新潟県	14,957 (14,957)	9,847 (9,847)	65.8 (65.8)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年 (平成26年)		
		059 新潟市	5,779 (5,857)	5,488 (5,435)	95.0 (92.7)	平成33年3月 (平成31年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)		
	019 山梨県	3,699 (3,698)	2,740 (2,727)	74.0 (73.7)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年 (平成26年)			
	富山県	016 富山県	4,722 (4,722)	3,640 (3,640)	77.0 (77.0)	平成33年4月 (未定)	平成26年 (平成26年)		
		085 富山市	2,910 (2,910)	2,758 (2,758)	94.8 (94.8)	平成33年6月 (平成33年6月)	平成26年 (平成26年)		
	石川県	017 石川県	5,215 (5,424)	4,249 (3,622)	81.4 (66.7)	平成33年3月 (平成34年3月)	平成28年 (平成28年)	地方公共団体（市町・一部事務組合・広域連合・協議会）(46件)に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理） (地方公共団体（市町・一部事務組合・広域連合・協議会）(46件)に対する調査を実施（独自の調査として別表に整理））	
		060 金沢市	2,123 (2,144)	1,115 (948)	52.5 (44.2)	平成30年3月 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)		
	018 福井県	7,618 (7,618)	5,763 (5,760)	75.6 (75.6)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年 (平成26年)			
	長野県	020 長野県	14,630 (14,130)	13,527 (13,027)	92.4 (92.1)	平成32年3月 (平成33年3月)	平成26年 (平成26年)		
		095 長野市	2,500 (2,500)	2,489 (2,479)	99.6 (99.1)	平成32年3月 (平成31年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)		
	東京都 事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県	28,908 (29,041)	24,746 (22,049)	85.6 (75.9)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	
			101 さいたま市	5,408 (5,408)	4,746 (4,687)	87.7 (86.6)	平成33年3月 (平成34年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	
103 川越市		1,732 (1,740)	1,597 (1,348)	92.2 (77.4)	平成31年9月 (平成31年9月)	平成28年 (平成28年)			
121 越谷市		1,471 (1,471)	1,176 (899)	79.9 (61.1)	平成32年3月 (平成31年4月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)			
125 川口市		3,382	2,433	71.9	平成33年3月		※埼玉県から提供された調査対象事業者リスト（平成29年度までの埼玉県の調査結果をリスト化したもの）に基づく調査を実施		
		(3,382)	(2,433)	(71.9)	(平成33年3月)		(※埼玉県から提供された調査対象事業者リスト（平成29年度までの埼玉県の調査結果をリスト化したもの）に基づく調査を実施)		
千葉県	012 千葉県	20,351 (20,351)	20,030 (20,351)	98.4 (100.0)	平成30年3月 (平成30年3月)	平成26年 (平成26年)	前年度の数値に誤りがあり、今年度分が正しい数値である。最終通知に未達があったため、調査としては98.4%で完了となる。未達や未回答者には今後、現地確認・電話確認を行う。		
	055 千葉市	3,678	2,127	57.8	平成33年3月	平成28年			
		(3,678)	(2,127)	(57.8)	(平成31年8月)	(平成28年)			

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（3/5）

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考		
東京事業対象地域	千葉県	104 船橋市	1,869 (1,869)	1,527 (1,525)	81.7 (81.7)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年 (平成26年)		
		111 柏市	1,711 (1,711)	1,245 (1,212)	72.8 (70.8)	平成33年3月 (平成34年3月)	平成28年 (平成28年)		
	東京都	013 東京都	67,463 (67,463)	55,515 (55,515)	82.2 (82.2)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年 (平成26年)		
		109 八王子市	2,549 (2,550)	2,205 (2,182)	86.5 (85.5)	平成33年3月 (平成33年6月)	平成26年 (平成26年)		
	神奈川県	014 神奈川県	13,990 (14,170)	9,410 (9,241)	67.2 (65.2)	平成33年3月 (平成33年)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年)		
			056 横浜市	14,572 (14,941)	6,301 (5,745)	43.2 (38.4)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	
		057 川崎市	4,811 (4,811)	2,737 (2,671)	56.9 (55.5)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年 (平成26年)	(自家用電気工作物設置事業者以外の事業者を対象とした調査を実施予定(未着手))	
		058 横須賀市	1,260 (1,260)	840 (840)	66.7 (66.7)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	(自家用電気工作物設置事業者以外の事業者を対象とした調査を実施予定(未着手))	
			098 相模原市	2,854 (2,589)	2,206 (2,204)	77.2 (85.1)	平成32年10月 (未定)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	調査対象事業者数を改めて精査したところ、前年度の数値に誤りがあった。今年度が正しい数値。
	豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県	19,158 (19,034)	14,476 (14,232)	75.5 (74.7)	平成33年3月 (平成33年4月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	
				062 静岡市	2,774 (2,769)	2,070 (1,971)	74.5 (71.1)	平成33年7月 (平成33年7月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)
			063 浜松市	5,146 (5,146)	4,480 (4,473)	87.1 (86.9)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	
岐阜県		021 岐阜県	13,572 (13,572)	11,352 (10,995)	83.6 (81.0)	平成33年3月 (平成32年3月)	平成26年 (平成26年)		
			061 岐阜市	2,803 (2,763)	2,680 (2,113)	95.6 (76.4)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	平成29年度に経済産業省提供データの一部を追加 (平成29年度に経済産業省提供データの一部を追加)
愛知県		023 愛知県	27,874 (27,874)	20,831 (19,806)	74.7 (71.0)	平成32年6月 (平成32年6月)	平成26年 (平成26年)		
			064 名古屋市	9,335 (9,335)	5,702 (5,702)	61.1 (61.1)	平成33年3月 (平成33年6月)	平成26年 (平成26年)	早期処理連絡会にて修正
		090 豊田市	2,787 (2,787)	2,787 (2,787)	100.0 (100.0)	平成30年4月 (平成30年4月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)		
			096 豊橋市	2,238 (2,152)	2,029 (1,790)	90.7 (83.1)	平成33年3月 (平成33年6月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	(経済センサスで総従業者数20人以上の事業者(2,616件)について調査を行っている。詳細については独自の調査として別表に整理)
		105 岡崎市		1,235 (1,235)	1,167 (1,150)	94.5 (93.1)	平成33年3月 (平成33年3月)	平成26年 (平成26年)	
024 三重県		12,774 (12,774)	11,028 (10,698)	86.3 (83.7)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を追加 (平成26年に平成28年の一部を追加)	電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200件)に対する調査を実施済(独自の調査として別表に整理) (電気絶縁物処理協会リスト事業者(1,200件)に対する調査を実施済(独自の調査として別表に整理))		

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（4/5）

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

自治体名		調査対象 事業者数	回答 事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考
滋賀県	025 滋賀県	8,558 (8,558)	7,287 (7,258)	85.1 (84.8)	平成32年9月 (平成32年3月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)	
	115 大津市	1,315 (1,338)	1,068 (1,033)	81.2 (77.2)	平成32年3月 (未定)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)	
京都府	026 京都府	3,251 (3,251)	2,215 (2,215)	68.1 (68.1)	平成32年9月 (平成31年10月)	平成26年に平成28年の一部を 追加 (平成26年に平成28年の一部 を追加)	
	065 京都市	3,731 (3,731)	2,534 (2,534)	67.9 (67.9)	平成32年3月 (平成32年3月)	平成28年 (平成28年)	
大阪府	027 大阪府	16,871	7,058	41.8	平成30年3月	平成26年	未回答又は未達事業所については、H29年度調査対象に含まれる。また、H29年度調査の未回答事業所に最終通知実施。（参考：9,300件に送付済。） 経済センサス（平成26年度）に基づく従業員10名以上の事業者（22,500件）に対し安定器調査を実施（独自の調査として別表に整理）
		(16,871)	(7,058)	(41.8)	(平成30年3月)	(平成26年)	(未回答又は未達事業所については、H29年度調査対象に含まれる。また、H29年度調査の未回答事業所に最終通知実施。（参考：6,700件に送付済。） 経済センサス（平成26年度）に基づく従業員10名以上の事業者（22,500件）に対し安定器調査を実施（独自の調査として別表に整理）
	066 大阪市	23,535	22,788	96.8	平成33年3月	平成26年	大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）に基づく事業者（9,826件）を対象にフォローアップ調査を実施（独自の調査として別表に整理）
		(23,535)	(22,778)	(96.8)	(平成33年3月)	(平成26年)	(大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）に基づく事業者（9,826件）を対象にフォローアップ調査を実施（独自の調査として別表に整理）
	067 堺市	3,495 (3,493)	3,095 (3,030)	88.6 (86.7)	平成32年9月 (平成32年9月)	平成26年 (平成26年)	
	068 東大阪市	4,552	1,740	39.6	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(4,392)	(1,457)	(33.1)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部 を追加)	(電気絶縁物処理協会リスト事業者に対する調査を実施予定（独自調査として別表に整理）
	106 高槻市	801	607	75.8	平成32年3月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
		(801)	(607)	(75.8)	(平成33年3月)	(平成26年に平成28年の一部 を追加)	
	120 枚方市	1,624	1,412	86.9	平成32年6月	平成26年に平成28年の一部を 追加	
(1,632)		(1,381)	(84.6)	(平成32年6月)	(平成26年に平成28年の一部 を追加)		
118 豊中市	797	593	74.4	平成33年2月	平成26年		
	(797)	(593)	(74.4)	(平成32年3月)	(平成26年)		
126 八尾市	1,850	1,307	70.6	平成32年3月	平成26年	経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所（1,963件）に対する調査を実施（独自調査として別表に整理）	
	(1,850)	(1,307)	(70.6)	(未定)	(平成26年)	(経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所（1,963件）に対する調査を実施（独自調査として別表に整理）	
兵庫県	028 兵庫県	13,923	8,502	61.1	平成31年12月	平成28年	
		(13,923)	(8,502)	(61.1)	(平成32年12月)	(平成28年)	
	069 神戸市	8,595 (8,595)	8,122 (7,790)	94.5 (90.6)	平成32年10月 (平成32年3月)	平成26年 (平成26年)	
070 姫路市	3,556	3,440	96.7	平成31年6月	平成26年に平成28年の一部を 追加		
	(3,556)	(3,440)	(96.7)	(平成31年3月)	(平成26年に平成28年の一部 を追加)		

○自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査（5/5）

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
大阪事業対象地域	兵庫県	071 尼崎市	1,735	1,602	92.3	平成32年4月	平成26年に平成28年の一部を追加	独自調査として別表に整理
			(1,735)	(1,602)	(92.3)	(未定)	(平成26年に平成28年の一部を追加)	
		099 西宮市	2,130	2,130	100.0	平成30年3月	平成26年に平成28年の一部を追加	
		(2,217)	(2,130)	(96.0)	(平成30年3月)	(平成26年に平成28年の一部を追加)		
		127 明石市	1,042	926	88.9	平成32年3月	平成28年	
		(1,153)	(601)	(52.1)	(平成33年3月)	(平成28年)		
	奈良県	029 奈良県	5,764	5,601	97.2	平成31年3月	平成26年	(独自調査として別表に整理)
			(5,764)	(5,064)	(87.9)	(平成31年3月)	(平成26年)	
		102 奈良市	1,352	1,352	100.0	平成31年3月	平成28年度	従業員数5名以上の事業所(3953件)に対する調査を実施(独自調査として別表に整理)
		(1,352)	(1,352)	(100.0)	(平成30年10月)	(平成28年度)	(従業員数5名以上の事業所(3953件)に対する調査を実施(独自調査として別表に整理))	
	和歌山県	030 和歌山県	3,363	3,181	94.5	平成31年3月	平成26年	市町村(和歌山市を除く29件)に対する調査を実施(独自の調査として別表に整理)
			(3,391)	(3,012)	(88.8)	(平成31年3月)	(平成26年)	(市町村(和歌山市を除く29件)に対する調査を実施(独自の調査として別表に整理 ※手順3以降は集計作業中)
072 和歌山市		2,312	1,767	76.4	平成32年3月	平成26年		
	(2,170)	(1,844)	(84.9)	(平成31年3月)	(平成26年)			

○自家用電気工作物設置者以外を対象とした掘り起こし調査（1/3）

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

自治体名		調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
北海道	001 北海道	40,000 (-)	- (-)	- (-)	平成32年3月 (-)	経済センサス (-)	作業中	
	050 旭川市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	051 札幌市	- (46,629)	- (24,306)	- (52.1)	- (平成34年3月)	- (経済センサス活動調査結果)	経済センサスデータを用いて調査した結果は自家用電気工作物リストの調査結果内容に含めた。	
	052 函館市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	青森県	002 青森県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		108 青森市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		122 八戸市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	岩手県	003 岩手県	1,454 (1,454)	745 (-)	51.2 (-)	平成33年3月 (-)	経済産業省提供の使用及び廃止リスト (経済産業省提供の使用及び廃止リスト)	(平成30年9月以降実施予定)
		110 盛岡市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	宮城県	004 宮城県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		054 仙台市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	秋田県	005 秋田県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		086 秋田市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
	006 山形県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	福島県	007 福島県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		087 郡山市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		094 いわき市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
		124 福島市	- (1,231)	- (300)	- (21.6)	- (未定)	- (経済センサス基礎調査結果)	調査対象事業者数を改めて精査したところ、前回の回答に誤りがあった。今回分が正しい回答。
	008 茨城県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	栃木県	009 栃木県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	
084 宇都宮市		- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
群馬県	010 群馬県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	114 前橋市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	116 高崎市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
新潟県	015 新潟県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	059 新潟市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
019 山梨県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
富山県	016 富山県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	085 富山市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
石川県	017 石川県	46 (46)	46 (46)	100.0 (100.0)	平成28年11月 (平成28年11月)	地方公共団体 (市町・一部事務組合・広域連合・協議会) (地方公共団体 (市町・一部事務組合・広域連合・協議会))		
	060 金沢市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
018 福井県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)			
長野県	020 長野県	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		
	095 長野市	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)	- (-)		

○自家用電気工作物設置者以外を対象とした掘り起こし調査（2/3）

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

	自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
東京事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県	—	—	—	—	—	
		101 さいたま市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		103 川越市	—	—	—	—	—	
		121 越谷市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		125 川口市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	千葉県	012 千葉県	—	—	—	—	—	
		055 千葉市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		104 船橋市	—	—	—	—	—	
		111 柏市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	東京都	013 東京都	—	—	—	—	—	
		109 八王子市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	神奈川県	014 神奈川県	—	—	—	—	—	
		056 横浜市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		057 川崎市	(—)	(—)	(—)	平成34年3月	(—)	(※実施予定 (未着手))
		058 横須賀市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	(※実施予定 (未着手))
098 相模原市		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)		
豊田事業対象地域	静岡県	022 静岡県	—	—	—	—	—	
		062 静岡市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		063 浜松市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	岐阜県	021 岐阜県	—	—	—	—	—	
		061 岐阜市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	愛知県	023 愛知県	—	—	—	—	—	
		064 名古屋市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		090 豊田市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
		096 豊橋市	2,616	1,939	74.1	平成31年3月	経済センサスで総従業員数20人以上の事業	
		105 岡崎市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	024 三重県	1,200	1,200	100.0	平成25年3月	電気絶縁物処理協会による調査を完了		
	(1,200)	(1,200)	(100.0)	(平成24年度)	(電気絶縁物処理協会による調査を完了)			
大阪事業対象地域	滋賀県	025 滋賀県	—	—	—	—	—	
		115 大津市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	京都府	026 京都府	—	—	—	—	—	
		065 京都市	(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	
	大阪府	027 大阪府	21,900	21,900	100.0	平成30年3月	経済センサス—基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者 ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施	・H29.12月に未回答事業所約9,300件に対して回答督促通知文を送付。 ・回答督促通知文に返信のなかった事業者に対して督促電話を行っている。 ・今後も電話や立入等により未回答事業者への督促及び指導を行う。
(21,900)			(21,900)	(100.0)	(平成30年3月)	(経済センサス—基礎調査結果に基づく従業員10名以上の事業者 ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施)	(・H29.12月に未回答事業所約6,700件に対して回答督促通知文を送付。 ・回答督促通知文に返信のなかった事業者に対して督促電話を行っている。 ・今後も電話や立入等により未回答事業者への督促及び指導を行う。)	

○自家用電気工作物設置者以外を対象とした掘り起こし調査（3/3）

上段：平成30年12月時点、下段：平成30年6月時点

自治体名	調査対象事業者数	回答事業者数	進捗率 (%)	調査完了 (予定) 日	調査対象及び調査方法	備考	
大阪府	066 大阪市	9,826	—	—	—	自家用電気工作物設置事業者に対して、大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）を基にフォローアップ調査を実施。	※進捗状況等は、「1. 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査」とおり
		(9,826)	(—)	(—)	(—)	(自家用電気工作物設置事業者に対して、大阪市独自の事業者データベース（PCB特措法届出前のPCB保管事業者情報、過去にPCB届出が提出されたが現在届出の無い事業者情報、PCB機器を使用していた自家工作物設置者情報を含むデータベース）を基にフォローアップ調査を実施。)	(※進捗状況等は、「1. 自家用電気工作物設置者を対象とした掘り起こし調査」とおり)
	067 堺市	—	—	—	—	—	—
	068 東大阪市	—	—	—	—	—	—
	106 高槻市	—	—	—	—	—	—
	120 枚方市	—	—	—	—	—	—
	118 豊中市	—	—	—	—	—	—
	126 八尾市	1,963	1,257	64.0	平成33年3月	経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所（1,963件） ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施	—
		(1,963)	(1,257)	(64.0)	(未定)	(経済センサスに基づく従業員10名以上の事業所（1,963件） ※掘り起こし調査マニュアルに準じて実施)	・回答があった事業者に対してフォロー（説明会等）を実施 ・未達者又は未回答者に対してフォロー予定)
	028 兵庫県	—	—	—	—	—	—
	069 神戸市	—	—	—	—	—	—
	070 姫路市	—	—	—	—	—	—
	兵庫県	071 尼崎市	2,732	—	—	—	電気絶縁物協会等のリストを用いて、現在まで調査した内容を含め、リストを精査し立ち入り調査を中心にPCB含有機器の有無について行う予定。
(—)			(—)	(—)	(—)	(—)	—
099 西宮市		—	—	—	—	—	—
127 明石市		—	—	—	—	—	—
奈良県	029 奈良県	1,047	—	—	平成32年3月	—	H31年度にP協データを用いた調査を実施予定。新たに把握された事業者に対し、最終通知を送付予定。
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	—
奈良県	102 奈良市	3,609	3,609	100.0	平成31年10月	従業員数5名以上の事業所（3953件） 住所が確認できなかった事業者数344件	—
		(3,609)	(3,609)	(100.0)	(平成30年8月)	(従業員数5名以上の事業所（3953件） 住所が確認できなかった事業者数344件)	—
和歌山県	030 和歌山県	29	29	100.0	平成28年3月	市町村（和歌山市を除く）	—
		(29)	(29)	(100.0)	(平成28年3月)	(市町村（和歌山市を除く）)	—
和歌山県	072 和歌山市	—	—	—	—	—	
		(—)	(—)	(—)	(—)	(—)	

2. 変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査の効果について

(1) 掘り起こし調査に使用した情報源について

(※) 各自治体が調査対象者選定時に使用した情報源を I、1、(1) の表に示す。

平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストを使用している自治体は 32 自治体、平成 28 年度提供のリストを使用（平成 26 年度提供リストに追加使用を含む）している自治体は 13 自治体、その他の情報源を使用（自家用電気工作物設置者リストとの併用を含む）している自治体は 1 自治体であった。

平成 26 年度提供のリストを使用している 32 自治体のうち、31 自治体が平成 26 年度提供のリストのみを使用していた。これらの自治体が平成 28 年度提供のリストを使用しなかった主な理由は以下のとおりである。

- ・ PCB 含有電気工作物については新設されることはないため、調査については平成 26 年度提供データで対象事業者が網羅されていると判断した。また、平成 28 年度データ提供前に既に調査を開始していたことから、最新データを利用する利点がなかったため。
- ・ すでに掘り起こし調査を開始していたため。（参考情報としては利用）
- ・ 平成 28 年度提供リスト分（平成 26 年度提供リスト重複分除く）については今年度中に実施予定
- ・ 平成 26 年度提供のリストを基に平成 27 年度末から調査を実施している。当該リストからの追加分（平成 28 年度提供）については、平成 30 年度末から郵送、平成 31 年度から立入調査を実施する。
- ・ 平成 26、27 年度に自家用電気工作物設置者リストに基づく掘り起こし調査をした上で、平成 29 年度に経済センサスデータに基づく掘り起こし調査を実施したため
- ・ 平成 28 年度提供のリストはデータ整理されているように見えて、平成 26 年度提供リストとの重複がある等、提供された後に新たな精査が必要で、すぐ活用できなかった。また、平成 26 年度提供リストを基にした掘り起こし調査の回答事業者、リスト提供後の新たに届出のあった PCB 特措法届出事業者を除外する必要もあり、データ整理に時間を要した。
- ・ 今後、平成 28 年度提供のものを使用予定。（平成 31 年 1 月頃、平成 28 年度提供リストの一部を対象に追加で掘り起こし調査を実施予定。）
- ・ 平成 28 年度リストと平成 26 年度リストで事業場間の紐付けができない。平成 28 年度リストでは自家用電気工作物設置者等の名称や設置場所に一部抜けがある。
- ・ 平成 28 年度リストを提供された時点で既に委託事業者が平成 26 年度リストを精査中であり、その後平成 28 年度リストと突き合わせ確認を行ってもらい、平成 26 年度リストを使用することで問題無いという結論となったため。

また、その他の情報源として使用された主なリストは以下の通りである。

- ・ 平成 26 年度リストに平成 28 年度リストの一部を追加し、さらに平成 29 年度に経済産業省提供データの一部を追加したリスト

さらに、自家用電気工作物設置者リスト以外を対象に調査を実施している自治体の調査内容は以下の通り。

- ・平成28年12月から自家用電気工作物設置者リストを使用してアンケート調査を実施したが、平成29年8月より経済産業省提供の使用及び廃止リストを使用して調査を行っている。理由としては、電気事業法等に基づき、使用中のトランス及びコンデンサーに関する掘り起こし調査は経済産業省が行うこととなっていることから、全ての使用中トランス及びコンデンサーが当該届出を確認することによって把握できるもの。また、過去に当県では独自に掘り起こし調査を数回実施していること、電気保安協会に依頼し、廃棄物となったものを確認した際には、県に届出するよう依頼していることから、より効率的であると考えられる当該リストを選定。

(2) 掘り起こし調査の方法について

掘り起こし調査は、基本的にマニュアルに基づいて行われているが、除外率の低減及び回答率の向上に向け、各自治体で独自の工夫が行われている。各調査段階における工夫内容を下記に記す。

① 初回アンケート調査の方法について

初回アンケート調査方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・委託業者のデータベースにより過去調査における未達事業者の特定、突合を行い、未達事業者の最小化に成功した。
- ・業者に委託し、調査票を簡素化し、パンフレットを作成するなどした。また、電気保安協会や電気技術者協会へ協力を依頼した。
- ・経済産業省の所有しているリストに掲載されているが、PCB特措法に基づく届出を行っていない事業者には、確認等を実施している。
- ・封筒に県からの重大なお知らせがある旨を印刷し対象者への注意喚起を行った。
- ・調査票の作成段階から保安協会や電気技術者協会などの電気主任技術者と相談しながら進めてきた。
- ・調査にあたっては、多くの事業所を持つ企業について集約回答を依頼する、電話による督促を行う等、回答率向上に努めた。
- ・県主催及び他団体主催の講習会等による周知
- ・商工団体等の広報誌による周知
- ・業者に委託し、調査票はマニュアルに従いつつ、虚偽の調査と疑問を抱かれないよう、また回答率を上げるため、回答の返信先を委託業者ではなく県庁担当課あてにした。
- ・対応窓口を増設した。
- ・PCB含有の有無を判定するフローチャートを添付して行った。
- ・平成26年度に1900事業所を対象に掘り起こし調査の試行実施を行い、その結果を踏まえて、残りの15000事業所の調査を行った。
- ・調査票を各月で分割して送付し、フォローアップを確実に行うようにした。
- ・送付用封筒のラベルに「電気主任技術者にご確認ください」といった文言を記載し、電気主任技術者等の自家用電気工作物の知見がある者に封筒が届くよう工夫した。

- ・ 保安協会に委託し、保安協会の顧客へは点検時等に調査票を手渡し・説明するとともに、直接回収することで回収率の向上を図った。
- ・ 電気保安法人等による調査をしてから回答を求めるスタイルにした。
- ・ 回答用のハガキは切手不要のものを同封した。
- ・ 電話回答を認めた。
- ・ 複数回電話により、接触を試み、直接現地訪問して実施した。
- ・ 問い合わせの増加が予想されたため、関東電気保安協会に協力を依頼した。
- ・ 電気保安協会から変圧器等の製造情報について、情報提供の協力をお願いした。
- ・ 郵送調査を行う前に、住宅地図等で所在を確認し、未達事業者や重複事業者の削減に努めた。
- ・ JESCO の特別登録期間であったためチラシを同封した。

② 未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法について

未回答者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 委託業者から電話、FAX、郵便により複数回のアプローチを行うことにより回答率 80%以上を達成した。
- ・ キュービクル内に設置されているなど、停電が必要な事業場を確認する際には電気主任技術者と一緒に確認している。
- ・ フォローアップ調査に際しては、電気主任技術者の協力依頼や電気設備台帳の確認等を行い、事業者が電気工作物への知識が不足していたケースなどに対応した。
- ・ 保安協会に情報提供を求めた。
- ・ 業者に委託し、啓発文書を同封し PCB 特別措置法に関する周知を行った。
- ・ 電話により回答を依頼した上で、調査票を再送付した。また、複数回未回答となっている事業所には、各地区にある環境管理事務所が訪問する等、回答率向上に努めた。
- ・ 業者に委託し、相手方と連絡がとれない場合は、現地訪問をするよう委託した。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物を保管している可能性があるとは回答した事業者への現地調査について、事前に保安協会や電気管理技術者協会へ連絡し、顧客からの求めに応じて、電気主任技術者の立会い等の協力を依頼した。
- ・ 支店や支部がある事業者は、本店や本部へ一括調査依頼をした。
- ・ 調査票のレイアウトを分かりやすくし、PCB 含有の有無を判定するフローチャートを添付して行った。
- ・ 調査票を 2 回以上送付しても回答がない事業所は、職員が電話をかけて聞き取りを行うと伴に、事業者に了解を得て電気主任技術者に対して聞き取りやアンケートの記入を依頼した。
- ・ 業者に委託し、架電によって直接コンタクトを取る方法を採用した。
- ・ 保安協会に協力を依頼し、顧客分の調査について回答に協力を求めた。
- ・ 「不明」との回答をしている事業者について、未だ不明の場合においても、法に基づく届出を毎年提出するよう促し、その後の検査状況等を把握するため調査を実施した。 ※濃度区分に「未検査」と記入

- ・ 電気主任技術者へ協力依頼（点検日に合わせて訪問調査）又は保安台帳で確認
- ・ 往復はがきを使用し、内容を簡素化した。
- ・ 管理者を聞き取り、こちらから管理者に対して直接連絡をとった。
- ・ 掘り起こし調査からフォローアップ調査への移行を直ちに行いました。未回答事業者について、対応が早い方が効果的であると考えたからです。
- ・ 保管施設の種類により関係課に問合せた。例えば、その保管施設がドラッグストア等の場合は保健所職員に確認を行った。
- ・ 全件について現地確認および現地立入を行い、その際に調査票を手渡しした。
- ・ 封筒の色を目立つ色として郵送を行った。調査票をユニバーサルデザインにより見やすく作成した。

③ 未達事業者の連絡先調査の方法について

未達事業者に対する連絡先調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 委託業者のデータベースにより過去調査における未達事業者の特定、突合を行い、未達事業者の最小化に成功した。
- ・ 未達事業者に係る建物登記情報を入手して所在確認を行った上で、出先機関職員による現地訪問を行っている。
- ・ 基本的には振興局職員による現地訪問を実施しているが、公的機関が所有する物等については、電話による確認等も行っている。
- ・ 保健所職員による所在確認，現地訪問を行った。
- ・ 地図情報会社の情報等を活用し現地調査を行っている。
- ・ ウェブ情報（地図、企業HP）等により所在確認や移転先等確認したうえで、現地訪問を行った。
- ・ 未達事業者の情報を委託事業により、インターネット等を使用し、調査を行い、それでも詳細がつかめない事業者については、電話による調査を行った。
- ・ 不法投棄監視員による現地確認を行った。
- ・ 対象住所に別業者が存在する場合は、当該業者の連絡先を調べ、別に連絡先がある場合は、その連絡先を調べるよう委託している。
- ・ 非常勤職員により、電話調査やインターネット調査を行い、それでも不明な事業者については、本庁職員とともに、現地確認を行った。
- ・ 現地訪問の結果、無人の施設で古い電気設備が残っているおそれのあるものについては、関係者を調査して電気設備の確認を行った。
- ・ 平成3年、14年、30年の地図と設置場所住所を突合し所在確認を実施した。
- ・ 地図やWEBで確認できなかった事業者については現地確認又は登記簿確認を行い、古い建物が現存している場合は現在の所有者に調査書類を郵送した。
- ・ 現地確認を行う際に、近所の方に聞き込み調査も行った。現地訪問して、事業者に対して説明して調査票を直接手渡しした場合は、回答率が高かった。
- ・ 現地に赴き、ビルの張り紙や聞き取り調査等から管理会社を割り出し、再送するようにした。

④ 連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査について

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査の方法としては、未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法と同様に、アンケート調査、電話調査、はがきによる調査に加え、現地調査（訪問調査）が採用されており、回収率の向上には現地調査（訪問調査）が有効であると考えられる。

未達事業者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 連絡先が確認できた未達事業者については、まずは電話で状況を確認し、必要に応じて立入検査を行っている。
- ・ 保健所職員による訪問調査を行ったことで、調査方法や不明点等をその場で回答し、指導まで行えたため回答率がかなり向上した。
- ・ 委託により調査会社の調査員が現地訪問を行い、対象施設に所在する事業者に対し調査を実施した。
- ・ 事業者に了解を得て電気主任技術者に対して聞き取りやアンケートの記入を依頼した。
- ・ 内容を簡略化し、往復はがきによる回答を求めた。

（３）掘り起こし調査の結果について

① 掘り起こし調査にて新たに発見された高濃度 PCB 使用機器について

掘り起こし調査の結果、自治体へ届出がない高濃度 PCB 使用機器の保有（保管・使用）が新たに発見された件数及び機器数を以下に示す。

自治体名	掘り起こされた件数	変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査結果			
		保管中 変圧器(台数)	使用中 変圧器(台数)	保管中 コンデンサー(台数)	使用中 コンデンサー(台数)
001 北海道	—	—	—	—	—
002 青森県	把握していない	—	—	—	—
003 岩手県	21	17	0	5	0
004 宮城県	48	—	—	—	—
005 秋田県	107	36	52	57	32
006 山形県	—	—	—	—	—
007 福島県	—	—	—	—	—
008 茨城県	153	—	—	—	—
009 栃木県	50	—	—	—	—
010 群馬県	—	—	—	—	—
011 埼玉県	366	—	—	—	—
012 千葉県	116	31	43	245	137
013 東京都	261	51	130	1072	217
014 神奈川県	90	13	56	61	39
015 新潟県	0	0	0	0	0
016 富山県	37	3	2	61	4
017 石川県	3	0	0	2	1
018 福井県	50	11	32	27	28
019 山梨県	34	20	6	24	8
020 長野県	100	20	30	20	30
021 岐阜県	118	32	40	59	104
022 静岡県	95	4	2	70	16
023 愛知県	未把握	未把握	未把握	未把握	未把握
024 三重県	79	0	0	80	18
025 滋賀県	105	内訳詳細不明 保管280台 使用121台			
026 京都府	8	1	1	10	6
027 大阪府	280	70	80	1800	80
028 兵庫県	3	0	0	3	0
029 奈良県	集計不可	集計不可	集計不可	集計不可	集計不可
030 和歌山県	57	19	44	10	4
031 鳥取県	9	0	0	6	6
032 島根県	59	2	—	110	—
033 岡山県	36	6	0	25	19
034 広島県	124	—	—	—	—
035 山口県	9	0	0	5	5
036 徳島県	44	0	0	46	23
037 香川県	30	0	0	25	5

変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査結果

自治体名	掘り起こされた 件数	保管中 変圧器(台数)	使用中 変圧器(台数)	保管中 コンデンサー(台数)	使用中 コンデンサー(台数)
038 愛媛県	88	2	0	142	26
039 高知県	78	0		150	
040 福岡県	20	6	2	23	3
041 佐賀県	8	0	0	16	1
042 長崎県	—	—	—	—	—
043 熊本県	85	—	—	—	—
044 大分県	52	14	18	48	27
045 宮崎県	18	0	6	36	13
046 鹿児島県	12	0	0	15	2
047 沖縄県	4	0	0	3	1
050 旭川市	—	—	—	—	—
051 札幌市	0	0	0	0	0
052 函館市	5	0	0	5	2
054 仙台市	37	7	1	127	2
055 千葉市	1	1	0	0	0
056 横浜市	20	1	0	19	3
057 川崎市	—	—	—	—	—
058 横須賀市	8	8	0	8	3
059 新潟市	—	—	—	—	—
060 金沢市	1	0	0	6	0
061 岐阜市	25	0	0	15	16
062 静岡市	—	—	—	—	—
063 浜松市	154	1	6	218	0
064 名古屋市	24	0	0	31	90
065 京都市	—	—	—	—	—
066 大阪市	896	57	135	180	83
067 堺市	47	0	0	43	5
068 東大阪市	—	—	—	—	—
069 神戸市	23	3	46	0	13
070 姫路市	56	17	25	40	32
071 尼崎市	47	0	0	34	13
072 和歌山市	15	0	0	13	3
073 広島市	121	8	0	90	31
074 呉市	19	0	0	19	13
075 下関市	13	1	0	3	3
076 北九州市	169	185		175	
077 福岡市	28	0	0	31	6
078 大牟田市	4	0	0	3	3
079 長崎市	5	0	0	15	1
080 佐世保市	4	2	1	14	6
081 熊本市	2	0	0	3	0
082 鹿児島市	14	0	0	17	0
083 岡山市	—	—	—	—	—
084 宇都宮市	37	0	0	36	17
085 富山市	—	—	—	—	—
086 秋田市	—	—	—	—	—
087 郡山市	25	1	0	29	0
088 大分市	8	0	0	5	3
089 松山市	1	0	0	2	0
090 豊田市	18	8	2	7	7
091 福山市	82	0	0	41	81
092 高知市	17	0	0	17	4
093 宮崎市	0	0	0	0	0
094 いわき市	—	—	—	—	—
095 長野市	38	9	72	23	20
096 豊橋市	18	8	2	7	7
097 高松市	17	0	0	17	4
098 相模原市	37	5	34	58	28
099 西宮市	8	0	0	11	2
100 倉敷市	20	0	0	6	14

自治体名	変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査結果				
	掘り起こされた 件数	保管中 変圧器(台数)	使用中 変圧器(台数)	保管中 コンデンサー(台数)	使用中 コンデンサー(台数)
101 さいたま市	—	—	—	—	—
102 奈良市	—	—	—	—	—
103 川越市	10	0	0	34	0
104 船橋市	11	0	2	12	1
105 岡崎市	6	0	0	1	5
106 高槻市	13	0	2	7	2
108 青森市	5	0	0	12	0
109 八王子市	11	0	0	23	0
110 盛岡市	4	0	0	5	1
111 柏市	—	—	—	—	—
112 久留米市	9	0	0	8	1
114 前橋市	—	—	—	—	—
115 大津市	—	—	—	—	—
116 高崎市	52	0	0	134	0
118 豊中市	16	14	14	23	13
119 那覇市	14	0	0	13	1
120 枚方市	32	5	21	14	12
121 越谷市	17	16	25	40	5
122 八戸市	0	0	0	0	0
124 福島市	2	0	0	0	0
125 川口市	9	5	1	11	0
126 八尾市	—	—	—	—	—
127 明石市	—	—	—	—	—
128 鳥取市	—	—	—	—	—
129 松江市	—	—	—	—	—
計	5037	714	931	5781	1395

② 高濃度 PCB 使用機器が発見された場所について

掘り起こし調査により高濃度 PCB 使用機器が発見された場所は、電気室、キュービクル及び倉庫が多かったが、これ以外の場所についても発見された事例があり、参考事例として以下に示す。

- ・ 屋上、階段の踊り場、事業場敷地内の空きスペース

③ 高濃度 PCB 使用機器が発見された場所や設備で見落としがちな所について

高濃度 PCB 使用機器が発見された場所や設備で見落としがちな所について、各自治体及び関係団体より得られた事例を、参考事例として以下に示す。

- ・ 前建物所有者が使用していたキュービクルなど
- ・ 宿泊施設、病院、老人福祉施設等、製造業以外の業種においては、電気設備に対する意識が低く、見落としがちである。
- ・ 過去に自家用電気工作物を設置していた場所（既に廃業済み）←提供リストに存在しない
- ・ 廃ホテルの電気室
- ・ 鉄工所等で使用されている溶接機に附属しているコンデンサーに PCB が使用されている事例がある。
- ・ 大学の実験設備
- ・ 受電設備の配電盤
- ・ 山中にある私有地の引き込み電柱
- ・ 事業場内のあまり利用されていない倉庫

- ・ エレベーター設備、レントゲン設備等の受変電設備以外の場所や設備
- ・ 電気工事業者の倉庫

④ 掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

掘り起こし調査で有効であったと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ 委託業者のデータベースにより移設、解散した事業者の把握が可能となった。
- ・ 自家用電気工作物については、主任技術者が設置されているため、調査の協力を依頼することで回答の精度や速度が上昇した。
- ・ 電話による督促を行うことで回収率を上げることができた。
- ・ 電気主任技術者に協力を依頼することで回収率を上げることができた。
- ・ 事業者に調査方法を記載させることで、回答の精度が向上した
- ・ (例：調査時期：○年○月 調査実施主体：①自社 ②他社(○社) ③その他)
- ・ フォローアップで未回答事業者へアンケート調査を再送するときに、事前に対象者に電話をすることで、効果があった。
- ・ フォローアップでは、電気主任技術者の把握に努め、事業者の了解を得た上で可能な限り電気主任技術者に調査票を送付するようにした。
- ・ 電気保安に関係する協会の他、様々な団体を集め、連絡会等を実施し調査等の協力を要請したところ、協会内で調査や取りまとめ等を実施した例があり、処理が促進するなど効果があった。
- ・ 掘り起こし調査専用のホームページの作成
- ・ 県独自で作成したチラシ(別添)を同封することで、アンケート回収率が向上したと考えられる。
- ・ 掘り起こし調査アンケートに電気主任技術者の名前と連絡先を記入できるようにすることで、調査に対する心理的負担を軽減できたと思われる。
- ・ 往復はがきを利用することで、手間と情報を最小限に抑えられたと思われる。
- ・ 建物登記情報から建築年を確認し、高濃度機器の所有可能性を絞り込んだこと。
- ・ 電話での回答(口頭による回答)を認めた。
- ・ 未達事業者に対する調査においては、過去の住宅地図に記載されている情報の変遷を調べることで、追跡ができた。
- ・ 電気主任技術者向けの講習会等で説明することにより、周知・広報の効果があった。
- ・ 過去に届出があった事業者は現地訪問し説明すると、届出・処理まで理解を得られやすい
- ・ 電気主任技術者等の加盟する団体に事前に調査の協力依頼をしておく、苦情が少なかった。
- ・ 電気工作物の所有者で名寄せして送付すれば、より効率的だったと思われる。
- ・ 電気主任技術者へ直接聞き取りすることが有効であった。
- ・ 自治体職員の訪問による督促
- ・ 新旧ブルーマップの比較による未達事業所調査
- ・ 変圧器及びコンデンサー類の分類を「不明」とする者が多く、最終的に濃度測定が必要となる場合も一定数あるが、近隣に分析可能な事業者が少なく、個別の事業者名を挙げて分

析を指導するのも立場上憚られたので、予め分析可能事業者のリスト等を作成しておく、フォロー調査以降の PCB 該当を確認する時点で役立つと感じた。

- ・ フォローアップで未回答事業者に回答督促電話をするとともに、すぐに回答用紙をファックスで送付して、速やかな回答をお願いした。
- ・ 電気保安協会から市に変圧器等の製造情報について、情報の提供を受けたことで、市で直接に PCB 使用電気機器を確認することができ、届出や処分の指導を効率的に行うことができた。
- ・ フォローアップ調査時に電気保安会社から直接聞き取りを行う旨事業者から理解を得たこと。

⑤ 掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について

掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ 事業者には PCB という化学物質の認識がなく、調査の必要性を理解してもらうことが困難であった。調査開始前にメーカーの出資により、ワンストップの問い合わせ窓口を創設し、TVCM 等で大々的に PR し、PCB の知名度を上げるべきである。
- ・ 一部の電気主任技術者において PCB に対する認識不足が見られた。
- ・ 使用中機器の PCB 確認が進んでいない。
- ・ 電路から外され、廃棄物となっているものについては、電気主任技術者の保守の範囲外であるため、電気主任技術者の善意で判別をしてもらうことには限界がある。
- ・ 電気主任技術者の外部委託の場合、業務多忙により PCB 届出書の提出がなかなかされない。
- ・ インターネットやタウンページ等でも電話番号などの連絡先がわからない事業者または破産手続き中の事業者に対する回答指示をどのように行えばよいのか苦慮している。
- ・ メーカーに銘板情報を問合せでも不明との回答があった。
- ・ 高濃度 PCB 有無の判断は、電気主任技術者が銘板等から対応できるが、低濃度か非 PCB かの判断には、分析等が必要なため、電気主任技術者も助言が及ばず、また、調査の回答に支障が生じている。
- ・ 平成 26 年度、平成 27 年度に、3 地域に分けて調査を実施するにあたり、調査票を地域ごとに異なる様式にしたため、集計に苦慮した。集計のアウトプットを事前に指示いただきたい。
- ・ アンケートの簡素化
- ・ 事業者が機器を調査する際の調査要領の同封
- ・ 提供データの住所情報が古く、更新が困難であった。
- ・ 一部の電気主任技術者において、調査の協力（調査票の提出）を拒否することがあった。使用中の機器に関しては、当課では対応が困難であるため、経済産業省は周知及び指導をより強化して行っていただきたい。
- ・ 「不明」の欄を設けたことで、調査票の回収率は上がると思われるが、あまりにも「不明」との回答が多かったことから、質の高い回答を求めるための何か工夫が必要であると思われる。
- ・ 複数の事業所を管理している事業者の本社に送付したが、本社についてのみ回答し、その他の事業場について再度調査する必要が生じた。

- ・ (財)電機絶縁物処理協会や自家用電気工作物設置届の情報鮮度が悪く、対応に苦慮した。
- ・ 電力会社が保有する自家用電気工作物設置者との契約情報を利用すれば、調査精度が向上したのではないか。
- ・ 調査開始時の電気主任技術者との連携が悪く、調査終盤になり、ようやく協力関係が保安協会とは成立した。
- ・ 電話で回答を得ることで回答回収率が向上した。
- ・ 保安監督部リストには調査の必要がない設置年の新しいものが含まれていたこと。所在地が不完全または古く、特定できないものが含まれていた。
- ・ 業者委託による電話でのフォローアップ調査について、回答が芳しくない。民間企業による調査への抵抗が考えられる。
- ・ 掘り起し調査対象は、使用中含め低濃度 PCB 疑いの電気機器だけが該当する 경우가ほとんど。取り外し機器の有無・電気機器の製造年・建物の建築年等の情報から、高濃度 PCB 保有の可能性が高い事業者を優先し時間を掛けた方が良い。
- ・ 現在コンデンサー等を使用していない場合は、点検業者が廃業していると、誰も PCB の有無を把握していない。
- ・ データ情報が古く、かなりの未達が発生した。未達の場合、廃業・移転している業者の連絡先確認は困難であった。また、建物を売却もしくは賃貸物件で借主変更の場合、受電設備がそのまま残されていることも多く、マニュアルどおりにいかない面もあった。
- ・ データに電話番号の記載がない事業者も多い上、記載があっても不通の場合が多かった。
- ・ PCB の掘り起こし調査の予算が確保できなかったため、掘り起こし調査費用として地方交付税を増額していただきたい。
- ・ 限られた人員と時間の中で掘り起こし調査を進める中、期限が差し迫る中で新たな調査対象リストが出てくる等、対応に苦慮している。
- ・ レントゲン設備を調査したほうがよい。
- ・ アンケート調査について、「調査票の回答は義務なのか。義務ならば回答する。」という問い合わせが多かった。
- ・ 一部の電気主任技術者が PCB に対する自論が強力で、その主任技術者が保安している事業者の調査に苦労した。
- ・ 調査マニュアルを作成・改変するだけでなく、調査対象データの抽出方法を十分に検討し、全国的に統一された方法で提供するなど、どの自治体も同じ調査ができるよう検討していただきたい。
- ・ 保安監督部からの高濃度使用製品の早期廃止指導
- ・ 平成 26 年度と平成 28 年度に配布された自家用電気工作物設置者リストについて、平成 28 年度のデータには平成 26 年度のデータも含まれており、新たに追加されたものと区別できるようにフラグがついていると当初説明があった。しかし実際には平成 26 年度データに既に含まれている事業者でも、平成 28 年度データではフラグがついていないものが数多く存在した。正確性が乏しいデータは自治体を混乱させるだけなので、配布前に確認してほしい。
- ・ メーカーの該当機器が昨年変更されており、以前の調査で非該当であった機器が、該当機器になっていた。

- 掘り起こしアンケート調査票では、高濃度 PCB 使用機器ではないもしくは不明な場合は、トランスの場合平成6年以前に製造されたもしくは保守を行ったもの、コンデンサーの場合平成2年以前に製造されたもののみ記載するようになっているが、記載がない場合、該当しないことを明確に認識して記載しなかったのか、よくわからなくて記載しなかったのか不明であり、境界の年もトランスとコンデンサーで異なるので誤認の可能性もある。
- 電気事業法における廃業事業者が、掘り起こし調査の対象に入っていないため、追加の調査を実施する必要があると考える。

Ⅲ. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の取組状況について

1. PCB 使用安定器の掘り起こし調査の実施について

(1) PCB 使用安定器の掘り起こし調査実施の有無

① 貴自治体の管轄事業者に対して PCB 使用安定器の掘り起こし調査の実施状況を御回答下さい。

回答 122自治体

内 容	今回調査
a 実施したまたは実施中である	64自治体
b 実施予定である	57自治体
c 未定	1自治体

(未定の内容)

- ・費用対効果が悪いので、別の方法や実施しないことも含めて検討中

自治体名	調査実施状況				自治体名	調査実施状況				自治体名	調査実施状況			
	実施した	実施中	実施予定	未定		実施した	実施中	実施予定	未定		実施した	実施中	実施予定	未定
001 北海道		○			042 長崎県		○			086 秋田市	○			
002 青森県			○		043 熊本県		○			087 郡山市			○	
003 岩手県		○			044 大分県		○			088 大分市	○			
004 宮城県			○		045 宮崎県	○				089 松山市			○	
005 秋田県			○		046 鹿児島県			○		090 豊田市		○		
006 山形県			○		047 沖縄県		○			091 福山市		○		
007 福島県			○		050 旭川市		○			092 高知市		○		
008 茨城県			○		051 札幌市		○			093 宮崎市		○		
009 栃木県			○		052 函館市			○		094 いわき市			○	
010 群馬県			○		054 仙台市			○		095 長野市			○	
011 埼玉県		○			055 千葉市			○		096 豊橋市		○		
012 千葉県		○			056 横浜市			○		097 高松市			○	
013 東京都			○		057 川崎市			○		098 相模原市			○	
014 神奈川県			○		058 横須賀市			○		099 西宮市		○		
015 新潟県			○		059 新潟市			○		100 倉敷市		○		
016 富山県		○			060 金沢市			○		101 さいたま市			○	
017 石川県			○		061 岐阜市	○				102 奈良市			○	
018 福井県			○		062 静岡市	○				103 川崎市			○	
019 山梨県			○		063 浜松市			○		104 船橋市			○	
020 長野県			○		064 名古屋			○		105 岡崎市		○		
021 岐阜県	○				065 京都市			○		106 高槻市			○	
022 静岡県	○				066 大阪市			○		108 青森市			○	
023 愛知県		○			067 堺市			○		109 八王子市			○	
024 三重県		○			068 東大阪市			○		110 盛岡市			○	
025 滋賀県		○			069 神戸市			○		111 柏市			○	
026 京都府			○		070 姫路市			○		112 久留米市	○			
027 大阪府	○				071 尼崎市			○		114 前橋市		○		
028 兵庫県		○			072 和歌山市			○		115 大津市		○		
029 奈良県	○				073 広島市			○		116 高崎市			○	
030 和歌山県		○			074 呉市			○		118 豊中市	○			
031 鳥取県			○		075 下関市			○		119 那覇市	○			
032 島根県			○		076 北九州市	○				120 枚方市		○		
033 岡山県		○			077 福岡市			○		121 越谷市			○	
034 広島県			○		078 大牟田市	○				122 八戸市			○	
035 山口県			○		079 長崎市			○		124 福島市			○	
036 徳島県			○		080 佐世保市			○		125 川口市			○	
037 香川県			○		081 熊本市	○				126 八尾市			○	
038 愛媛県			○		082 鹿児島市			○		127 明石市			○	
039 高知県			○		083 岡山市			○		128 鳥取市			○	
040 福岡県		○			084 宇都宮市			○		129 松江市	○			
041 佐賀県		○			085 富山市			○		計	16	48	57	

(2) 調査対象事業者リストについて

① 貴自治体が入手したリスト、入手の手続きを行っているリストについて御回答下さい。

調査対象 122自治体

内 容	今回調査
a 登記簿（不動産登記簿のうち建物登記簿）	61自治体
b 固定資産課税台帳（家屋課税台帳）	69自治体
c 総務省統計局「経済センサス－基礎調査結果」	35自治体
d 情報通信会社が提供する事業者情報	14自治体
e その他	13自治体

(その他の内容)

- ・ 平成30年度末までに環境省から提供される予定の経済センサスデータ
- ・ 環境省作成調査対象事業者リスト
- ・ 経済センサス及び情報通信会社の情報については環境省より提供予定
- ・ 建築基準法12条の定期報告の対象となる共同住宅の情報
- ・ 検討中
- ・ 地図会社の所有する地図情報。
- ・ 地図情報及び情報通信会社が提供する事業者情報については、業務受託業者の所有する情報を補助的に活用したもので、厳密には当市が入手したデータではない。
- ・ 環境省から提供される経済センサス活動調査結果
- ・ 環境省から各自治体に提供される掘り起こし調査対象事業者リストを使用予定
- ・ 環境省作成の事業者リストを参考として活用予定
- ・ P協データ、電気事業法届出
- ・ 平成31年1月末に環境省から提供予定の経済センサス及び情報通信会社提供情報を使用して調査を実施する予定。

自治体名	調査対象リスト準備状況					自治体名	調査対象リスト準備状況				
	登記簿	家屋課税 台帳	経済 センサス	情報通信 会社 提供情報	その他		登記簿	家屋課税 台帳	経済 センサス	情報通信 会社 提供情報	その他
001 北海道			○			065 京都市	○	○			
002 青森県	○				○	066 大阪市		○	○		
003 岩手県	○					067 堺市	○	○		○	
004 宮城県	○					068 東大阪市		○			
005 秋田県	○				○	069 神戸市	○				
006 山形県	○					070 姫路市	○			○	
007 福島県	○					071 尼崎市			○		
008 茨城県	-	-	-	-	-	072 和歌山市	○		○	○	
009 栃木県	○				○	073 広島市	○				
010 群馬県			○			074 呉市		○			
011 埼玉県	○	○				075 下関市	○	○		○	
012 千葉県	○	○				076 北九州市			○		
013 東京都	△		○			077 福岡市		○	○		
014 神奈川県	○	○	○			078 大牟田市	○	○			
015 新潟県			△			079 長崎市	○	○			
016 富山県			○			080 佐世保市	○	○			
017 石川県	-	-	-	-	-	081 熊本市		○	○		
018 福井県	-	-	-	-	○	082 鹿児島市		○	○		
019 山梨県	○	○				083 岡山市	△		△		
020 長野県					△	084 宇都宮市					○
021 岐阜県	○	○		○		085 富山市		○	○		
022 静岡県	○	○				086 秋田市		○	○	○	
023 愛知県	○	○				087 郡山市					
024 三重県	○					088 大分市	○	○			
025 滋賀県	○					089 松山市		○			
026 京都府	○	○				090 豊田市		○			
027 大阪府			○			091 福山市		○			
028 兵庫県			○			092 高知市		○			
029 奈良県	○		○	○		093 宮崎市	○	△			
030 和歌山県	○	△				094 いわき市	○				
031 鳥取県			○			095 長野市		○			
032 島根県	○				△	096 豊橋市		○			
033 岡山県	○			○		097 高松市		○			
034 広島県	△		△			098 相模原市		○			
035 山口県	○	○				099 西宮市	○	○			
036 徳島県	○				△	100 倉敷市	○				
037 香川県	○		△			101 さいたま市		○			
038 愛媛県			○			102 奈良市	○	○			
039 高知県	○				△	103 川越市		△			
040 福岡県	○					104 船橋市		○			
041 佐賀県	△	△				105 岡崎市		○			
042 長崎県			○			106 高槻市			○		○
043 熊本県		○	○			108 青森市	○	△			△
044 大分県				○		109 八王子市		○			
045 宮崎県		○		○		110 盛岡市		○			
046 鹿児島県	○		○			111 柏市		○			
047 沖縄県	△		△	○		112 久留米市	○				
050 旭川市			○			114 前橋市		○			
051 札幌市	○	○			○	115 大津市	○				
052 函館市	○					116 高崎市		○			
054 仙台市	○	○				118 豊中市		○			
055 千葉市		○				119 那覇市		○	○	○	
056 横浜市		○				120 枚方市	○	○			
057 川崎市	○	○				121 越谷市		○			
058 横須賀市		○				122 八戸市	○	○			
059 新潟市	△	○	△			124 福島市		○			
060 金沢市		○				125 川口市		○			
061 岐阜市		○				126 八尾市		○			
062 静岡市		○				127 明石市	○	○	○		
063 浜松市	○		○	○	○	128 鳥取市			○		
064 名古屋市		○				129 松江市	○		○	○	
計							61	69	35	14	13

○：入手済み

△：入手手続き中

(3) 掘り起こし調査作業状況及び進捗率について

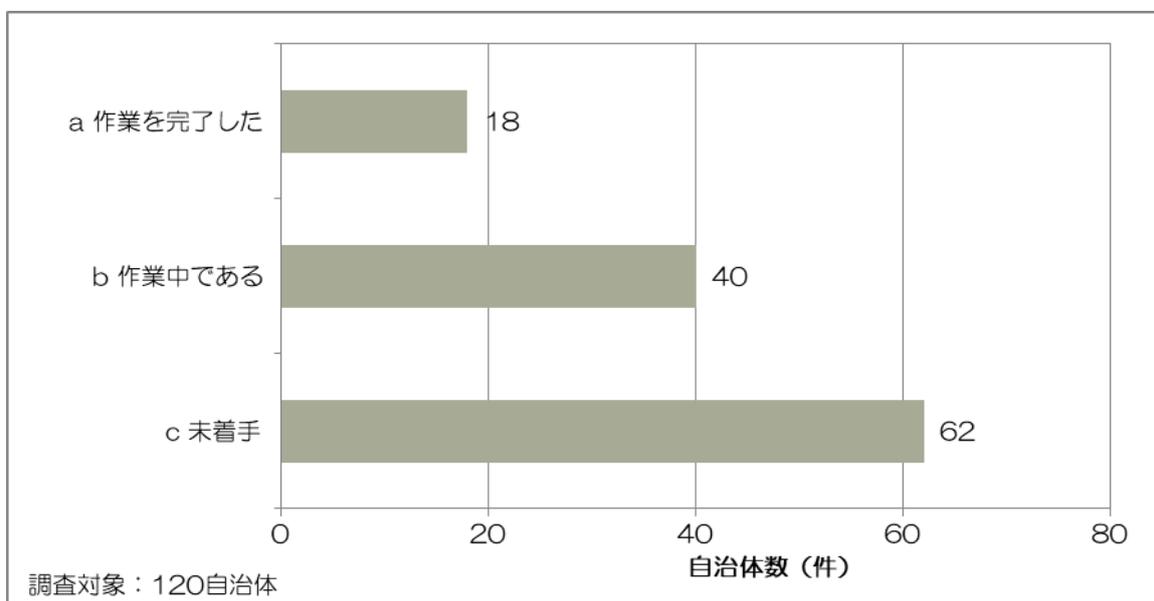
【手順1 アンケート調査①】の作業状況について

調査対象 120自治体

内 容	今回調査
a 全ての調査対象事業者について作業を完了した	18自治体
b 作業中である（未回収）	40自治体
c 未着手	62自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・埼玉県：訪問調査により調査を実施中。調査対象は約84,000件。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査



自治体名	手順1			自治体名	手順1			自治体名	手順1		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道		○		042 長崎県	○			086 秋田市		○	
002 青森県			○	043 熊本県		○		087 郡山市			○
003 岩手県			○	044 大分県	○			088 大分市		○	
004 宮城県			○	045 宮崎県		○		089 松山市			○
005 秋田県			○	046 鹿児島県			○	090 豊田市	○		
006 山形県			○	047 沖縄県		○		091 福山市		○	
007 福島県			○	050 旭川市		○		092 高知市		○	
008 茨城県			○	051 札幌市		○		093 宮崎市			○
009 栃木県			○	052 函館市			○	094 いわき市			○
010 群馬県			○	054 仙台市			○	095 長野市			○
011 埼玉県	—	—	—	055 千葉市			○	096 豊橋市		○	
012 千葉県		○		056 横浜市		○		097 高松市			○
013 東京都			○	057 川崎市			○	098 相模原市			○
014 神奈川県			○	058 横須賀市			○	099 西宮市		○	
015 新潟県			○	059 新潟市			○	100 倉敷市		○	
016 富山県		○		060 金沢市		○		101 さいたま市			○
017 石川県			○	061 岐阜市	○			102 奈良市			○
018 福井県			○	062 静岡市		○		103 川越市			○
019 山梨県			○	063 浜松市		○		104 船橋市			○
020 長野県			○	064 名古屋市		○		105 岡崎市	○		
021 岐阜県		○		065 京都市		○		106 高槻市			○
022 静岡県	○			066 大阪市		○		108 青森市			○
023 愛知県		○		067 堺市		○		109 八王子市			○
024 三重県		○		068 東大阪市		○		110 盛岡市			○
025 滋賀県		○		069 神戸市		○		111 柏市			○
026 京都府			○	070 姫路市			○	112 久留米市	○		
027 大阪府	○			071 尼崎市		○		114 前橋市		○	
028 兵庫県		○		072 和歌山市	○			115 大津市	○		
029 奈良県	○			073 広島市		○		116 高崎市			○
030 和歌山県		○		074 呉市	○			118 豊中市	○		
031 鳥取県			○	075 下関市		○		119 那覇市	○		
032 島根県			○	076 北九州市	—	—	—	120 枚方市	○		
033 岡山県			○	077 福岡市			○	121 越谷市			○
034 広島県		○		078 大牟田市	○			122 八戸市			○
035 山口県			○	079 長崎市		○		124 福島市			○
036 徳島県			○	080 佐世保市		○		125 川口市			○
037 香川県			○	081 熊本市	○			126 八尾市			○
038 愛媛県			○	082 鹿児島市			○	127 明石市			○
039 高知県			○	083 岡山市			○	128 鳥取市			○
040 福岡県		○		084 宇都宮市			○	129 松江市	○		
041 佐賀県		○		085 富山市			○	計	18	40	62

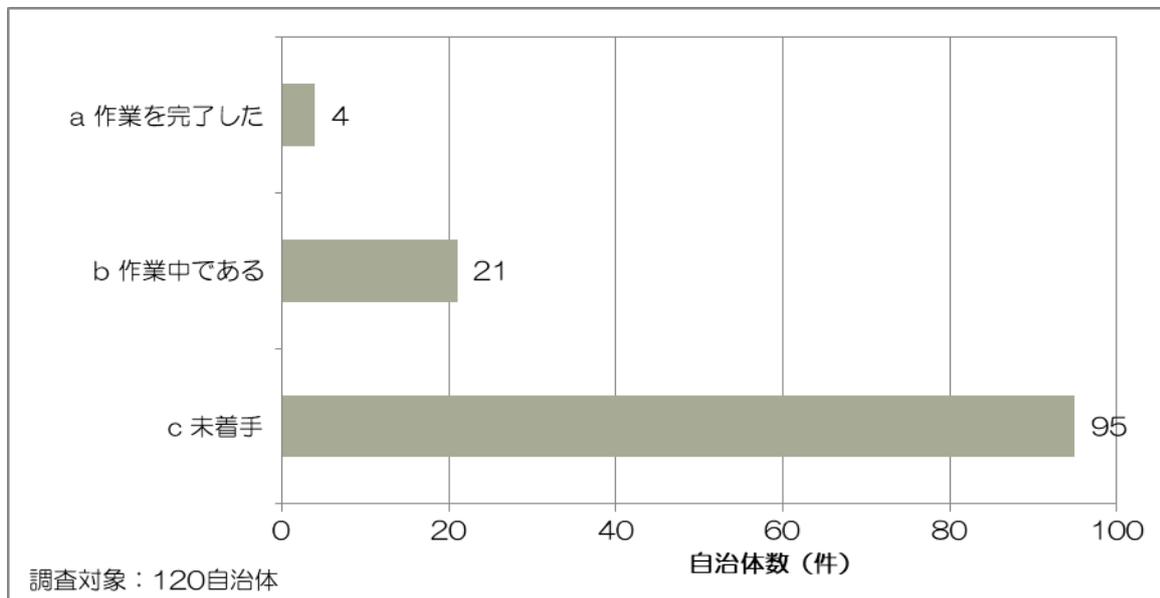
【手順2 フォローアップ調査①】の作業状況について

調査対象 120自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未回答事業者について作業を完了した	3自治体
b 作業中である（未回収）	22自治体
c 未着手	95自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・埼玉県：訪問調査により調査を実施中。調査対象は約84,000件。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査



自治体名	手順2			自治体名	手順2			自治体名	手順2		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	042 長崎県		○		086 秋田市		○	
002 青森県			○	043 熊本県			○	087 郡山市			○
003 岩手県			○	044 大分県		○		088 大分市			○
004 宮城県			○	045 宮崎県		○		089 松山市			○
005 秋田県			○	046 鹿児島県			○	090 豊田市		○	
006 山形県			○	047 沖縄県			○	091 福山市			○
007 福島県			○	050 旭川市			○	092 高知市			○
008 茨城県			○	051 札幌市			○	093 宮崎市			○
009 栃木県			○	052 函館市			○	094 いわき市			○
010 群馬県			○	054 仙台市			○	095 長野市			○
011 埼玉県	—	—	—	055 千葉市			○	096 豊橋市		○	
012 千葉県		○		056 横浜市			○	097 高松市			○
013 東京都			○	057 川崎市			○	098 相模原市			○
014 神奈川県			○	058 横須賀市			○	099 西宮市		○	
015 新潟県			○	059 新潟市			○	100 倉敷市			○
016 富山県		○		060 金沢市			○	101 さいたま市			○
017 石川県			○	061 岐阜市		○		102 奈良市			○
018 福井県			○	062 静岡市			○	103 川越市			○
019 山梨県			○	063 浜松市		○		104 船橋市			○
020 長野県			○	064 名古屋市			○	105 岡崎市	○		
021 岐阜県			○	065 京都市			○	106 高槻市			○
022 静岡県		○		066 大阪市			○	108 青森市			○
023 愛知県			○	067 堺市		○		109 八王子市			○
024 三重県		○		068 東大阪市			○	110 盛岡市			○
025 滋賀県			○	069 神戸市			○	111 柏市			○
026 京都府			○	070 姫路市			○	112 久留米市	○		
027 大阪府	○			071 尼崎市			○	114 前橋市			○
028 兵庫県			○	072 和歌山市		○		115 大津市		○	
029 奈良県		○		073 広島市		○		116 高崎市			○
030 和歌山県			○	074 呉市			○	118 豊中市			○
031 鳥取県			○	075 下関市			○	119 那覇市		○	
032 島根県			○	076 北九州市	—	—	—	120 枚方市			○
033 岡山県			○	077 福岡市			○	121 越谷市			○
034 広島県			○	078 大牟田市		○		122 八戸市			○
035 山口県			○	079 長崎市			○	124 福島市			○
036 徳島県			○	080 佐世保市			○	125 川口市			○
037 香川県			○	081 熊本市		○		126 八尾市			○
038 愛媛県			○	082 鹿児島市			○	127 明石市			○
039 高知県			○	083 岡山市			○	128 鳥取市			○
040 福岡県			○	084 宇都宮市			○	129 松江市			○
041 佐賀県		○		085 富山市			○	計	3	22	95

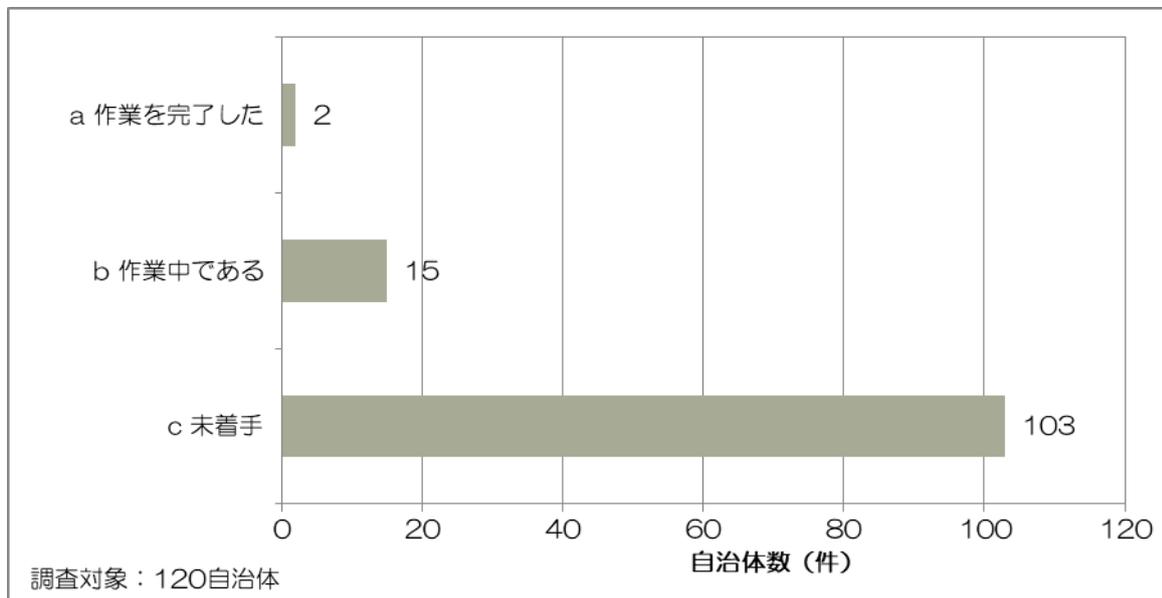
【手順3 連絡先確認調査】の作業状況について

調査対象 120自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査①の全ての未達事業者について作業を完了した	2自治体
b 作業中である	15自治体
c 未着手	103自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・埼玉県：訪問調査により調査を実施中。調査対象は約84,000件。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査



自治体名	手順3			自治体名	手順3			自治体名	手順3		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	042 長崎県		○		086 秋田市		○	○
002 青森県			○	043 熊本県			○	087 郡山市			○
003 岩手県			○	044 大分県			○	088 大分市		○	
004 宮城県			○	045 宮崎県			○	089 松山市			○
005 秋田県			○	046 鹿児島県			○	090 豊田市	○		
006 山形県			○	047 沖縄県			○	091 福山市			○
007 福島県			○	050 旭川市			○	092 高知市			○
008 茨城県			○	051 札幌市		○		093 宮崎市			○
009 栃木県			○	052 函館市			○	094 いわき市			○
010 群馬県			○	054 仙台市			○	095 長野市			○
011 埼玉県	—	—	—	055 千葉市			○	096 豊橋市		○	
012 千葉県		○		056 横浜市			○	097 高松市			○
013 東京都			○	057 川崎市			○	098 相模原市			○
014 神奈川県			○	058 横須賀市			○	099 西宮市		○	
015 新潟県			○	059 新潟市				100 倉敷市			○
016 富山県			○	060 金沢市			○	101 さいたま市			○
017 石川県			○	061 岐阜市			○	102 奈良市			○
018 福井県			○	062 静岡市			○	103 川越市			○
019 山梨県			○	063 浜松市		○		104 船橋市			○
020 長野県			○	064 名古屋市			○	105 岡崎市		○	
021 岐阜県			○	065 京都市			○	106 高槻市			○
022 静岡県		○		066 大阪市			○	108 青森市			○
023 愛知県			○	067 堺市		○		109 八王子市			○
024 三重県		○		068 東大阪市			○	110 盛岡市			○
025 滋賀県			○	069 神戸市			○	111 柏市			○
026 京都府			○	070 姫路市			○	112 久留米市		○	
027 大阪府	○			071 尼崎市			○	114 前橋市			○
028 兵庫県			○	072 和歌山市		○		115 大津市			○
029 奈良県		○		073 広島市			○	116 高崎市			○
030 和歌山県			○	074 呉市			○	118 豊中市			○
031 鳥取県			○	075 下関市			○	119 那覇市			○
032 島根県			○	076 北九州市	—	—	—	120 枚方市			○
033 岡山県			○	077 福岡市			○	121 越谷市			○
034 広島県			○	078 大牟田市			○	122 八戸市			○
035 山口県			○	079 長崎市			○	124 福島市			○
036 徳島県			○	080 佐世保市			○	125 川口市			○
037 香川県			○	081 熊本市			○	126 八尾市			○
038 愛媛県			○	082 鹿児島市			○	127 明石市			○
039 高知県			○	083 岡山市			○	128 鳥取市			○
040 福岡県			○	084 宇都宮市			○	129 松江市			○
041 佐賀県			○	085 富山市			○	計	2	15	103

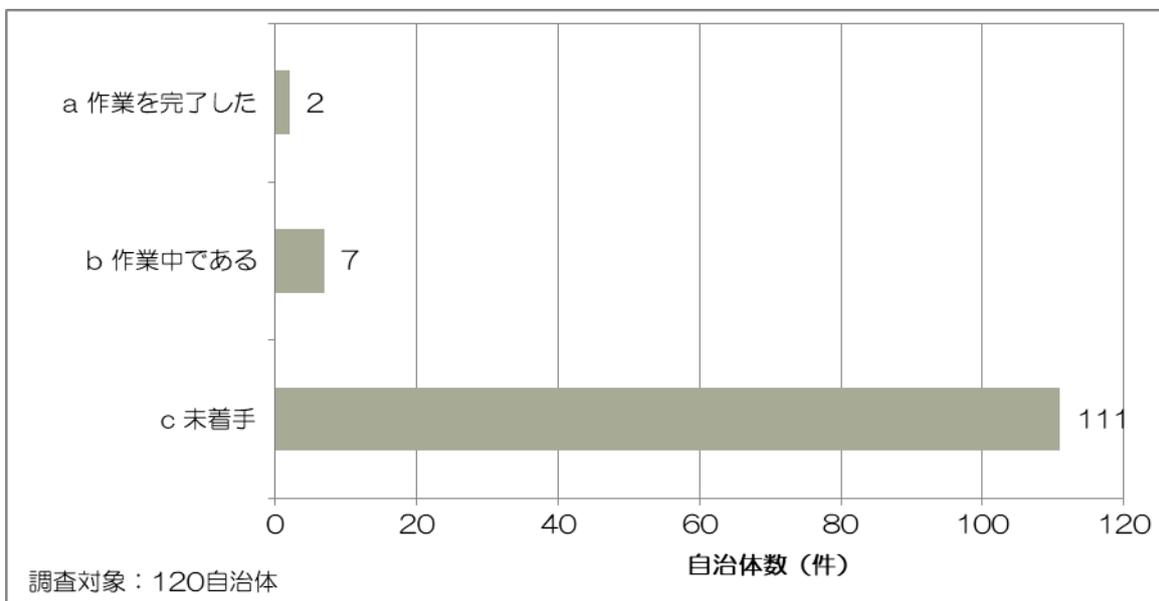
【手順4 アンケート調査②】の作業状況について

調査対象 120自治体

内 容	今回調査
a 連絡先確認調査で得られた全ての連絡先が確認できた事業者について作業を完了した	2自治体
b 作業中である（未回収）	7自治体
c 未着手	111自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・埼玉県：訪問調査により調査を実施中。調査対象は約84,000件。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査



自治体名	手順4			自治体名	手順4			自治体名	手順4		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	042 長崎県			○	086 秋田市		○	
002 青森県			○	043 熊本県			○	087 郡山市			○
003 岩手県			○	044 大分県			○	088 大分市		○	
004 宮城県			○	045 宮崎県			○	089 松山市			○
005 秋田県			○	046 鹿児島県			○	090 豊田市	○		
006 山形県			○	047 沖縄県			○	091 福山市			○
007 福島県			○	050 旭川市			○	092 高知市			○
008 茨城県			○	051 札幌市			○	093 宮崎市			○
009 栃木県			○	052 函館市			○	094 いわき市			○
010 群馬県			○	054 仙台市			○	095 長野市			○
011 埼玉県	—	—	—	055 千葉市			○	096 豊橋市			○
012 千葉県			○	056 横浜市			○	097 高松市			○
013 東京都			○	057 川崎市			○	098 相模原市			○
014 神奈川県			○	058 横須賀市			○	099 西宮市		○	
015 新潟県			○	059 新潟市			○	100 倉敷市			○
016 富山県			○	060 金沢市			○	101 さいたま市			○
017 石川県			○	061 岐阜市			○	102 奈良市			○
018 福井県			○	062 静岡市			○	103 川越市			○
019 山梨県			○	063 浜松市			○	104 船橋市			○
020 長野県			○	064 名古屋市			○	105 岡崎市		○	
021 岐阜県			○	065 京都市			○	106 高槻市			○
022 静岡県			○	066 大阪市			○	108 青森市			○
023 愛知県			○	067 堺市		○		109 八王子市			○
024 三重県		○		068 東大阪市			○	110 盛岡市			○
025 滋賀県			○	069 神戸市			○	111 柏市			○
026 京都府			○	070 姫路市			○	112 久留米市		○	
027 大阪府	○			071 尼崎市			○	114 前橋市			○
028 兵庫県			○	072 和歌山市			○	115 大津市			○
029 奈良県			○	073 広島市			○	116 高崎市			○
030 和歌山県			○	074 呉市			○	118 豊中市			○
031 鳥取県			○	075 下関市			○	119 那覇市			○
032 島根県			○	076 北九州市	—	—	—	120 枚方市			○
033 岡山県			○	077 福岡市			○	121 越谷市			○
034 広島県			○	078 大牟田市			○	122 八戸市			○
035 山口県			○	079 長崎市			○	124 福島市			○
036 徳島県			○	080 佐世保市			○	125 川口市			○
037 香川県			○	081 熊本市			○	126 八尾市			○
038 愛媛県			○	082 鹿児島市			○	127 明石市			○
039 高知県			○	083 岡山市			○	128 鳥取市			○
040 福岡県			○	084 宇都宮市			○	129 松江市			○
041 佐賀県			○	085 富山市			○	計	2	7	111

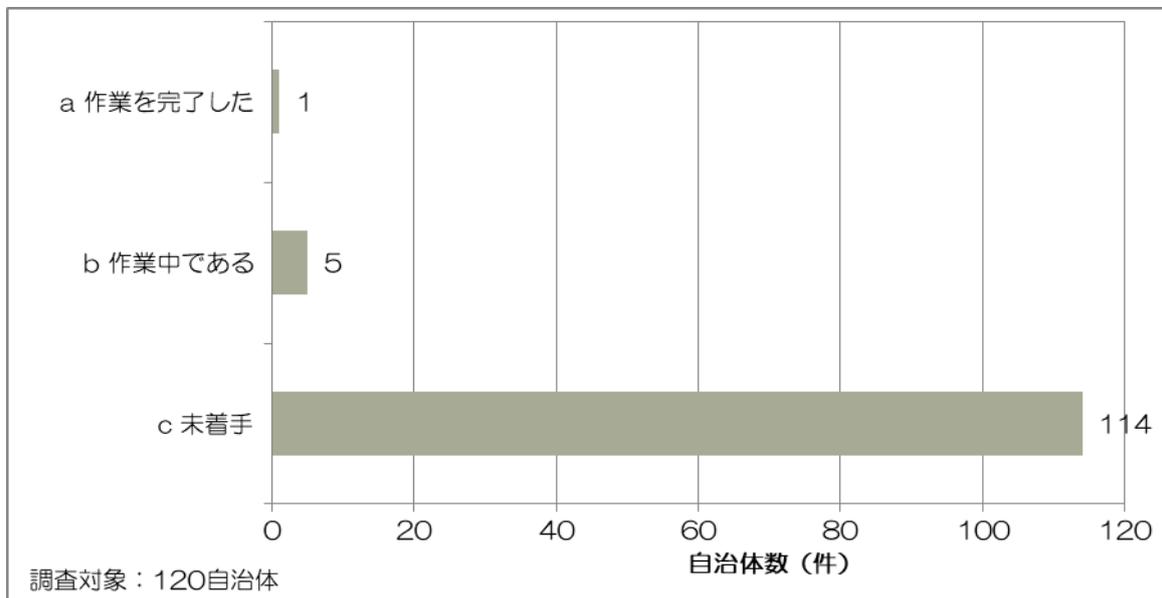
【手順5 フォローアップ調査②】の作業状況について

調査対象 120自治体

内 容	今回調査
a アンケート調査②の全ての未回答事業者について作業を完了した	1自治体
b 作業中である（未回収）	5自治体
c 未着手	114自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・埼玉県：訪問調査により調査を実施中。調査対象は約84,000件。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査



自治体名	手順5			自治体名	手順5			自治体名	手順5		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	042 長崎県			○	086 秋田市		○	
002 青森県			○	043 熊本県			○	087 郡山市			○
003 岩手県			○	044 大分県			○	088 大分市			○
004 宮城県			○	045 宮崎県			○	089 松山市			○
005 秋田県			○	046 鹿児島県			○	090 豊田市			○
006 山形県			○	047 沖縄県			○	091 福山市			○
007 福島県			○	050 旭川市			○	092 高知市			○
008 茨城県			○	051 札幌市			○	093 宮崎市			○
009 栃木県			○	052 函館市			○	094 いわき市			○
010 群馬県			○	054 仙台市			○	095 長野市			○
011 埼玉県	—	—	—	055 千葉市			○	096 豊橋市			○
012 千葉県			○	056 横浜市			○	097 高松市			○
013 東京都			○	057 川崎市			○	098 相模原市			○
014 神奈川県			○	058 横須賀市			○	099 西宮市		○	
015 新潟県			○	059 新潟市			○	100 倉敷市			○
016 富山県			○	060 金沢市			○	101 さいたま市			○
017 石川県			○	061 岐阜市			○	102 奈良市			○
018 福井県			○	062 静岡市			○	103 川越市			○
019 山梨県			○	063 浜松市			○	104 船橋市			○
020 長野県			○	064 名古屋市			○	105 岡崎市		○	
021 岐阜県			○	065 京都市			○	106 高槻市			○
022 静岡県			○	066 大阪市			○	108 青森市			○
023 愛知県			○	067 堺市		○		109 八王子市			○
024 三重県			○	068 東大阪市			○	110 盛岡市			○
025 滋賀県			○	069 神戸市			○	111 柏市			○
026 京都府			○	070 姫路市			○	112 久留米市		○	
027 大阪府	○			071 尼崎市			○	114 前橋市			○
028 兵庫県			○	072 和歌山市			○	115 大津市			○
029 奈良県			○	073 広島市			○	116 高崎市			○
030 和歌山県			○	074 呉市			○	118 豊中市			○
031 鳥取県			○	075 下関市			○	119 那覇市			○
032 島根県			○	076 北九州市	—	—	—	120 枚方市			○
033 岡山県			○	077 福岡市			○	121 越谷市			○
034 広島県			○	078 大牟田市			○	122 八戸市			○
035 山口県			○	079 長崎市			○	124 福島市			○
036 徳島県			○	080 佐世保市			○	125 川口市			○
037 香川県			○	081 熊本市			○	126 八尾市			○
038 愛媛県			○	082 鹿児島市			○	127 明石市			○
039 高知県			○	083 岡山市			○	128 鳥取市			○
040 福岡県			○	084 宇都宮市			○	129 松江市			○
041 佐賀県			○	085 富山市			○	計	1	5	114

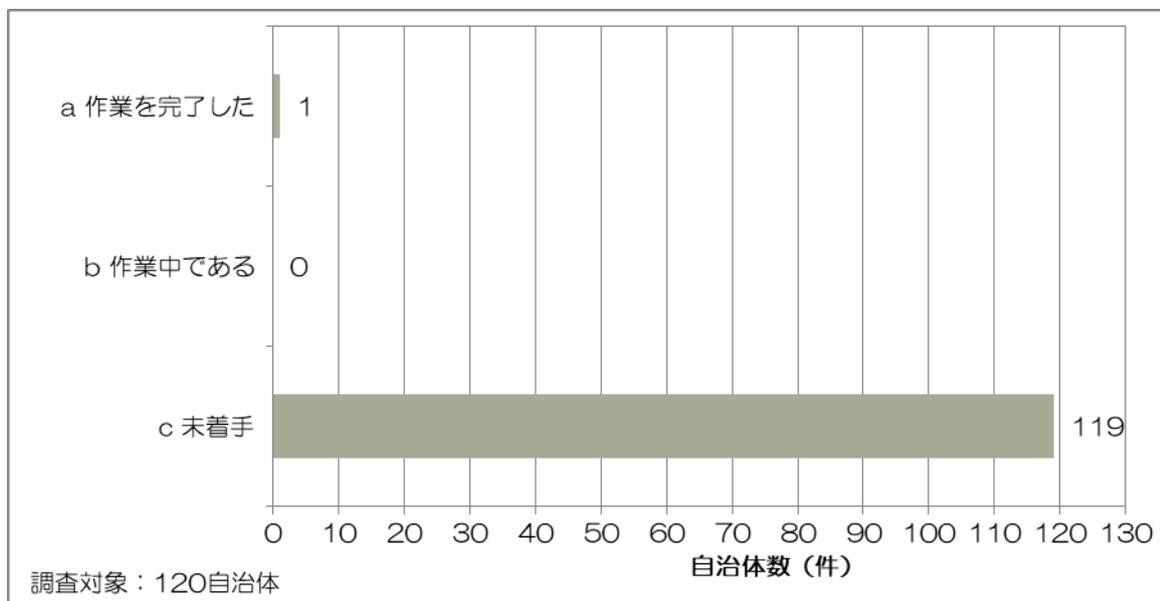
【手順6 文書による最終通知】の作業状況について

調査対象 120自治体

内 容	今回調査
a フォローアップ調査①の未回答事業者及びフォローアップ調査②の未回答事業者について作業を完了した	1自治体
b 作業中である	0自治体
c 未着手	119自治体

以下の自治体は調査対象から除外

- ・埼玉県：訪問調査により調査を実施中。調査対象は約84,000件。
- ・北九州市：マニュアルに基づかない調査



自治体名	手順6			自治体名	手順6			自治体名	手順6		
	作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手		作業を完了した	作業中である	未着手
001 北海道			○	042 長崎県			○	086 秋田市			○
002 青森県			○	043 熊本県			○	087 郡山市			○
003 岩手県			○	044 大分県			○	088 大分市			○
004 宮城県			○	045 宮崎県			○	089 松山市			○
005 秋田県			○	046 鹿児島県			○	090 豊田市			○
006 山形県			○	047 沖縄県			○	091 福山市			○
007 福島県			○	050 旭川市			○	092 高知市			○
008 茨城県			○	051 札幌市			○	093 宮崎市			○
009 栃木県			○	052 函館市			○	094 いわき市			○
010 群馬県			○	054 仙台市			○	095 長野市			○
011 埼玉県	—	—	—	055 千葉市			○	096 豊橋市			○
012 千葉県			○	056 横浜市			○	097 高松市			○
013 東京都			○	057 川崎市			○	098 相模原市			○
014 神奈川県			○	058 横須賀市			○	099 西宮市			○
015 新潟県			○	059 新潟市			○	100 倉敷市			○
016 富山県			○	060 金沢市			○	101 さいたま市			○
017 石川県			○	061 岐阜市			○	102 奈良市			○
018 福井県			○	062 静岡市			○	103 川越市			○
019 山梨県			○	063 浜松市			○	104 船橋市			○
020 長野県			○	064 名古屋市			○	105 岡崎市			○
021 岐阜県			○	065 京都市			○	106 高槻市			○
022 静岡県			○	066 大阪市			○	108 青森市			○
023 愛知県			○	067 堺市			○	109 八王子市			○
024 三重県			○	068 東大阪市			○	110 盛岡市			○
025 滋賀県			○	069 神戸市			○	111 柏市			○
026 京都府			○	070 姫路市			○	112 久留米市			○
027 大阪府	○			071 尼崎市			○	114 前橋市			○
028 兵庫県			○	072 和歌山市			○	115 大津市			○
029 奈良県			○	073 広島市			○	116 高崎市			○
030 和歌山県			○	074 呉市			○	118 豊中市			○
031 鳥取県			○	075 下関市			○	119 那覇市			○
032 島根県			○	076 北九州市	—	—	—	120 枚方市			○
033 岡山県			○	077 福岡市			○	121 越谷市			○
034 広島県			○	078 大牟田市			○	122 八戸市			○
035 山口県			○	079 長崎市			○	124 福島市			○
036 徳島県			○	080 佐世保市			○	125 川口市			○
037 香川県			○	081 熊本市			○	126 八尾市			○
038 愛媛県			○	082 鹿児島市			○	127 明石市			○
039 高知県			○	083 岡山市			○	128 鳥取市			○
040 福岡県			○	084 宇都宮市			○	129 松江市			○
041 佐賀県			○	085 富山市			○	計	1	0	119

(4) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

(1/2)

平成30年12月時点

	自治体名	調査対象事業者数	未達件数	調査情報到達率(%)	有効調査対象事業者数	回答件数(最終通知対象者を含む)	回答率(%)	調査開始(予定)日	調査完了(予定)日	備考	
北海道事業対象地域	北海道	001 北海道	40,000	—	—	—	—	平成30年8月	平成32年3月		
		050 旭川市	3,619	—	—	—	—	平成30年12月	平成31年9月		
		051 札幌市	7,570	644	91.5	—	3,509	46.4	平成30年4月	平成35年3月	
		052 函館市	—	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成34年3月	
	青森県	002 青森県	—	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成35年3月	
		108 青森市	約12,000	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成34年3月	
	岩手県	122 八戸市	5,000	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月	
		003 岩手県	約23,000	—	—	—	—	—	平成31年10月	平成34年3月	
	宮城県	110 盛岡市	3,500	—	—	—	—	—	平成31年8月	平成34年6月	
		004 宮城県	—	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成35年3月	
	秋田県	054 仙台市	10,000	—	—	—	—	—	平成31年6月	平成34年3月	
		005 秋田県	約25,000	—	—	—	—	—	平成31年7月	平成34年3月	
	福島県	086 秋田市	6,607	614	90.7	—	2,043	30.9	平成30年2月	平成34年10月	
		006 山形県	—	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成35年3月	
		007 福島県	—	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成34年3月	
		087 郡山市	—	—	—	—	—	—	平成32年	平成35年3月	
	栃木県	094 いわき市	—	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成33年2月	
		124 福島市	約9,500	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月	
	群馬県	008 茨城県	—	—	—	—	—	—	平成32年4月	平成33年10月	
		009 栃木県	約40,000	—	—	—	—	—	平成32年4月	平成33年3月	
	新潟県	084 宇都宮市	—	—	—	—	—	—	平成31年7月	平成35年3月	
		010 群馬県	21,663	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成34年3月	
		114 前橋市	7,098	—	—	—	—	—	平成30年8月	平成34年3月	
	富山県	116 高崎市	約9,500	—	—	—	—	—	平成31年7月	平成32年3月	
		015 新潟県	未定	—	—	—	—	—	平成32年4月	平成34年3月	
	長野県	059 新潟市	7,964	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年2月	
		019 山梨県	21,500	—	—	—	—	—	平成31年2月	平成34年12月	調査対象事業者数は、H31.4以降中核市となる甲府市分(3,500件)を含む。H31.4以降の山梨県の対象事業者数(見込)としては18,000件。
016 富山県		約14000	13	99.9	—	600	4.3	平成27年5月	平成34年4月	未達、回答数は対象者約14000件のうち既に調査を実施した約1000件に対する件数。	
085 富山市		—	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年6月		
017 石川県		15,000予定	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月		
060 金沢市		6,602	72	98.8	—	1,939	29.4	平成30年7月	平成33年3月		
018 福井県		—	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成33年3月		
020 長野県		—	—	—	—	—	—	平成31年10月	平成33年3月		
095 長野市		6,924	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月		
東京事業対象地域		埼玉県	011 埼玉県	約84,000	—	—	—	—	—	平成30年1月	平成34年3月
	101 さいたま市		21,000	—	—	—	—	—	平成31年3月	平成34年3月	
	103 川越市		—	—	—	—	—	—	平成31年7月	平成33年3月	
	121 越谷市		約5,000	—	—	—	—	—	平成31年6月	平成33年3月	
	125 川口市		15,244	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月	現在リスト化業務を委託することにより精査中
	千葉県	012 千葉県	作業中	1,559	94.8	—	5,518	18.4	平成30年10月	平成34年3月	30,000件の調査と同時並行で別途調査を行う予定であるため、全体の件数は未定
		055 千葉市	約18000	—	—	—	—	—	平成31年7月	平成34年3月	
		104 船橋市	4,475	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成33年3月	
	東京都	111 柏市	975	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成34年3月	
		013 東京都	130,000	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月	
	神奈川県	109 八王子市	—	—	—	—	—	—	平成31年6月	平成34年3月	
		014 神奈川県	約36,000	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月	
056 横浜市		35,645	7,636	78.6	—	2,932	8.2	平成30年9月	平成34年3月		
057 川崎市		—	—	—	—	—	—	平成31年7月	平成34年3月		
058 横浜賀市		6,620	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成34年3月		
静岡県	098 相模原市	4,979	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成34年3月		
	022 静岡県	40,238	2,088	94.8	—	21,667	53.8	平成30年7月	平成32年12月		
	062 静岡市	9,211	181	98.0	—	5,508	59.7	平成30年7月	平成32年10月		
	063 浜松市	14,005	3,450	75.4	10,555	7,990	75.7	平成30年11月	平成33年3月		
	021 岐阜県	8,989	67	99.3	—	2,546	28.3	平成30年3月	平成33年3月		
	061 岐阜市	3,861	298	92.3	—	810	21.0	平成30年1月	平成33年3月		
	023 愛知県	130,213	58,982	54.7	—	24,451	18.8	平成30年12月	平成32年6月	未達数には、現段階で調査票を送付できていない一部の調査対象者の数を含む	
愛知県	064 名古屋市	24,275	1,000	95.8	—	3,000	12.4	平成30年10月	平成33年3月		
	090 豊田市	1,592	6	99.6	—	1,461	91.8	平成29年7月	平成32年9月		
	096 豊橋市	9,884	328	96.7	9,556	7,426	77.7	平成29年11月	平成32年9月		
	105 岡崎市	2,499	40	98.4	2,459	1,956	79.5	平成30年1月	平成31年3月		
	024 三重県	23,688	2,170	90.8	21,518	8,435	39.2	平成30年11月	平成32年3月		

(4) 各都道府県市の掘り起こし調査内容、進捗率及び掘り起こし調査完了日について

(2/2)

平成30年12月時点

	自治体名	調査対象 事業者数	未達件数	調査情報 到達率 (%)	有効調査 対象事業者数	回答件数 (最終通知対 象者を含む)	回答率 (%)	調査開始 (予定) 日	調査完了 (予定) 日	備考		
大阪事業 対象地域	滋賀県	025 滋賀県	13,530	—	—	—	—	平成30年11月	平成32年9月			
		115 大津市	1,461	109	92.5	—	654	44.8	平成29年12月	平成32年3月		
	京都府	026 京都府	19,207	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成32年9月		
		065 京都市	17,455	650	96.3	—	1,785	10.2	平成30年10月	平成32年3月		
		027 大阪府	22,500	600	97.3	21,900	21,900	100.0	平成29年7月	平成30年3月		
		066 大阪市	33,035	3,276	90.1	—	10,171	30.8	平成29年12月	平成33年3月		
		067 堺市	32,000	7,563	76.3	28,677	14,786	51.6	平成30年8月	平成32年9月		
		068 東大阪市	8,793	—	—	—	—	—	平成30年11月	平成32年12月		
		106 高槻市	491	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成32年2月		
		120 枚方市	6,477	166	97.4	—	2,641	40.8	平成30年3月	平成32年6月		
		118 豊中市	5,523	306	94.5	—	967	17.5	平成30年1月	平成33年2月		
		126 八尾市	—	—	—	—	—	—	平成31年4月	平成33年3月		
		028 兵庫県	15,000	—	—	—	—	—	平成30年7月	平成31年12月		
		069 神戸市	54,524	7,156	86.9	—	17,701	32.5	平成30年9月	平成32年10月		
		070 姫路市	21,777	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成32年12月		
		071 尼崎市	443	39	91.2	—	160	36.1	平成30年7月	平成32年4月		
		099 西宮市	774	12	98.4	762	334	43.8	平成30年3月	平成32年3月		
		127 明石市	2,500	—	—	—	—	—	平成30年1月	平成32年10月		
		029 奈良県	21,794	2,513	88.5	—	7,290	33.4	平成30年2月	平成31年3月		
		102 奈良市	—	—	—	—	—	—	平成30年4月	平成31年12月		
	和歌山県	030 和歌山県	5,000	1,150	77.0	—	1,009	20.2	平成30年8月	平成33年3月		
	072 和歌山市	9,875	1,409	85.7	8,466	2,770	32.7	平成30年2月	平成33年5月			
北九州事業 対象地域	鳥取県	031 鳥取県	6,000	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成32年12月		
		128 鳥根市	4,000	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成32年3月		
	島根県	032 島根県	精査中	—	—	—	—	—	平成31年3月	平成32年9月		
		129 松江市	6,728	504	92.5	—	1,146	17.0	平成31年5月	平成32年3月		
	岡山県	033 岡山県	精査中	—	—	—	—	—	平成31年7月	平成32年8月		
		083 岡山市	—	—	—	—	—	—	平成31年	平成32年3月		
		100 倉敷市	7,337	229	96.9	—	1,156	15.8	平成30年12月	平成31年3月		
		034 広島県	—	—	—	—	—	—	平成30年12月	平成31年9月		
		073 広島市	26,417	—	—	—	—	—	平成30年7月	平成32年12月		
		074 呉市	6,750	588	91.2	—	1,386	20.5	平成30年2月	平成32年12月		
		091 福山市	24,300	470	98.1	—	8,000	32.9	平成30年8月	平成32年9月		
		035 山口県	16,630	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成32年3月		
		075 下関市	2,812	—	—	—	—	—	平成30年11月	平成32年12月		
		036 徳島県	20,000	—	—	—	—	—	平成31年6月	平成32年11月		
		037 香川県	17,500	—	—	—	—	—	平成31年6月	平成32年9月		
		097 高松市	8,989	—	—	—	—	—	平成31年6月	平成31年12月		
		愛媛県	038 愛媛県	約13,000	—	—	—	—	—	平成31年6月	平成33年3月	
		089 松山市	9,000	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成32年3月		
		高知県	039 高知県	未定	—	—	—	—	—	平成31年10月	平成32年7月	
		092 高知市	6,132	134	97.8	—	1,451	23.7	平成30年8月	平成32年9月		
		福岡県	040 福岡県	48,508	3,432	92.9	—	3,173	6.5	平成30年2月 平成31年1月	平成32年12月	H29年度掘り起こし調査 実施数：19,086件 H30年度掘り起こし調査 実施数：29,422件 (H31.1月より実施) ※回答件数、未達件数は H29年度の調査結果 マニュアル発行前に調査 を完了させている。
			076 北九州市	44,704	—	—	—	—	—	平成22～24年度	平成22～24年度	
			077 福岡市	15,000	—	—	—	—	—	平成30年12月	平成32年4月	
			078 大牟田市	1,923	384	80.1	—	831	43.2	平成30年1月	平成32年3月	
			112 久留米市	4,726	1,704	63.9	3,022	3,022	42.6	平成30年1月	平成32年8月	
			041 佐賀県	約10,000	—	—	—	約900	—	平成30年2月	平成32年10月	
		長崎県	042 長崎県	12,879	458	96.4	12,421	4,210	33.9	平成30年11月	平成32年3月	
			079 長崎市	7,470	851	88.6	—	2,165	29.0	平成30年9月	平成32年6月	
			080 佐世保市	4,207	669	84.1	—	1,302	30.9	平成30年10月	平成32年3月	
			043 熊本県	15,931	428	97.3	—	3,696	23.2	平成30年10月	平成32年12月	
		熊本県	081 熊本市	4,372	111	97.5	—	2,735	62.6	平成29年8月	平成32年7月	
		大分県	044 大分県	7,600	140	98.2	—	4,340	57.1	平成30年1月	平成32年12月	
			088 大分市	2,565	215	91.6	2,350	1,098	42.1	平成30年10月	平成31年6月	
	宮崎県	045 宮崎県	16,125	—	—	—	3,229	20.0	平成30年9月	平成33年3月		
		093 宮崎市	15,000	—	—	—	—	—	平成31年5月	平成32年6月		
	鹿児島県	046 鹿児島県	集計中	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成32年9月		
		082 鹿児島市	14,000	—	—	—	—	—	平成31年1月	平成32年9月		
	沖縄県	047 沖縄県	5,861	85	98.5	—	1,187	20.3	平成30年2月	平成32年9月		
		119 那覇市	6,300	642	89.8	—	693	11.0	平成30年3月	平成33年1月		

(5) 安定器掘り起こし調査における各都道府県市の周知活動について (1/2)

自治体名	周知・広報の方法について									
	通知文書等	定期刊行物等	自治体Webページ	説明会・セミナー等	新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	新聞、雑誌等への広告	TV、ラジオ、CM等	メール、SNS等	ポスター	その他
001 北海道			○			○		○		
002 青森県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
003 岩手県				○			○			
004 宮城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
005 秋田県	○		○			○	○			
006 山形県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
007 福島県			○			○	○			
008 茨城県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
009 栃木県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
010 群馬県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
011 埼玉県		○	○							
012 千葉県	○	○	○							
013 東京都	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
014 神奈川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
015 新潟県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
016 富山県	○		○	○	○					
017 石川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
018 福井県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
019 山梨県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
020 長野県			○		○					
021 岐阜県	○	○	○	○	○					
022 静岡県	○	○	○	○	○		○			
023 愛知県	○	○	○	○	○					○
024 三重県	○	○	○	○	○		○			○
025 滋賀県	○		○							
026 京都府	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
027 大阪府	○	○	○	○	○			○	○	
028 兵庫県	○		○							
029 奈良県	○	○	○			○				
030 和歌山県		○	○	○						
031 鳥取県										○
032 島根県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
033 岡山県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
034 広島県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
035 山口県			○	○						○
036 徳島県				○		○				
037 香川県	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
038 愛媛県		○								○
039 高知県	○	○			○	○				
040 福岡県	○	○	○		○	○	○			○
041 佐賀県	○		○	○	○			○		
042 長崎県			○	○						
043 熊本県		○	○		○		○			
044 大分県	○	○	○		○	○	○		○	
045 宮崎県	○		○	○	○	○	○			○
046 鹿児島県	○		○	○					○	
047 沖縄県	○		○	○		○	○			
050 旭川市	○		○							
051 札幌市			○							
052 函館市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
054 仙台市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
055 千葉市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
056 横浜市	○	○	○			○				
057 川崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
058 横須賀市									○	
059 新潟市			○							
060 金沢市			○							
061 岐阜市	○	○	○		○					
062 静岡市	○	○	○							○
063 浜松市			○							
064 名古屋市		○	○		○					

(5) 安定器掘り起こし調査における各都道府県市の周知活動について (2/2)

自治体名	周知・広報の方法について									
	通知文書等	定期刊行物等	自治体Webページ	説明会・セミナー等	新聞、雑誌、事業者団体等の刊行物	新聞、雑誌等への広告	TV、ラジオ、CM等	メール、SNS等	ポスター	その他
065 京都市			○					○		
066 大阪市	○		○	○				○	○	
067 堺市	○	○	○				○			
068 東大阪市			○							
069 神戸市			○		○			○		○
070 姫路市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
071 尼崎市	○	○	○		○		○			
072 和歌山市		○	○							
073 広島市			○							○
074 呉市			○							
075 下関市	○		○							
076 北九州市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
077 福岡市										○
078 大牟田市	○	○	○	○			○		○	
079 長崎市			○							
080 佐世保市	○	○	○							
081 熊本市	○			○						
082 鹿児島市		○	○							
083 岡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
084 宇都宮市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
085 富山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
086 秋田市	○	○	○							○
087 郡山市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
088 大分市					○					
089 松山市		○	○		○					
090 豊田市			○					○		
091 福山市		○						○		
092 高知市										○
093 宮崎市	○									○
094 いわき市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
095 長野市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
096 豊橋市	○	○	○	○						○
097 高松市		○	○							
098 相模原市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
099 西宮市		○	○							
100 倉敷市		○	○					○		
101 さいたま市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
102 奈良市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
103 川越市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
104 船橋市		○	○							
105 岡崎市		○	○						○	
106 高槻市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
108 青森市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
109 八王子市			○							
110 盛岡市			○							
111 柏市		○	○							
112 久留米市	○	○	○	○						
114 前橋市	○	○	○							
115 大津市	○		○							
116 高崎市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
118 豊中市			○							○
119 那覇市		○	○	○						○
120 枚方市		○	○		○		○			
121 越谷市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
122 八戸市		○	○							○
124 福島市						○				
125 川口市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
126 八尾市		○								
127 明石市		○	○						○	
128 鳥取市	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
129 松江市			○							
計	35	40	69	20	20	12	14	9	8	18

(その他の内容)

- ・パンフレットの作成
- ・TV のデータ放送
- ・来年度から調査を実施するため、広報はこれから行うところである。県広報誌等への掲載、HP での周知等を予定している。
- ・電気工事関係団体、電器商業組合、中小企業団体連合会に事前周知
- ・各種団体等に対し、面会の上、掘り起こし調査の実施を周知
- ・啓発チラシの作成、配布
- ・各種団体訪問及びPCB 使用安定器掘り起こし調査説明会
- ・関係団体（静岡県電業協会、静岡県電気工事工業組合、静岡県ビルメンテナンス協会）への調査協力依頼。
- ・未回答
- ・NTT タウンページデータに基づき、市内全事業者にチラシを送付した
- ・関係団体への協力依頼
- ・市広報紙、環境省四国事務所と事業団体へ訪問し事業者への周知を依頼
- ・平成29年度に市内事業所（約16,500事業所）を対象に実施したアンケートに、PCBに関するチラシを同封し、啓発を行った。また、市内の関係団体の総会等へ参加させていただき、啓発を行った。
- ・大阪府電機商業組合、大阪家電販売協同組合に情報の提供を実施。
- ・電気工事業協同組合に対し調査への協力依頼。TV、新聞広告については、青森県が当市を含めて実施
- ・業界団体への情報提供
- ・PCB の適正処理に関する公表による地元新聞記事掲載。
- ・事業者団体等を訪問し、会員への広報・周知依頼をした。

(6) マニュアルと異なる安定器掘り起こし調査の手法について

マニュアルと異なる調査方法で実施している場合は、以下の回答欄に調査対象者数、調査方法、実施計画等の具体的内容を記載してください。

自治体名	マニュアルと異なる調査方法の詳細
岩手県	現在は調査対象者を精査しているところ。その後、既に掘り起こし調査対象、PCB特措法届出提出済み事業者について除いた後、建物複数所有者への説明会と現地立入調査をメインとしながら使用中PCB安定器等について調査していく。
愛媛県	対象リストの一部(従業員数が100名以上の事業者)について、平成30年度中に手順1を実施予定。未回答事業者があった場合には、平成31年度から手順2を実施する。
大分県	初回アンケート(モデル調査)の未回答者及び、回答内容からPCB使用安定器がないと確認できない5,691事業者宛に使用建物の建築年月と、1977年3月以前に設置された外灯の有無のみを問うスクリーニングを行った。 その後、PCB使用安定器がないと判断できなかった事業者宛に全数調査をお願いし、結果の報告を求める。
北九州市	調査実施時期:平成22～24年度 対象事業者選定情報源:平成21年経済センサス 対象事業者数:44,704件 調査方法:調査票を発送し記入後返送 実施内容:発送から問合わせ対応、督促(電話及びはがき等)、回答の集計まで業者に委託。 目標回答率を設定し、それに達するまで督促を行うこととした。
神戸市	・兵庫県内に本店・支店があるマンション管理業者を対象に、管理するマンションのPCB使用安定器の保有状況についてアンケート調査を実施した。 ・区分所有建物のうち管理組合が存在すると思われる建物については管理組合理事長を対象に調査票を送付する予定である。
千葉県	平成30年度の調査対象者のうち、手順②後も未回答な事業者に対し、改めて回答のお願いをするとともに、平成30年度調査事業終了後の回答方法について、案内を行う通知を調査票とともに発送する予定。
埼玉県	訪問調査により調査を実施中。調査対象は約84,000件。 調査は、各地区のシルバー人材センターや民間の調査会社等に委託している。 30年度中に全市町村で初回調査を終了し、31年度からは初回調査の結果に基づき、郵送や訪問によりフォローアップを行う予定。
静岡県	調査対象者リストについて、登記簿情報と家屋課税台帳情報を突合して作成した。
三重県	掘り起こし調査とは別に、事業用建物所有者の約55,000者に啓発書類を送付する予定。(H31年2月)
岐阜県	市町村から入手した「昭和52年3月以前の家屋課税台帳情報」と、情報通信会社から入手した「現在存在している事業者のタウンページ情報」を突合し、所在地が一致した事業者を、「昭和52年3月以前に建築された建物を使用している事業者」として調査対象(8989件)とした。 また、別途様々な事業者団体を集め、PCB廃棄物処理に係る連絡会を実施しており、調査への協力と調査の実施の啓発活動を行っている。
大阪市	【アーケード・街路灯・アーチに関する調査】(追加調査) ・調査対象者数 334物件(321団体) ・実施計画 30年8月 本市道路管理担当からリスト提供 ※リスト…昭和52年(1977年)3月以前に道路占用許可を受け継続中の照明使用占有物(アーケード・街路灯・アーチ)設置団体(商店街・町会等) 9～11月 調査対象リストの作成 ※全面建替え・撤去済・PCB使用安定器届出済の物件は除外 11月 調査票等の印刷・封入作業 ※封入物…依頼文1枚・調査票1物件毎に1枚・調査要領等別紙3枚 環境省啓発チラシ1枚・返信用封筒(切手貼付済)1枚 11月28日 発送 ※調査期間:発送日～平成31年2月28日 31年2月28日 回答期限 ※調査期間中の電話相談・集計・督促(電話等)は全て当課で実施する。 ※回答期限後フォローアップ調査予定
沖縄県	上記に記載したのは、平成29年度にNTTタウンページデータを使用して行ったものの結果を入力しているが、今般、環境省から提供される事業者一覧を利用して、平成31年度に掘り起こし調査を行う予定としている。

(7) 業界団体に対する要望について

① すでに業界団体への協力をお願いしている（または予定している）内容

PCB 使用安定器掘り起こし調査を行うにあたり、協力をお願いした（またはお願いする予定の）業界団体があれば、団体名と協力依頼内容をご回答ください。

協力を依頼した団体とその協力依頼内容		
自治体名	団体名	協力依頼内容
001 北海道	電気・設備関係団体等（電気保安協会、電気管理技術者協会、（今年度から）電気工事組合、電業協会、ビルメンテナンス協会） 経済団体（経済連合会、商工会議所連合会、商工会連合会）	—
002 青森県	青森県電気工事工業組合	PCB使用安定器の掘り起こし調査における協力について依頼した。
003 岩手県	電気保安協会、電気工事業者組合等	PCBチラシ（別添）の周知を依頼した。
004 宮城県	電気保安協会、電気管理技術者協会、電機商業組合、電業協会、ビルメンテナンス協会、電気工事工業組合など	団体加盟事業者及び関係先への周知協力を依頼予定。
005 秋田県	（一社）秋田県電業協会、（一社）秋田県ビルメンテナンス協会、秋田県電気工事工業組合、秋田県電機商業組合	協力依頼予定
012 千葉県	①千葉県電気工事工業組合 ②一般社団法人日本電設工業協会 関東支部、一般社団法人千葉県ビルメンテナンス協会、公益社団法人全関東電気工事協会、一般社団法人日本電気工事士協会 ③千葉県電気商業組合	①調査への協力依頼、組合員への周知依頼、調査受託先の紹介（訪問による説明、依頼） ②調査への協力依頼、組合員への周知依頼 ③調査への協力依頼、組合員への周知依頼、調査受託先の紹介（理事会での説明、依頼）
013 東京都	東京都電気工事工業組合	掘り起こしアンケート調査において、建物所有者等から照明器具の調査依頼が来た際の協力を依頼。
014 神奈川県	神奈川県電気工事工業組合	協力要請予定。
016 富山県	北陸電気保安協会、北陸電気管理技術者協会	自家用工作物設置者に対する安定器掘り起こし調査では、県内の電気関係団体に対し、調査対象事業所からの各種問合せ等に対応いただくようお願いした。
019 山梨県	電気工事業者の組合	対象事業者から照明設備の点検を行うに際し、業者紹介の依頼があった場合の協力をお願いする予定。
021 岐阜県	一般財団法人中部電気保安協会 岐阜支店、一般社団法人中部電気管理技術者協会 岐阜西濃支部、一般社団法人中部電気管理技術者協会 岐阜東濃支部、岐阜県電設資材卸業協同組合、岐阜県電気工事工業組合、一般社団法人岐阜県電業協会、一般社団法人岐阜県産業環境保全協会、岐阜商工会議所、岐阜県商工会連合会、岐阜県中小企業団体中央会、岐阜県医師会、公益社団法人岐阜県歯科医師会、公益社団法人 岐阜県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会 岐阜県本部、岐阜県土木建築解体事業協同組合、一般社団法人岐阜県建設業協会、岐阜県農業協同組合中央会、公益社団法人岐阜県ビルメンテナンス協会、一般社団法人岐阜県工業会、一般社団法人日本照明工業会、一般社団法人岐阜ビルヂング協会、一般社団法人日本建設機械レンタル協会 中部支部、一般社団法人岐阜県警備業協会、一般社団法人日本塗装工業会 岐阜県支部、岐阜県窯業原料協同組合 公益財団法人岐阜県体育協会、岐阜県旅館ホテル生活衛生同業組合、下呂温泉旅館協同組合、一般社団法人岐阜県ゴルフ連盟、岐阜県構造物強靱化技術協会、中部ゴルフ練習場連盟、岐阜県公衆浴場業生活衛生同業組合、一般社団法人岐阜銀行協会、一般社団法人大垣銀行協会 岐阜県遊技業協同組合、キュービクルメンテ協会、日本テクノ協会・日電協	PCBに係る情報共有のため連絡会を実施し、広報誌等でのPCBに係る周知を依頼するとともに、会員に対する周知を依頼。連絡会へ出席を依頼している団体は左記のとおり（なお、声掛けは行っているものの出席実績がない団体も存在する）。
022 静岡県	・電業協会、電気工事工業組合、ビルメンテナンス協会に対して、調査対象者から求めがあった際の安定器調査の協力を求めた。 ・静岡県東部電気工事協同組合へ、安定器調査相談窓口について尋ねたところ、管内各地の「住宅電気工事センター」の名簿を提供していただいた。 ・45団体に、会員等で調査対象者（調査票が届いた者）がいたら、調査に協力するよう周知を求めた。	①調査対象者から求めがあった際の安定器調査の協力を求めた。 ②安定器調査相談窓口について尋ねたところ、管内各地の「住宅電気工事センター」の名簿を提供していただいた。

協力を依頼した団体とその協力依頼内容		
自治体名	団体名	協力依頼内容
023 愛知県	名古屋商工会議所、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、公益社団法人愛知共同住宅協会、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会、愛知県賃貸住宅経営者協会、一般社団法人愛知県ビルメンテナンス協会、一般社団法人愛知電業協会、公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部、一般社団法人中部電気管理技術者協会、中部電気工事業者組合連合会、一般財団法人中部電気保安協会、一般社団法人中部不動産協会、NPO法人中部マンション管理組合協議会、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人日本照明工業会、一般社団法人日本電気協会中部支部、公益社団法人日本電気技術者協会中部支部、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電設工業協会東海支部、一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会、一般社団法人不動産協会中部支部、一般社団法人マンション管理業協会中部支部、中間貯蔵・環境安全事業株式会社（JESCO）、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、中部地方環境事務所	安定器及び汚染物等の処分期間の末日の1000日前に業界団体と連携した周知活動を実施した。
024 三重県	一般社団法人三重県産業廃棄物協会、一般社団法人三重県ビルメンテナンス協会、三重県宅地建物取引業協会、公益社団法人全日本不動産協会三重県本部、三重県私学協会、三重県ゴルフ連盟、公益財団法人三重県体育協会、公益社団法人三重県医師会、公益社団法人三重県歯科医師会、三重県公衆浴場業生活衛生同業組合、三重県ホテル旅館生活衛生同業組合、三重県商工会議所連合会、三重県商工会連合会、三重県中小企業団体中央会、三重県農業協同組合中央会、一般社団法人三重県建設業協会、三重県森林組合連合会、一般社団法人日本建設機械レンタル協会中部支部、一般社団法人三重県警備業協会、一般社団法人日本塗装工業会三重県支部、三重県遊技業協同組合、三重県電設資材卸業協同組合、三重県電気工事業者組合、一般社団法人三重電業協会、中部照明器具協同組合、三重県電器商業組合、一般財団法人中部電気保安協会三重支店、一般財団法人関西電気保安協会新宮営業所、一般社団法人中部電気管理技術者協会、一般社団法人日本照明工業会	調査票のサンプルを送り、会員等に調査票が届いた際と会員等に対して調査票についての問い合わせがあった場合の調査への協力をお願いした。
025 滋賀県	①一般社団法人滋賀ビルメンテナンス協会、一般社団法人関西電気管理技術者協会、一般財団法人関西電気保安協会滋賀支店、一般社団法人滋賀県電業協会、滋賀県電気工事業者組合、滋賀県電器商業組合 ②日本照明工業会	①掘り起こしアンケート調査対象者からの調査依頼への対応を依頼した。 ②調査の参考資料へHPアドレスの掲載を行うため、申請を行い、認められた。
027 大阪府	関西電気保安協会、関西電気管理技術協会、日本電気協会、日本照明工業会、日本電機工業会、関西電気工事工営協同組合、大阪電気設備協同組合	周知等の協力依頼
028 兵庫県	兵庫県電気工事業者組合、兵庫県電機商業組合、関西電機工事業者協同組合、関西電機協同組合、兵庫県中部電機工事業者協同組合、兵電協同組合、一般社団法人兵庫県電業協会	周知団体に、掘り起こし調査対象者に送付した調査票等を周知し、対象者から調査協力依頼等の連絡があった際に対応したい旨のお願いをした。
029 奈良県	一般財団法人関西電気保安協会奈良支部技術部 一般社団法人関西電気管理技術者協会奈良支部 公益社団法人日本電気技術者協会関西支部	事業者から問合せがあった際は、調査への協力を依頼。
032 島根県	一般社団法人島根県電業協会、島根県電気工事業者組合、一般社団法人島根県ビルメンテナンス協会、島根県ビルメンテナンス協同組合	アンケート対象事業者から照明器具に関する相談があった際の対応を依頼する予定。
035 山口県	・電業協会 ・電気工事関係団体 ・電器商業組合 ・中小企業団体連合会	・山口県電業協会に対し、掘り起こしアンケート調査にて、電気工事業者を紹介する窓口業務をお願いする予定。 ・その他の電気工事関係団体、電器商業組合に周知 ・中小企業団体連合会に周知
038 愛媛県	愛媛県電機商業組合及び愛媛県電気工事業者組合	掘り起こしアンケート調査にて、電気工事業者等に対する問い合わせ窓口として記載し、事業者から問い合わせがあった場合には、有償で調査を実施するよう依頼。 県政広報番組におけるスポットを作成するにあたり、日本照明工業会が作成した安定器のイラストデータを使用するため、申請書を提出した。

協力を依頼した団体とその協力依頼内容		
自治体名	団体名	協力依頼内容
039 高知県	宅地建物取引業協会、私立幼稚園連合会、銀行協会、私立中学高等学校連合会、医師会、酒造組合、旅館ホテル生活衛生同業組合、神社庁	訪問し、掘り起こし調査の周知を行った
040 福岡県	福岡県電気工業工業組合	(1)本県では下記に記載する事項をを徹底することを条件に、福岡県電気工業工業組合の協力(会員企業を斡旋し調査を実施する)を得た。 ・電気工事店の問い合わせ一次窓口は福岡県廃棄物対策課とする。 ・出勤・調査には費用がかかることを了承した事業者のみを紹介する。 ・掘り起こし調査実施以前に県内全ての支部・会員に対して当該情報を通知する。 (2)九州地方環境事務所と協働し、県下の業界団体を訪問。総会や研修会で説明会を実施するなどして、各団体の会員にPCB廃棄物処理に関する周知を依頼。(宅建協会、神社庁など)
041 佐賀県	電気工業組合	業者紹介について協力依頼を行い、合意を得た。
042 長崎県	①電気事業者の団体(長崎県電気工業工業組合、長崎県電器商業組合) ②商工3団体(長崎県中小企業団体中央会、長崎県商工会議所連合会、長崎県商工会連合会)	①建物所有者からの調査依頼等に対し適切な対応をするよう依頼 ②調査への理解と、加盟会員への周知を依頼
043 熊本県	熊本県電気工業工業組合	チラシを配布し、熊本県及び熊本市が実施する掘り起こし調査について、事業者から相談があった場合の対応を依頼
044 大分県	大分県電気工業工業組合、大分県電気管理技術者協同組合、一般社団法人大分県ビルメンテナンス協会、一般社団法人大分県建設業協会他	会員向け周知をお願いした。 大分県電気工業工業組合には調査を実施できる組合員の紹介をお願いしている。
045 宮崎県	電気工事協同組合など	・電気事業者を紹介する窓口業務をお願いしたが、断られた。 ・環境省九州地方環境事務所熊本事務所の担当者と共に、安定器についてのチラシを作成した。
047 沖縄県	電気工業工業組合	掘り起こし調査に当たり、電気事業者へ調査の依頼が行くことが想定されることから、事前に電気工業工業組合と調整を行った。
051 札幌市	一般社団法人北海道電業協会	一般社団法人北海道電業協会：協会会員に対し、本市がPCB安定器の掘り起こし調査を実施している旨の周知をお願いし、協力をお願いした。
056 横浜市	神奈川県電業協会	神奈川県電業協会等に対して、PCBに関するチラシの配付、メルマガの配信等を依頼した。
062 静岡市	静岡県電業協会、静岡県電気工業工業組合、静岡県ビルメンテナンス協会	静岡県電業協会、静岡県電気工業工業組合、静岡県ビルメンテナンス協会に対し、掘り起こしアンケート調査実施の周知及び建物所有者から安定器の調査・確認依頼があった場合の対応協力を依頼した。
063 浜松市	電気工事関係：静岡県電業協会、静岡県工業工業組合、静岡県ビルメンテナンス協会、浜松電気工事協同組合 商工会関係：浜松商工会議所、浜名商工会、奥浜名湖商工会、浜北商工会、天竜商工会電気工事関係：静岡県電業協会、静岡県工業工業組合、静岡県ビルメンテナンス協会、浜松電気工事協同組合	組合員から調査について質問等があること及び、本調査を騙る詐欺事件の発生について周知した。 公益財団法人産業廃棄物処理振興財団：技術的支援窓口の対応を依頼した。
064 名古屋市	名古屋商工会議所、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、公益社団法人愛知共同住宅協会、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会、愛知県賃貸住宅経営者協会、一般社団法人愛知県ビルメンテナンス協会、一般社団法人愛知電業協会、公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部、一般社団法人中部電気管理技術者協会、中部電気工業組合連合会、一般財団法人中部電気保安協会、一般社団法人中部不動産協会、NPO法人中部マンション管理組合協議会、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人日本照明工業会、一般社団法人日本電気協会中部支部、公益社団法人日本電気技術者協会中部支部、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電設工業協会東海支部、一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会、一般社団法人不動産協会中部支部、一般社団法人マンション管理業協会中部支部、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、中部地方環境事務所	東海地方(愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、岐阜市、静岡市、浜松市)において、平成30年7月を「PCB適正処理推進月間」とし、関係団体と連携して、安定器含む高濃度PCB廃棄物の啓発活動を実施。関係団体の活動内容としては、メーリングリスト・WEB等を利用した啓発、パンフレットの配布、メール等による会員への周知を実施依頼。

協力を依頼した団体とその協力依頼内容		
自治体名	団体名	協力依頼内容
065 京都市	府電気商業組合	掘り起こしアンケートの実施に当たり、電気事業者が加盟している組合(府電気商業組合)に対し、周知・調査協力をお願いした。
066 大阪市	調査前に一般社団法人 日本電気協会 関西支部、公益社団法人 日本電気技術者協会 関西支部、一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会 大阪市商店街総連盟	調査前に一般社団法人 日本電気協会 関西支部、公益社団法人 日本電気技術者協会 関西支部、一般社団法人 大阪ビルメンテナンス協会に対し、調査内容の情報提供を行い、会員への周知を依頼した。 ・アーケード・街路灯・アーチの調査前に、大阪市商店街総連盟へ調査内容の情報提供を行い、会員への周知を依頼した。
067 堺市	・大阪府電機商業組合 本部、堺支部 ・大阪家電販売協同組合 ・大阪電気設備協同組合 ・大阪府電気工事工業組合堺支部、堺電気工事工業協同組合 ・関西電気保安協会 堺営業所、松原営業所 ・一般社団法人大阪ビルメンテナンス協会	組合員等への周知と調査への協力を依頼した。
068 東大阪市	大阪府電機商業組合	大阪府電機商業組合に対し、掘り起こし調査で市民の方から調査依頼があれば対応していただくことと、市役所に電気事業者を紹介して欲しいとの問い合わせがあった際に、支部長を紹介することを依頼した。
069 神戸市	一般社団法人日本電設工業協会関西支部 兵庫県電気工事工業組合 兵庫県電機商業組合 一般社団法人兵庫県電業協会 神戸市電気設備協力会 一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会 一般社団法人マンション管理業協会関西支部 一般社団法人兵庫県マンション管理士会 兵庫県賃貸住宅経営者協会 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部 神戸商工会議所	○会員に顧客から問い合わせがあった場合の回答作成支援及び広報誌による周知を依頼した。 一般社団法人日本電設工業協会関西支部 兵庫県電気工事工業組合 兵庫県電機商業組合 一般社団法人兵庫県電業協会 神戸市電気設備協力会 一般社団法人兵庫ビルメンテナンス協会 一般社団法人マンション管理業協会関西支部 一般社団法人兵庫県マンション管理士会 兵庫県賃貸住宅経営者協会 一般社団法人兵庫県宅地建物取引業協会 公益社団法人全日本不動産協会兵庫県本部 ○広報誌による周知を依頼した。 神戸商工会議所
071 尼崎市	尼崎電気工事工業組合 尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、尼崎工業会 尼崎市法人保育園園長会、尼崎市私立幼稚園園長会、尼崎油脂団地組合、尼崎鉄工団地組合	尼崎電気工事工業組合に対し、PCB廃棄物調査を依頼された場合の窓口となってもらうよう依頼した。 尼崎商工会議所、尼崎経営者協会、尼崎工業会に対し、会員企業にチラシ等の配布による周知を依頼した。 尼崎市法人保育園園長会、尼崎市私立幼稚園園長会、尼崎油脂団地組合、尼崎鉄工団地組合に対しPCB掘り起こし調査票の配布を依頼した。
072 和歌山市	和歌山県電気工事工業組合	和歌山県電気工事工業組合と和歌山県電器商業組合に対し、掘り起こしアンケート調査にて、電気事業者を紹介する窓口業務をお願いするした。
073 広島市	日本電設工業協会中国支部、広島県電気工事工業組合、中国地方電気工事業協同組合、広島ビルメンテナンス協会、広島県電器商業組合	掘り起こしアンケート調査に伴い、「日本電設工業協会中国支部」、「広島県電気工事工業組合」、「中国地方電気工事業協同組合」、「広島ビルメンテナンス協会」、「広島県電器商業組合」を訪問し、組合員に対して調査に関する周知・協力を依頼した。
075 下関市	山口県電気工事工業組合	山口県電気工事工業組合下関支部に対し、掘り起こしアンケート調査にて、電気事業者を紹介して欲しい旨の要望があった場合、業者紹介をお願いすることとした。
078 大牟田市	大牟田電気工事協同組合 福岡県宅地建物取引業協会県南支部 ありあけ不動産ネット協同組合	大牟田電気工事協同組合に対し、掘り起こしアンケート調査にて、電気事業者を紹介する窓口業務をお願いした。また、組合員に対してPCB使用安定器説明会について周知してもらった。 福岡県宅地建物取引業協会県南支部及びありあけ不動産ネット協同組合に組合員に対してPCB使用安定器説明会について周知してもらった。
079 長崎市	長崎県電気工事工業組合	長崎県電気工事工業組合に対し、調査の協力依頼を行った。
081 熊本市	九州電気保安協会、農業協同組合中央会、商工会議所、熊本県私学協会ほか6団体 解体工事業協会他3団体	九州電気保安協会、農業協同組合中央会、商工会議所、熊本県私学協会ほか6団体に対し、PCBの概要と安定器の処理期限に関する説明と、団体会員への周知を依頼するとともに、総会等会員に直接説明する機会に時間をいただけないか依頼した。 また解体工事業協会他3団体では団体の総会の時に会員に直接説明を行った。
082 鹿児島市	鹿児島県電気工事工業組合	鹿児島県電気工事工業組合に対し、掘り起こしアンケート調査にて、電気事業者を紹介する窓口業務を依頼する予定。

協力を依頼した団体とその協力依頼内容		
自治体名	団体名	協力依頼内容
086 秋田市	電気保安法人 電気保安法人団体 電気工事業者団体 ビルメンテナンス協会	・電気保安法人および電気保安法人団体に対して、顧客に対する助言等の協力依頼をした。 ・電気工事業者団体およびビルメンテナンス協会に対して、顧客に対する技術的な支援等の協力依頼をした。
089 松山市	愛媛県電気工事工業組合	掘り起こし調査票を各事業所に発送する際の事業者からの問い合わせ窓口として、愛媛県電気工事工業組合に対応を依頼したところ、同組合から協力を得ることとなった。
092 高知市	本市にある二つの電気工事協同組合	本市にある二つの電気工事協同組合に、掘り起こしアンケート調査にて、電気工事業者を紹介する窓口業務を依頼。
093 宮崎市	電機商業組合、電気工事工業組合、電業協会、電気保安協会、電業協会	電機商業組合、電気工事工業組合、電業協会、電気保安協会、電業協会へ掘り起こしアンケート調査にて、事業者から調査を依頼されたときに組合員の紹介等、対応いただくようお願いした。
097 高松市	電気工事工業組合	電気工事工業組合に対し、周知活動及び安定器判別の紹介窓口を依頼した。
100 倉敷市	電気工事工業組合、中国電気保安協会、中国電気管理技術者協会、岡山ビルメンテナンス協会	電気工事工業組合、中国電気保安協会、中国電気管理技術者協会、岡山ビルメンテナンス協会へ、安定器の掘り起こし調査を行った際に問い合わせが行く可能性が高いので、対応をお願いする旨の依頼を行った。
104 船橋市	電気工事関連団体	依頼団体に対し、電気工事業者の紹介窓口開設を依頼
105 岡崎市	・岡崎市電気工事協同組合 ・愛知電機商業組合 岡崎支部	—
108 青森市	電気工事業者組合	本市内の電気工事業者組合に対し、安定器の確認について、事業者から依頼があった際には協力いただくよう事前に依頼する予定である。
111 柏市	千葉県電気工事工業組合 柏支部 一般社団法人日本電設工業協会 関東支部 一般社団法人千葉県ビルメンテナンス協会 東葛支部 千葉県電気工事工業組合 一般社団法人日本電気工事士協会 千葉県電機商業組合 柏支部	—
112 久留米市	久留米電気工事協同組合 宅建協会	掘り起こしアンケート調査実施中に、久留米電気工事協同組合と宅建協会の会員に向けて説明会を行った。
114 前橋市	群馬県電気商業組合	群馬県電気商業組合に市が安定器調査を実施している旨、協力依頼の通知文を送付した。
120 枚方市	電機商業組合 電気工事工業組合	電機商業組合及び電気工事工業組合に調査の協力をお願いした。
122 八戸市	青森県電気工事協同組合八戸支部 東北電気保安協会八戸事業所 特別管理産業廃棄物収集運搬許可業者 (一社) 日本PCB全量廃棄促進協会	青森県電気工事協同組合八戸支部に対し、掘り起こし調査への協力を依頼した。 また、東北電気保安協会八戸事業所に対し、掘り起こし調査への協力を依頼中。 ※安定器の掘り起こし調査に当たっては、建物所有者が自ら調査できない場合に、建物所有者からの依頼に基づき調査を受託できる事業者が必要であると考えている。そこで、青森県、青森市と連携し、青森県電気工事協同組合員、特別管理産業廃棄物収集運搬許可業者、(一社)日本PCB全量廃棄促進協会正会員企業から希望者を募ってPCB使用安定器の調査方法に係る研修会を開催した。参加者のうち調査に協力を得られる者については、PCB使用安定器の調査を受託できる事業者としてHPで公表する予定。なお、当該研修会は来年度以降も継続して実施する予定としている。 一方、東北電気保安協会八戸事業所からは、電気設備の保守点検を普段から受託している顧客からの依頼であれば安定器の調査を受託してもよいとの回答を得ており、当該研修会への参加を打診する予定としている。
125 川口市	①川口電気設備協同組合 ②商工会議所・川口鋳物工業協同組合等市内業界団体 ③市内大手電機小売店	①調査に伴う市民からの調査依頼への対応をお願いする予定 ②調査を実施することの説明と会員への周知 ③調査を実施することの説明
126 八尾市	大阪府電気商業組合、大阪府家電販売協同組合、大阪電気設備協同組合、大阪府電気工事工業組合各支部、堺電気工事工業組合、関西電気保安協会各営業所等	掘り起こしアンケート調査にて、安定器の取り外し方法や取り外し後のPCB該当性を確認する作業の相談窓口等をお願いする予定。
127 明石市	兵庫県電気工事工業組合	調査依頼の相談窓口業務を要請した。

② 業界団体へ要望

PCB 使用安定器掘り起こし調査を行うにあたり、業界団体に対し要望があれば、要望内容をご回答ください。

自治体名	業界団体に対する要望	
	団体	要望
001 北海道	—	事業者にPCBという化学物質の認識がなく、調査の必要性を理解してもらうことが困難であった。調査開始前に製造メーカーの出資により、ワンストップの問い合わせ窓口を創設した上でTVCM等で大々的にPRし、PCBの知名度を上げるべきである。
003 岩手県	古い建物を所有する可能性がある業界団体	自ら調査し、回答していただきたい。
010 群馬県	—	安定器の確認作業が行える電気工事業者の一覧を示していただきたい。 共同住宅の調査について、マンション管理業者等の協力が得られるよう、関係団体から構成員に周知をお願いしたい。
011 埼玉県	電気工事関連団体	電気工事業者でも安定器についてあまり認識がないケースが見受けられる。団体会員への周知・啓発をお願いしたい。
012 千葉県	千葉県電気工事工業組合、千葉県電気商業組合	調査受託先の紹介をお願いしているが、まだ紹介を断れている状況。調査受託先の紹介窓口を設置して頂きたい。
013 東京都	—	照明用安定器は、建物所有者自身が所有している自覚がないことが多いため、PCBが使用されている可能性のある古い照明器具を所有している事業所を把握した際には、所有者に対し調査の必要性について周知するなどの協力をお願いしたい。
015 新潟県	—	先行他県では、安定器の現地確認を実施してもらえる「町の電気屋さん」がまずいないとのこと。何とか協力いただけるよう取り計らっていただきたい。
016 富山県	電気関係団体	引き続き、掘り起こし調査にご協力いただきたい。
019 山梨県	加盟する電気工事業者	PCBに関する理解を深めてもらうための講習会の実施。
021 岐阜県	—	会員に対する周知や会員向け研修の機会があれば、PCBに関する情報共有をする場をいただきたい。また、団体として積極的に会員に対してPCBの処理について広報していただきたい。
022 静岡県	①安定器製造メーカーの関係団体 ②電気工事団体	①処分期限PR及び都道府県が実施する現地調査の協力を要請してほしい。 ②会員を通じて取引先へPCB廃棄物の期限内処理を周知すること及び都道府県が実施する現地調査の協力を要請してほしい。 ・PCB使用安定器を保有している疑いがある事業者に対する支援として、安定器の銘板調査を実施してくれる電気工事業者等を案内できる窓口等の設置を要望する(既存のものがあれば紹介してもらいたい。)
023 愛知県	—	会員向け説明会において、掘り起こし調査等のPCBに関することを説明していただきたい。
024 三重県	①電気工事工業組合や電業協会、電気商業組合 ②解体事業者や金属スクラップ事業者、廃棄物処理事業者 ③電気保安協会など電気工作物を管理している協会・団体	①安定器の調査に対する協力で、PCBを含む安定器が見つかった場合には、取替等でPCB含有安定器を引き取る前に所管の自治体へ連絡し処分方法について相談することの徹底。 ②安定器を引き取る場合には、PCBが含まれているかどうかを十分確認し、PCBが含まれていないことが分かっているものについては引き取り、適正に処分するよう徹底。 ③事業者の電気主任技術者等に関する情報を提供していただきたい。
027 大阪府	各製造メーカー	各製造メーカーのホームページやPCB使用見解書等について、高濃度PCB使用の判別だけでなく、低濃度PCB混入の可能性についてもわかりやすく示していただきたい。

業界団体に対する要望		
自治体名	団体	要望
028 兵庫県	—	発行物や会議等の機会があれば、掘り起こし調査等の協力依頼をお願いしたい。
029 奈良県	—	アンケート調査票もしくは調査要領(安定器・コンデンサー及び安定器)に、業界団体の連絡先を記載させていただきたい。
032 島根県	電気工事関係の業界団体	PCB使用照明器具の調査が可能な事業者リストを作成し、公表や提供をしていただきたい。
041 佐賀県	神社本庁、仏教各宗派など宗教関係	固定資産税台帳に登載されていない可能性もあり、特に周知を徹底する必要がある。
045 宮崎県	電気工事業者など電設業に関係する業者	PCB使用安定器の調査の知識が不足していると感じる。電設業関係の団体に環境省より研修や積極的にPCBの広報を周知するよう働きかけ等を行ってほしい。
062 静岡市	電気工事関連団体 不動産業者関連団体	一部の電気工事業者等において、調査方法に対する知識不足及び調査に対応しない(できない)事案があった。 また建物の賃貸管理を行っている不動産業者も多く、同業界への周知・協力も必要と感じた。
063 浜松市	安定器のPCB含有判別が可能な知見を持つ団体	安定器のPCB含有判別が可能な知見を持つ団体は、情報提供をしてほしい。
064 名古屋市	ビルの管理会社等の業界団体	建物の区分所有に関しては、登記簿・固定資産税台帳ともにデータ整理が難しく、所有者個別に掘り起こし調査を実施することができない。ビルの管理会社等の業界団体による全体周知が必要。
067 堺市	電気工事関連団体	電気工事業者を紹介する窓口業務をお願いしたい。
073 広島市	電気工事関連団体	電気工事業者を紹介する窓口業務をお願いしたい。
090 豊田市	—	掘り起こし調査を進めているが、現在も当たり前のように古い照明器具が使用されている。 PCB使用安定器の可能性もあることから、照明器具の取替促進についての更なる周知をお願いしたい。
091 福山市	各省庁等からの協力依頼等を受けた業界団体等	各省庁等からの協力依頼等を受けた業界団体等は、依頼の主旨等の十分な周知を、それぞれの単位組織・地方組織等の構成員までお願いしたい。
092 高知市	電気工事関連団体	照明工事等で事業場に入る場合は、周知・確認を行っていただきたい
093 宮崎市	全業界団体	実際に調査対応等していただける業界団体は少なかつたため、PCB使用製品・廃棄物の早期発見・適正処理のために協力していただけるようお願いしたい。
104 船橋市	電気工事関連団体	所属事業者に対し、古い物件を所有する取引先へ調査の働きかけを行うよう依頼してほしい。
108 青森市	—	①日本照明工業会で用意している各社の問い合わせ窓口の他に、各社共通で安定器の型番を入力してPCB含有の有無を判定できるwebサイトを設置して欲しい。 ②廃業した事業者の安定器にPCB含有に係る情報を確認できるwebサイトを設置して欲しい。
118 豊中市	電気工事関係団体	電気工事関係団体に対し、調査や取替に係る組織的な対応。
119 那覇市	—	市民の方より、銘板の記載内容を記録し、メーカーごとに問い合わせをする安定器調査の流れについて大変煩雑であるとの声があった。メーカー問わず、PCB含有安定器の一覧があれば、安定器調査の助けになると思うので、一覧表の作成をお願いしたい。
122 八戸市	日本照明工業会 電気工事業の協会等	日本照明工業会については、PCB使用安定器の製造者の責任において、安定器の銘板情報等からPCB使用の有無をワンストップで回答いただける体制を構築していただきたい。 電気工事業の協会等については、建物所有者からの依頼に基づき調査を受託する体制の構築に御協力いただきたい。

2. 安定器を対象とした掘り起こし調査の効果について

(1) 掘り起こし調査の概要について

a) 調査対象者選定で利用した情報源について

PCB 使用安定器掘り起こしにおける調査対象者選定では、情報源として登記簿、家屋課税台帳、経済センサス調査結果、情報通信会社提供情報等を使用するようマニュアルには記載されているが、どの情報源を使用すべきか悩む自治体が多い。すでに調査を開始している自治体より、実際に利用した情報源の選択理由を知ること、今後の調査方法を決定するための参考情報となる可能性がある。以下に利用した情報源ごとの選択理由を記す。

① 登記簿のみ選択した理由

- ・ 当初の掘り起こし調査マニュアルで推奨されていたため。
- ・ 経済センサスやNTT データでは、休業事業者や共同住宅等の対象事業者が含まれない可能性があるため、建物登記を使用した。未達率が上がるという特性があるので、地図データを利用した未達件数の削減を図った。
- ・ 情報源のうち、最も母数が多く、漏れなく広い調査が可能である登記簿情報を使用した。
- ・ 政令市を除く全県的に統一した情報源を得られる。
- ・ 当初、課税台帳を利用する予定であったが、提供される情報が不十分であったため登記簿を利用することとした。
- ・ 家屋課税台帳の提供を断られたため、登記簿情報を選択した。

② 家屋課税台帳のみを選択した理由

- ・ 建築年度、建物用途、所有者情報等が一括して把握できることから。
- ・ 入手費用がかからず、登記簿に比べてデータ整備がしやすいため、家屋課税台帳情報を使用した。
- ・ 情報源を入手しやすかったため。
- ・ 調査漏れを最小限に抑えるため。
- ・ 現存する建物情報として最も確実なデータであること、また、住居表示へ対応している事及び送付先の信頼度も高く、住民の健康被害を防止する観点から、個人情報目的外利用の諮問を行い、認める答申を得ることができたことから家屋課税台帳を使用した。
- ・ 調査の目的が当該台帳で達成でき不足に関しては現地立入においてフォローできると判断したため。

③ 経済センサス調査結果のみを選択した理由

- ・ 事業所のリストとして網羅的であること。
- ・ 事業所一体として無登記の建物についても網羅的に照会できる。
- ・ 情報が比較的新しく、未達が少ない。
- ・ 電話番号が記載されているため電話によるフォローアップ調査が可能である。
- ・ 比較的容易に取得できる。

- ・ 家屋課税台帳により調査を実施しようとしたが、精査したところ、入手自治体により内容に大きく差があったこと。
 - ・ モデル調査結果において、経済センサスデータを利用した方が回答率が良いとの情報を得たこと。
 - ・ 調査の実効性や予算規模等から。
 - ・ 限られた人数でできるだけ無駄なく調査をやりきることに主眼を置いた。
 - ・ 法務局より登記情報を取得したものの整理に対する予算措置ができず、職員での作業も時間がかかった上に膨大な件数となったため調査母体としての採用が困難であった。
- ④ 情報通信会社提供情報のみを選択した理由
- ・ フォローアップの連絡先の把握が容易であるので、通信事業者のデータを使用した。
- ⑤ 登記簿・家屋課税台帳の組み合わせを選択した理由
- ・ 登記情報に比べて短期間で入手可能で、昭和52年3月以前建築の建物に限定した情報を入手できることから、家屋課税台帳を使用した。(入手できなかった市町村のみ登記情報を使用)
 - ・ 可能な限り新しい住所に送り、未達を減らすために本府においては課税台帳を使用し、課税台帳ではカバーしきれなかった情報の補助として登記簿を使用した。
 - ・ 昭和52年3月以前の建築物に対し網羅的に調査票を送付できるため、建物登記及び課税台帳を使用した。
 - ・ 建物の建築年代により調査対象の絞り込みができるため、資産税台帳を使用した。所有者情報については不動産登記簿情報から抽出した。
 - ・ 庁内で活用できるデータとして固定資産課税台帳(家屋課税台帳)を選択した。しかしながら、個人情報保護により納税義務者の氏名及び住所は原課から提供されず、実質は登記簿情報の内容に沿った項目の提供を受けた。
 - ・ 本県は農家等が多いため。
- ⑥ 登記簿・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由
- ・ マニュアル(第4版)において登記簿が推奨されていたため、登記簿を入手した。なお、アンケート調査を実施する際、未達率を低くするため地図情報とのマッチング作業を実施する予定である。
 - ・ 情報量(件数)が多い、所有者が記載されている、建築年から絞り込みが可能なことから登記簿情報を使用。また、登記されていないものも含むことからタウンページ情報を使用。
- ⑦ 家屋課税台帳・経済センサス調査結果の組み合わせを選択した理由
- ・ 一部の市町村から家屋課税台帳の情報が提供されなかったため、経済センサス活動調査結果を使用した。
 - ・ 登記簿は入手とリストの編集に時間がかかることから、本県においては、入手のしやすい情報通信会社のデータを使用した。また、環境省から経済センサスとNTTタウンページデー

タを突合せさせた事業者情報を提供いただけることから、次年度、このデータを活用して掘り起こし調査を行う予定である。

⑧ 家屋課税台帳・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由

- ・ 家屋課税台帳については、県内の多く市町村から入手可能であったため。NTT タウンページ情報は、購入する予算が確保でき、電話番号が掲載されており督促が行い易いというメリットがあるため。

⑨ 登記簿・家屋課税台帳・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由

- ・ 登記簿情報の取得に時間を要したことから、市町村から家屋課税台帳情報を取得した。一方、市町村から提供された家屋課税台帳情報の内容が、市町村により様々（一部データがもらえない、建物所在地しか提供できない）であったことから、情報通信会社からタウンページを取得し、「家屋課税台帳情報」と「タウンページ情報」を使用した。
- ・ 掘り起こし調査マニュアルに基づき、家屋課税台帳と建物登記データを使用した。なお、事業者の電話番号を補完するために情報通信会社提供情報を購入した。

⑩ 登記簿・家屋課税台帳・その他の組み合わせを選択した理由

- ・ 昭和 52 年以前に建てられた建物に対する家屋課税台帳の情報をもとに、所有者情報は法務局から入手し、調査を実施。ただし、住宅用途の建物（併用住宅は除く）は、建築基準法 12 条の定期報告の対象である共同住宅を調査対象とし、実施。

⑪ 登記簿・環境省提供リストの組み合わせを選択した理由

- ・ 調査対象事業者リスト作成費用の削減、調査精度確保のため、環境省が作成する調査対象事業者リストを使用する予定としている。
- ・ 当初は土地の登記簿を利用する予定であったが、環境省より経済センサスと情報通信会社提供情報のデータに基づき整備されたリストを提供いただけるということから、そちらを利用する予定である。

(2) 掘り起こし調査の方法について

掘り起こし調査は、基本的にマニュアルに基づいて行われているが、除外率の低減及び回答率の向上に向け、各自治体で独自の工夫が行われている。各調査段階における自治体の工夫内容を以下に示す。

a) 初回アンケート調査の方法について

初回アンケート調査方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 環境省モデル調査の回答者となった経験から、調査票の簡素化は必須であると考え、質問は最大 5 問、最低 3 問で終了するものとした。
- ・ 建物の所有者情報を有する業者に委託し、登記簿情報の更新を行った。
- ・ 督促をハガキで行い、建築年度等が昭和 52 年 3 月以降であれば電話による回答できることとしたところ、回答率が上がった。
- ・ 市町から家屋課税台帳情報を入手する時から、市町へ調査の必要性の説明や協力の呼びかけを何度も行った。
- ・ 調査開始前には、考えられる関係団体に向けて、周知広報を行った。
- ・ 封筒や調査票、関係資料について、簡素化したり、色分けしたりするなど、回答率向上の工夫を行った。

- ・ 委託により掘り起こし調査を実施したが、調査票の回答返送先を県庁宛にすることや依頼文書に知事印を刷り込み印刷することで、県からの調査であることを明確にし、回答率の向上に努めた。
- ・ 同一の所有者にはまとめて複数件の調査票を同封した。
- ・ 啓発チラシを封入した。
- ・ 封筒に赤字で重要の印を押した。
- ・ 建物の責任者へアンケート用紙を送付するために、アンケート用紙の送付先を事業所ではなく所有者の住所に送付した。
- ・ 依頼文に調査対象建物情報を記載（建物用途、延床面積、階層数、評価年）
- ・ アンケート調査時期に新聞への記事掲載、TVCM、新聞広告、市広報紙の掲載、
- ・ 見やすいようにカラー印刷の A3 サイズ（A4 サイズ折り）とし、文字を大きくした。
- ・ 情報源が経済センサスで所有者が不明のため、同じ建物の場合は、調査先を数社に絞り、テナントは所有者（管理者）に渡すよう、所有者（管理者）は所有（管理）建物全部回答するよう封筒に記載した。
- ・ 業者に委託したが、返信用封筒以外でも回答できるよう本市が回答受付専用メールアドレスを設置し、メール・FAX・電話での回答を本市が受け付けた。
- ・ 家屋の延床面積が 300 m²以上の所有者を先行して調査した。
- ・ 建物が非対象建物であった場合や現在は存在しない場合等、PCB 使用安定器を保有していないことが明らかな所有者であった場合、早い段階で調査回答が終了となるように調査票内容を変更した。
- ・ アンケート調査は業者に委託し、アンケート回答に不備があった場合、記入者に回答内容を確認することまでを委託業務内容とした。
- ・ 調査票の発送時期を月初めとして回答忘れがないよう配慮した。
- ・ 初回アンケート発送後に到着確認の電話をし、事業者には調査内容の説明を行うとともにオーナー等の連絡先を聞き、テナントが調査について理解いただけない場合にはオーナーに連絡し調査票を送付した。
- ・ 回答期限を概ね 1 か月で設定しましたが、電気工事士等による調査をしてから回答を求めるスタイルにしたため、期限を過ぎてからの回答もありました。
- ・ 未達を減らすため、業者委託により、送付が可能かどうか事前に調査する手法を用いた。
- ・ 対象件数が 4, 0 0 0 件を超えるものであったため、チーム内職員に向け勉強会を行い、対応の平準化を図った。その結果として、問い合わせがあった際にスムーズに対応することができ、回答率の向上につながった。また発送、問い合わせ記録、集計機能を搭載したシステムを独自で開発し運用を行った。

b) 未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法について

未回答者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ アンケート調査実施前に関係団体に調査協力依頼を行うとともに、団体の要望に応じて、理事会等で調査内容の説明を行った。
- ・ 中小企業者向けの処理費の軽減制度や補助金情報（環境省 LED 照明導入促進事業）に関する

る資料を同封した。

- ・ 未返送者及び回答が曖昧な事業者宛に、事業用建物の建築年月と1977年3月以前に設置された外灯有無のみを問う調査票を送付し、スクリーニングを行った。
- ・ アンケート調査実施前に、関係業界（電業協会、電気工事工業組合、ビルメンテナンス協会、町の電気屋さんの組合）へ調査協力依頼を行った。
- ・ 未回答者に対して、督促ハガキを2回送付。改善命令に従わない場合の罰則を記載したところ、大きな反響（クレーム含む）があり、調査趣旨の詳細な説明や、電話での聞き取りが出来たため、回答率の向上に繋がった。
- ・ 電話での回答も可とした。
- ・ 初回調査と同時に業者に委託し、はがきで回答を督促することまでを委託業務内容としたことで、初回調査から時間をあけずにフォローアップを可能とした。
- ・ 電話帳データにより電話番号情報の付与を可能な限り行い、督促のフォローコールをコールセンターから実施した。また、電話口で回答可能な場合は回答を誘導し、回収率の向上に努めた。
- ・ 質問を簡潔にし、返信用ハガキで回答してもらうことで回答率が上がるようにした。
- ・ アンケートの再送付前に電話や現地調査で事業者の現在の状況と担当を確認した上で、調査票を送付した。
- ・ 未回答事業者に対し、ハガキによる督促を行った後、再度調査票を送付した。
- ・ アンケートは封書で行ったが、フォローアップについては目に留まるようハガキを送付した。
- ・ 未回答事業者について、情報源の違いで重複している事業者（例 ○△医院と○△病院）を、名称や住所などから精査・調査対象をしぼった。

c) 未達事業者の連絡先調査の方法について

未達事業者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 委託業者のデータベースにより、未達業者の最小化を図っている。
- ・ 未達事業者は、所在地を住宅地図等で確認し、所在地の住所や送付先名を調べた。また、建物の所有者が事業者の場合は、委託先が持つ事業者情報を活用して事業者の住所確認を行った。
- ・ 現地に赴き、調査対象者の現状を確認した。調査対象者が現存している場合は、調査の趣旨を説明し調査票を手渡しした。

d) 連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査について

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査の方法としては、未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法と同様に、アンケート調査、電話調査、はがきによる調査に加え、現地調査（訪問調査）が採用されており、回収率の向上には現地調査（訪問調査）が有効であると考えられる。

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査の方法で、マニュアルに記載がなく優良と思われる事例を以下に示す。

- ・ 調査票とチラシを再送した。
- ・ 電話での回答も可とした。
- ・ 訪問調査を行い、調査対象の建物の登記名義人と面会できた際は調査の趣旨を丁寧に説明し、回答を促し回答率の向上に努めた。
- ・ 個人所有者については連絡先を把握するのは難しいため、法人のみ確認した。

(3) 掘り起こし調査の結果について

a) 掘り起こし調査にて新たに発見された PCB 使用安定器について

掘り起こし調査の結果、自治体へ届出がない PCB 使用安定器の保有（保管・使用）が新たに発見された件数及び機器数を下表に示す。

PCB 使用安定器掘り起こし調査の結果

自治体名	安定器掘り起こし調査結果		
	掘り起こされた件数	保管中(台数)	設置中(台数)
001 北海道	44	—	—
016 富山県	26	調査中	調査中
021 岐阜県	48	96	514
022 静岡県	1402	—	—
027 大阪府	470	28000	6800
029 奈良県	69	調査中	調査中
040 福岡県	30	453	124
041 佐賀県	37	20	17
043 熊本県	54	240	1310
044 大分県	6	396	90
045 宮崎県	10	—	—
047 沖縄県	2	—	—
060 金沢市	38	—	—
061 岐阜市	0	—	—
066 大阪市	84	1671	867
067 堺市	1	0	4
070 姫路市	0	0	0
072 和歌山市	1	—	1
073 広島市	2	5	0
074 呉市	3	4	16
078 大牟田市	12	—	—
079 長崎市	4	10	14
081 熊本市	19	137	96
086 秋田市	8	15	94
088 大分市	6	4	53
090 豊田市	9	10	106
091 福山市	1	—	3
092 高知市	25	18	160
096 豊橋市	63	227	518
099 西宮市	2	0	2
100 倉敷市	1	0	2
105 岡崎市	5	30	4
112 久留米市	3	1	24
115 大津市	2	2	16
118 豊中市	22	76	243
119 那覇市	3	54	—
120 枚方市	1	1	0
計	2513	33595	11078

b) PCB 使用安定器が発見された場所について

○保管中の PCB 使用安定器が発見された場所について

倉庫、地下室、電気室以外に保管中の PCB 使用安定器が発見された場所を以下に述べる。

- ・ 管理人室
- ・ 事務所

安定器の掘り起こし調査については、開始されたばかりの時期のため、場所については調査中という内容の回答が多く挙げられた。

○使用中の PCB 使用安定器が発見された場所について

店舗、共同住宅、事務所、工場以外に使用中の PCB 使用安定器が発見された場所を以下に述べる。

- ・ 旅館、ホテル、作業所
- ・ 学校、病院、下水処理場、浄水場、道路工事会社
- ・ 倉庫、料理店
- ・ 神社、病院、病院の手術室、作業場
- ・ 学校、保育園、街灯
- ・ 保育所、拝殿、庫裡、集会所、作業場、教会
- ・ 元は事務所（店舗）で使用していた現在使用予定の無い建物
- ・ 民家の物置として使用されている元事務所

c) PCB 使用安定器が発見された場所や設備で見落としがちな所について

PCB 使用安定器が発見された場所や設備で見落としがちな所について、各自治体より得られた事例を、参考事例として以下に示す。

- ・ 入り組んだ、奥にある部屋
- ・ 建屋外（敷地内）
- ・ 町会が設置した街路灯（防犯灯）
- ・ 店舗のネオン器具
- ・ 機械室など普段人が立ち入らないバックヤード等
- ・ 現在は事業に用いられていない元事業用の建築物等
- ・ 工場等で、石綿が使用されている等の理由で普段、人が出入りできない箇所の照明器具の安定器
- ・ 事業用建物として建築し、その一部を居宅として使用している場合の居宅部分

d) 掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

掘り起こし調査で有効であったと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ アンケートは実施せず、全て訪問調査で行った。アンケート方式に比べ回答率が高い。対面で状況を聞き取りできる。

- ・ 掘り起こし調査の実施にあたっては、電気関係団体をはじめ、建物管理関係団体や建築関係団体等の各業界団体に対して調査への協力を依頼した。また、商工会議所や中小企業団体中央会等の団体を通じて調査実施に係る周知を依頼した。
- ・ 調査票を簡素化し、回答が容易になるようにした。
- ・ 中小企業者向けの処理費の軽減制度や補助金情報（環境省 LED 照明導入促進事業）に関する資料を同封した。
- ・ 一度、調査票が届いただけでは、詐欺等と思われ対応されないことがあるが、再度同じ内容の文書等が届くことで、何らかの対応が必要であると認識されるため、ハガキによる督促は効果が高いと思われる。
- ・ 調査対象者が銘板確認や照明器具の取り外し等を他者へ委託する場合に、調査や工事の受託が可能な事業者リストや窓口となる協会等を準備できると良かった。
- ・ 指導対象事業所を対象に説明会を開催する等のフォローアップを行った。
- ・ 封筒表面に『重要 PCB 使用安定器調査書類在中』と朱書きすることで、内容を確認してもらえらる確率が上昇し、回収率が向上したと考えられる。
- ・ 建設業、解体業、私立学校、電気保安協会等の調査対象となりえる団体や掘り起こし調査に協力を取り付ける団体等に対し、説明会を実施すること。
- ・ 有施設や市町村施設の施設管理担当者向けの説明会も効果的と思われる。
- ・ 掘り起こしアンケート調査実施前に、電気工事業者向け説明会を行った。
- ・ 事業者より回答を聞き取り、調査事務局側で記入する。
- ・ PCB を使用している安定器の有無のみを調査し、台数や保管場所等の詳細情報は、現地訪問等の確認調査で調査することとしたことで回答率の向上につながった。
- ・ 電気主任技術者等の加盟する団体にメールで調査協力依頼を行った。（HPに掲載してくれた。）
- ・ 電話の問い合わせ時に、建物の竣工年月等を確認し、電話での回答も受け付けた。
- ・ メール（回答専用アドレス）、市担当課あてFAXも受付可能とした。
- ・ 調査票に受電設備（変圧器・コンデンサー）の設問を記載したことで、PCB 含有機器が新たに発見された。
- ・ アンケートの送付前に住宅地図データ等を活用し、「宛先が存在するか」「宛名は正しいか」「建物は現存するか」「情報の信頼度はどの程度か」等、リストの内容をあらゆる観点から精査する。結果、誤送付や未達を減らすことが可能となる。
- ・ 到着確認や事前確認の電話を行い、その際に事業者に調査内容の説明を行うとともにオーナー等の連絡先を聞いておくのが効果的である。
- ・ 本市では、調査票の送付を委託せず、自前で実施したため、比較的多くの回答が得られた。
- ・ ○を付けるだけの答え方ができる設問を多くし、答えやすいようにした点。
- ・ 回答時期を遅延してでも、電気工事士等による調査をしてから回答をするよう伝えた点。
- ・ 問い合わせ等の電話対応を丁寧に行った点。

e) 掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について

掘り起こし調査で改善したほうがよいと思われる点について、各自治体より得られた回答を以下に示す。

- ・ 事業者には PCB という化学物質の認識がなく、調査の必要性を理解してもらうことが困難であった。調査開始前にメーカーの出資により、ワンストップの問い合わせ窓口を創設し、TVCM 等で大々的に PR し、PCB の知名度を上げるべきである。
- ・ 電気工事士の組合である電業協会等に訪問したが、PCB に対する認識不足がみられたことと、PCB 製品の売却責任等から調査協力に対して非協力的であったこと。
- ・ 自家用電気工作物使用者が使用している安定器については、電気事業法調査対象者と同じなので、経産省と連携して周知してもらいたい。
- ・ 調査対象者の PCB に関する認識が低く、詐欺と思われ、当課へ確認の問合せが多くあった。
- ・ 調査実施について、本県広報紙、本県管轄内市町村広報紙、本県ホームページでも周知を行ったが、周知不足である苦情を多く受けた。
- ・ 一部の電気工事業者において、調査方法に対する知識不足が見られた。
- ・ 一部の電気工事業者においては、対象者からの調査依頼を断るケースもあった。
- ・ 各協会に協力依頼を行ったが、調査できる電気工事業者の紹介を断られ、調査が進まないケースがあった。
- ・ 自家用電気工作物と違い、事業をしていない相続しただけの個人所有者も多く、調査費用・処理費用の負担が経済的に苦しい。
- ・ メーカーが既に廃業しており、PCB 含有の判別ができないものや銘板等が確認できないものが多いため、これらを PCB の疑いのあるものとして処理することについて、事業者側から理解が得られにくい。
- ・ 建物の種別の判別が難しく、一般居宅に近い建物所有者が調査対象者となってしまったため、建物種別の絞込みが必要。
- ・ 調査対象者が高齢の場合が多く、調査行為、調査費用への負担、見つかった場合の高額な処分費用について非常に苦情が多い。
- ・ 銘板等の確認が必要な照明器具であるほど古い器具が多く、銘板が読めない照明器具、安定器が非常に多い。
- ・ ハガキによる依頼等は特に詐欺だと思われることが多く、フリーダイヤルしか連絡先を記載しなかったことも信用を得られない原因となった。
- ・ 対象リストを作成するための情報が古いものも多く、適切に所有者に届かなかった事例等が相当数あると考えられる。
- ・ テナントが対象事業者となっている場合は、対応に苦慮した。
- ・ 認知度が低く、調査票を放置されているケースや詐欺と勘違いされるケースがあった。TVCM 等による全国的な周知・広報が必要である。
- ・ 「安定器を調査できる業者を紹介して欲しい」との要望が多くあるものの、個別の業者を紹介することはできないため、保安協会等を紹介するが、納得してもらえないことがあり、対応に苦慮する。
- ・ 提供された登記情報の中には、既に存在していない建物が存在となっているなど、情報の不備が多々見られた。
- ・ 問い合わせが非常に多く、電話回線が不足した。
- ・ 調査の支援体制の構築（電気工事業工業組合の会員企業による調査の実施）。
- ・ PCB に対する認識が全くなく PCB についてから説明しなければならず時間がかかる。

- ・本市では、安定器の掘起し調査の結果に基づき、昨年12月末時点で100件程度立入り調査を実施したが、調査対象となる安定器は、古いものであり、銘板が剥がれている、記載文字が不明瞭等の安定器が非常に多い。PCB含有の有無が判別できなければ、PCB使用安定器として扱うことになるが、銘板情報から判断できない安定器についても、PCB不含であると思われるものも散見される。こうした事案に対する対応に苦慮している。
- ・グロースタート式（施設用）の安定器について、本市でこれまでPCB使用安定器を確認した事案がない。グロースタート式の照明器具を使用している建物は多く、また、照明器具を目視することでグロースタート式かどうか判断できることから、グロースタート式の安定器でPCB含有をしているものの情報について、知見等あればご教示いただきたい。
- ・他人に貸している物件のため、調査できないとの相談が多い。
- ・所有者は廃業後の高齢者も多く、調査の主旨や法令の理解力が乏しいうえに、経済的・身体的にも調査能力が無い
- ・処理期限はあるものの、今すぐ調査を実施する義務が法令上無い。期限間近に調査やPCB新規発生が駆け込む恐れ有り。
- ・調査要領等による説明資料は送付しているものの、どう調査したか確認がとれるような手段や基準が定められていないため、PCB該当無の回答であっても、実際にはPCB該当機器が残ったまま確認漏れしている可能性が高い。
- ・誰に調査を依頼すればよいかわからないという声も多い。調査にあたって明確な資格が定められているわけでもなければ、自治体は立場上特定の事業者を紹介するわけにもいかず、案内先に苦慮している。また、詐欺案件が起こっているなかで、信用に足る調査業者の具体的な候補すら提示できない現状は、掘り起こし調査を進める上でかなり苦しい。
- ・処分場、処理期限が同じであるにも関わらず、掘り起こし調査対象の選定方法が自治体間で違い過ぎる。
- ・家屋課税台帳と建物登記データとの突合で、不突合となるデータが複数発生した。また、未達も多数発生した。
- ・台帳上で建物分類が不明の者が多く、安全側を見て発送したところ、多数の居宅が含まれていた。
- ・調査中に建物が取り壊されている場合もあり、最終所有者の確認や追跡調査に手間と時間を要する。
- ・共同住宅やテナントビルの場合、共用部分とテナント部分の管理（所有）が異なることがあり、調査が複雑化する。
- ・貸し工場のオーナーからの問い合わせで、照明器具は借主が入居する際に設置するので、オーナーは把握していない場合があり、現地調査する必要がある。
- ・登記情報が更新されておらず、調査票未達の事業者が多い。
- ・対象者に床屋等の小規模事業者が多いため、全ての事業者を同じレベルで調査するのが難しい。
- ・PCBには処理期限があり、調査が必要との説明をしても、調査をする気のない事業者がいる。
- ・調査票の記載内容が難しかった。家庭用は対象外と説明したが、家庭用とはどのようなものかの説明が困難であった。
- ・調査票を回答せず捨ててしまう対象者が多かった。

- ・ 調査票がわかりづらいという相談が多かったため、調査票のデザインに工夫をおこなうべきであった。同様に、設置したホームページへの見やすさの工夫等も不足していた。

IV. 他自治体の参考となるような特徴的な発見事例について

他自治体の参考となるような特徴的な発見事例（変圧器・コンデンサー・安定器・その他汚染物を含む）について、その詳細や発見につながった経緯・掘り起こしの留意点等を次ページの様式に従い可能な限りご回答ください。

新潟市より1件、神奈川県より1件、熊本市より1件、合計4件の事例報告があった。

【発見事例①】

新潟市	発見機器	変圧器・コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	スクラップ業者の普段使用していない土地		
	発見状況	草木が生茂っており、発見しづらい状況		
	発見・確認の経緯	先代から引継いで経営しているスクラップ業者の所有している土地（草が生え管理していない状況）において、その土地を売却するため、現地を訪れたところトランス、コンデンサが散乱している状況を発見したもの。先代が収集しそのままの状況であったと推測される。		
	掘り起こしの留意点	—		

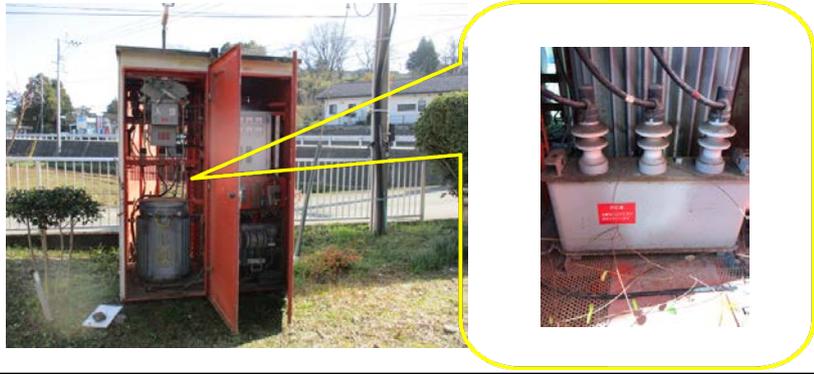
【発見事例②】

神奈川県 ①	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管
	発見場所	事務所奥		
	発見状況	建物奥を片付けていた際に発見。		
	発見・確認の経緯	10年ほど前に居抜きで購入した建物の奥に廃コンデンサー6台を発見した。前の所有者は不明のため、当社の所有物として処分する。型番から3台が高濃度、2台が微量疑い、1台は不含有と判明した。		
	掘り起こしの留意点	—		

【発見事例③】

神奈川県 ②	発見機器	変圧器・その他汚染物	使用・保管の区別	保管
	発見場所	物置		
	発見状況	掘り起こし調査により判明		
	発見・確認の経緯	平成23年頃に受電設備の交換工事を行ったときに工事業者が置いていったようであるが、その当時の状況は不明。その後、27年の電気保安協会の点検時にPCB廃棄物との指摘を受け、分析を実施、産業保安監督部には廃止届けを提出、特定管理廃棄物管理責任者の講習会も受講した。しかし、その後、また放置していた。届出を提出後、処分完了。		
	掘り起こしの留意点	旅館等の宿泊施設では、電気設備への意識が低く、放置される例がある。		

【発見事例④】

熊 本 市	発見機器	コンデンサー	使用・保管の区別	保管	
	発見場所	高圧受電を廃止したキュービクル内			
	発見状況	廃止されたキュービクル内で残置された状態			
	発見・確認の経緯	<p>安定器の掘り起こし調査(昭和52年3月以前に建てられた事業所が対象)において、20年以上前(平成10年以前)に高圧受電を廃止したキュービクルがそのままの状態になっており、その中に高濃度PCB含有コンデンサーが発見された。</p> <p>当時の電気事業法の電気関係報告規則ではPCB含有機器を廃止した際の届出が義務付けられていなかったことから、自家用電気工作物の廃止届を提出したために変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査の対象から外れていたものである。</p>			
	状況写真	<p>(公開可能)</p> 			
掘り起こしの留意点	<p>電事法電気関係報告規則によるPCB含有機器の廃止の届出が義務化された平成13年以前に自家用電気工作物を廃止したところについても注意が必要である。</p>				

V. 都道府縣市自ら保管及び所有する高濃度 PCB 廃棄物及び高濃度 PCB 使用製品について

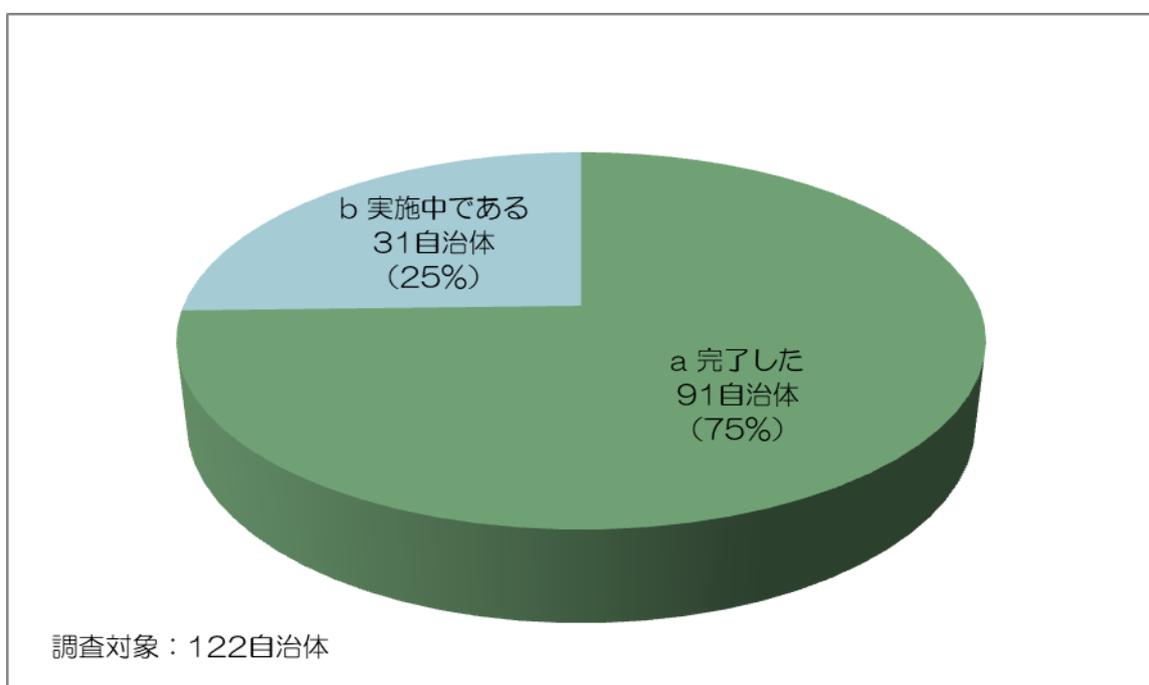
1. 貴自治体が所有している施設における変圧器・コンデンサーの掘り起こし状況について

(1) 掘り起こし状況

貴自治体が所有している施設における変圧器・コンデンサーの掘り起こし状況についてご回答ください。

調査対象 122自治体

内 容	今回調査
a 完了した	91自治体
b 実施中である	31自治体



(2) 終了予定年月

処分の終了予定年月を御回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 31自治体

内 容	今回調査
未定と回答	7自治体

(未定の理由)

- ・ 現時点では各局対応としているため。今後集計していく予定である。
- ・ 各部局における予算措置の都合上、具体的な終期を設定していないため。

- ・ 型式等の再調査が必要な機器が残っている。再調査には施設停電が必要な施設もあり、再調査完了予定年月が見通せていないため。
- ・ 現在、全部局に調査票を送付しており、年度内での取りまとめを予定している。現時点では、規模感が不明のため。
- ・ 変圧器・コンデンサーの調査主体は施設の所管課のため
- ・ 早急に回答するように求めている。
- ・ PCBの調査については施設管理課が実施しており、統一的な終了予定年月は定めていない。

自治体名	完了	実施中	進捗率 (%)	終了 (予定) 年月	未定	自治体名	完了	実施中	進捗率 (%)	終了予定年月	未定
001 北海道		○	—	平成32年3月		065 京都市	○		100	—	
002 青森県		○	—	平成32年3月		066 大阪市	○		100	—	
003 岩手県	○		100	平成29年11月		067 堺市	○		100	—	
004 宮城県	○		100	平成28年4月		068 東大阪市	○		100	平成29年	
005 秋田県		○	—	平成31年3月		069 神戸市		○	96.0	平成31年3月	
006 山形県		○	—	平成34年3月		070 姫路市	○		100	—	
007 福島県	○		100	—		071 尼崎市	○		—	平成21年11月	
008 茨城県	○		100	—		072 和歌山市	○		100	—	
009 栃木県	○		100	平成27年3月		073 広島市	○		100	—	
010 群馬県	○		100	—		074 呉市	○		100	—	
011 埼玉県	○		100	—		075 下関市	○		100	平成26年3月	
012 千葉県	○		100	平成28年3月		076 北九州市	○		100	—	
013 東京都		○	—	—	○	077 福岡市	○		100	—	
014 神奈川県		○	52.5	平成31年7月		078 大牟田市	○		100	平成29年7月	
015 新潟県	○		—	—		079 長崎市	○		100	—	
016 富山県	○		100	—		080 佐世保市	○		100	—	
017 石川県		○	89.2	平成33年4月		081 熊本市	○		100	—	
018 福井県	○		100	—		082 鹿児島市	○		100	—	
019 山梨県	○		100	平成20年10月		083 岡山市	○		100	—	
020 長野県	○		100	平成30年3月		084 宇都宮市	○		100	—	
021 岐阜県	○		100	平成15年11月		085 富山市	○		—	—	
022 静岡県		○	97.9	平成33年3月		086 秋田市	○		100	—	
023 愛知県	○		—	—		087 郡山市	○		100	平成30年12月	
024 三重県		○	—	平成33年3月		088 大分市	○		100	—	
025 滋賀県		○	—	—	○	089 松山市	○		100	—	
026 京都府	○		100	—		090 豊田市	○		100	—	
027 大阪府	○		100	平成27年3月		091 福山市	○		100	平成29年3月	
028 兵庫県	○		100	—		092 高知市	○		100	—	
029 奈良県		○	—	平成32年3月		093 宮崎市	○		100	—	
030 和歌山県	○		100	平成22年		094 いわき市		○	—	平成31年2月	
031 鳥取県	○		100	—		095 長野市		○	—	平成34年3月	
032 島根県	○		100	平成29年10月		096 豊橋市	○		100	—	
033 岡山県	○		100	—		097 高松市	○		100	—	
034 広島県	○		100	平成28年12月		098 相模原市	○		100	—	
035 山口県	○		100	—		099 西宮市	○		100	平成30年3月	
036 徳島県	○		100	—		100 倉敷市	○		100	—	
037 香川県	○		100	平成30年6月		101 さいたま市	○		100	平成30年4月	
038 愛媛県	○		100	平成28年8月		102 奈良市	○		100	—	
039 高知県	○		100	—		103 川越市	○		100	—	
040 福岡県	○		100	平成29年10月		104 船橋市	○		100	—	
041 佐賀県	○		—	—		105 岡崎市	○		100	—	
042 長崎県	○		100	平成29年4月		106 高槻市	○		100	平成19年1月	
043 熊本県	○		100	—		108 青森市		○	残り7施設	平成32年3月	
044 大分県	○		100	平成30年3月		109 八王子市		○	58.7	平成33年6月	
045 宮崎県	○		100	—		110 盛岡市	○		100	—	
046 鹿児島県	○		100	平成29年12月		111 柏市	○		100	平成28年3月	
047 沖縄県	○		100	—		112 久留米市	○		100	—	
050 旭川市		○	77.9	—	○	114 前橋市	○		100	—	
051 札幌市		○	—	—	○	115 大津市		○	—	平成32年3月	
052 函館市	○		100	—		116 高崎市	○		100	平成27年8月	
054 仙台市	○		100	—		118 豊中市	○		100	—	
055 千葉市	○		100	平成28年3月		119 那覇市	○		100	—	
056 横浜市	○		—	平成30年3月		120 枚方市		○	—	—	○
057 川崎市		○	—	平成31年3月		121 越谷市	○		93.1	平成33年3月	
058 横須賀市		○	—	平成31年3月		122 八戸市	○		96	平成31年3月	
059 新潟市	○		100	—		124 福島市	○		19.9	平成33年3月	
060 金沢市		○	—	—	○	125 川口市	○		—	—	○
061 岐阜市	○		100	—		126 八尾市	○		—	平成31年3月	
062 静岡市		○	86.7	平成32年3月		127 明石市		○	2.5	平成31年3月	
063 浜松市	○		100	平成28年1月		128 鳥取市	○		100	—	
064 名古屋市		○	73.5	平成32年3月		129 松江市	○		100	平成30年	

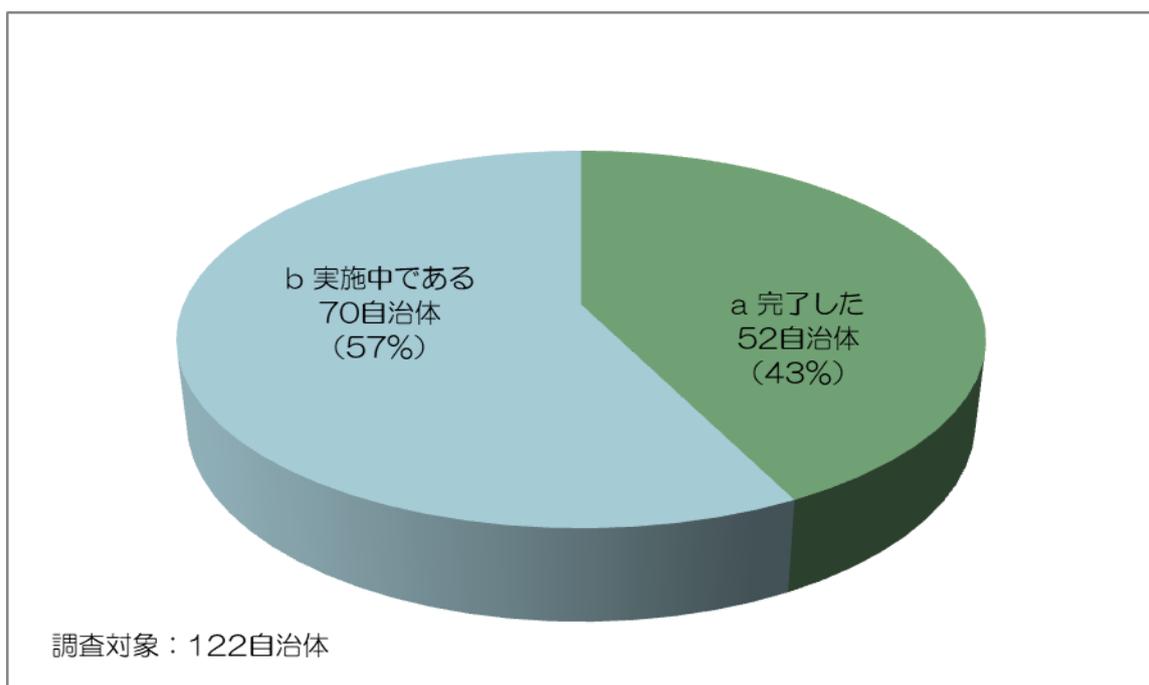
2. 貴自治体が所有している施設における安定器の掘り起こし状況について

(1) 掘り起こし状況

貴自治体が所有している施設における安定器の掘り起こし状況についてご回答ください。

調査対象 122自治体

内 容	今回調査
a 完了した	52自治体
b 実施中である	70自治体



(2) 終了予定年月

処分の終了予定年月を御回答ください。未定の場合はその理由をご記入ください。

調査対象 70自治体

内 容	今回調査
未定と回答	14自治体

(未定の理由)

- ・ 自治体向け調査を繰り返し行ってはいるものの、市町村を中心に PCB に対する理解が乏しく、現状では終了予定時期の見通しが立たないため。
- ・ 現時点では各局対応としているため。今後集計していく予定である。
- ・ 各部局において実施中であるため
- ・ 現在考え中
- ・ 各部局における予算措置の都合上、具体的な終期を設定していないため。
- ・ 2020 年度の夏頃に県有施設に対し最終確認を行う予定である

- ・ 現在、全部局に調査票を送付しており、年度内での取りまとめを予定している。現時点では、規模感が不明のため。
- ・ トランス・コンデンサ掘り起こし調査時に、安定器調査を実施しているが、安定器の掘り起こし調査に合わせ、再度漏れがないか調査を行う予定。
- ・ 安定器のみの掘り起こし調査を改めて行うかどうかを検討中。（基本的には、変圧器・コンデンサーの掘り起こし調査時に安定器も併せて調査したため。）
- ・ 再調査の実施を検討しているため。
- ・ 調査に係る予算措置の状況によるため。
- ・ 残りの3施設について、次年度実施予定であるが、完了時期については検討中。
- ・ 早急に回答するように求めている。
- ・ PCBの調査については施設管理課が実施しており、統一的な終了予定年月は定めていない。

自治体名	完了	実施中	進捗率(%)	終了予定年月	未定	自治体名	完了	実施中	進捗率(%)	終了予定年月	未定
001 北海道		○	88.7	平成32年3月		065 京都市	○		100	—	
002 青森県		○	—	—	○	066 大阪市	○		100	—	
003 岩手県	○		100	平成29年11月		067 堺市		○	—	平成32年3月	
004 宮城県		○	84.8	平成31年3月		068 東大阪市	○		100	平成29年	
005 秋田県		○	—	平成32年3月		069 神戸市		○	28.0	平成32年3月	
006 山形県		○	—	平成35年3月		070 姫路市	○		100	—	
007 福島県	○		100	—		071 尼崎市	○		—	平成31年3月	
008 茨城県		○	76.7	平成31年3月		072 和歌山市		○	65.5	平成31年3月	
009 栃木県		○	192施設実施	平成32年3月		073 広島市		○	93.7	平成32年3月	
010 群馬県	○		100	—		074 呉市	○		100	—	
011 埼玉県		○	—	平成31年11月		075 下関市	○		100	平成26年3月	
012 千葉県	○		100	平成28年3月		076 北九州市	○		100	—	
013 東京都		○	—	—	○	077 福岡市	○		100	—	
014 神奈川県		○	67	平成31年7月		078 大牟田市		○	37.9	平成31年9月	
015 新潟県	○		—	—		079 長崎市		○	45.5	平成31年3月	
016 富山県	○		100	—		080 佐世保市		○	—	平成32年3月	
017 石川県		○	96.5	平成34年4月		081 熊本市		○	52.7	平成31年9月	
018 福井県	○		100	—		082 鹿児島市		○	32.0	平成32年9月	
019 山梨県	○		100	平成13年3月		083 岡山市		○	—	平成33年3月	
020 長野県	○		100	平成30年3月		084 宇都宮市		○	—	—	○
021 岐阜県	○		100	平成15年11月		085 富山市	○		—	—	
022 静岡県		○	97.9	平成33年3月		086 秋田市	○		100	—	
023 愛知県	○		—	—		087 郡山市		○	—	平成34年3月	
024 三重県		○	—	平成32年3月		088 大分市	○		100	—	
025 滋賀県		○	—	—	○	089 松山市	○		100	—	
026 京都府		○	—	平成31年3月		090 豊田市	○		100	—	
027 大阪府	○		100	平成27年3月		091 福山市		○	—	平成32年3月	
028 兵庫県	○		100	—		092 高知市	○		100	—	
029 奈良県		○	—	平成32年3月		093 宮崎市		○	—	平成33年3月	
030 和歌山県	○		100	平成27年		094 いわき市		○	—	平成33年2月	
031 鳥取県	○		100	—		095 長野市		○	—	平成34年3月	
032 島根県		○	91.9	平成31年1月		096 豊橋市	○		100	—	
033 岡山県	○		100	—		097 高松市	○		100	—	
034 広島県	○		100	平成28年12月		098 相模原市	○		100	—	○
035 山口県		○	—	—	○	099 西宮市		○	7施設実施	平成32年3月	
036 徳島県		○	—	—	○	100 倉敷市		○	91.4	平成32年3月	
037 香川県	○		100	平成26年6月		101 さいたま市	○		—	平成32年3月	
038 愛媛県		○	99.8	平成31年3月		102 奈良市	○		100	—	
039 高知県		○	—	—	○	103 川越市		○	97.5	—	○
040 福岡県	○		100	平成29年10月		104 船橋市	○		100	—	
041 佐賀県		○	—	—		105 岡崎市	○		100	—	
042 長崎県	○		100	平成29年4月		106 高槻市	○		100	平成27年3月	
043 熊本県		○	77.2	平成32年10月		108 青森市		○	残り53施設	平成33年3月	
044 大分県		○	99.8	平成32年3月		109 八王子市		○	57.4	平成33年6月	
045 宮崎県		○	93.6	平成33年3月		110 盛岡市	○		100	—	
046 鹿児島県		○	85.8	平成31年9月		111 柏市	○		100	平成28年3月	
047 沖縄県		○	—	平成32年9月		112 久留米市	○		100	—	
050 旭川市		○	92.3	平成32年3月		114 前橋市		○	—	平成34年3月	
051 札幌市		○	—	—	○	115 大津市		○	—	平成32年3月	
052 函館市		○	97.5	平成32年3月		116 高崎市	○		100	平成27年8月	
054 仙台市		○	100	—		118 豊中市	○		100	—	
055 千葉市	○		100	平成28年3月		119 那覇市		○	—	—	○
056 横浜市		○	—	平成31年3月		120 枚方市		○	—	—	○
057 川崎市		○	—	平成31年3月		121 越谷市		○	99.1	平成33年3月	
058 横浜須賀町		○	—	平成32年9月		122 八戸市		○	—	平成33年3月	
059 新潟市		○	100	—	○	124 福島市		○	22.5	平成33年3月	
060 金沢市		○	13.3	平成31年3月		125 川口市		○	—	—	○
061 岐阜市	○		100	—		126 八尾市		○	—	平成31年3月	
062 静岡市		○	86.7	平成32年3月		127 明石市		○	10.3	平成31年3月	
063 浜松市	○		100	平成30年8月		128 鳥取市	○		100	—	
064 名古屋市		○	73.5	平成32年3月		129 松江市		○	—	平成32年3月	

VI. 保管事業者への指導等の状況について

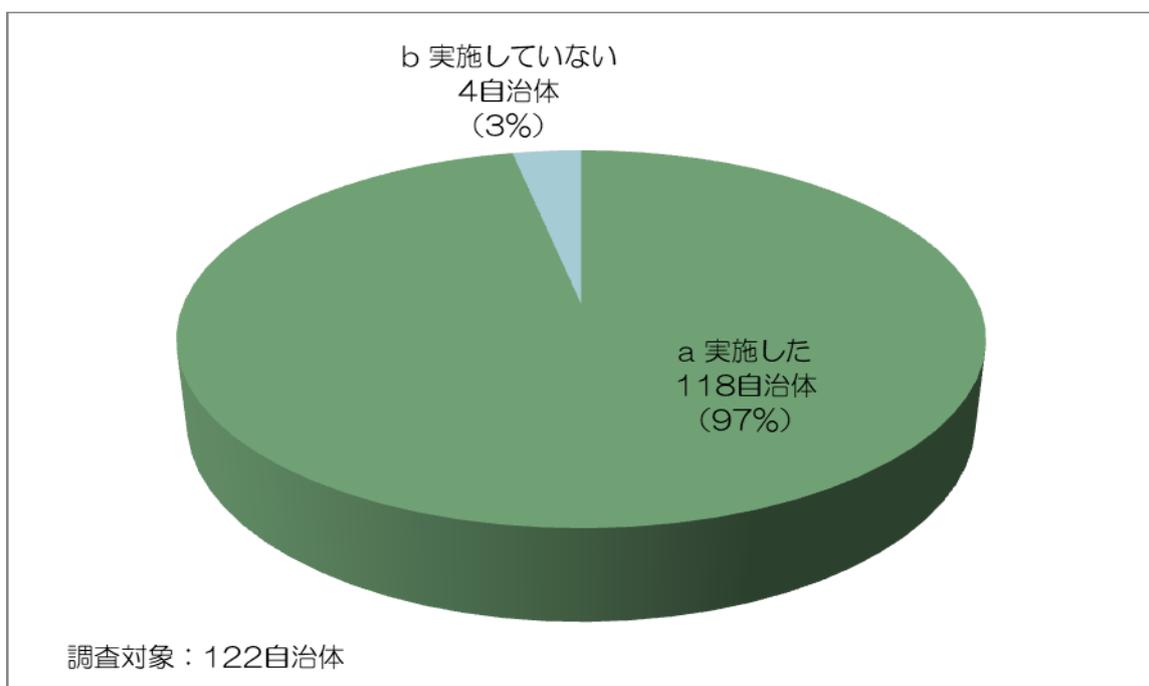
1. 保管事業者への指導・助言について

(1) 立入検査の実施状況

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条に基づき届出を行っている保管事業者又は高濃度 PCB 廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者等に対して、平成 29 年 1 月 1 日から平成 30 年 1 月 31 日の間、立入検査等（法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。）を実施状況について御回答ください。

調査対象 122 自治体

内 容	今回調査
a 実施した	118 自治体
b 実施していない	4 自治体



(未実施の理由)

- ・ 掘り起こし等の状況について、対象となる施設がなかった。
- ・ 急な対応を要する事例がなかったため
- ・ PCB 担当は兼任 2 名（うち 1 名は届出の受理のみ）であり、トランス・コンデンサのフォローアップ調査、PCB 使用安定器の掘り起こし調査の準備（調査対象者の選定、調査委託の準備、予算措置）に時間がかかり、立入検査に時間をさけなかったため。
- ・ 理由については未回答

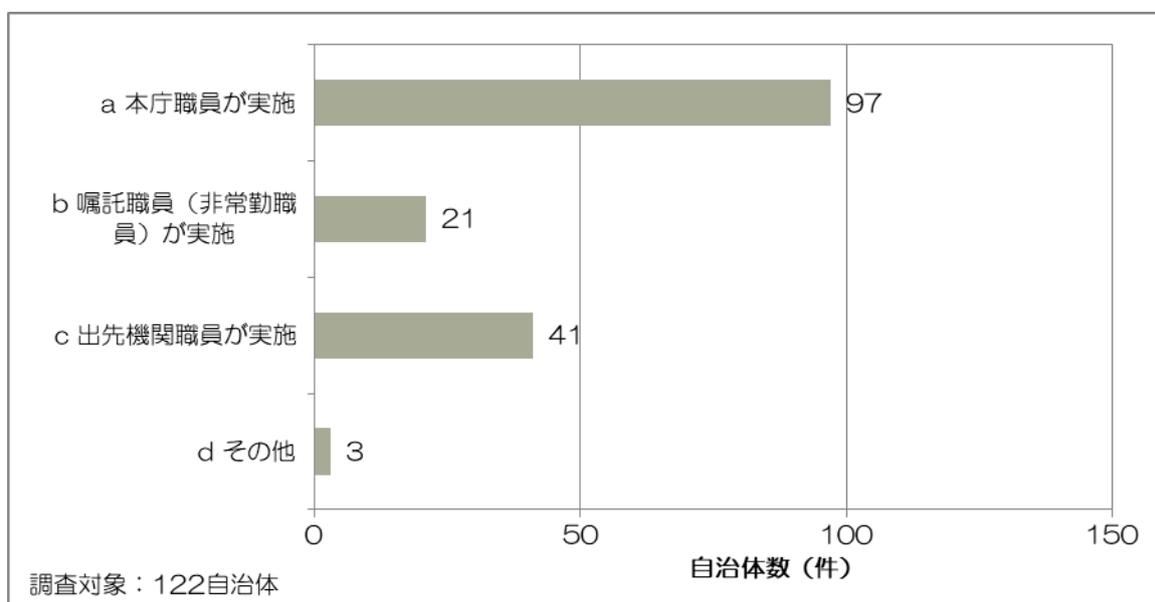
自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言	
	実施した	未実施		実施した	未実施
001 北海道	○		065 京都市	○	
002 青森県	○		066 大阪市	○	
003 岩手県	○		067 堺市	○	
004 宮城県	○		068 東大阪市	○	
005 秋田県	○		069 神戸市	○	
006 山形県	○		070 姫路市	○	
007 福島県	○		071 尼崎市	○	
008 茨城県	○		072 和歌山市	○	
009 栃木県	○		073 広島市	○	
010 群馬県	○		074 呉市	○	
011 埼玉県	○		075 下関市	○	
012 千葉県	○		076 北九州市	○	
013 東京都	○		077 福岡市	○	
014 神奈川県	○		078 大牟田市	○	
015 新潟県	○		079 長崎市	○	
016 富山県	○		080 佐世保市	○	
017 石川県	○		081 熊本市	○	
018 福井県	○		082 鹿児島市	○	
019 山梨県	○		083 岡山市	○	
020 長野県	○		084 宇都宮市	○	
021 岐阜県	○		085 富山市	○	
022 静岡県	○		086 秋田市	○	
023 愛知県	○		087 郡山市	○	
024 三重県	○		088 大分市	○	
025 滋賀県	○		089 松山市	○	
026 京都府	○		090 豊田市	○	
027 大阪府	○		091 福山市	○	
028 兵庫県	○		092 高知市	○	
029 奈良県	○		093 宮崎市	○	
030 和歌山県	○		094 いわき市	○	
031 鳥取県	○		095 長野市	○	
032 島根県	○		096 豊橋市	○	
033 岡山県	○		097 高松市	○	
034 広島県	○		098 相模原市	○	
035 山口県	○		099 西宮市	○	
036 徳島県	○		100 倉敷市	○	
037 香川県	○		101 さいたま市	○	
038 愛媛県	○		102 奈良市		○
039 高知県	○		103 川越市	○	
040 福岡県	○		104 船橋市	○	
041 佐賀県	○		105 岡崎市	○	
042 長崎県	○		106 高槻市	○	
043 熊本県	○		108 青森市	○	
044 大分県	○		109 八王子市	○	
045 宮崎県	○		110 盛岡市	○	
046 鹿児島県	○		111 柏市	○	
047 沖縄県	○		112 久留米市	○	
050 旭川市	○		114 前橋市	○	
051 札幌市	○		115 大津市	○	
052 函館市	○		116 高崎市		○
054 仙台市	○		118 豊中市	○	
055 千葉市	○		119 那覇市	○	
056 横浜市	○		120 枚方市	○	
057 川崎市	○		121 越谷市	○	
058 横須賀市	○		122 八戸市		○
059 新潟市		○	124 福島市	○	
060 金沢市	○		125 川口市	○	
061 岐阜市	○		126 八尾市	○	
062 静岡市	○		127 明石市	○	
063 浜松市	○		128 鳥取市	○	
064 名古屋市	○		129 松江市	○	
			計	118	4

(2) 立入検査の実施体制

(①の回答が a の場合御回答ください) 保管場所の立入検査等(法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。)について、どのような体制で行っているか御回答ください。

調査対象 122自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 本庁職員が実施	97自治体
b 嘱託職員(非常勤職員)が実施	21自治体
c 出先機関職員が実施	41自治体
d その他	3自治体



(その他の内容)

- ・ 掘り起こし調査の委託業者が、不達事業所を対象に現地調査を実施。
- ・ 嘱託職員が職員の補助を実施した。(一部の立入検査)
- ・ 場合によっては環境省が同行

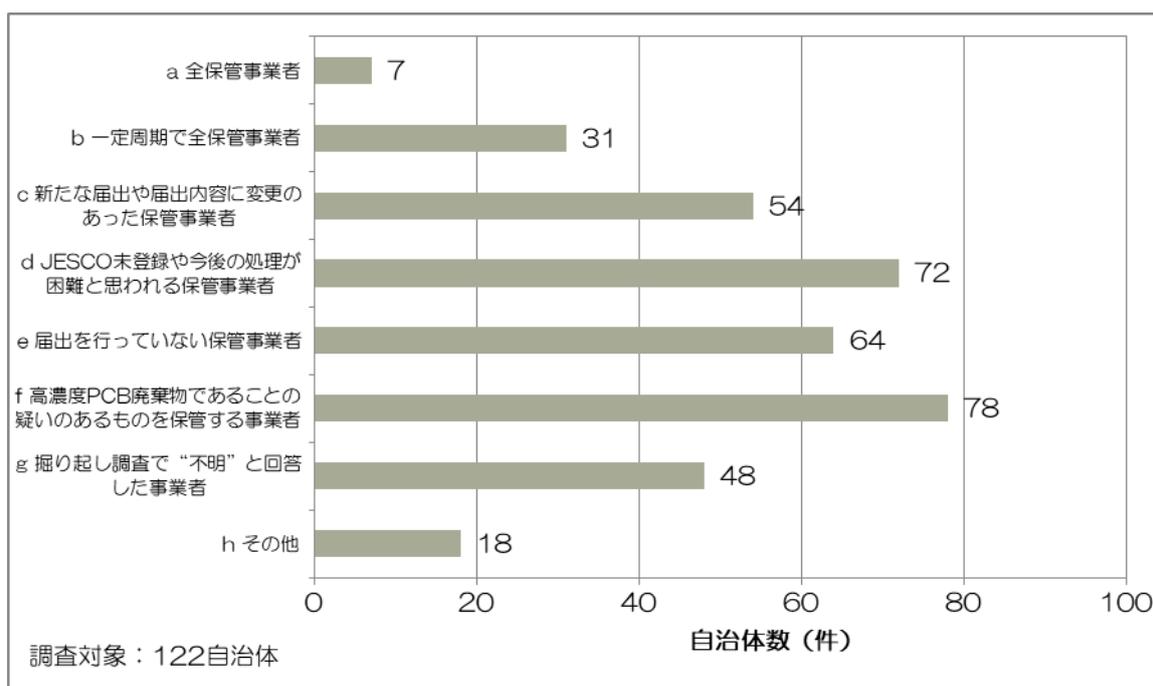
自治体名	実施体制				自治体名	実施体制			
	本庁職員	嘱託職員 (非常勤 職員)	出先機関 職員	その他		本庁職員	嘱託職員 (非常勤 職員)	出先機関 職員	その他
001 北海道			○		065 京都市	○			
002 青森県	○	○	○		066 大阪市	○			
003 岩手県		○	○		067 堺市	○			
004 宮城県		○	○		068 東大阪市	○			
005 秋田県	○		○		069 神戸市	○			
006 山形県		○	○		070 姫路市	○			
007 福島県		○	○		071 尼崎市	○			
008 茨城県			○		072 和歌山市	○			
009 栃木県			○		073 広島市	○			
010 群馬県	○	○	○		074 呉市	○	○		
011 埼玉県	○	○	○		075 下関市	○			
012 千葉県	○		○		076 北九州市	○			
013 東京都		○		○	077 福岡市	○			
014 神奈川県	○	○	○		078 大牟田市	○			
015 新潟県			○		079 長崎市	○			
016 富山県	○		○		080 佐世保市	○			
017 石川県	○	○	○		081 熊本市	○			
018 福井県			○		082 鹿児島市	○			
019 山梨県	○		○		083 岡山市	○			
020 長野県	○		○		084 宇都宮市	○			
021 岐阜県		○	○		085 富山市	○			
022 静岡県			○		086 秋田市	○			
023 愛知県			○		087 郡山市	○			
024 三重県	○	○	○		088 大分市	○			
025 滋賀県			○	○	089 松山市	○			
026 京都府			○		090 豊田市	○			
027 大阪府	○				091 福山市	○			
028 兵庫県			○		092 高知市	○			
029 奈良県			○		093 宮崎市	○	○		
030 和歌山県	○		○		094 いわき市	○			
031 鳥取県	○	○	○		095 長野市	○			
032 島根県	○		○		096 豊橋市	○	○		
033 岡山県			○		097 高松市	○			
034 広島県			○		098 相模原市	○			
035 山口県	○		○		099 西宮市	○			
036 徳島県	○		○		100 倉敷市	○			
037 香川県	○				101 さいたま市	○			
038 愛媛県	○		○		102 奈良市	-	-	-	-
039 高知県	○			○	103 川越市	○			
040 福岡県	○		○		104 船橋市	○			
041 佐賀県	○				105 岡崎市	○			
042 長崎県	○		○		106 高槻市	○			
043 熊本県	○		○		108 青森市	○			
044 大分県			○		109 八王子市	○			
045 宮崎県			○		110 盛岡市	○	○		
046 鹿児島県	○				111 柏市	○			
047 沖縄県	○		○		112 久留米市	○			
050 旭川市	○				114 前橋市	○			
051 札幌市	○	○			115 大津市	○			
052 函館市	○				116 高崎市	-	-	-	-
054 仙台市	○				118 豊中市	○			
055 千葉市	○				119 那覇市	○			
056 横浜市	○				120 枚方市	○			
057 川崎市	○				121 越谷市	○			
058 横須賀市	○				122 八戸市	-	-	-	-
059 新潟市	-	-	-	-	124 福島市	○	○		
060 金沢市	○				125 川口市	○			
061 岐阜市	○				126 八尾市	○	○		
062 静岡市	○	○			127 明石市	○			
063 浜松市	○				128 鳥取市	○			
064 名古屋市	○				129 松江市	○			
					計	97	21	41	3

(3) 立入検査の実施対象者

(①の回答が a の場合御回答ください) 保管場所の立入検査等(法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。)について、どのような事業者を対象に行っているか御回答ください。

調査対象 122自治体(複数回答)

内 容	今回調査
a 全保管事業者	7自治体
b 一定周期で全保管事業者	31自治体
c 新たな届出や届出内容に変更のあった保管事業者	54自治体
d JESCO未登録や今後の処理が困難と思われる保管事業者	72自治体
e 届出を行っていない保管事業者	64自治体
f 高濃度PCB廃棄物であることの疑いのあるものを保管する事業者	78自治体
g 掘り起し調査で“不明”と回答した事業者	48自治体
h その他	18自治体



(その他の内容)

- ・ 届出を行った事業者のうち、高濃度PCB廃棄物・使用製品(自家用電気工作物を除く。)を保管・所有する事業者についても立入検査等を実施している。
- ・ 掘り起こし調査の委託業者が、不達事業所を対象に現地調査を実施。
- ・ 届出内容に不審な点がある事業者
- ・ 工場立入時、PCB廃棄物の保管の有無および届出状況を確認。
- ・ すべての高濃度PCB廃棄物保管事業者

- ・ 一号の届出催促を行ったが未提出であった者、保管事業者のうち一部の者（排出指導に係る立入検査と兼ねて実施）
- ・ 市の施設での保管状況の確認、漏れのあった可能性のある事業者等
- ・ 掘り起こし調査で高齢のため調査できない等の相談があった事業者
- ・ 不適正処理をする恐れがある旨の内部通報があった保管事業者
- ・ JESCO 登録済みの処理困難者の内、処理の意向を示した事業者
- ・ 掘り起こし調査アンケート未回答の事業者
- ・ JESCO から新規登録に係る情報提供があった者、J E S C Oとの契約事務の進捗がはかばかしくない者等
- ・ 保管事業者が存在していない、高濃度 P C B 廃棄物が保管されている事業場
- ・ 掘り起こし調査において、未返信の事業者
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物である疑いのある事業者や、PCB 含有物を現在使用している事業者
- ・ 掘り起こし調査で未回答の事業者
- ・ 処分期間後に、高濃度のコンデンサーの保管が判明した事業者
- ・ 掘り起こし調査に回答のなかった事業者

自治体名	立入検査の対象者							
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更のあった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g 掘り起し調査で“不明”と回答した事業者	h その他
001 北海道			○	○	○	○		
002 青森県				○	○	○	○	○
003 岩手県	○		○	○	○	○		
004 宮城県		○	○	○	○	○	○	
005 秋田県		○	○	○		○		
006 山形県		○	○	○	○	○	○	
007 福島県		○	○		○	○	○	
008 茨城県			○	○	○	○		
009 栃木県		○	○					
010 群馬県			○	○	○	○	○	
011 埼玉県	○			○	○	○	○	
012 千葉県		○	○	○	○	○		
013 東京都		○		○	○	○	○	○
014 神奈川県		○			○			
015 新潟県		○		○	○			
016 富山県					○		○	
017 石川県		○	○	○	○	○		
018 福井県				○	○	○		
019 山梨県							○	
020 長野県				○		○	○	
021 岐阜県		○				○		
022 静岡県		○		○	○	○	○	
023 愛知県		○	○					○
024 三重県			○	○	○	○		○
025 滋賀県		○	○	○	○	○		○
026 京都府			○				○	
027 大阪府				○	○	○	○	
028 兵庫県			○	○	○	○	○	
029 奈良県				○	○	○	○	
030 和歌山県						○		
031 鳥取県	○		○	○	○	○	○	
032 島根県			○	○			○	
033 岡山県			○	○	○	○		
034 広島県	○							
035 山口県			○	○		○	○	
036 徳島県				○	○	○	○	
037 香川県			○	○	○	○		
038 愛媛県		○		○		○		
039 高知県				○				
040 福岡県		○	○	○	○	○	○	
041 佐賀県			○		○	○	○	
042 長崎県		○				○		
043 熊本県				○		○		
044 大分県			○			○		○
045 宮崎県	○		○	○	○			
046 鹿児島県				○		○		
047 沖縄県				○	○	○		
050 旭川市		○	○	○	○			
051 札幌市		○	○	○	○	○	○	
052 函館市		○	○	○	○	○	○	
054 仙台市					○		○	
055 千葉市			○					
056 横浜市				○				○
057 川崎市			○				○	
058 横須賀市					○		○	○
059 新潟市	-	-	-	-	-	-	-	-
060 金沢市						○	○	○
061 岐阜市		○	○	○	○	○	○	
062 静岡市				○	○	○	○	
063 浜松市				○		○		
064 名古屋市			○	○	○	○	○	

自治体名	立入検査の対象者							
	a 全保管事業者	b 一定周期で全保管事業者	c 新たな届出や届出内容に変更のあった者	d JESCO未登録や今後の処理が困難である者	e 未届出の保管事業者	f 高濃度疑いの物を保管する者	g 掘り起し調査で“不明”と回答した事業者	h その他
065 京都市					○	○		
066 大阪市					○			○
067 堺市								○
068 東大阪市				○				
069 神戸市					○	○		
070 姫路市					○		○	○
071 尼崎市			○	○	○	○	○	
072 和歌山市				○	○	○		
073 広島市				○	○	○	○	
074 呉市			○	○				
075 下関市						○		
076 北九州市				○	○	○	○	
077 福岡市				○	○	○		
078 大牟田市						○		
079 長崎市						○		
080 佐世保市						○		
081 熊本市				○		○	○	
082 鹿児島市						○		
083 岡山市				○		○		
084 宇都宮市		○	○	○				
085 富山市		○	○					
086 秋田市		○	○					
087 郡山市			○		○	○	○	
088 大分市						○		
089 松山市			○	○	○	○		
090 豊田市		○	○	○	○	○		
091 福山市			○	○	○	○		○
092 高知市								○
093 宮崎市	○						○	○
094 いわき市				○				
095 長野市						○	○	
096 豊橋市			○	○	○	○	○	
097 高松市				○	○	○		
098 相模原市		○	○			○	○	○
099 西宮市			○	○	○			
100 倉敷市				○	○	○		
101 さいたま市			○			○	○	
102 奈良市	-	-	-	-	-	-	-	-
103 川越市			○		○	○	○	
104 船橋市		○					○	○
105 岡崎市		○						
106 高槻市						○		
108 青森市		○	○	○		○		
109 八王子市				○	○	○	○	
110 盛岡市				○				
111 柏市			○		○			
112 久留米市	○		○	○	○	○	○	
114 前橋市				○				
115 大津市		○	○	○				
116 高崎市	-	-	-	-	-	-	-	-
118 豊中市				○	○	○	○	
119 那覇市								○
120 枚方市			○	○	○	○		
121 越谷市			○			○	○	
122 八戸市	-	-	-	-	-	-	-	-
124 福島市					○	○	○	○
125 川口市					○			
126 八尾市			○	○	○			
127 明石市				○				
128 鳥取市		○	○	○				
129 松江市						○		
計	7	31	54	71	64	78	48	19

(4) 立入検査の実施回数

(①の回答が a の場合御回答ください) 保管場所の立入検査(法令に基づく立入検査のほか、任意の保管場所の確認等も含む。)について、平成 30 年 1 月 1 日から平成 30 年 12 月 31 日の間に行ったおおよその回数を御記入ください。

調査対象 122自治体

自治体名			回数 (程度)	自治体名			回数 (程度)	自治体名			回数 (程度)		
北海道事業対象地域	北海道	001 北海道	集計中	東京事業対象地域	東京都	013 東京都	400	北九州事業対象地域	島根県	129 松江市	10		
		050 旭川市	17			神奈川県	109 八王子市			50	岡山県	033 岡山県	90
		051 札幌市	205				014 神奈川県			159		083 岡山市	30
		052 函館市	45				056 横浜市		43	100 倉敷市		39	
	青森県	002 青森県	189		057 川崎市		35		広島県	034 広島県	300		
		108 青森市	32		058 横須賀市	11	073 広島市			102			
		122 八戸市	—		098 相模原市	35	074 呉市			100			
	岩手県	003 岩手県	500		静岡県	022 静岡県	613			091 福山市	200		
		110 盛岡市	15			062 静岡市	260			山口県	035 山口県	40	
	宮城県	004 宮城県	900			063 浜松市	260		075 下関市		10		
		054 仙台市	30			岐阜県	021 岐阜県		500	036 徳島県	50		
	秋田県	005 秋田県	90		061 岐阜市		140		香川県	037 香川県	60		
		086 秋田市	12	023 愛知県	600	097 高松市	25						
	福島県	006 山形県	2,300	愛知県	064 名古屋市	100	愛媛県		038 愛媛県	40			
		007 福島県	2,000		090 豊田市	15			089 松山市	15			
		087 郡山市	30		096 豊橋市	215	高知県		039 高知県	1			
		094 いわき市	7		105 岡崎市	25			092 高知市	2			
		124 福島市	87		024 三重県	401	福岡県		040 福岡県	65			
	008 茨城県	140	滋賀県	025 滋賀県	86	076 北九州市			70				
	栃木県	009 栃木県		集計中	115 大津市	30			077 福岡市	45			
		084 宇都宮市	30	京都府	026 京都府	100			078 大牟田市	13			
	群馬県	010 群馬県	1,130		065 京都市	15			112 久留米市	80			
		114 前橋市	2	大阪府	027 大阪府	200	041 佐賀県		10				
	116 高崎市	—	066 大阪市		10	長崎県	042 長崎県		100				
新潟県	015 新潟県	集計中	067 堺市		1		079 長崎市	50					
	059 新潟市	—	068 東大阪市		50		080 佐世保市	3					
富山県	019 山梨県	15	106 高槻市		40	熊本県	043 熊本県	10					
	016 富山県	30	120 枚方市		84		081 熊本市	30					
	085 富山市	5	118 豊中市	10	大分県	044 大分県	80						
	石川県	017 石川県	80	126 八尾市		50	088 大分市	5					
060 金沢市		50	兵庫県	028 兵庫県	75	宮崎県	045 宮崎県	300					
018 福井県	34	069 神戸市		10	093 宮崎市		309						
長野県	020 長野県	500		070 姫路市	44	鹿児島県	046 鹿児島県	10					
	095 長野市	541		071 尼崎市	68		082 鹿児島市	2					
東京事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県		600	099 西宮市	48	沖縄県	047 沖縄県	30				
		101 さいたま市		76	127 明石市	1		119 那覇市	1				
		103 川越市	30	奈良県	029 奈良県	80	北海道	9,016					
		121 越谷市	70		102 奈良市	—	東京	2,184					
		125 川口市	5	和歌山県	030 和歌山県	100	豊田	3,129					
	千葉県	012 千葉県	521		072 和歌山市	20	大阪	1,122					
		055 千葉市	75	北九州	031 鳥取県	集計中	北九州	2,367					
		104 船橋市	60		128 鳥取市	40	全国	17,818					
		111 柏市	14	鳥取県	032 鳥根県	未集計							

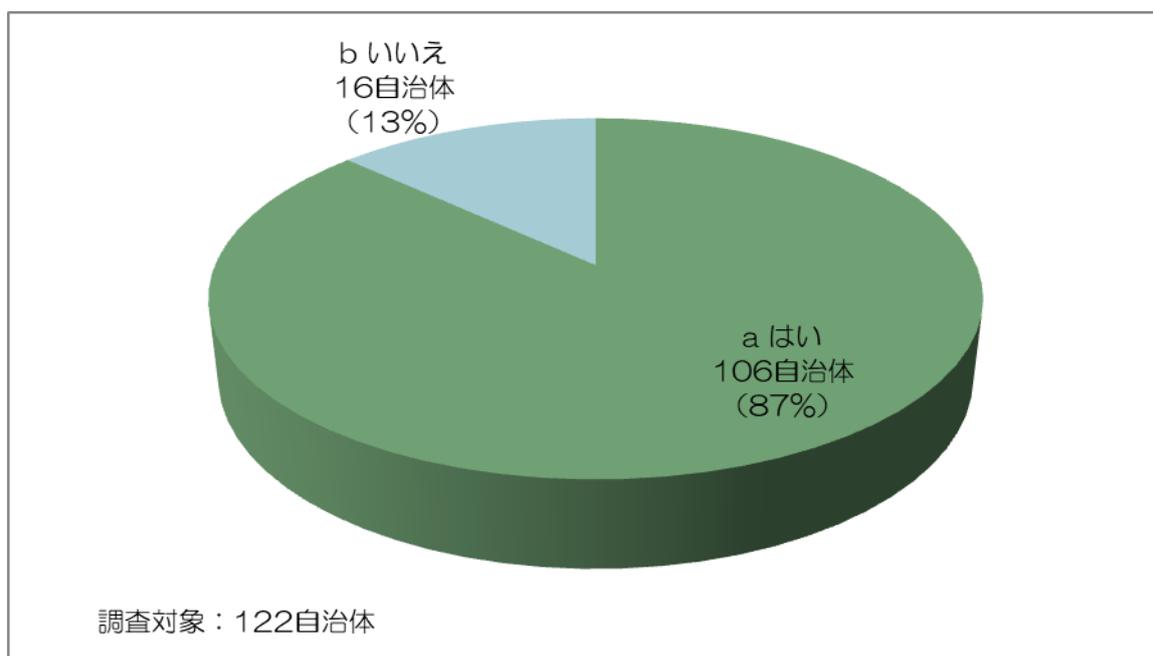
2. 高濃度 PCB 廃棄物の処理に関する指導・助言について

(1) JESCO 登録状況の把握

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録状況を把握しているか御回答ください。

調査対象 122 自治体

内 容	今回調査
a はい	106 自治体
b いいえ	16 自治体



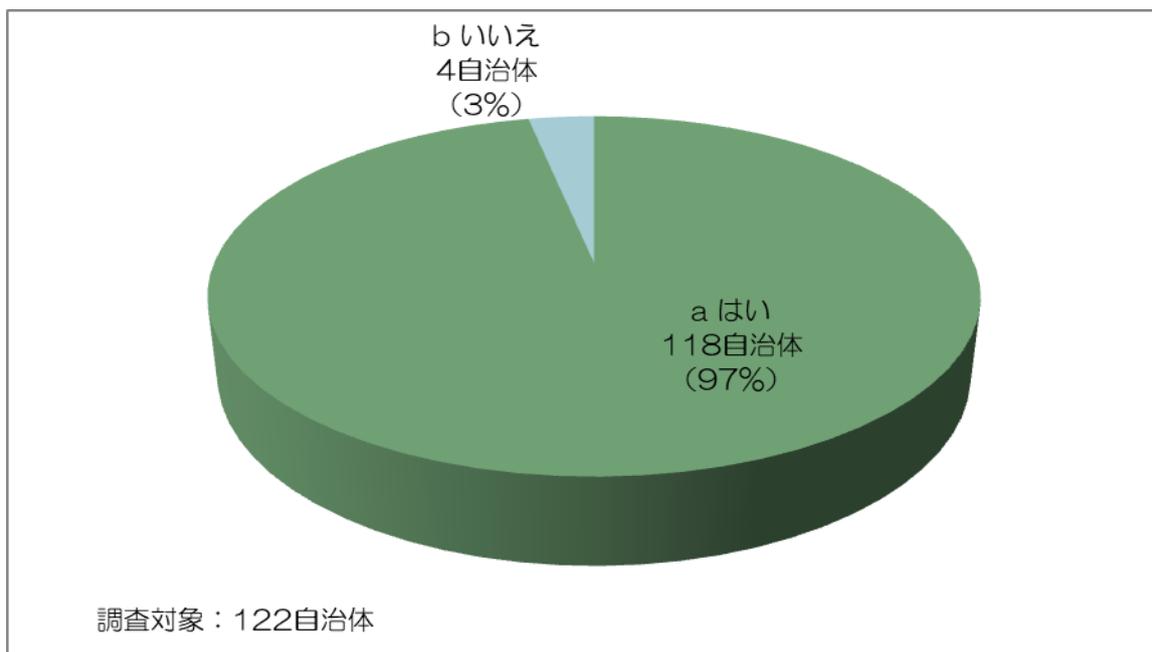
自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握		自治体名	登録状況把握	
	把握	未把握		把握	未把握		把握	未把握
001 北海道		○	043 熊本県	○		088 大分市	○	
002 青森県	○		044 大分県	○		089 松山市	○	
003 岩手県	○		045 宮崎県	○		090 豊田市	○	
004 宮城県	○		046 鹿児島県	○		091 福山市	○	
005 秋田県	○		047 沖縄県	○		092 高知市	○	
006 山形県	○		050 旭川市	○		093 宮崎市	○	
007 福島県	○		051 札幌市	○		094 いわき市	○	
008 茨城県		○	052 函館市	○		095 長野市	○	
009 栃木県	○		054 仙台市	○		096 豊橋市	○	
010 群馬県		○	055 千葉市		○	097 高松市	○	
011 埼玉県	○		056 横浜市	○		098 相模原市		○
012 千葉県	○		057 川崎市		○	099 西宮市	○	
013 東京都	○		058 横須賀市	○		100 倉敷市	○	
014 神奈川県		○	059 新潟市		○	101 さいたま市		○
015 新潟県	○		060 金沢市	○		102 奈良市	○	
016 富山県	○		061 岐阜市	○		103 川越市	○	
017 石川県	○		062 静岡市	○		104 船橋市	○	
018 福井県	○		063 浜松市	○		105 岡崎市	○	
019 山梨県	○		064 名古屋市	○		106 高槻市	○	
020 長野県	○		065 京都市		○	108 青森市	○	
021 岐阜県	○		066 大阪市	○		109 八王子市	○	
022 静岡県	○		067 堺市	○		110 盛岡市	○	
023 愛知県		○	068 東大阪市		○	111 柏市	○	
024 三重県	○		069 神戸市	○		112 久留米市	○	
025 滋賀県	○		070 姫路市	○		114 前橋市		○
026 京都府	○		071 尼崎市	○		115 大津市	○	
027 大阪府	○		072 和歌山市	○		116 高崎市	○	
028 兵庫県		○	073 広島市	○		118 豊中市	○	
029 奈良県	○		074 呉市	○		119 那覇市		○
030 和歌山県	○		075 下関市	○		120 枚方市	○	
031 鳥取県	○		076 北九州市	○		121 越谷市	○	
032 島根県	○		077 福岡市	○		122 八戸市	○	
033 岡山県	○		078 大牟田市	○		124 福島市	○	
034 広島県	○		079 長崎市	○		125 川口市	○	
035 山口県	○		080 佐世保市	○		126 八尾市	○	
036 徳島県	○		081 熊本市	○		127 明石市	○	
037 香川県	○		082 鹿児島市		○	128 鳥取市	○	
038 愛媛県	○		083 岡山市	○		129 松江市	○	
039 高知県	○		084 宇都宮市	○				
040 福岡県	○		085 富山市	○				
041 佐賀県	○		086 秋田市	○				
042 長崎県	○		087 郡山市	○		計	106	16

(2) JESCO 登録への指導・助言等実施

貴都道府県市において、PCB 特措法第 8 条の届出を行っている保管事業者の JESCO への登録を促進することとして、平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の間に指導・助言等を実施したか御回答ください。

調査対象 122 自治体

内 容	今回調査
a はい	118 自治体
b いいえ	4 自治体



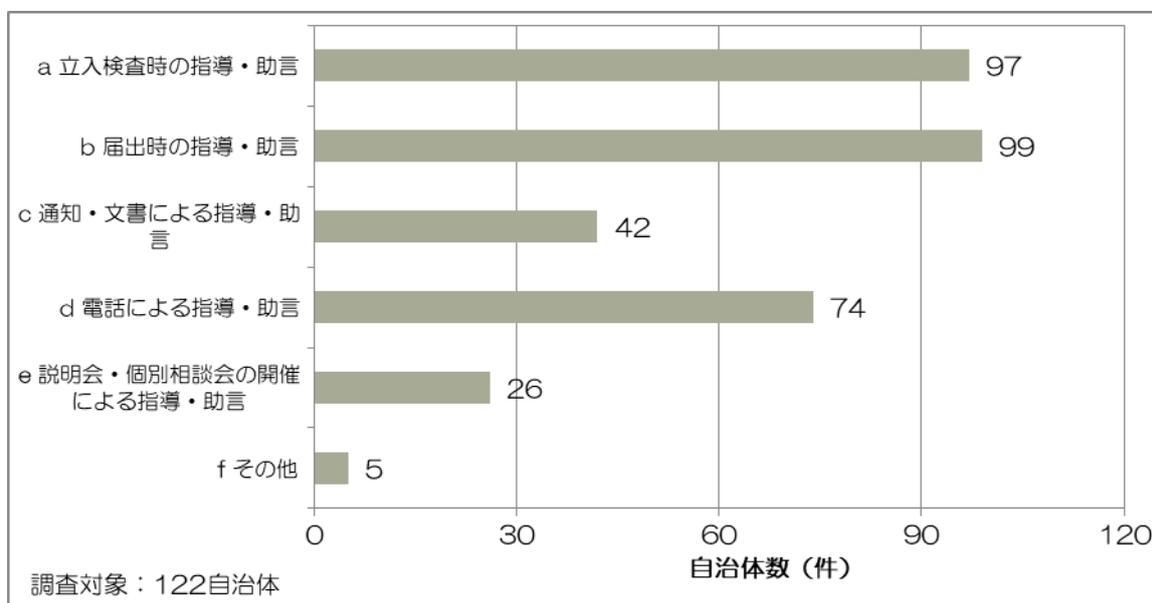
自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言		自治体名	指導・助言	
	実施	未実施		実施	未実施		実施	未実施
001 北海道	○		043 熊本県	○		088 大分市		○
002 青森県	○		044 大分県	○		089 松山市	○	
003 岩手県	○		045 宮崎県	○		090 豊田市	○	
004 宮城県	○		046 鹿児島県	○		091 福山市	○	
005 秋田県	○		047 沖縄県	○		092 高知市		○
006 山形県	○		050 旭川市	○		093 宮崎市	○	
007 福島県	○		051 札幌市	○		094 いわき市	○	
008 茨城県	○		052 函館市	○		095 長野市	○	
009 栃木県	○		054 仙台市	○		096 豊橋市	○	
010 群馬県	○		055 千葉市	○		097 高松市	○	
011 埼玉県	○		056 横浜市	○		098 相模原市	○	
012 千葉県	○		057 川崎市	○		099 西宮市	○	
013 東京都	○		058 横須賀市	○		100 倉敷市	○	
014 神奈川県	○		059 新潟市	○		101 さいたま市	○	
015 新潟県	○		060 金沢市	○		102 奈良市	○	
016 富山県	○		061 岐阜市	○		103 川越市	○	
017 石川県	○		062 静岡市	○		104 船橋市	○	
018 福井県	○		063 浜松市	○		105 岡崎市	○	
019 山梨県	○		064 名古屋市	○		106 高槻市	○	
020 長野県	○		065 京都市	○		108 青森市	○	
021 岐阜県	○		066 大阪市	○		109 八王子市	○	
022 静岡県	○		067 堺市	○		110 盛岡市	○	
023 愛知県	○		068 東大阪市	○		111 柏市	○	
024 三重県	○		069 神戸市	○		112 久留米市	○	
025 滋賀県	○		070 姫路市	○		114 前橋市	○	
026 京都府	○		071 尼崎市	○		115 大津市	○	
027 大阪府	○		072 和歌山市	○		116 高崎市	○	
028 兵庫県	○		073 広島市	○		118 豊中市	○	
029 奈良県	○		074 呉市	○		119 那覇市	○	
030 和歌山県	○		075 下関市	○		120 枚方市	○	
031 鳥取県	○		076 北九州市	○		121 越谷市	○	
032 島根県	○		077 福岡市	○		122 八戸市	○	
033 岡山県	○		078 大牟田市	○		124 福島市	○	
034 広島県	○		079 長崎市	○		125 川口市	○	
035 山口県	○		080 佐世保市	○		126 八尾市	○	
036 徳島県	○		081 熊本市	○		127 明石市		○
037 香川県	○		082 鹿児島市		○	128 鳥取市	○	
038 愛媛県	○		083 岡山市	○		129 松江市	○	
039 高知県	○		084 宇都宮市	○				
040 福岡県	○		085 富山市	○				
041 佐賀県	○		086 秋田市	○				
042 長崎県	○		087 郡山市	○		計	118	4

(3) 指導・助言等の方法

((2)の回答がaの場合御回答ください) 指導・助言の方法を御回答ください。

調査対象 122自治体 (複数回答)

内 容	今回調査
a 立入検査 (法令に基づく立入検査の他、任意の保管場所の確認等を含む。) 時の指導・助言	97自治体
b 届出時の指導・助言	99自治体
c 通知・文書による指導・助言	42自治体
d 電話による指導・助言	74自治体
e 説明会・個別相談会の開催による指導・助言	26自治体
f その他	5自治体



(その他の内容)

- ・ JESCO との共同立入による指導・助言
- ・ 処分方法等について相談があった場合、都から J E S C O 営業担当へ連絡し、現地に出向いて相談に応じてもらうよう依頼したり、JESCO 営業担当とともに現地確認を行ったりしている。
- ・ J E S C O 担当者と一緒に事業者を訪問し、その場で登録手続きを行った。
- ・ JESCO から新規登録に係る情報提供があった者、J E S C O との契約事務の進捗がはかばかしくない者等
- ・ 立入調査時等に事業者に配布しているリーフレットに記載

自治体名	指導・助言の方法					
	立入検査時	届出時	通知・文書	電話	説明会・個別相談会の開催	その他
001 北海道	○	○		○		
002 青森県	○				○	○
003 岩手県	○	○		○	○	
004 宮城県	○	○				
005 秋田県	○	○				
006 山形県	○					
007 福島県	○	○				
008 茨城県	○	○		○		
009 栃木県	○	○			○	
010 群馬県	○	○	○	○	○	
011 埼玉県	○	○		○	○	
012 千葉県	○	○	○			
013 東京都	○	○				○
014 神奈川県	○	○		○		
015 新潟県	○			○	○	
016 富山県		○				
017 石川県	○	○	○	○	○	
018 福井県	○	○		○		
019 山梨県				○		
020 長野県				○	○	
021 岐阜県	○	○	○	○	○	
022 静岡県	○	○		○	○	
023 愛知県	○					
024 三重県	○	○	○	○		
025 滋賀県	○	○		○		
026 京都府	○	○		○		
027 大阪府	○	○	○	○	○	
028 兵庫県	○	○		○	○	
029 奈良県		○	○	○		
030 和歌山県	○	○		○	○	
031 鳥取県	○	○	○	○	○	
032 島根県	○	○	○	○		
033 岡山県	○	○	○	○		
034 広島県	○	○	○	○		
035 山口県	○	○		○	○	
036 徳島県	○	○		○	○	
037 香川県	○	○		○		
038 愛媛県	○	○		○		
039 高知県				○		
040 福岡県	○	○	○	○	○	
041 佐賀県	○	○	○	○		
042 長崎県			○			
043 熊本県	○			○		
044 大分県	○	○		○		
045 宮崎県	○	○		○		
046 鹿児島県	○		○	○		
047 沖縄県	○					
050 旭川市	○	○				
051 札幌市	○	○		○		
052 函館市	○	○				
054 仙台市	○	○				
055 千葉市	○	○	○			
056 横浜市	○	○	○	○		
057 川崎市	○	○		○		
058 横須賀市		○		○		
059 新潟市		○				
060 金沢市	○	○				
061 岐阜市	○	○		○	○	
062 静岡市	○	○		○	○	
063 浜松市	○	○			○	
064 名古屋市	○	○		○	○	

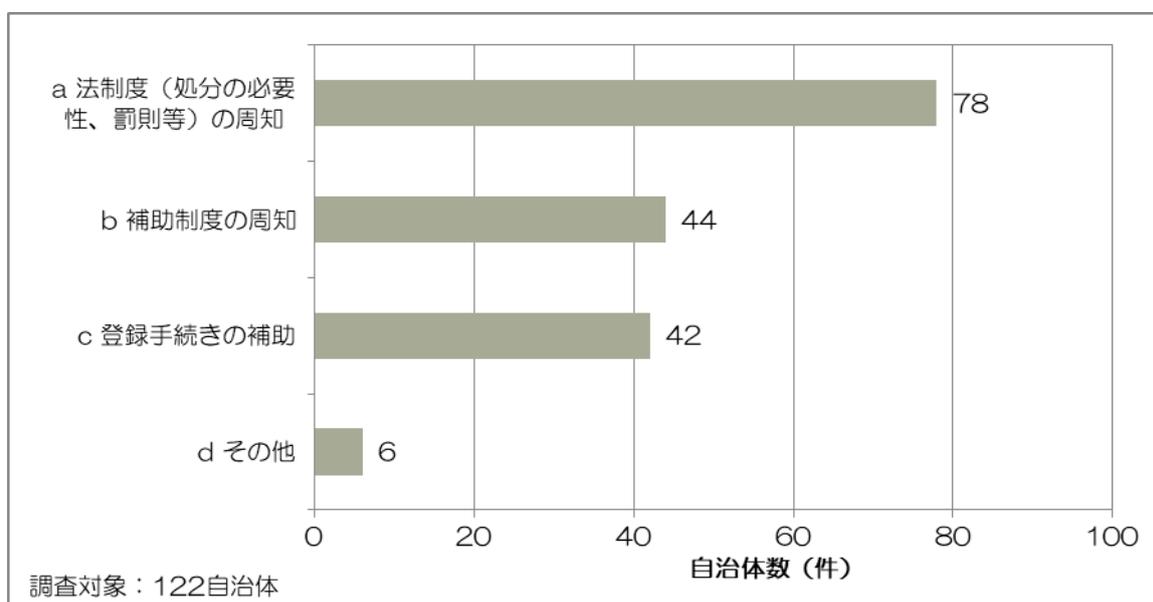
自治体名	指導・助言の方法					
	立入検査時	届出時	通知・文書	電話	説明会・個別相談会の開催	その他
065 京都市		○	○	○		
066 大阪市	○	○	○	○		
067 堺市		○	○	○		
068 東大阪市			○			
069 神戸市	○	○	○			
070 姫路市	○	○	○			
071 尼崎市	○	○	○	○		
072 和歌山市		○				
073 広島市	○	○		○		
074 呉市	○	○	○			
075 下関市		○		○		
076 北九州市	○	○	○	○		
077 福岡市				○		
078 大牟田市		○				
079 長崎市	○	○	○	○		
080 佐世保市	○	○	○			
081 熊本市	○	○	○	○		
082 鹿児島市	—	—	—	—	—	—
083 岡山市	○	○		○		
084 宇都宮市	○	○	○	○	○	○
085 富山市	○	○				
086 秋田市	○	○				
087 郡山市	○	○	○			
088 大分市	—	—	—	—	—	—
089 松山市	○			○		
090 豊田市	○	○				
091 福山市	○			○		○
092 高知市	—	—	—	—	—	—
093 宮崎市	○	○	○	○		
094 いわき市	○	○	○	○	○	
095 長野市	○	○	○	○		
096 豊橋市	○	○	○	○	○	
097 高松市	○	○	○	○		
098 相模原市	○					
099 西宮市	○	○		○		
100 倉敷市	○		○			
101 さいたま市	○	○		○		
102 奈良市		○		○		
103 川越市	○	○		○		
104 船橋市	○	○	○	○		
105 岡崎市	○	○		○		
106 高槻市	○		○			
108 青森市	○	○				
109 八王子市	○					
110 盛岡市	○	○		○		
111 柏市	○	○				
112 久留米市	○	○		○	○	
114 前橋市		○				
115 大津市	○	○				
116 高崎市		○		○		
118 豊中市	○	○	○	○		
119 那覇市		○				
120 枚方市	○	○				
121 越谷市		○			○	
122 八戸市		○				
124 福島市	○	○		○		○
125 川口市	○	○		○		
126 八尾市	○	○	○			
127 明石市	—	—	—	—	—	—
128 鳥取市	○					
129 松江市	○	○	○	○		
計	97	99	42	74	26	5

(4) 指導・助言等の効果

((2)の回答がaの場合御回答ください) JESCO への登録へと繋がった際に決め手となった指導の内容を御回答ください。

調査対象 122自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 法制度（処分の必要性、罰則等）の周知	78自治体
b 補助制度の周知	44自治体
c 登録手続きの補助	42自治体
d その他	6自治体



(その他の内容)

- ・ 指導後、JESCO への登録の実施状況の確認は行っていない。
- ・ 指導が登録へ繋がったか確認していない。
- ・ 安定器の保管が多い事業者に対し、J E S C O作成の安定器仕分けに係る資料を元に仕分け作業を薦めたところ、仕分け実施後の処理費用が事業者想定より相当低額となったため、処理に向けた動きが加速された。
- ・ 指導後に J E S C Oへの登録を行ったか、把握していない。
- ・ 把握していない。
- ・ JESCO 主導による重点搬入の案内が可能となり、収集運搬費用の削減が見込める旨、JESCO と合同で助言。

自治体名	登録の決め手となった内容				自治体名	登録の決め手となった内容			
	法制度の周知	補助制度の周知	登録手続きの補助	その他		法制度の周知	補助制度の周知	登録手続きの補助	その他
001 北海道	—	—	—	—	065 京都市		○		
002 青森県	○				066 大阪市	○			
003 岩手県	○	○			067 堺市	○			
004 宮城県					068 東大阪市			○	
005 秋田県			○		069 神戸市	○			
006 山形県	○	○	○		070 姫路市	○			
007 福島県	○	○	○		071 尼崎市	○	○	○	
008 茨城県	○		○		072 和歌山市	○			
009 栃木県			○		073 広島市	○			
010 群馬県	○	○			074 呉市	○			
011 埼玉県	○	○			075 下関市	○			
012 千葉県	○	○			076 北九州市	○	○		
013 東京都		○			077 福岡市			○	
014 神奈川県	○	○			078 大牟田市	○			
015 新潟県	○				079 長崎市			○	
016 富山県	○	○			080 佐世保市	○			
017 石川県	○	○	○		081 熊本市	○	○	○	
018 福井県	○				082 鹿児島市	—	—	—	—
019 山梨県	—	—	—	—	083 岡山市	○			
020 長野県	○	○			084 宇都宮市			○	
021 岐阜県			○		085 富山市	○			
022 静岡県	○	○	○		086 秋田市	○	○	○	
023 愛知県	—	—	—	—	087 郡山市	○	○		
024 三重県			○		088 大分市	—	—	—	—
025 滋賀県	○	○			089 松山市	○			
026 京都府	○				090 豊田市			○	
027 大阪府	○	○			091 福山市			○	
028 兵庫県			○		092 高知市	—	—	—	—
029 奈良県		○			093 宮崎市	○	○		
030 和歌山県				○	094 いわき市				○
031 鳥取県			○		095 長野市		○		
032 島根県			○		096 豊橋市	○			
033 岡山県	○		○		097 高松市	○	○	○	
034 広島県	○				098 相模原市	○			
035 山口県	○	○	○		099 西宮市	○	○	○	
036 徳島県	○	○	○		100 倉敷市	○		○	
037 香川県	○				101 さいたま市	○			
038 愛媛県	○				102 奈良市	○	○		
039 高知県			○		103 川越市	○			
040 福岡県	○				104 船橋市			○	
041 佐賀県	○				105 岡崎市	○			
042 長崎県	○	○			106 高槻市	○			
043 熊本県	○				108 青森市				○
044 大分県	○	○			109 八王子市		○		
045 宮崎県	○	○	○		110 盛岡市			○	
046 鹿児島県	○				111 柏市	—	—	—	—
047 沖縄県		○			112 久留米市	○	○		
050 旭川市			○		114 前橋市	○			
051 札幌市	○	○			115 大津市			○	
052 函館市	○	○			116 高崎市	○			
054 仙台市	○				118 豊中市	○	○		
055 千葉市				○	119 那覇市			○	
056 横浜市		○	○		120 枚方市	○	○	○	
057 川崎市				○	121 越谷市	○			
058 横須賀市	○				122 八戸市	○			
059 新潟市	—	—	—	—	124 福島市	○			
060 金沢市		○	○		125 川口市	○	○	○	
061 岐阜市			○		126 八尾市	○	○		
062 静岡市	○	○	○		127 明石市	—	—	—	—
063 浜松市	○	○	○		128 鳥取市			○	
064 名古屋市	○			○	129 松江市	○			
					計	78	44	42	6

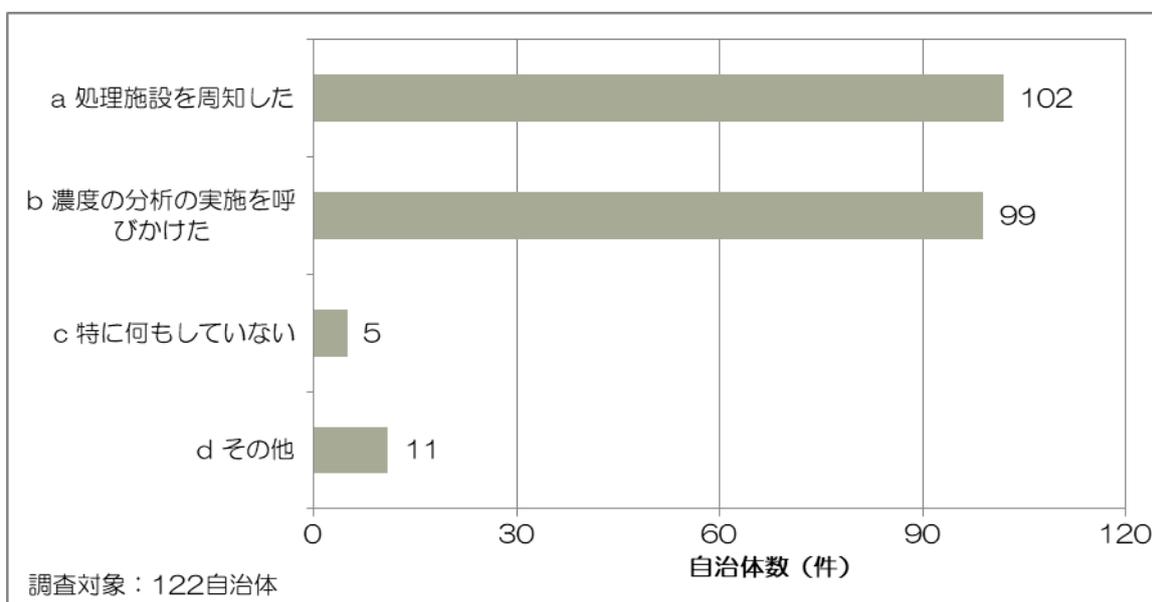
3. 微量 PCB 汚染廃電気機器等について

(1) 微量 PCB 汚染廃電気機器等所有事業者に対する指導・助言

貴都道府県市において、微量 PCB 汚染廃電気機器等を所有している事業者（使用中を含む。）に対して、平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の間に指導・助言したことがあるか御回答ください。また、どのような内容を実施したか御回答ください。

調査対象 122 自治体（複数回答）

内 容	今回調査
a 処理施設を周知した（無害化処理認定事業者等に関する情報提供を行った）	102 自治体
b 濃度の分析の実施を呼びかけた	99 自治体
c 特に何もしていない	5 自治体
d その他	11 自治体



(その他の内容)

- ・ 北海道独自の低濃度 PCB 把握のための分析費用補助金制度について周知をしている。
- ・ まずは高濃度 PCB 廃棄物・使用製品の処理促進が先決であり、微量 PCB 汚染廃電気機器等については、高濃度 PCB 廃棄物・使用製品を含めて保管・所有している場合にのみ、早期処分するよう指導・助言している。
- ・ 中小企業の助成制度を周知
- ・ 届出の提出、廃棄物の保管方法について助言した。
- ・ 市への届出を行うよう指導した。
- ・ 処理についての説明のみ
- ・ 処理期限を周知した、分析機関を周知した等
- ・ 問い合わせがあった場合、濃度分析（山口県の補助制度の紹介）を指導し、PCB 含有が判明した場合、県独自の報告を求めている。

- 掘り起こし調査において微量PCB汚染電気機器を所有している旨の回答があった事業所に対し、機器更新等で当該機器を廃棄した後はPCB届出義務が生じること及び低濃度PCB廃棄物の処理期限について周知を行っている。
- 今すぐ処理する必要はないこと。破壊しなければ検査できない機器があること。補助金制度がないこと。
- 鳥取市の低濃度PCB汚染機器処分に対する補助制度を周知した。

自治体名	指導・助言内容				自治体名	指導・助言内容			
	処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他		処理施設の周知	濃度分析の実施	未実施	その他
001 北海道	○	○		○	065 京都市	○	○		
002 青森県				○	066 大阪市	○	○		
003 岩手県	○	○		○	067 堺市	○	○		
004 宮城県	○	○			068 東大阪市			○	
005 秋田県	○				069 神戸市	○			
006 山形県	○	○			070 姫路市	○	○		
007 福島県	○	○			071 尼崎市	○	○		
008 茨城県	○	○			072 和歌山市	○			
009 栃木県			○		073 広島市	○	○		○
010 群馬県	○	○			074 呉市	○	○		
011 埼玉県	○	○			075 下関市				○
012 千葉県		○			076 北九州市	○	○		
013 東京都	○	○			077 福岡市	○	○		
014 神奈川県	○	○			078 大牟田市	○			
015 新潟県	○	○			079 長崎市	○	○		
016 富山県	○	○			080 佐世保市	○	○		
017 石川県	○	○			081 熊本市		○		
018 福井県	○	○			082 鹿児島市	○			
019 山梨県	○	○			083 岡山市	○	○		
020 長野県	○	○			084 宇都宮市	○	○		
021 岐阜県	○	○			085 富山市	○			
022 静岡県	○				086 秋田市	○	○		
023 愛知県	○				087 郡山市	○	○		
024 三重県	○	○			088 大分市	○			
025 滋賀県	○	○			089 松山市	○	○		
026 京都府				○	090 豊田市	○			
027 大阪府	○	○			091 福山市	○	○		○
028 兵庫県	○	○			092 高知市	○	○		
029 奈良県		○			093 宮崎市	○			
030 和歌山県					094 いわき市	○	○		
031 鳥取県	○	○			095 長野市	○	○		
032 島根県		○			096 豊橋市	○	○		
033 岡山県	○	○			097 高松市	○	○		
034 広島県	○	○			098 相模原市	○	○		
035 山口県				○	099 西宮市	○	○		
036 徳島県	○	○			100 倉敷市	○	○		
037 香川県	○	○			101 さいたま市	○	○		
038 愛媛県	○				102 奈良市		○		
039 高知県		○			103 川崎市	○	○		
040 福岡県	○	○			104 船橋市	○	○		
041 佐賀県	○	○			105 岡崎市	○	○		
042 長崎県	○				106 高槻市	○	○		
043 熊本県			○		108 青森市	○			○
044 大分県		○			109 八王子市		○		
045 宮崎県	○	○			110 盛岡市	○	○		
046 鹿児島県	○				111 柏市	○	○		
047 沖縄県	○	○			112 久留米市	○	○		
050 旭川市	○				114 前橋市	○	○		
051 札幌市	○	○			115 大津市	○	○		
052 函館市	○	○			116 高崎市	○	○		
054 仙台市	○	○			118 豊中市	○	○		
055 千葉市	○	○			119 那覇市	○	○		
056 横浜市	○	○			120 枚方市	○	○		
057 川崎市		○			121 越谷市	○	○		
058 横須賀市	○	○			122 八戸市	○	○		
059 新潟市		○			124 福島市	○	○		
060 金沢市		○	○		125 川口市	○	○		
061 岐阜市	○	○			126 八尾市	○	○		
062 静岡市	○	○	○		127 明石市	○	○		
063 浜松市	○	○		○	128 鳥取市				○
064 名古屋市	○	○			129 松江市	○	○		
					計	102	99	5	11

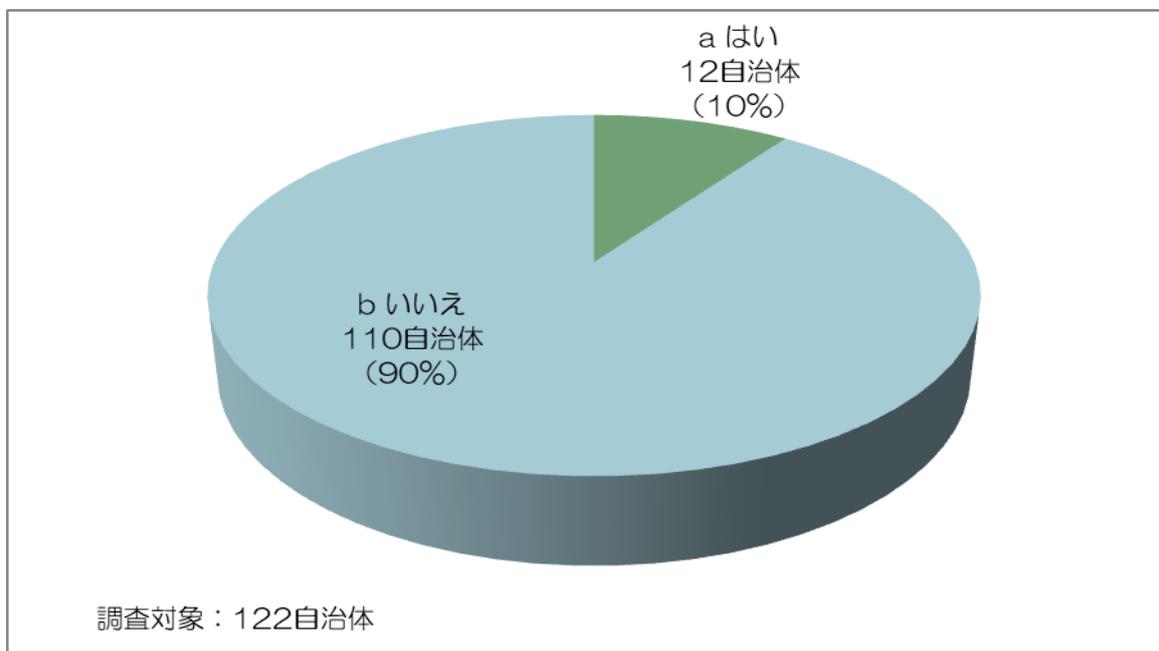
4. 都道府県市における処理支援策について

(1) 処理費用・収集運搬費用等の補助制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度を設けていますか。

調査対象 122自治体

内 容	今回調査
a はい	12自治体
b いいえ	110自治体



(補助制度の内容)

- ・ 低濃度 PCB 使用電気機器の分析に係る費用のうち、一台あたり 15,000 円または費用の 1/2 の少ない方を補助している。
- ・ 破産事業者等に対し処分費用の 95% の補助事業を行っている。
- ・ 県内の中小企業者等を対象に、PCB 廃棄物（高濃度・低濃度いずれも）の収集運搬、処分及び代替機器設置の費用を対象とした融資制度を設けている（限度額 5,000 万円・利率 1.7%/年以内・期間 7 年以内）。
- ・ 微量 PCB 廃棄物処理支援事業 I <対象者> 都内に微量 PCB 廃棄物を保管している個人、中小企業者等 <補助対象> ①微量 PCB に汚染された可能性のある変圧器及びコンデンサー類の電気機器の絶縁油の分析費用 ②微量 PCB 含有が確認された絶縁油・容器・電気機器の処理・運搬費用 <補助率等> ①分析費：試料採取費及び分析費の 1/2（1 台当たりの上限額 12,500 円） ②処理費：汚染のない絶縁油・電気機器の処理経費との差額の 1/2（処理量に応じた上限額有） <申請期間> 平成 33 年 3 月 31 日まで。高濃度 PCB 廃棄物収集運搬支援事業 II <対象者

＞都内に高濃度PCB廃棄物を保管している個人、中小企業者等 <補助対象> JESCO東京PCB処理事業所へ搬入する高濃度PCB廃棄物の収集運搬等に要する経費 <補助率等> 中小企業者等：対象経費の1/2 個人等：対象経費の95/100（中小企業者等・個人等ともに廃棄物の種類に応じた上限額有） <申請期間> 平成33年3月31日まで

- ・ 中小企業者を対象として微量 PCB 汚染廃電気機器の処分費用を補助。補助金額：機器1台あたりの処分費用の2分の1（10万円/台が上限）
- ・ 中小企業等に対してPCB廃棄物の処理費用の一部を融資する。（限度額：5,000千円、貸付比率：4/5、利率：2.15%、期間：8年以内）
- ・ 企業又は組合であってPCB廃棄物の処理（運搬を含む。）及び対象設備の買換えに係る事業を行うため資金を必要とするものに対して、融資限度額を設備資金で80,000千円、運転資金で50,000千円とし、融資利率1.35%（責任共有外利率1.20%）、融資期間を設備資金の場合15年以内（据置期間1年以内を含む）、運転資金7年以内（据置期間1年以内を含む）で融資するもの。
- ・ 県内の事業場等で低濃度PCB廃棄物を保管している中小企業者等に対し、当該廃棄物の処理費用のうち収集運搬（保管場所から処分場までの収集運搬過程において、抜油や解体を要した場合に限る）に要する費用の2分の1以内を補助する（補助金額は、低濃度PCB廃棄物1台当たり50,000円を限度）
- ・ 県内の中小企業者又は中小企業団体に対して、PCB廃棄物の処理等に要する資金を融資する制度。
- ・ 宮崎県中小企業融資制度（宮崎県経営金融支援室が行っている事業）
- ・ 対象は、①PCB廃棄物判定のための試料採取及び分析に要する費用、②PCB廃棄物の抜油、収集運搬及び処分に要する費用であり、金利1.3%の全額を市が補助する。
- ・ 低濃度PCB汚染機器の処分費の1/2を補助（1台あたり10万円上限）

(2) 処理費用・収集運搬費用等の融資制度及び実績の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して設けている処理費用・収集運搬費用等の補助制度を活用した支援実績はありますか。「b いいえ」と御回答いただいた場合、未活用となった理由及び対応策について御回答ください。

調査対象 12 自治体

内 容	今回調査
a はい	6 自治体
b いいえ	6 自治体

(未活用の理由)

- ・ 一切の負担がなくなるわけではない（収集運搬費用の負担等）ため、保管事業者が処理費用の捻出を理由に処理を渋っている。
- ・ 融資のため返済義務があること、制度の周知が十分でないことが理由と考えられる。
- ・ 利率が他の銀行等と変わらない。
- ・ 申込みがなかったため。
- ・ 理由について未回答。
- ・ 金利が低くメリットが感じられない割に手続きが煩雑。周知が不十分。

(対策案)

- ・ 事業者への粘り強い指導。
- ・ 新聞掲載及び弁護士会等関係団体への協力依頼により、更なる周知を図る。
- ・ 周知に努める。
- ・ 理由について未回答。
- ・ 立入検査時の周知を積極的に行う等。

(3) その他の支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、処理費用・収集運搬費用等の補助制度あるいは融資制度以外に、財政的、技術的支援を行っている場合、その内容について御記入ください。

(その他の支援の有無)

- ・ 自家用電気工作物の低濃度 PCB 分析費用の補助を実施している。対象費用の 1/2 または 15,000 円を上限とし、個人や中小企業、中小組合、財政指数の低い市町村等を対象としている。
- ・ 収集運搬費用の軽減を図るため、保管事業者を対象に、J E S C O、特別管理産業廃棄物収集運搬業者とのマッチング相談会を開催している。
- ・ 分析費用の補助（条件処分と同じ、補助率 50%）。
- ・ 相談窓口として、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の連絡先を、当県作成のパンフレットや掘り起こし調査票に記載し、窓口を広く案内。また、県職員や市町職員を対象として、当財団による PCB 廃棄物に関する講演を実施
- ・ PCB 含有不明の電気機器に限定した濃度分析費用の補助制度を設けている。県電業協会が技術的助言を行うヘルプデスクを設置している。
- ・ 平成 30 年度から、PCB 使用安定器の実態調査を電気工事業者等に委託して実施する場合、半額（最大 10 万円）を県単独で補助する制度を運用している。
- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の JESCO への登録用紙等の記載補助。複数の高濃度 PCB 廃棄物保管事業者を取りまとめ、収集運搬の見積りを徴収した。

(4) 今後実施する支援の有無

貴都道府県市において、PCB 廃棄物の保管事業者（変圧器・コンデンサー、安定器等汚染物、微量 PCB 汚染廃電気機器等）に対して、新たに支援を行う予定があればその内容について御記入ください。

(新たな支援の内容)

- ・ 平成 31 年度以降も、引き続き、保管事業者を対象としたマッチング相談会の開催を検討している。
- ・ 東京都高濃度 PCB 廃棄物収集運搬支援事業において、J E S C O 北海道 PCB 処理事業所へ搬入する高濃度 PCB 廃棄物の収集運搬等に要する経費も補助対象とすることを検討中。
- ・ 相談窓口として、（公財）産業廃棄物処理事業振興財団の連絡先を、当県作成のパンフレットや掘り起こし調査票に記載し、窓口を広く案内。また、県職員や市町職員を対象として、当財団による PCB 廃棄物に関する講演を実施。

VII. 事業者への期限内処理の必要性等の周知・広報について

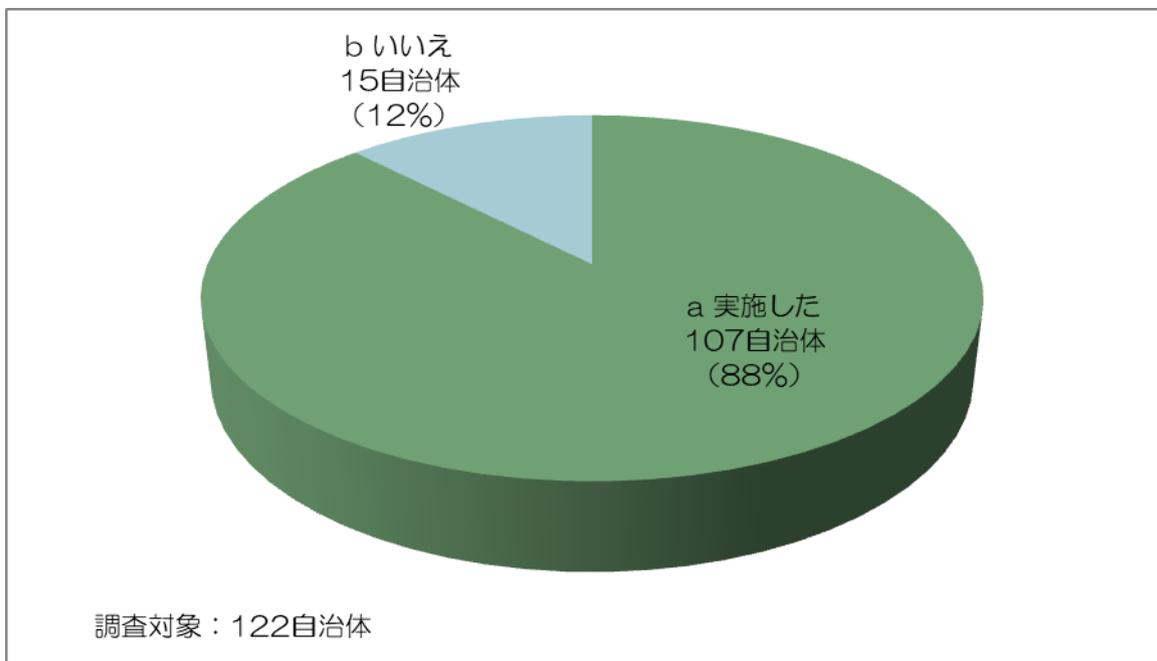
1. 保管事業者への指導・助言について

(1) 周知・広報の実施状況

貴都道府県市において、平成30年1月1日から平成30年12月31日の間に、事業者等に期限内処理の必要性等の周知・広報の実施状況について御回答ください。

調査対象 122自治体

内 容	今回調査
a 実施した	107自治体
b 実施していない	15自治体



自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか	自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか	自治体名	期限内処理の必要性等の周知・広報を新たに実施したか
001 北海道	○	043 熊本県	○	088 大分市	×
002 青森県	○	044 大分県	○	089 松山市	○
003 岩手県	○	045 宮崎県	○	090 豊田市	○
004 宮城県	○	046 鹿児島県	○	091 福山市	○
005 秋田県	○	047 沖縄県	○	092 高知市	○
006 山形県	×	050 旭川市	×	093 宮崎市	○
007 福島県	○	051 札幌市	○	094 いわき市	○
008 茨城県	○	052 函館市	○	095 長野市	○
009 栃木県	○	054 仙台市	○	096 豊橋市	○
010 群馬県	○	055 千葉市	×	097 高松市	○
011 埼玉県	○	056 横浜市	○	098 相模原市	○
012 千葉県	○	057 川崎市	×	099 西宮市	○
013 東京都	○	058 横須賀市	○	100 倉敷市	○
014 神奈川県	○	059 新潟市	×	101 さいたま市	×
015 新潟県	○	060 金沢市	×	102 奈良市	×
016 富山県	○	061 岐阜市	○	103 川越市	○
017 石川県	○	062 静岡市	○	104 船橋市	○
018 福井県	○	063 浜松市	○	105 岡崎市	○
019 山梨県	×	064 名古屋市	○	106 高槻市	○
020 長野県	○	065 京都市	○	108 青森市	○
021 岐阜県	○	066 大阪市	○	109 八王子市	○
022 静岡県	○	067 堺市	○	110 盛岡市	○
023 愛知県	○	068 東大阪市	○	111 柏市	×
024 三重県	○	069 神戸市	○	112 久留米市	○
025 滋賀県	○	070 姫路市	○	114 前橋市	○
026 京都府	○	071 尼崎市	○	115 大津市	○
027 大阪府	○	072 和歌山市	○	116 高崎市	○
028 兵庫県	○	073 広島市	○	118 豊中市	○
029 奈良県	○	074 呉市	○	119 那覇市	○
030 和歌山県	○	075 下関市	○	120 枚方市	○
031 鳥取県	○	076 北九州市	○	121 越谷市	○
032 島根県	○	077 福岡市	○	122 八戸市	○
033 岡山県	○	078 大牟田市	○	124 福島市	○
034 広島県	○	079 長崎市	○	125 川口市	○
035 山口県	○	080 佐世保市	○	126 八尾市	○
036 徳島県	○	081 熊本市	○	127 明石市	○
037 香川県	×	082 鹿児島市	○	128 鳥取市	○
038 愛媛県	○	083 岡山市	○	129 松江市	×
039 高知県	×	084 宇都宮市	○		
040 福岡県	○	085 富山市	○		
041 佐賀県	○	086 秋田市	○		
042 長崎県	×	087 郡山市	○	計	107

(2) 周知の内容 (1 / 6)

自治体名	周知の内容
001 北海道	PCB使用安定器の掘り起こし調査実施に関して、委託業者を通じて地方紙に調査概要を記事または広告として掲載した
002 青森県	・PCB廃棄物の期限内処分を促進するため、地元の新聞にて記事を掲載したほか、県庁の広報番組(土曜朝9時30分～5分間)の枠を確保し、期限内処分の必要性について周知した。 ・地元新聞社にPCB使用安定器の現状について取材してもらい、記事として掲載してもらった。
003 岩手県	トランス、コンデンサ、安定器についてラジオ周知を行った。 当課が開催している排出事業者説明会にてPCB廃棄物について周知を図った。
004 宮城県	PCB使用安定器について、地元の新聞にて記事を掲載した。
005 秋田県	・3月20日に開催した事業者向け省エネ支援メニュー等説明会において、「PCB使用照明器具のLED化によるCO2削減推進事業(環境省)」の紹介の中で、期限内処理の必要性についても説明を行った。 ・11月12日に開催した事業者向け省エネセミナーにおいて、チラシを配布した。
006 山形県	—
007 福島県	PCB廃棄物の早期処理等について、作成したチラシを保管事業者等に配布したほか、地元の新聞に記事を掲載した。
008 茨城県	PCB特措法に基づく届出、掘り起こし調査について、本県で行っている高圧ガス保安講習会で時間を設け周知を行った。
009 栃木県	自治体の広報誌や、商工会議所など商工団体の会報を活用し、記事を掲載した。
010 群馬県	県内の市町村を対象にPCB特別措置法に関する説明会を実施した。 電気主任技術者によって構成される団体を対象に説明会を実施した。
011 埼玉県	PCB使用安定器について、県報及び県ホームページにて周知を行った。
012 千葉県	PCB廃棄物等の適切保管及び届出義務について、千葉日報にて記事を掲載した。
013 東京都	・届出対象者に対し、パンフレット等を郵送した。 ・届出対象者に対し、JESCOへの登録方法や割引制度、都の補助金制度等に関する説明会を実施した。
014 神奈川県	(公財)神奈川産業振興センターのメールマガジン(H30.3配信)に掲載。 県のたより(神奈川県広報誌)4月号に届出について掲載。 (公社)神奈川県産業資源循環協会の機関誌10月号に記事を掲載。
015 新潟県	ホームページのPCB部分を見やすく改善した。
016 富山県	保管事業者への文書による周知 自治体ホームページでの周知 各種講習会での周知 事業者団体の刊行物への寄稿
017 石川県	・新聞、テレビ、ラジオ、メルマガ等による周知 ・パンフレット、リーフレットによる周知 ・県主催及び他団体主催の講習会等による周知 ・商工団体等の広報誌による周知
018 福井県	立入検査時に周知 届出等について地元のラジオ番組で紹介 排出事業者向け研修会で説明

(2) 周知の内容 (2 / 6)

自治体名	周知の内容
019 山梨県	—
020 長野県	県HPでの周知
021 岐阜県	PCB使用安定器の処分期間の末日まで、残り1000日を過ぎたことを受け、報道発表を行った。また、各業界団体を参集し、情報共有を行うとともに業界会報誌等への寄稿を行った。
022 静岡県	・県広報誌、市町広報誌にて、適正処理について掲載した。 ・県ホームページ、市町ホームページにて、適正処理について掲載している。 ・複数の団体の刊行誌にて、適正処理について掲載してもらった。 ・地元の新聞記事にて、安定器所有者調査について掲載してもらった。
023 愛知県	・県作成パンフレットの配布 ・関係団体の広報誌への記事提供 ・市町村の広報誌への記事提供
024 三重県	・PCB使用電気機器の掘り起こし調査と期限等について、市町へ依頼し、市町の広報紙へ記事を掲載した。 ・PCB使用安定器の掘り起こし調査への協力について、三重県が確保しているデータ放送へ掲載するとともに、ラジオで呼びかけを行った。
025 滋賀県	○各市町、各関係団体(経済団体等)へ広報誌、ホームページ等への掲載協力依頼を行った。 ○県広報として、地方紙へ記事を掲載した。 ○県広報として、ラジオ番組での情報提供を行った。 ○県主催の環境イベントにおいて、パンフレットの配布を行った。
026 京都府	府HPにおいて、PCBの処理や処理期限等についての記事を掲載した。
027 大阪府	業界団体等を通じたチラシやポスターの配布により周知した。
028 兵庫県	電業協会の説明会に参加し、PCBの処理に関する説明を行った。
029 奈良県	PCB使用安定器掘り起こし調査について、報道発表(環境省モデル事業)及び県民だよりにより記事を掲載(環境省モデル事業、フォローアップ調査)した。
030 和歌山県	PCBに関する説明会の実施 県広報誌への掲載 メールマガジンへの掲載
031 鳥取県	高濃度PCBトランス・コンデンサ、安定器、低濃度PCB廃棄物について、県のHPや広報誌への掲載。 PCB安定器、低濃度PCB廃棄物について、PCB廃棄物の保管状況等届出書の提出依頼文への記載
032 島根県	県版のパンフレット・チラシの作成。地元新聞や経済誌、業界誌への広報掲載。ラジオスポットCM。県政コーナーを設置している230店舗への啓発資料の配架。環境関連イベントでのパンフレットの配布、県facebookへの投稿など
033 岡山県	NTTタウンページに登録されている県所管区域の事業所(約3万件)に対し、周知を実施した。(高濃度PCB使用電気機器(変圧器・コンデンサー)の期限内処理及び安定器の保有状況の確認について依頼) 高濃度PCB使用電気機器(変圧器・コンデンサー)の期限内処理について、地元の新聞にて記事を掲載した。
034 広島県	県施設内の掲示板等に、ポスターを掲示した。 問い合わせ又相談のあった事業者には、パンフレットの配布やPCB早期処理情報サイトへの案内を行った。
035 山口県	建物所有者に対し、講習会(県内6か所)を実施
036 徳島県	①PCB使用変圧器、コンデンサー及び安定器について、地元の新聞、ラジオ及びCATVで期限内処理に係る周知を行った。 ②低濃度PCB廃棄物処理業者が主催するセミナーに出席し、PCB使用安定器及び低濃度PCB廃棄物の期限内処理に係る周知を行った。

(2) 周知の内容 (3 / 6)

自治体名	周知の内容
037 香川県	—
038 愛媛県	PCB使用安定器について、県内市町の広報誌に記事を掲載した。
039 高知県	—
040 福岡県	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB使用安定器について、民放ラジオ番組で期間内の処分を呼びかけた。 ・県内市町村に対して、市町村広報誌やHPへの掲載について協力を依頼した。 ・各業界団体(協同組合や連合会等)に、会員企業や顧客向けの周知協力を依頼。※ ※団体会員への説明会の実施や啓発チラシの配布、団体広報誌やHPへの記事掲載等
041 佐賀県	業界団体等を訪問、チラシの封入依頼等を行った。
042 長崎県	—
043 熊本県	熊本県の広報誌、県政ラジオ番組において、PCB使用電気機器の処分について広報
044 大分県	PCB使用安定器について、地元の新聞・県の広報誌で関連記事を掲載した。また、地元のラジオ局でCMを放送した。
045 宮崎県	PCB使用安定器についてのCMと新聞広告
046 鹿児島県	<ul style="list-style-type: none"> ・県のホームページに掲載した。 ・県政情報番組において放映した。 ・小売店等へポスター掲示を依頼した。 ・業界団体へ周知依頼の訪問をした。 ・保管事業者に対して毎年度通知している。
047 沖縄県	<ul style="list-style-type: none"> ・平成30年1月、3月に安定器に係る説明会を開催した。 ・平成30年1月～3月に期限内処理に係るラジオCM、新聞広告を実施した。 ・平成30年3月から環境省・那覇市と連携して、安定器を保管している可能性のある事業者団体に周知活動を行っている。
050 旭川市	—
051 札幌市	PCB廃棄物の処理期限について、公式ツイッターを利用し、広報活動を実施。
052 函館市	市のSNSアカウントで期限内処理について広報した。
054 仙台市	<ul style="list-style-type: none"> ・期限内処理を周知するチラシの作成及び配布 ・ラジオCMの実施 ・PCB使用安定器の見分け方を中心とした排出事業者向けセミナーの開催 ・他部署が開催したセミナー等における期限内処理の周知
055 千葉市	—
056 横浜市	<ul style="list-style-type: none"> ・電車の中吊り、新聞広告でPCBの期限内処分について、周知を行った。 ・法律の届出(様式一号)の提出を依頼する際に、期限内処分の周知等も併せて行った。
057 川崎市	—
058 横須賀市	PCB処理促進について市の広報誌へ記事を記載した。
059 新潟市	—
060 金沢市	—
061 岐阜市	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB使用安定器について、広報誌にて記事を掲載した。 ・高濃度PCB使用製品及び廃棄物について、中部電気保安協会「電気と保安」に、PCB廃棄物処理に係る東海地区広域協議会として寄稿した。

(2) 周知の内容 (4 / 6)

自治体名	周知の内容
062 静岡市	届出書の提出案内を郵送した際、PCB廃棄物の事業場内総チェックのチラシを同封した。広報誌にPCB使用安定器の記事を掲載。
063 浜松市	豊田事業エリアの各自治体が連携し、処理期限1000日前キャンペーンとして、プレス発表および商工会や電気関連団体へのパンフレット配布を行った。 毎年市の広報誌にPCBについての記事を掲載している。 安定器掘り起こし調査にあたりホームページにて周知を行った。 毎年開催している排出事業者向けの説明会で周知を行っている。
064 名古屋市	<ul style="list-style-type: none"> ● 期限内処理に向けたPCBについての説明記事は名古屋市ホームページ上で常に公開。 ● 名古屋市の広報誌にPCBについての記事を掲載。 ● 愛知県内自治体(愛知県、名古屋市、豊田市、豊橋市、岡崎市)連名で愛知県産業廃棄物協会の機関誌にPCBについての記事を掲載。 ● 東海地方(愛知県、岐阜県、静岡県、三重県、名古屋市、豊橋市、岡崎市、豊田市、岐阜市、静岡市、浜松市)において、平成30年7月を「PCB適正処理推進月間」とし、関係団体と連携して、安定器含む高濃度PCB廃棄物の啓発活動を実施。関係団体の活動内容としては、メーリングリスト・WEB等を利用した啓発、パンフレットの配布、メール等による会員への周知を実施依頼。 <p>【愛知県内における協力機関(下記30機関)】 名古屋商工会議所、愛知県商工会議所連合会、愛知県商工会連合会、一般社団法人中部経済連合会、公益社団法人愛知共同住宅協会、一般社団法人愛知県建設業協会、一般社団法人愛知県産業廃棄物協会、公益社団法人愛知県宅地建物取引業協会、愛知県賃貸住宅経営者協会、一般社団法人愛知県ビルメンテナンス協会、一般社団法人愛知電業協会、公益社団法人全日本不動産協会愛知県本部、一般社団法人中部電気管理技術者協会、中部電気工業組合連合会、一般財団法人中部電気保安協会、一般社団法人中部不動産協会、NPO法人中部マンション管理組合協議会、一般社団法人日本建設業連合会中部支部、一般社団法人日本照明工業会、一般社団法人日本電気協会中部支部、公益社団法人日本電気技術者協会中部支部、一般社団法人日本電機工業会、一般社団法人日本電設工業協会東海支部、一般社団法人日本PCB全量廃棄促進協会、一般社団法人不動産協会中部支部、一般社団法人マンション管理業協会中部支部、中間貯蔵・環境安全事業株式会社(JESCO)、中部経済産業局、中部近畿産業保安監督部、中部地方環境事務所</p>
065 京都市	PCB廃棄物の早期処理について、公益社団法人京都工業会のメールマガジンにて記事を掲載した。
066 大阪市	<ul style="list-style-type: none"> ・本市当局が実施する講習会に参加して説明及びチラシ配付(配架) ・本市当局の他部署による事業所立入指導時におけるチラシ配付(通年) ・業界団体が実施するセミナー等や廃棄物管理責任者講習会に講師を派遣して説明
067 堺市	<ul style="list-style-type: none"> ・他部署開催の事業者に対する説明会でパンフレットやチラシの配布 ・業界団体への周知(七行連名) ・医療監視対象病院に対してパンフレットやチラシの配布 ・庁内施設と産業振興センターでのチラシの配架 ・広報紙への掲載、ケーブルTV放映 ・パネル展示(6月)
068 東大阪市	PCB廃棄物の処理について、広報誌に記事を掲載した。
069 神戸市	商工会議所や業界団体の広報誌にPCB使用安定器の掘り起こし調査に関する記事の掲載を依頼した。
070 姫路市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内各戸に配布される月刊広報誌10月号に、早期処理周知に関する記事を掲載。 ・姫路商工会議所報10月号に、早期処理周知に関する記事を掲載。 ・姫路市役所産業振興課発行の経済情報誌に、早期処理周知に関する記事を掲載。 ・当課ホームページに、早期処理周知に関する内容を掲載。
071 尼崎市	<ul style="list-style-type: none"> ・市内全戸配布の市報によるPCB調査啓発記事を掲載 ・尼崎商工会議所に協力を依頼し、会報誌にPCBに関する啓発記事を掲載
072 和歌山市	PCB使用安定器について、市報にて記事を掲載した。
073 広島市	高濃度PCB廃棄物(トランス・コンデンサ)の処分期間終了についてホームページに掲載した。(その他期限内処理の必要性等は常時掲載中である。)

(2) 周知の内容 (5 / 6)

No.	自治体名	周知の内容
074	呉市	PCB使用機器の確認について、市の広報誌に掲載した。
075	下関市	PCB使用安定器の適正処理についての広報を市ホームページ上にて実施した。
076	北九州市	微量PCB含有廃棄物について、市内の事業者に文書を送付した。
077	福岡市	PCB使用安定器について、NTTタウンページデータに基づき市内全事業者にチラシを送付した。
078	大牟田市	PCB使用安定器について、市の広報誌に記事を掲載した。 PCB使用安定器について、コミュニティFMで周知した。
079	長崎市	HPにて処分期間及びPCB廃棄物の処理に関する情報を掲載している。
080	佐世保市	高濃度PCB廃棄物の期限内処分について、市の広報誌に掲載した。
081	熊本市	市広報誌、ラジオでPCBの概要と安定器、低濃度機器について周知を行った
082	鹿児島市	市ホームページによる広報
083	岡山市	PCB廃棄物の適正処理について、本市広報紙に掲載した。
084	宇都宮市	市が発出する通知文書、市のホームページ・広報紙において周知を行ったほか、立入検査時等に周知した。
085	富山市	事業者へ配布するパンフレットへ、PCB廃棄物の処理期限等について記載した。
086	秋田市	秋田市広報および地元新聞を利用しての周知を行った。
087	郡山市	・掘り起こし調査時に各事業者の説明している。 ・保管事業者に対しては、毎年度通知を発送している。
088	大分市	－
089	松山市	本市作成の広報誌平成30年11月15日号で、PCB使用安定器早期処理に関する周知をした。
090	豊田市	ホームページでの周知、インターネットのメールマガジンによる配信
091	福山市	市ホームページへ期限内処理の必要性について記事を掲載した。地域FM局の環境コーナーで周知した。
092	高知市	PCB使用安定器の調査を行うことを市広報紙に掲載した。
093	宮崎市	市内の関係団体の総会等へ参加させていただき、期限内の処理の必要性、今後の掘り起こしの協力等について啓発を行った。
094	いわき市	通知文、架電、市ホームページ、広報紙、投込み。
095	長野市	ホームページにおいて周知している。
096	豊橋市	PCB使用変圧器・コンデンサー等について、本市の広報誌にて記事を掲載した。
097	高松市	PCB使用安定器について、市が発行する広報誌に掲載した。また、市ホームページでPCB廃棄物全般について周知した。更に、市が発出する通知文書でPCB特別措置法に基づく届出済保管事業者に対し、処分期間及び計画的処理完了期限を周知した。
098	相模原市	HPIにより期限内処理について周知している。
099	西宮市	PCB使用安定器について、市政ニュース(市報)にて記事を掲載した。

(2) 周知の内容 (6 / 6)

自治体名	周知の内容
100 倉敷市	市広報紙へ掲載、HPへ掲載
101 さいたま市	—
102 奈良市	—
103 川越市	市公式ホームページにおいて当該内容のコンテンツを掲載した。
104 船橋市	ホームページにて環境省等の説明会や補助制度についてお知らせした。
105 岡崎市	・市封筒の裏面に「PCBチラシ」を印刷し、郵送の際に使用。 ・市広報で見開きの特集記事を掲載。
106 高槻市	本市ホームページにて、周知。
108 青森市	PCB廃棄物等保管事業者に対し、期限内処理の必要性について周知する文書及び管内でのPCB処理に係る説明会の案内に係る文書を送付した。
109 八王子市	「PCB廃棄物の期限内処理に向けて」というテーマで、他所管が主催する講習会において広報活動を行った。
110 盛岡市	市ホームページでの周知
111 柏市	—
112 久留米市	PCB使用安定器について、市役所1階待合スペースに設置しているモニターにお知らせを掲載した。他の課が発行している事業者向けの広報紙及び当部局が発行している広報紙に記事を掲載した。
114 前橋市	市ホームページに継続して掲載している。
115 大津市	届出のある事業者に、資料等を配布。
116 高崎市	市ホームページによる広報
118 豊中市	平成30年3月の広報誌において、市内事業所を対象にチラシを配布
119 那覇市	高濃度トランスやPCB安定器について、市HPや広報紙に掲載した。
120 枚方市	ポリ塩化ビフェニル廃棄物の早期処理について、コミュニティFMで放送した。
121 越谷市	埼玉県、JESCOと合同でポリ塩化ビフェニル(PCB)廃棄物処理説明会を実施し、PCB廃棄物の保管事業者に対し、期限内処理の説明会を開催した。
122 八戸市	①市が発行する定期刊行物(広報はちのへ)への記事掲載 ②市のHPへの記事掲載 ※TV(県民便り)、新聞広告については、青森県が当市を含めて実施
124 福島市	地元の新聞2社に記事を春秋計2回掲載した。(福島県で一括して実施)
125 川口市	市ホームページ上にて、PCB廃棄物の処理期限について説明を行っている。
126 八尾市	・市内の工場及び事業所向け広報誌に記事掲載(約5,000件送付) ・市内の工場及び事業所を対象にした公害に係る研修会で講演(約100社参加)
127 明石市	市HPで掲載
128 鳥取市	PCB使用安定器について、市報に掲載した。 低濃度PCB汚染機器の処分について補助制度を市報に掲載した。
129 松江市	—

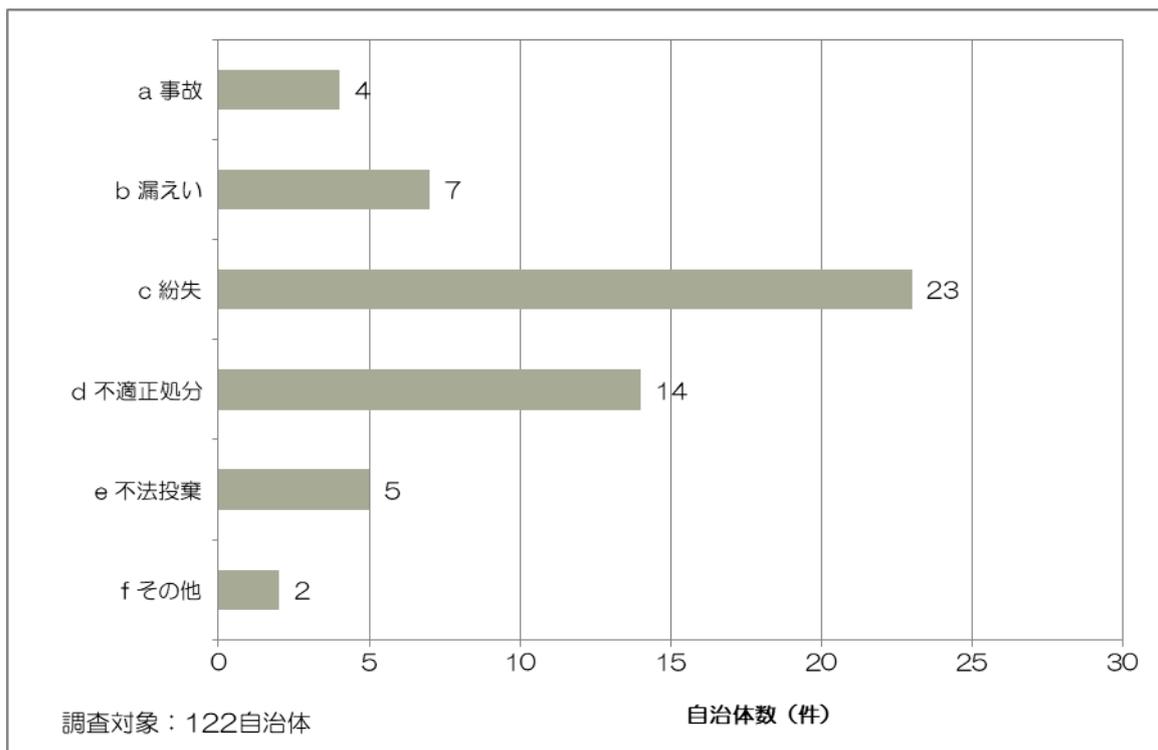
VIII. 不適切な取扱い・法令違反への対応について

1. 事故、漏えい、紛失、不適正処分、不法投棄、その他法令違反の事例について

平成 30 年 1 月 1 日～平成 30 年 12 月 31 日の間、貴都道府県市管内における事故、漏えい、紛失、不適正処分、不法投棄、法令違反（疑いを含む）に関する事案について、その詳細と対応内容等を可能な範囲でご回答ください

調査対象 122 自治体

	事故 件数	漏えい 件数	紛失 件数	不適正処分 件数	不法投棄 件数	その他 件数
件数合計	4	7	23	14	5	2



【紛失事例①】

発見日時	平成30年3月13日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成29年8月、事業者が保管するコンデンサー3台のPCB濃度を行うため、分析を依頼した。分析を受託した業者の下請業者が、コンデンサーから抜き取り作業を行い、採取したサンプルを分析機関へ引渡した。 平成29年9月、分析終了後、下請業者が分析機関からサンプルを受け取ったが、すぐには戻さず、他現場等に立ち寄る。 平成30年3月、事業者が保管場所に分析後のサンプルが無いことに気付き、下請業者が紛失させたことが発覚した。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及び関係者へ捜索を指示した。 事業者に事案発生原因の特定と、再発防止策の作成を指示し、本件における顛末書を提出させた。 サンプルを紛失した可能性のある自治体に、情報共有を行った。 		

【紛失事例②】

発見日時	平成30年4月16日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年4月上旬、事業者が、敷地内の建物及び倉庫の解体を依頼し、着工した。 平成30年4月中旬、解体物(鉄、アルミ、銅線等)をPCB保管場所と同じ建物に一時保管していたが、盗まれていた。PCB保管場所を確認したところ、保管していた変圧器2台も盗まれていたことが、発覚した。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者及び関係者へ捜索を指示した。 盗難について、警察に届けるように指示し、被害届を提出させる。 事業者に事案発生原因の特定と、再発防止策の作成を指示し、本件における顛末書を提出させた。 		

【紛失事例③】

発見日時	平成30年11月	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 平成30年11月、事業者が、保管しているPCB廃棄物の確認を行ったところ、管理していた番号表記が間違っており、PCBが含まれると認識していた廃棄物はPCB不含有と判明し、PCBが含まれる廃棄物(開閉器)が見当たらないことが判明。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 保管開始当時(平成19年度)の記録を探し、PCB含有廃棄物の行方を確認するよう指示。 		

【紛失事例④】

発見日時	平成30年6月5日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 照明用コンデンサ入りのペール缶を、ビルの地下敷材置場内にて保管していたが、特措法に基づく年次報告のため、現地を確認したところペール缶がなくなっていることに気づいた。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 事業者による、関係者に対する調査、現地確認等の追跡調査をしたが、行方不明。再発防止策の徹底を指導。 		
参考となる情報(留意事項等)	<ul style="list-style-type: none"> あらゆる機会を通じて、保管事業者に対し、PCB保管表示の徹底及び適正保管を促す必要がある。 		

【紛失事例⑤】

発見日時	平成30年6月26日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> PCB廃棄物の保管状況等の届出を行う際に、コンデンサー3台が紛失していることが判明した。保管場所は、同年1月に建物の解体工事を実施しており、その際にスクラップとして処分されていたと推定される。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 搬出経路の確認、処分業者へのヒアリング、現地調査を実施した。紛失事業者に対し、紛失した廃棄物が事業所内にはないか再度確認するよう指示するとともに、再発防止のための改善計画書を提出させた。 		

【紛失事例⑥】

発見日時	平成30年8月23日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	ホテル解体工事を開始するにあたり、保管してある変圧器3台の濃度分析をしたところ、低濃度であった。その後、工事を解体する現場打合せの際に確認したところ、3台中2台が紛失していた。		
事例に対する対応	県事務処理要領により紛失届出書を提出させ、原因調査を行わせたが、不明であった。再発防止策として解体業者には特管管理責任者の講習会を受講させ、保管場所の表示や施錠等を適正に実施するよう指導した。		

【紛失事例⑦】

発見日時	平成30年6月25日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	変電設備の更新作業を業者に委託したところ、PCBを含む変圧器を非PCBと勘違いし金属類として売却された。変電設備に設置されていた機器については、業者が電気主任技術者に濃度分析を依頼し、非PCBと判明した。その際、同室内に別に保管してあったPCB廃棄物についても、非PCBと勘違いしたため解体業者が回収し売却された。保管事業者が、届出の際に確認し紛失が判明した。		
事例に対する対応	保管事業者、受注業者、解体業者、売却先への聞き取り、立入調査を実施したが、いずれもPCB廃棄物が確認できなかった。報告徴収後、保管事業者から紛失届を提出を受け、保管事業者及び受注業者に対して指導文書を発出した。		

【紛失事例⑧】

発見日時	平成30年6月21日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	平成13年度に複数の建物から蛍光灯安定器を取り外し、PCBを含む安定器373台を金属製の箱に入れて保管開始した。その後、法に基づく保管及び処分状況の届出は、毎年同じ数量で提出されていたが、数量や保管状態を確認せずに届出が行われていた。 平成28年11月に処分の手続きを進めるために、保管事業者が台数を確認したところ、届出より保管数が少ないことが分かった。そのため、平成29年2月から平成30年4月にかけて追加調査を行ったところ、安定器について届出で報告していた台数(373台)より19台少ないことが判明した。		
事例に対する対応	保管事業者は、調査の結果と県産業廃棄物の適正な処理の推進に関する条例の規定に基づき、「紛失時等の届出」を県へ提出するとともに、保管事業者によって報道機関へ資料提供を行い、紛失した安定器の情報を広く周知しました。 当該事業者に対して保管中の廃棄物について適正に管理するよう指導するとともに、来年度以降、保管状況等の届出案内を送る際には、保管状況の確認と管理について徹底するよう周知する予定です。		
参考となる情報 (留意事項等)	安定器を入れた金属製の箱は施錠管理された部屋で保管されており、金属製の箱も四辺をボルトで固定されて保管されていたため、保管開始時に、PCBが含まれていない安定器の台数を含めて報告してしまった可能性が高く、不適正な処理が行われたとは考え難いという調査結果であったが、書類等によるその根拠の確認はできなかった。		

【紛失事例⑨】

発見日時	平成30年9月13日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> 変圧器絶縁油のPCB含有有無の確認のため、絶縁油から分析試料を採取した試料の残り(8-9ml)を受変電設備内で保管していた。(低PCB濃度) 当該試料を保管容器に移し替えようとした際に、当該試料を紛失していることが判明。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> 追跡調査を実施の上、報告書を提出させた。 嚴重注意の文書を手交した。 		

【紛失事例⑩】

発見日時	平成30年11月16日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB保管届が未届であったため、電話で保管届提出の督促を行ったところ、届出していた機器が見当たらないことがわかった。 ・現在、事業者が詳細を調査中。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・事業者に次の内容で指導した。 <p>【指導内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・関係者にヒアリング等を行い、紛失したPCB廃棄物の流れについて追跡調査を行うこと。 		

【紛失事例⑪】

発見日時	平成30年11月29日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・過去に保管状況等の届出が提出されていたが毎年度の届出が未届けの事業所に、立入検査しPCB廃棄物の保管状況の確認したところ、所在不明であることが判明した。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、保管事業者が関係業者等にヒアリングを実施して、当該PCB廃棄物の行方を捜索中。 		

【紛失事例⑫】

発見日時	平成30年7月3日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>H20年度以降、届出がなかったことからH20.6.26に立入検査を行ったところ、事業場が閉鎖していることが判明。関連会社に問い合わせたところ、別の事業場で保管していることが判明したため、H30.7.3に立入検査を行ったところ、変圧器4台のうち2台を紛失していることが発覚した。</p>		
事例に対する対応	<p>事業者に対し報告徴収を行い、保管場所を変更した経緯及び紛失した変圧器2台の追跡調査を指示した。</p>		

【紛失事例⑬】

発見日時	平成30年9月18日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>例年保管届の提出がないため、立入を実施。平成22年までは保管していたが、それ以降に紛失。</p>		
事例に対する対応	<p>紛失について報告徴収を実施。</p>		

【紛失事例⑭】

発見日時	平成30年11月2日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>例年保管届の提出がないため、立入を実施。15年程前に海外へ売却。</p>		
事例に対する対応	<p>不適切に処分されたと断定できるだけの事実はなく、これ以上の追跡は不可能なことから終息。</p>		

【紛失事例⑮】

発見日時	平成30年7月25日、 26日(2件)	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>平成30年7月豪雨災害により、保管事業場が浸水し、保管していた低濃度PCB廃棄物の一部が流失した。</p>		
事例に対する対応	<p>被災後、直ちに保管事業者が所在を確認したが、見つからなかったことから、低濃度PCB廃棄物が流失した旨を事業者自ら報道機関に公表し、発見した際には事業者に連絡するよう周知した。</p>		
参考となる情報(留意事項等)	<p>大きな川の近傍や浸水区域等においては、水害が発生した際に保管しているPCB廃棄物等(特に重量が軽いウエス等)が流出する可能性がある。</p>		

【紛失事例⑯】

発見日時	平成30年7月30日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB特措法に基づく届出があったPCB使用安定器を紛失した事案。		
事例に対する対応	<p>報告書を提出させ、以下の内容を記載した指導書を本市から発出。</p> <p>○当該事業場のほか、事業に関連する場所も含め、PCB廃棄物がないか、引き続き、確認作業を実施していくこと。</p> <p>○PCB廃棄物の保管について、保管基準に従って保管し、紛失することがないように、管理を徹底すること。</p> <p>○PCB廃棄物に関する情報を社内で周知し、認識を徹底していくという自ら定めた再発防止策を徹底すること。</p>		

【紛失事例⑰】

発見日時	平成30年 5月22日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p><概要></p> <p>PCB使用製品を所有する事業者が倒産し、破産管財人が資産整理に際し、当該事業所内に保管されていた蛍光灯安定器(PCB含有)15個が所在不明になった。当該安定器はJESCO登録されドラム缶に入れ保管されていたものである。</p> <p><発見時の状況></p> <ul style="list-style-type: none"> ・通報を受け、当該事業所を立入調査した時には、事業所内の残置物はすべて処理され、空のドラム缶が1個残っていた。 ・資産整理の現場は、古物商(リサイクル業者)や産業廃棄物収集運搬業者が混在して作業を行っていた。 ・PCB廃棄物(特別管理産業廃棄物)の掲示がされていなかった。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・5月22日 破産管財人から、安定器が所在不明となったと市へ通報あり 紛失事業所を立入調査、処理業者等関係先へ連絡 ・5月23日 収集運搬業者、中間処理業者(金属処理業者)を立入調査 →当該安定器は未発見 (金属処理業者の搬出先である金属貿易会社においても、荷物全てを調査) →当該安定器は未発見 ・6月21日 関係者から18条報告を求めた ・7月20日 破産管財人から、紛失届 ・8月 6日 破産管財人、産業廃棄物収集運搬業者に対し、指導文書を発出 		
参考となる情報 (留意事項等)	<ul style="list-style-type: none"> ・管財人と作業員間でPCB廃棄物についての認識が不足していた。 ・特別管理産業廃棄物である掲示がないため、PCB廃棄物である旨の周知が不十分 ・産業廃棄物収集運搬業者のPCB廃棄物に対する認識不足 ・なお、その他PCB含有使用電気機器等は適正処理を確認 <p>① 高濃度PCB含有コンデンサ2台 → JESCO PCB処理事業所へ搬出 (7/23)</p> <p>② 低濃度PCB含有トランス 4台 → 無害化処理認定事業者へ搬出(6/29)</p> <p>③ PCB非含有トランス 4台 → 産業廃棄物処分業者へ搬出(5/31)</p>		

【紛失事例⑱】

発見日時	平成30年5月17日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	5月17日11時頃、保管事業者が高濃度PCB機器等の処分検討のため、通常は施錠している危険物屋内貯蔵所(PCB危険物保管庫)内を業者と確認した際に、高濃度PCB油8.28kg(樹脂容器入り1缶)だけが見当たらないと、同日、電話があった。		
事例に対する対応	すぐに調査させたが紛失物の発見に至らず、紛失原因も不明であった。6月に調査結果報告書を提出させ、文書による再発防止に係る指導を行った。		

【紛失事例⑱】

発見日時	平成30年2月14日	発見機器	安定器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB含有疑いのある保管中の安定器について、メーカーに対しPCB含有の有無に関する照会を行い、回答を得るまでに期間があった。数か月後に回答を得て改めて状態を確認をしたところ、数が合わないことに気付いた。		
事例に対する対応	現在、情報を求めているところであり、保管者としても捜索を継続している状態。		

【紛失事例⑳】

発見日時	平成30年3月20日	発見機器	安定
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	<p>市内のある事業場において使用されていた蛍光灯安定器(PCB使用安定器に該当するおそれがあるもの。以下「本件安定器」という。)は、当該事業場の解体工事に伴いその所在が不明となった。</p> <p>本件安定器の所在等について当該事業場の所有者に、また、本件安定器の処分等の状況について当該事業場の解体業者に、それぞれ報告を求め、次の状況を確認した。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 本件安定器に係る所有者の認識は、不十分なものであった。 ・ 所有者は、本件安定器の処分を全て解体業者に一任していたが、解体業者は、所有者側からPCB使用安定器の存在に係る情報提供を受けていなかった。 ・ 解体業者はPCB使用安定器の存在を認識していなかったため、本件安定器のPCB含有に係る調査を実施せず、その他の金属くずとともに有価物として処分した。 ・ 金属くず(有価物)の受入業者からは、受入時に指摘等は受けていない。 ・ 当該搬入時期の金属くずはすでに売却済みで、機器を発見することはできなかった。 <p>なお、当該事業場には、本件安定器のほか低濃度PCB廃棄物に該当する廃変圧器等があったが、当該廃棄物については適正に処分されている。</p>		
事例に対する対応	市が本件を把握した時点で、本件安定器は既に処分されており、本件安定器がPCB廃棄物である確証を得られない状況となってしまった。また、金属くずの受入業者から汚染等の問題は報告されなかった。建物所有者及び解体業者に対し、文書による報告を求め、今後の再発防止を指導した。		

【紛失事例㉑】

発見日時	平成30年6月12日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	平成30年6月12日に低濃度PCBが使用された高圧トランス2台を紛失したと所有者より相談があった。 所有者は屋外にて鉄板の上に高圧トランス2台を置き、ビニールシートで覆って保管していたが、平成30年正月休暇中にこの高圧トランスを紛失していることに気付いた。 保管場所を現地確認したところ、屋外で施錠等もなく誰でもアクセス可能な場所であり、保管基準違反が疑われる状態であった。		
事例に対する対応	警察署への盗難届の提出と、市役所へのPCB廃棄物の紛失届の提出を指示した。紛失した高圧トランスの行方を調査し、発見した場合はPCB特別措置法に基づき適正に処理するよう文書指導した。		

【紛失事例㉒】

発見日時	平成30年8月30日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	平成30年8月30日に高濃度PCBが使用されたコンデンサー1台を紛失したと所有者の関係者より相談があった。 所有者は平成30年4月9日に当該PCB廃棄物が保管されていた土地・工場を他者に売却し、当該地の建屋でコンデンサーの保管を依頼していた。その後、建屋解体中の平成30年8月10日から8月18日の間に、コンデンサーを紛失していることに所有者の関係者が気づき、市役所に相談があった。		
事例に対する対応	警察署への盗難届の提出と、市役所へのPCB廃棄物の紛失届の提出を指示した。紛失した高圧トランスの行方を調査し、発見した場合はPCB特別措置法に基づき適正に処理するよう文書指導した。		

【紛失事例③】

発見日時	平成30年5月14日	発見機器	変圧器
事案の分類	紛失	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者が施設に保管している低濃度PCB変圧器の現物確認をしたところ、1台について書類と現物が異なっていることが判明した。		
事例に対する対応	報告書を受理し、文書による指導を行う予定。		
参考となる情報 (留意事項等)	変圧器を保管する際に低濃度PCB変圧器と非PCB変圧器を取り違え、低濃度PCB変圧器1台を処分し、非PCB変圧器1台を保管していたと考えられる。		

【不適正処分①】

発見日時	平成30年3月19日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	低濃度PCBを含有したコンデンサー1台を、PCB非含有のコンデンサーと一緒に処分していたことが判明した。		
事例に対する対応	保管事業者に対して指示文書を発出し、管理体制の整備を指示した。また、中間処理を行った施設における周辺環境の測定データを提出させ、環境に影響がなかったことを確認した。		

【不適正処分②】

発見日時	平成29年12月5日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用、保管
発見時の状況	・事業者から提出のあったPCB廃棄物等の保管届出及び処分状況等届出書に不備があったため発覚した。		
事例に対する対応	・事業者から報告書の提出を受け、嚴重注意の文書を渡した。		

【不適正処分③】

発見日時	平成30年11月30日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	・事業者がPCB廃棄物の保管状況を確認した際、所在不明であることが判明した。		
事例に対する対応	・現在、保管事業者が関係業者等にヒアリングを実施して、当該PCB廃棄物の行方を捜索中。		

【不適正処分④】

発見日時	平成30年4月18日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB特別措置法第8条第1項の届出書の処分状況記載内容から、前年度中にPCB油が付着したトランスの躯体をスクラップとして処分したことが発覚した。なお、中身の油は低濃度PCB廃棄物として無害化認定施設で適正処分されていた。		
事例に対する対応	保管者から、不適正処分にいたった経過を調査させて、最終、顛末書を徴収した。		

【不適正処分⑤】

発見日時	平成30年6月12日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCBが含有している可能性がある油遮断器2台を誤出荷して処分していた。(当該機器は、抜油して洗い油及びウエスで拭き取りをして新油を注入して使用していたため、PCB濃度は低いと考えられる(推定濃度は0.115mg/kg))		
事例に対する対応	絶縁油使用機器の処分を行う場合は、台帳との照合を行うとともに現物確認を実施する。また、「PCB未分析」の現物表示を行うなど適切な保管に努め管理強化を図る。		

【不適正処分⑥】

発見日時	平成30年4月4日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	ベルトコンベア更新工事に伴い、取り外したPCBが含有している可能性があるMOリフター1台を、スクラップ置き場に搬入され誤出荷して処分していた。(当該機器は、平成3年6月に新油に交換されており、絶縁油中にPCBが混入する可能性がないとされる平成2年2月以降のため、PCB濃度は低いと考えられる(同型機器の濃度は0.15mg/kg))		
事例に対する対応	スクラップ置き場に絶縁油使用機器の一覧表を掲示し、照合を行うとともに現物確認を実施する。また、PCBの現物表示を行うなど適切な保管に努め管理強化を図る。		

【不適正処分⑦】

発見日時	平成30年5月11日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	(事案発覚は平成30年5月であるが、実際に不適正処理が行われたのは平成26年度である。) 事業者において、PCB非含有廃棄物(以下、非含有コンデンサ)と高濃度PCB廃棄物(以下、含有コンデンサ)を1台ずつ保管していたが、非含有コンデンサを再生燃料油・鉄くずとして売却しようとした際、機器を取り違えて、含有コンデンサを売却してしまった。 コンデンサ内の油は再生業者が再生処理した後、製造業者や金属加工業者へ売却され、燃料として燃焼された。また、コンデンサ容器の鉄くずは金属スクラップ業者が破碎処理した後、鋼材原料として製鉄会社へ販売され、溶解された。		
事例に対する対応	事案発生(平成26年度)から時間が経過していたため、事案発覚当初はどのようなルートで含有コンデンサが処理されたのか不明であった。そのため、事業者に可能な限り追跡調査するよう指示し、調査結果をまとめた顛末書を提出させた。顛末書の内容に基づき市から警告文を発出した。		

【不適正処分⑧】

発見日時	平成30年3月	発見機器	その他汚染物
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	-		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・旧保管場所の現場確認 ・文書による指導 ・顛末書、再発防止策の提出を求めた。 		
参考となる情報(留意事項等)	低濃度PCB汚染の金属製保管容器を金属くずの産業廃棄物として誤って処分委託。最終的には溶解処分された。 再発防止のため、残りのPCB汚染保管容器にPCBステッカー等の表示を徹底。		

【不適正処分⑨】

発見日時	平成30年7月10日	発見機器	安定器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	「PCB廃棄物等保管及び処分状況等届出書」提出時に、保管していたPCB使用安定器17個及び使用していたPCB使用安定器164個を平成27年9月から平成29年8月までの4回実施した照明設備交換工事の際に、非PCB使用安定器や非PCB使用コンデンサーとともに処分のため工事業者に引き取ってもらったと報告を受ける。		
事例に対する対応	すぐに処分先を調査したが、既に金属スクラップとして海外に輸出されている可能性が高いことが判明した。排出事業者から顛末書を提出させ、12月、排出事業者及び引き取った工事業者に対し、文書による嚴重注意及び再発防止に係る指導を行った。		

【不適正処分⑩】

発見日時	平成30年7月13日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用、保管
発見時の状況	今年度の届出時に「処分済」と記載があったため、マニフェストD票の提出を求めたところ、別の書類の提出があり不適正処理が発覚した。		
事例に対する対応	口頭注意及び警告書を発出		

【不適正処分⑪】

発見日時	平成30年10月12日	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	平成28年10月、変圧器交換工事の際に、交換して不要になった非PCB使用変圧器と一緒に、保管していた高濃度PCB使用変圧器1台を工事業者の紹介で古物商に引き取ってもらったが、不適正処理ではなかったかと、10月12日の来庁時に相談を受ける。		
事例に対する対応	すぐに調査をさせたが、古物商の連絡先を知っている工事業者は倒産し連絡がつかないため、当該物の行方は不明。保管事業者に調査報告書を提出させ、平成31年1月、文書による厳重注意及び再発防止に係る指導を行う予定。		

【不適正処分⑫】

発見日時	平成30年7月31日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	平成27年12月に事業者がPCBの含有の恐れのあるコンデンサ4台を工事で産業廃棄物(金属くず)として処分した。また、同事業者が平成28年2月にPCBの含有の恐れのあるコンデンサ1台を他の不要資機材と合わせて産業廃棄物(金属くず)として処分した。		
事例に対する対応	コンデンサ製造メーカーに照会したところ、廃棄されたコンデンサは「微量のPCBを含む可能性があり、処分の際は分析のしたうえで適切に処分を要する」とのことであった。今回の廃棄に伴う環境への影響を処分方法などから検証したところ、環境への影響はなかったため、事業者に対し、今後はPCB特措法と廃掃法を順守し、PCB廃棄物の適正な保管及び処分を行うよう指導した。		

【不適正処分⑬】

発見日時	平成30年 9月18日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	当市職員が保管状況を確認するため立入したところ、PCB廃棄物が無くなっていることが分かった。保管者(個人)へ聞き取りしたところ、他人により処分されたとのことであった。		
事例に対する対応	保管状況及び処理状況についてPCB特措法24条の規定に基づき報告徴収を行い、報された文書から不適正処理が確認できたため、文書指導を行った。		
参考となる情報(留意事項等)	保管者は個人である。保管場所になっていた車庫を他人に貸しており、借主がPCB廃棄物との認識なく、他の物と一緒に片づけ及び処分をしたとのこと。		

【不適正処分⑭】

発見日時	平成30年	発見機器	変圧器
事案の分類	不適正処分	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	低濃度PCB廃棄物の可能性がある、変圧器の筐体を保管していた元事業者が非認定業者に当該廃棄物を引き渡し、所在が不明となった。		
事例に対する対応	引き取ったと思われる業者に対して、報告徴収を実施した。		

【漏えい①】

発見日時	平成30年2月8日	発見機器	変圧器、その他汚染物(開閉器)
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	PCB使用機器に過電したところ、絶縁油が膨張し、コンクリート床面に漏洩した。		
事例に対する対応	・事業者が吸収マットを設置した。建物外部への流出は認められなかった。事業者は使用機器の油をPCB無含有油に交換し、漏洩した床についても、使用機器の処分に合わせて撤去するとのこと。		

【漏えい②】

発見日時	平成30年4月18日	発見機器	変圧器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	PCB廃棄物を保管している倉庫内で、トランスから低濃度のPCBが漏れ出していた。床は、ステレンス張りであったため、倉庫外への漏洩はなかった		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・立入検査を行い、漏洩が倉庫外に至っていないことを確認した。また事業者に対しては、搬出および、床に漏洩したPCBの回収方法について指導を行った。ふき取り作業を行った結果、PCBの付着が認められないレベルに至った。作業に伴い生じたウエスはPCB汚染物として処分する予定。 		

【漏えい③】

発見日時	平成30年9月頃	発見機器	変圧器、コンデンサー
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	資材倉庫の敷地内で、屋外(裸地)で長期間雨ざらしで放置された変圧器及びコンデンサー計10台が発見され、うち1台の変圧器から低濃度PCB(9.9mg/kg)が検出された。当該変圧器は腐食により絶縁油がほぼ全量漏えいしていた。		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・放置されていた変圧器等は屋内に移動し、受け皿内に保管 ・絶縁油が漏えいた土地について、ブルーシートでの飛散防止措置及び土壌調査を実施(調査は実施中) 		

【漏えい④】

発見日時	平成30年10月18日	発見機器	安定器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・普段使用されていない中学校製図室の吊り下げ式黒板灯から発煙があった。 ・翌日、発煙は自然におさまったが、PCB油が漏れていることが分かった。 ・製図室は普段は使われておらず、被害は確認されていない。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・現場確認を実施し、次の内容で指導した。 <p>【指導内容】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・汚染された床面をはつり、拭き取ったウエス等油が付着したものをPCB汚染物として保管及び処理を行うこと。 ・当該機器について届出を行うこと。 ・市教育委員会、市の全ての公共施設でPCBの掘り起こし調査を行うこと。 		

【漏えい⑤】

発見日時	平成30年12月10日	発見機器	その他汚染物
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	過去に、工場で発生した汚泥等(PCB含有)について、PCB特措法に基づく届出をせずに保管していたと事業者より報告があった。保管方法について、当時の県の指導を受け、PCB含有汚泥は以下の対策を講じた場所に保管(昭和48年～)しているが、現行の保管基準に違反する可能性がある。 ① 底は、有害物質が浸透しないように、粘土質の土で固めた。 ② 周囲は、コンクリートブロック(表面を防水モルタルで施工)で囲った。 ③ 上部は、雨水が入らないように、ビニールシートで覆った上に覆土した。		
事例に対する対応	直ちに、現行の保管基準を満たすように対応を求めている。また、高濃度PCB廃棄物も含まれるため、期限内の処理完結を急ぐ。		
参考となる情報(留意事項等)	事業者は当市の指導に従う姿勢を見せている。		

【漏えい⑥】

発見日時	平成30年8月30日	発見機器	安定器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	私立幼稚園に設置してある蛍光灯安定器が破裂したという情報が、寄せられたもの		
事例に対する対応	立入を行い、油の漏洩が確認されたので、至急分析するよう指導。分析結果から、高濃度ではなく、低濃度PCBに該当する油が含まれていることが判明した。漏洩機器及び園内に存在する同型のコンデンサについては、PCB廃棄物として処理するよう指導。また、経年劣化で同様の事態が生じる可能性があるため、全蛍光灯具の交換を推奨した。※園内蛍光灯具は、H30年末、ほぼLED照明器具に交換済。		

【漏えい⑦】

発見日時	平成30年11月13日	発見機器	安定器
事案の分類	漏えい	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	<p>市内の公的機関の施設に取り付けられた蛍光器具の安定器から、油の漏洩が発生。油の漏洩時、発見者はPCB含有の認識が無く、ティッシュ等で拭き取りを実施。当該安定器は過去の調査で「PCB不使用」とされていたが、蛍光器具の交換の際、再度安定器の銘板を確認したところ、PCBの含有が発覚。その後、本市へ連絡があり、現地確認を実施した。（漏洩から8日後）</p> <p>現地確認時、漏洩した油は既に拭き取られていたが、滴下した床付近にはシミが残っていた。滴下した床付近は人が踏み込める状態であったため、汚染が拡大しないよう、封鎖措置を行うよう指示。</p>		
事例に対する対応	<p>当該安定器及びPCB含有油の付着が確認されたものはPCB汚染物として適正に処理するよう指導。PCB含有油に接触した職員の健康被害について確認するよう指導。（健康診断を実施し、健康被害なし）発見初期にPCB含有油の拭き取りを行ったティッシュ等は、本市の焼却施設で高温処理されているため、無害化され、周辺環境への影響は無いと判断。</p>		

【不法投棄①】

発見日時	平成30年8月30日	発見機器	変圧器
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>不法投棄されたがれきの中からトランスが発見された。</p>		
事例に対する対応	<p>PCBを分析するように指示した結果、微量PCBが検出されたため、適正保管及び処分を指導</p>		
参考となる情報	<p>付近への汚染は無し</p>		

【不法投棄②】

発見日時	平成30年4月16日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>清掃員が早朝清掃作業中に敷地内の植栽の中に、高濃度PCB廃棄物コンデンサ1台が投棄されていること確認した。</p>		
事例に対する対応	<p>土地管理者に対して当面のPCB廃棄物の保管および処分を依頼したところ、土地管理者が自ら保管者としてPCB特別措置法8条第1項の届出書を提出し、JESCOでの処分も進めているところ。</p>		

【不法投棄③】

発見日時	平成30年11月1日	発見機器	変圧器、コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>高濃度PCBが含まれたコンデンサ4台。地元住民が行う清掃活動で発見され、管理している土木事務所が他のゴミとともに回収した。</p>		
事例に対する対応	<p>現在は土木事務所が保有する倉庫に保管されている。不法投棄者特定のため、銘板情報をもとに調査を行ったが、特定には至らなかった。土木事務所でPCBの処分を行う方向で検討中。</p>		

【不法投棄④】

発見日時	平成30年12月10日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>廃棄物不法投棄監視パトロールにより、農道沿いの崖に不法投棄されたコンデンサーを発見</p>		
事例に対する対応	<p>不法投棄事案として対応するとともに、不法投棄されたコンデンサーの型番をもとに保管届やP協台帳から調査中</p>		

【不法投棄⑤】

発見日時	平成30年	発見機器	変圧器、コンデンサー
事案の分類	不法投棄	使用・保管の区別	—
発見時の状況	変圧器5台、コンデンサ1台が藪の中(私有地)に10年以上前から捨ててあったとのことで、半分地中に埋まっている状態であった。 掘り出し、分析を行ったところ変圧器5台に微量PCBが確認された。		
事例に対する対応	土地所有者に対し、適切に保管及び処分するよう指導した。		

【事故①】

発見日時	平成30年5月16日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	マンションの解体に先立ち、電気事業者が供給用電気室内に設置してある変圧器を撤去しようとしたところ、既に解体業者による電気室の解体が始まっており、がれきに埋もれ損壊した変圧器から漏油(低濃度PCB)していることがわかった。(漏油エリアの地面はアスコンで覆われていた)		
事例に対する対応	電気事業者がアスコン下の土壌を採取・分析して、土壌への浸透がないことを確認し、PCB油が付着したガラ等は、速やかに特管廃棄物として処理。電気事業者と解体業者へ、現場確認及び連絡を徹底するよう指導。		
参考となる情報(留意事項等)	連絡不足等による解体時の事故を未然に防止するためには、電力供給停止後に電気事業者による速やかな機器撤去を促す必要がある		

【事故②】

発見日時	平成30年7月23日	発見機器	安定器
事案の分類	事故	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	雑居ビル内の倉庫部屋の吊り下げ型照明用蛍光灯の安定器が破裂し、PCB油が滴下する事故が発生した。(人的被害なし)建物所有者は、当該照明器具にPCB使用安定器があることは把握しており、取替計画を立てているところであった。		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・当該倉庫への立入禁止とし、建物所有者へPCB汚染の除去を速やかに行うよう指示。 ・建物所有者がPCB汚染した物品、カーペット等及び破裂した照明器具を含め当該フロアの照明器具を撤去。 		
参考となる情報(留意事項等)	古い照明器具が残存している雑居ビル等において、PCB使用照明器具の使用が把握された場合、速やかな撤去・交換を促す必要あり		

【事故③】

発見日時	平成30年8月8日	発見機器	変圧器
事案の分類	事故	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	事業者が所有する倉庫において火災が発生し、倉庫内に保管していたPCB含有トランス2台が被災した。		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・被災直後の現場を立ち入りし、関係者から事情聴取し顔末書を提出させた。 ・トランス、汚染物を安全な場所に移動させた。 ・トランスやその周辺においてPCB漏れの分析調査をさせた。 ・トランスおよびPCB汚染物について早急に処分するよう指導した。 		

【事故④】

発見日時	平成30年7月13日	発見機器	変圧器、コンデンサー
事案の分類	事故	使用・保管の区別	使用
発見時の状況	<ul style="list-style-type: none"> ・変電施設から出火。(のちに、コンデンサ内部素子の絶縁劣化によるものであることが判明。(事件性なし。)) ・トランス5台のうち4台、コンデンサ4ブロック(1ブロックに数十台のコンデンサが組み込まれており、合計196台)のうち3ブロック(約180台)が延焼。そのうちコンデンサ1台が破裂。 ・トランス2台は製造年月から見てPCBなし。残り3台は過去に行っている分析により含有なしを確認済み。 ・コンデンサはすべて微量PCB含有の可能性あり。 ・破裂したコンデンサ(1台)については、焼けていて油の漏えい及び残存は不明。 		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・残ったトランスについては再利用せずに廃棄する。 ・コンデンサはブロックごとに任意の1台を抽出して分析する。PCBが含まれていた場合はそのブロックのすべてがPCB含有であるとみなし、PCBが含まれていない場合はそのブロック内のコンデンサをすべて分析する。 ・今回の火災で建屋はだいぶ損壊したが、変電室内のがれきからもPCBが検出されたため、該当するがれきをPCB汚染物として扱う。 		

【その他①】

発見日時	平成30年9月13日	発見機器	コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>県廃棄物指導課ヤード対策班より、コンデンサーの不適正保管について情報提供があり調査を行ったところ、PCB濃度不明のコンデンサーが不適正保管されていることが判明した。</p>		
事例に対する対応	<ul style="list-style-type: none"> ・PCB含有の有無について調査するように指導した結果、低濃度のPCBが含有していることが判明したため、適正保管及び処理について指導した。 ・現在、PCBの委託処分中（運搬まで終了）であり、処分終了の届出を提出するように指導している。 		
参考となる情報 (留意事項等)	<ul style="list-style-type: none"> ・当該事業者は、金属スクラップ業を営んでおり、コンデンサーは事業場内で使用していたものではなく、誤って金属類と一緒に買取ってしまったようである。 ・事業場へ保管に至る経緯を調査させたが、発生元がわからず、事業者に対して適正に保管及び処分するように指導したものである。 		

【その他②】

発見日時	平成30年10月31日	発見機器	変圧器、コンデンサー
事案の分類	その他	使用・保管の区別	保管
発見時の状況	<p>平成30年7月豪雨災害により事業所跡地が被災し、キュービクル内に保管されていたPCB含有疑いのある変圧器2台とコンデンサ2台が敷地内で土砂に埋没した。</p>		
事例に対する対応	<p>事業者に対し、PCBが含まれている恐れのある機器4台と、土壌についてPCBの分析を行うよう指導した。 分析した結果、機器4台のうち3台に低濃度PCBが含まれていたため（土壌にPCBはなし）、低濃度PCB含有機器として期日までに処分するよう指導した。</p>		

Ⅹ. 処理が滞っている事案について

(1) 排出事業者不明等による処理が滞っている事案について

① 前回の調査以降、当該調査以降に新たに把握された事案（件数）の詳細について、別紙に御回答ください。なお、上記調査で御回答いただいた内容は予め別紙に記載されておりますので、変更があった事例については当該変更箇所を赤字で記載してください。

調査対象 122自治体

自治体名			事案数	自治体名			事案数	自治体名			事案数
北海道事業対象地域	北海道	001 北海道	0	東京事業対象地域	東京都	013 東京都	9	北九州事業対象地域	島根県	129 松江市	0
		050 旭川市	0			109 八王子市	0			岡山県	033 岡山県
		051 札幌市	4		神奈川県	014 神奈川県	4		083 岡山市		0
		052 函館市	0			056 横浜市	0		100 倉敷市		0
	青森県	002 青森県	3			057 川崎市	0		広島県	034 広島県	0
		108 青森市	3			058 横須賀市	0			073 広島市	0
		122 八戸市	1			098 相模原市	0			074 呉市	0
	岩手県	003 岩手県	3		静岡県	022 静岡県	4			091 福山市	0
		110 盛岡市	0			062 静岡市	0		山口県	035 山口県	0
	宮城県	004 宮城県	1	岐阜県		063 浜松市	2			075 下関市	0
		054 仙台市	0		021 岐阜県	5	036 徳島県		0		
	秋田県	005 秋田県	0	愛知県	061 岐阜市	1	香川県		037 香川県	0	
		086 秋田市	0		023 愛知県	11		097 高松市	0		
	006 山形県				064 名古屋市	7	愛媛県	038 愛媛県	1		
	福島県	007 福島県	13		090 豊田市	1		089 松山市	0		
		087 郡山市	1		096 豊橋市	1	高知県	039 高知県	0		
		094 いわき市	1	105 岡崎市	0	092 高知市		0			
		124 福島市	1	024 三重県		5	福岡県	040 福岡県	0		
	008 茨城県			滋賀県	025 滋賀県	1		076 北九州市	0		
	栃木県	009 栃木県	0		115 大津市	0		077 福岡市	0		
		084 宇都宮市	0	京都府	026 京都府	4		078 大牟田市	0		
	群馬県	010 群馬県	3		065 京都市	0		112 久留米市	0		
		114 前橋市	3	大阪府	027 大阪府	12	041 佐賀県		0		
	116 高崎市	1	066 大阪市		72	長崎県	042 長崎県	1			
	新潟県	015 新潟県	15		067 堺市		0	079 長崎市	0		
		059 新潟市	0		068 東大阪市	0	080 佐世保市	0			
019 山梨県			106 高槻市		0	熊本県	043 熊本県	0			
富山県	016 富山県	5	120 枚方市		0		081 熊本市	1			
	085 富山市	0	118 豊中市		0	大分県	044 大分県	0			
石川県	017 石川県	14	126 八尾市		2		088 大分市	0			
	060 金沢市	0	兵庫県		028 兵庫県	1	宮崎県	045 宮崎県	4		
018 福井県					069 神戸市	0		093 宮崎市	0		
長野県	020 長野県	0		070 姫路市	0	鹿児島県	046 鹿児島県	0			
	095 長野市	3		071 尼崎市	0		082 鹿児島市	0			
東京事業対象地域	埼玉県	011 埼玉県		6	099 西宮市	0	沖縄県	047 沖縄県	0		
		101 さいたま市	3	127 明石市	0	119 那覇市		0			
		103 川越市	0	奈良県	029 奈良県	0	北海道	82			
		121 越谷市	0		102 奈良市	0	東京	28			
		125 川口市	0	和歌山県	030 和歌山県	3	豊田	37			
	千葉県	012 千葉県	6		072 和歌山市	0	大阪	95			
		055 千葉市	0	鳥取県	031 鳥取県	2	北九州	11			
		104 船橋市	0		128 鳥取市	1	全国	253			
		111 柏市	0		島根県	032 島根県		0			

X. 放映したテレビCMに対する反応について

(1) 放映したテレビCMに関するおよその問合せ件数について

テレビ放映を実施した期間中（2週間）、自治体に寄せられた問合せについて、おおよそ件数を以下に示す。

自治体	問合せ件数 (2週間分に換算)	自治体	問合せ件数 (2週間分に換算)
北海道	11件	前橋市	1件
青森県	10～30件	さいたま市	2件
岩手県	9件	川口市	3件
宮城県	10～20件	千葉市	10件
秋田県	10件	柏市	2件
福島県	10件	八王子市	10件
茨城県	50～100件	横浜市	30件
栃木県	38件	横須賀市	2件
群馬県	100件	富山市	2件
埼玉県	100件	金沢市	0件
千葉県	50件	長野市	0件
東京都	250件	岐阜市	4件
神奈川県	40件	静岡市	30～50件
新潟県	13件	浜松市	10件
富山県	10件	名古屋市	50件
福井県	4件	豊橋市	10件
山梨県	8件	岡崎市	10件
長野県	20件	大津市	2件
静岡県	100件	大阪市	8件
愛知県	400件	東大阪市	5件
三重県	50件	枚方市	10件
滋賀県	50～100件	豊中市	0件
大阪府	66件	神戸市	30件
島根県	20件	尼崎市	10件
岡山県	30件	西宮市	1件
広島県	10件	奈良市	1件
山口県	10件	和歌山市	3件
徳島県	7件	鳥取市	5件
香川県	3件	松江市	2件
愛媛県	15件	広島市	10件
福岡県	150件	福山市	0件
熊本県	30件	下関市	2件
大分県	10件	高松市	1件
宮崎県	10～20件	松山市	0件
八戸市	1件	北九州市	20件
盛岡市	0件	福岡市	4件
仙台市	3件	久留米市	10～20件
秋田市	10件	長崎市	0件
郡山市	1件	熊本市	20～30件
いわき市	0件	宮崎市	4件
福島市	0件	那覇市	2件
宇都宮市	4件		

(2) 実際に入った問合せ内容について

自治体に寄せられた問合せ内容で、主なものを以下に示す。

○CMの印象

- ・ 早口で内容がわかりにくい。
- ・ 家庭用機器が対象外であることが非常にわかりにくい。
- ・ 罰則が強調されていて怖い。

○PCBの基本的なことに関して

- ・ PCB とは何か。
- ・ PCB は人体にどのような影響があるのか。
- ・ 罰則があると聞いたが、どのようなものか。
- ・ PCB が原因の事故にはどのようなものがあるのか。

○調査方法について

- ・ 調査方法、判別方法がわからない。
- ・ 期間に該当する建物を保有しているが調査しなければならないのか。
- ・ 一般家庭用の照明器具にも使用されているのか。
- ・ アパート、マンションの照明器具にも使用されているのか。
- ・ 以前、事業用として建てた建物。現在は一般住宅だが、PCB 使用安定器が設置されている可能性はあるのか。
- ・ 電気工事業者を教えてください。
- ・ 自治体が調査をしてくれるのか。
- ・ PCB 使用安定器が設置されている場所とはどのような場所であるか
- ・ 点検等にかかる費用は自前で準備するのか。
- ・ 調査費用の補助はあるか。

○対応方法、処理方法について

- ・ PCB を含む蛍光灯器具がある。どう処分するのか。
- ・ 処分先や処理費用を教えてください。

○掘り起こし調査について

- ・ 県から調査の案内が届いていたが、そのこととか。
- ・ 県の調査では適当に回答してしまった。どのように調べたらよいか。
- ・ 掘り起こし調査で回答をしていない。これから回答してもいいのか。

○意見

- ・ 製造者、販売者で調査や処分を行うべき。
- ・ 相談窓口なら担当者が常時対応すべき（担当不在の際のクレーム）。
- ・ PCB の調査や処分は自治体や国がすべきである。
- ・ テレビ CM は高い、税金の無駄遣いをするな。

(3) CM放映内容に関して改善すべき点

CM放送内容における今後改善すべき点について、自治体より得られた意見で主なものを以下に示す。

○内容に関して

- ・ 一般住宅は対象外であることを分かりやすくしたほうがよい。
- ・ 全体的に早口で分かりにくい。対象に高齢者が多いことから、聞き取りやすいCMにすべき。
- ・ 連絡先の表示が一瞬なので、分かりにくいのではないか。
- ・ CMの尺を長くして、分かりやすくしたほうがよい。
- ・ 蛍光灯安定器がどのような外観なのか、どこに設置されているのかなどが十分に伝わっていない。
- ・ 罰則を心配する声が多数あった。罰則が強調されすぎていて、他が伝わり難いのではないか。
- ・ 対象の機器が分かり難い。照明器具内の安定器であること、古い照明器具が対象であることが強調されたほうがよい。
- ・ 都道府県の連絡先は表示されたが、政令市の問い合わせについては無かったため、混乱した。
- ・ 調査や処分についての内容を追加できないか。

○放映に関して

- ・ 放映回数を増やしたほうがよい。
- ・ 放映時間帯を検討したほうがよい。日中に放映すると一般家庭からの問い合わせが増えるので、19時から21時に設定したほうが効果的ではないか。また、録画をしてCMを飛ばして見る人も多いので朝のニュース番組の時間帯も効果があると思われる。
- ・ 放送局が少ない。

○その他

- ・ 自治体の調査時期に合わせて放映すると効果が高いのではないか。

XI. その他 PCB 廃棄物対策に関する自由意見 <重複あり>

●掘り起こし調査（変圧器・コンデンサー）について 9 件

- ・ 自家用電気工作物設置者リストによる「届出者」「設置場所在地の番地」が実態と異なるものが散見されている。
- ・ 濃度分析は義務でないことから、事業者が分析を行わないケースが多々ある。費用もかかることであり、不明機器を保有している事業者がかなり多い。濃度分析をするよう指導は行いが、法的効力があると非常にやりやすい。
- ・ 電気工作物所有者及び電気主任技術者に対する、PCB 処分に関する働きかけが足りていない。未処分、未届では事業が出来ないようにする等の工夫が必要。
- ・ 現在濃度不明機器の内、使用中の機器に関しては処分期限について法律上明言されていない。そのため使用中の濃度不明機器を保有している事業者に対しては処分指導が行うことが難しい。また、電気主任技術者からも使用中の濃度不明機器に関する質問を受けることがあるので法律でルールを決めてほしい。
- ・ 濃度不明機器の分析について当県では処分期限の平成 39 年 3 月 31 日に間に合うよう分析を行うよう指導を行っている。分析指導を行う際、特に使用中の濃度不明機器を保有している事業者には分析指導を行う根拠が存在しないため法律で分析をいつまでに行う必要があるか示してほしい。
- ・ 鉄工所等で使用されている溶接機に附属しているコンデンサに PCB が使用されている事例がある。これについては、電気事業法台帳や建物の建築年月日等で把握できないため、把握する手段の確立が必要ではないか。
- ・ コンデンサーの PCB 濃度分析を促すため、コンデンサー購入の補助を検討いただきたい。また、コンデンサーに穴を開けなくとも含有を分析できる手法、又は使用に影響の無い穴の開け方を検討いただきたい。
- ・ PCB 含有不明の機器について、濃度分析が義務化されていないため、分析を行わない事業者への指導に苦慮している。
- ・ 自家用電気工作物の調査や処理指導については電気事業法に基づいて報告されたデータが有用である。保安監督部と連携し、リアルタイムでデータの収受が可能になるよう調整されたい。

●掘り起こし調査（安定器）について 16 件

○調査方法について 6 件

- ・ 調査対象の件数について、件数を精査するための基準を明確にしていれば調査が円滑に進むと考えます。
- ・ 安定器の掘り起こし調査にあたり、家屋課税台帳（税情報）は入手することができない。また、建物登記情報では所在地が地番表記にされ、所有者情報が更新されているか分からないため、対象者リストの作成が困難である。自家用電気工作物設置者を対象にした掘り起こし調査では、電気主任技術者などの専門知識を有する人に、事業者から確認することができたが、安定器の掘り起こし調査では、事業者が相談できる人がいないことが想定されるため、専門家の現地派遣や、関係団体への協力依頼など、効率的な掘り起こし調査が行えるよう、支援していただきたい。

- ・ 街路灯及びトンネルの照明に設置されている安定器に係るPCB廃棄物等の掘り起こし調査について、国が所有する施設でどのような調査が行われているか、情報共有してもらいたい。
- ・ 安定器掘り起こし調査の元となる調査対象者のリスト作成にあたって、登記簿、家屋課税台帳、経済センサス、情報通信会社提供情報の全てが入手できた場合、①どの情報源の組み合わせで、②どのように対象者の選定作業を実施することが適切と考えるか、意見を伺いたい。
- ・ 掘り起こし調査マニュアルで示された調査票の様式だと、回答者が所有者、施設管理者、賃借者、電気主任技術者と定まっていないため、特に賃貸物件については、該当設備を誰が調査や処分をするべきかが、家主、賃借者と調整できない案件が発生してしまう。
- ・ 安定器の掘り起こし調査で使用する建物登記簿について、入手したデータをそのまま活用することができず、データとして整理するのに相当な時間を要する。効果的なデータ整理の方法について、マニュアル等を提供していただきたい。

○財政支援について 1件

- ・ 安定器の掘り起こし調査については、対象件数が膨大であり外部委託が必要となるため、予算の確保ができないと調査自体ができないものであることから、予算の確保に向け、何らかのご支援をいただきたい。

○補助制度について 6件

- ・ 安定器の調査をするにあたりカバーを外すのに電気店への補助金、または行政が委託する際の補助金がなければ調査の詳細が先に進まない。検討していただきたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査対象者は事業者以外の個人が多く、「自ら調査をすることは困難であり、調査委託の費用もないため、回答したくても調査ができない。」との声が多数寄せられている。安定器の掘り起こし調査について個人を対象とした補助制度の創設していただきたい。
- ・ 環境省事業で行われているLED化によるCO2削減推進事業をより簡素化して、申請方法等を分かりやすくしてもらいたい。
- ・ 安定器の所有者は廃業した高齢者であることが多いため、将来への不安等から特に協力を得にくい。期限内処理を実現するために補助金制度の拡充を願いたい。
- ・ 安定器の所有者や電気管理事業者等から、安定器のPCB含有確認調査に関する補助金制度の設置要望があるので、検討してもらいたい。
- ・ 事業者の多くが安定器についての知識が無く、自主調査が困難で、外部に委託すると高額の費用がかかる。安定器の処理促進のため、現場調査に対する補助金等を検討いただきたい。

○収運料金について 3件

- ・ 今後安定器の処理が本格化するが、安定器の処分費に比べ運搬費が遥かに高額で処分の妨げになることが予想される。保管者の理解（特措法第5条第3項）を得て処分を推進するためには、国民誰もが見える形で内訳等を示すなど、高額となる理由をあらかじめ明確に示すべき責務があるのではないか。
- ・ 安定器については、小規模な事業者や現在は個人の方が所有していることがあり、これらについては、少量（1台～数台程度）の場合が多い。JESCOでの処分費用は軽減されたとしても、収集運搬費を含めると処分台数に対する処理費の割合が高額で、所有者の理解が得

られにくく、処分が停滞するおそれがある。費用負担を軽減できるような措置を検討していただきたい。

- ・ 高濃度 PCB の処分費用だけでなく、収集運搬費用や低濃度 PCB の収集運搬・処分費用の補助制度を創設していただきたい。

●掘り起こし調査（全般）について 6 件

- ・ 掘り起こし調査マニュアルが出されて以降、各種調査データが次々に自治体に提供される流れにあるが、環境省へ提出している届出データや JESCO 登録データと突合した上で調査対象データを提供していただきたい。なお、調査を自治体に一任するのではなく、状況に応じて環境省が主体となって調査を実施していただきたい。
- ・ 「PCB 廃棄物等の掘り起こし調査マニュアル」において対象とならない場所より PCB 廃棄物が発見されていることから、全量処分に向け、今後どのように対応すべきか苦慮している。
- ・ 外国公館や米軍施設等の PCB 含有廃棄物（使用製品も含む。）については、適正な保管と処理を行うよう働きかけていただきたい。
- ・ 掘り起こし調査については、マニュアルの提示やリストの提供などの支援を受けているが、実際にマニュアルに沿った調査を行うためには、民間事業者への委託を行っている自治体が多くみられます。また、リストについても新たな提示が多く、リスト間での調査対象の重複については考慮されていません。都道府県と政令市の財源の格差なども考慮していただき、どの自治体も等しく効率的に調査ができるよう、財源の補助や調査機関(事業者)への一括委託、マニュアル作成時の対象リストの同時提供や精査について、検討をいただきたいと思います。
- ・ 昨年度以降、調査対象を次々拡大する形で通知があるが、それぞれについて自治体側で即応できる体制ではない。処分期間内の処理を計画的に終わるため、複数年度で必要な人員を計算して対応する自治体にとって、調査対象変更は完遂の大きな障害となりうることから、今後、国において追加される可能性のある調査対象については、可能な限り早期に情報提供をいただける体制をとっていただきたい。
- ・ PCB 未処分、未届け業者の把握は聞き取りではなく、経産省、財務省等への提出物等の中で行うなど、効果の高い効率的な方法で行うべき。

●低濃度 PCB 廃棄物について 19 件

○補助制度について 7 件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理費用（収集運搬・処分）の補助制度を創設してほしい。
- ・ 長期的な貸付を行ってはいるが、実際に処理を進める上で、高濃度 PCB のように助成制度がなければ処理は進まないと思われる。事業者からの照会も増えている中、「高濃度と同様に助成制度ができるだろうから、それまでは処理はしない」といった事業者もいる。また、処分費用だけでなく運搬費用も含め、検討していただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の調査、処分費に係る補助制度の創設をお願いしたい。
- ・ PCB 廃棄物に関して、収集運搬費用の補助制度を創設してもらいたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物の処理にあたっては濃度測定が必要であり、測定費用の負担は中小企業にとって軽いものではありません。低濃度 PCB 廃棄物の早期処理を進めるためには、国によ

る濃度測定費用の支援制度の創設が必要と考えます。

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物処理費用について補助金制度の設置要望があるので、検討してもらいたい。
- ・ 低濃度 PCB 機器の処理促進のため、濃度分析、処分費及び運搬費の補助制度を設けていただきたい。

○調査・分析・判断方法について 7 件

- ・ PCB 濃度不明の機器については、濃度分析のために停電作業や機器交換が必要となるため、濃度分析に消極的な事業者が多い。
- ・ 使用中の低濃度 PCB 機器については、高濃度と違い使用を止め、処分させる法令の根拠がないため、指導できるよう濃度分析や処分について法令に定めるなど明確にしてほしい。
- ・ PCB 廃棄物に該当するかどうかの判断基準として、廃電気機器については、0.5mg/kg という数値基準が示されているが、塗膜等の PCB 汚染物については、具体的な数値基準が示されておらず、「検出されない」という表現にとどまっており、分析業者や分析方法により設定される定量下限値が異なるため、相談があった場合等の対応に苦慮している。本件は、全国的な問題であり、自治体間で対応を異にすべきものではなく、地方独自で基準や制度を設けることはなじまないと考えている。環境省においては、低濃度 PCB 廃棄物の処理推進に関する諸問題の一つとして検討を進めているとのことであるが、低濃度 PCB 廃棄物の処分期限が迫る中、適正処理推進のため、早期に結論を出していただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物は処分期限以外の規制がなく、指導も後回しになっている。このままでは期限間近に分析を依頼する事業者が急増し、分析が間に合わないことも考えられる。現在確知している機器は何年までに分析することを義務付ける等、低濃度 PCB 廃棄物の処分に向けた道筋を示してほしい。
- ・ 低濃度 PCB 塗膜に関しても早急にガイドライン等を出していただきたい。また、シーリングに関しても早急にガイドライン等を出していただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物、使用製品に係る規制、取組み等についての方向性を示していただきたい。
- ・ 低濃度 PCB 廃棄物への該当性を判断するための入口基準を早急に整備していただきたい。入口基準は、使用中の製品が低濃度 PCB 廃棄物へ該当するかの判断や、漏洩事故等があった際に汚染範囲を判断する上で重要となるため、早急な整備をお願いしたい。

○課電自然循環洗浄法について 2 件

- ・ 油量 2,000L 未満のトランス、コンデンサー機器に対しても課電自然循環洗浄法による洗浄が可能となるよう手順の改正をお願いしたい。
- ・ 微量 PCB 含有電気機器の課電自然循環洗浄について、現状よりも小容量のトランス等に適用できるようにしていただきたい。また、類似の方法で使用中の変圧器の PCB を無害化する手法を検討いただきたい。

○指導方法について 3 件

- ・ 低濃度 PCB 廃棄物については、高濃度 PCB 廃棄物と同様、法第 14 条第 1 に「～政令で定

める期間内に、そのポリ塩化ビフェニル廃棄物を自ら処分し、及び他人に委託しなければならない。」と期限内処分の義務付けがあるが、委託先が民間事業者であるため、処理すべき低濃度 PCB 廃棄物が大量であることを理由に処分期限以降に及ぶ複数年契約とすることを認められるか苦慮している。認められない場合は、改善命令等の対応が必要か。

- ・ 河床の PCB 汚染土壌を撤去のうえ固化し封じ込めした状態で保管している事業者から、底質の処理・処分等に関する指針（平成 14. 8. 30 環水管 211 都道府県知事・政令指定都市市長・中核市市長あて環境省環境管理局水環境部長通知）（以下、「指針」という。）に則し、対応した事案を再度掘り起こして低濃度 PCB 廃棄物として処理させる必要があるのか、対応に苦慮している。
- ・ 現在、低濃度 PCB 使用製品の廃棄期限が明確になっておらず、事業者への法的根拠を持った指導が困難となる事例がある。使用製品についての廃棄義務の明確化やどこまでの低濃度 PCB 使用製品が期限内処理の対象となるのか示していただきたい。

●塗膜について 25 件

○分析・判断方法について 13 件

- ・ 当該調査の要領中、調査対象施設があるが、例えばタンクについてコンビナート等にある規模の大きいものだけなのか、学校や庁舎等にある地下タンクのようなもの、灯油タンクのような小さいものも含むのか、要領中に示すべきであると考え。
- ・ 平成 30 年 1 1 月 2 8 日に調査実施要領が示されたが、PCB 含有塗膜の取扱いについては、全国統一な入口基準やサンプリング方法が示されていない。PCB 含有塗膜の取扱いについて、早急に示して頂きたい。
- ・ PCB 汚染物の入り口基準等がなく、検定方法がないので、低濃度 PCB 汚染物に該当するか、自治体で判断が分かれており基準や分析方法を明確にしてほしい。
- ・ 橋梁等の塗膜くずが PCB 汚染物に該当する場合、適正処理を指導する必要があることから、法施行令第 2 条の 4 第 5 項ロ（1）のカッコ書きにおける「環境省令で定める基準に適合しないものに限る」に該当する基準を早急に定めて頂きたい。
- ・ 塗膜片に PCB が含まれる製品や製造年代を特定しているが、これら以外の製品、年代による塗膜片については PCB 廃棄物に該当しないのか、国の考え方を早急に示していただきたい。
- ・ 平成 30 年 11 月 28 日付け環循施発第 1811282 号「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について」では、調査対象施設とすべき施設、設備の名称のみが示されており、対象とすべきものの特定が困難（例えばタンクの場合、石油会社やガス会社等が所有するような大規模なもののみを調査対象とすべきか、ダムの場合は構造物のうちどの部分に PCB 含有塗料が使用されているのか等）であるため、調査すべきものの規模や分析すべき部分等、より詳細な基準を示していただきたい。
- ・ 現行の廃掃法および PCB 廃棄物特措法上、PCB 汚染物の該当制について下限基準がなく、塗膜については PCB が検出されれば PCB 汚染物に該当する。一方、製品においては、PCB そのものの製造、輸入は禁止されているものの、有機顔料のうち副次的に生成された PCB の濃度が 50ppm 以下であるものについては製造、輸入が可能となっている。PCB 含有が判明したものにつき塗り替えを行っても、当該塗り替え後の塗料が再び PCB 汚染物となる可

能性がある状況では、積極的に塗り替えを実施できない。また、現状のままでは低濃度の期限である平成 39 年 3 月 31 日以降も PCB 廃棄物が発生しうる。製品段階での規制基準と、廃棄物段階における規制基準について齟齬がないよう規定の整備をすべきである。

- PCB 含有の塗膜くず等の PCB 汚染物の判断基準について、含有量検査をした結果 0.01mg/kg でも検出された場合は、PCB 廃棄物であると判断してよいか。
- 塗膜について、PCB 廃棄物と判定する基準を明示してもらいたい。
- 橋梁の塗膜くず、建物のシーリング材などに含まれる PCB 廃棄物(となるもの)に関する情報を提供いただきたい。PCB 廃棄物等の該当性の判断基準を示していただきたい。
- 橋梁から出る塗膜くずにおいて、廃プラスチック類で処理する場合、PCB が付着していないものと処理基準が定められているが、検査の結果は 0 と表示されないため、下限値以下である場合は不含有の取扱いでよいものか。
- 低濃度 PCB 含有塗膜の取扱いについて、環境省で取り扱いの整理を行っていただきたい。BAT の顔料は、H24 の事務連絡により特措法の対象外(処分は、無害化処理施設等で実施)とされており、BAT の顔料で製造された塗料も同様に取り扱うこととされているが、塗料製造が何年以降は BAT 適用の塗料と判断できるなどの BAT 適用の有無について判定するための情報の整理をしていただきたい。
- 入口基準等を確立し、要領を変更すべきであると考え。そうでなければ分析費用も二重になり、他部局へ調査依頼もできない状況にある。

○掘り起こし調査(塗膜)について 12 件

- 調査の実施主体は、調査対象物を所管する各部局が、主体となり調査を行い、かつ所管する市町村関係部局への通知、結果の取りまとめも各部局で行う旨、環境省から説明があったが、各省庁からの通知では、調査主体は各廃棄物担当部局が行う内容になっている。調査実施主体を整理し、各省庁から再度通知して頂きたい。
- 橋梁等の PCB 含有塗膜の調査について、各省庁主催で塗膜調査の説明会を実施するよう働きかけていただきたい。
- 「高濃度ポリ塩化ビフェニル含有塗膜の調査について」(平成 30 年 1 月 28 日付け環循施発第 1811282 号)における調査の詳細(方法、対象範囲など)について、市町や県(各部局)に対して、説明会を開催していただきたい。
- 関東地方環境事務所の勉強会において、各省庁から都道府県市の各部局に対してどのような通知が出ているのか等について、環境省が取りまとめを行っているとの話があったが、現在どのような状況にあるのかご教示いただきたい。また、廃棄物部局と他部局(実際に施設を所管する部局)との役割分担を明確にしていきたい。
- 橋梁塗膜調査について、本県の土木部門では低濃度 PCB 廃棄物の処理期限に合わせて分析を計画し、足場を組む法定検査と同時に行うことで費用を抑えようとしていたが、一部が高濃度の処分期限に間に合わない。計画通り分析を行うと間に合わない部分について分析を前倒しすることに対する予算措置か、計画通り分析しても処分が間に合うよう高濃度 PCB 廃棄物の処分期間の延長をしてほしい。
- 塗膜片に係る調査の通知が発出されたが、「鋼製タンク」等抽象的な表現で調査対象を追加されても、調査対象において対象を具体的に想定できず、問い合わせがあっても当方で答えに窮

する部分もあり、調査が難航することも想定される。

- ・ 国において新規に追加する対象については、PCBの使用が想定される用途等、追加することとした背景についても解説いただくよう、強く要望する。
- ・ 環境省より全省庁あてに通知がされたものの、地方自治体への対応については省庁により差があり、環境省より当該調査を実施すべき旨の通知が発出された事実についての単なる情報提供という形式をとっている省庁もあり、各省庁から地方自治体の各部局に、調査に必要な情報の提供が行われている状況とは言い難い。また、調査結果のとりまとめについても、廃棄物所管課では調査対象に該当する施設、設備等の範囲や当該施設、設備を所管する部局の特定が困難であるため、各部局から調査結果の提出を受けても調査対象の漏れの有無等についての捕捉ができない。また、調査、塗り替え等に係る費用の調整等を考慮しても、所管省庁が調査結果のとりまとめも含め調査の実施主体となった方が、調査やPCB含有判明後の塗り替え等の対応を円滑に進めることが可能であると考えられる。
- ・ 通知に記載の調査方法により調査を実施した場合、工事仕様書等の書類が保存年限の関係から残っていないことや、建設後の塗り替えにおいても、完全塗り替えではなく部分的に3種ケレンにより対応するものがほとんどであること等から、含有量試験の対象となるものは多数に上ると想定される。市町村道その他市町村が管轄するものはさらに多数になると考えられる。橋梁以外の調査対象についても相当数あると考えられ、これらを含め、通常の維持補修事業等の予算の枠内で対応するのは現実的に困難であり、調査、塗り替え等にかかる費用について支援をお願いしたい。
- ・ 塗膜の調査・処分について、高額な費用を要することが想定される、調査・処理費用の補助について検討いただきたい
- ・ 昨年末に塗膜調査を行うよう指示があったが、処理期限が迫る今になっての新たな対象に係る調査は、処理期限厳守を見据えた計画的な対応ではなく、実現性を考慮した掘り起こし対象の範囲を調査手法とともに確定させ、実施すべき。
- ・ 各省庁からの通知の内容や発出がバラバラで、結果として調整不足のまま自治体を混乱させている。さらに、従前から各自治体が指摘してきた塗膜の法的取扱を整理されないままの調査実施により混乱に拍車をかけており、自治体の負担にならないよう対応を考慮願いたい。

●その他 PCB 廃棄物（変圧器・コンデンサー・安定器・塗膜以外）について 4件

- ・ 昨年から、X線発生装置、研究・実習用機器の調査に係る通知があったほか、西日本では索道についても調査を実施した旨情報がある。処理期限間際に立て続けに調査対象を増やしていくことは計画的ではなく、自治体が計画的に進めている掘り起こし調査に手戻りが生じる等の影響を与えることがないように、所管指導省庁が直接実施する等（X線発生装置と同様の対応）の配慮いただきたい。
- ・ PCB汚染物については、現在入口基準が設けられておらず、判断に苦慮することがある。PCB廃棄物の発生時の分析結果から、卒業判定基準(0.5mg/kg)を下回るような汚染である場合があり、現行法上はPCB汚染物となるが、事業者から疑問を呈される場合など。
- ・ 廃重電機器等について、機器毎に測定した当該廃電機器等に封入された絶縁油中のPCB濃度が処理の目標基準である0.5mg/kg以下であるときは、当該重電機器等はPCB廃棄物に該当しないものであることとされているが、廃重電機器以外のPCB廃油についても当該基準を

適用してほしい。

- ・ PCB 汚染物の入口基準の早期設定

●国の周知・広報について 13 件

- ・ PCB 使用安定器の発見事例について画像、動画等のホームページ等での公開を要望する。PCB 使用安定器の期限内処理を推進するうえで、調査段階での発見漏れを極力少なくすることが重要である中、残置された安定器の発見事例の紹介は、自ら調査を実施する事業者、調査の依頼を受ける電気工事業者の双方にとって大いに参考となると思われるためである。
- ・ 安定器の調査でマニュアルのどおり、やっても回答率が上がらないと思われる。法律、テレビ CM、ラジオなどあらゆるところで周知するよう国として検討していただきたい。
- ・ 1 月末から 2 月にかけて、テレビ CM を行うとのことだが、今後も定期的に続けていただかなければ周知効果はないと思う。それ以降の CM 放映の予定を伺いたい。
- ・ TVCM などをもっと期間を長くして 2021 年 3 月 31 日まで継続して行ってほしい。
- ・ PCB に関する周知を行い、掘り起こし調査を効率的に行うことができるよう、テレビ CM を活用した広報を継続的に実施してほしい。
- ・ 自治体でも周知を行っているが、環境省でも更なる広報（期限内処理、PCB 含有調査等）を実施し、PCB 廃棄物適正処理に係る調査・指導が円滑に行えるようにしてほしい。
- ・ 事業者等に PCB の期限内における適正処理等が周知されていないので、テレビ CM 等を通じた大々的な広報を継続的にしてほしい。
- ・ 今年度実施予定のテレビ CM による広報を来年度以降も継続して実施し、事業者等へ PCB の処分の必要性についての広域的な周知を引き続き行っていただきたい。
- ・ 平成 29 年度末の変圧器、コンデンサーの処理期限を周知するテレビ CM が効果が大きかったため、安定器、汚染物等についても是非テレビ CM での広報をお願いしたい。
- ・ 変圧器、コンデンサーについては、環境省が行ったテレビコマーシャルによる反応が良かったと思われる。安定器についてもテレビコマーシャルやその他方法により、早期に周知していただきたい。
- ・ 安定器の掘り起こし調査を実施していると、PCB 廃棄物等に対する認知度はまだまだ低いと言わざるを得ない状況であることから、マスメディア等を活用した大規模で対象を限定しない広報活動を継続的に実施していただきたい。
- ・ PCB 廃棄物（使用製品も含む。）について広く国民に周知する必要がある。昨年度末のテレビ CM については、問い合わせもあり、効果があったと考えている。一度きりではなく、常時、あらゆるメディアを通じて、全国的広報を行うことを要望する。特に安定器については、電気の知識がない所有者が多いと想定されること、電気工作物以上に掘り起こし調査で全てを把握することは難しいと考えられることから、様々なツールを使って広報行っていただきたい。
- ・ 安定器の PCB 使用判別方法が事業者にもわかるよう、確認方法の手順等をまとめた映像等を作成し、環境省ホームページ等で公開するとともに、事業者、電気工事業者等への説明会を行っていただきたい。

●行政代執行について 3 件

- ・ 北九州エリアでの代執行状況や手法等の情報をとりまとめ、提供を迅速にしていきたい。

- ・ 北海道エリアでは、現段階ではできる限り代執行案件を減らすことが求められるが、今後少なからず代執行事案は発生することが予想される。代執行に要した費用の徴収が困難になる場合が想定され、自治体に財政や人的負担が生じることのないよう、支援を求める。
- ・ 代執行を行う前には所有者や管理者に対し、各種指導を行うことが当然必要であると承知している。一方、本県では「従来の代執行の案件が少ないこと」並びに「所有者不明や資金不足、単純に処理する意向がないなどのパターンが多いこと」から、代執行までのロードマップの作製に苦慮しているところである。国に置かれては、都道府県市と協議の場を持っていただき、北九州の事案を基に積極的に代執行に向けて必要となる指導内容をお示しいただきたい。

●処理責任について 2件

- ・ 機器等の保有事業者から、PCB 含有の可能性のある機器（微量）の責任は製造メーカーにあるべきではないかとの意見が多く、理解が得られている状況ではない。製造メーカー等、製造者サイドのこれまで以上の取組みや協力が必要であると考えます。
- ・ PCB 含有トランス、コンデンサ、安定器等機器が設置された建物の解体工事を委託して実施した場合、当該解体作業の中で取り外し、廃棄物となった当該機器や橋梁等に使用された塗膜について、剥離、解体等の作業を委託して実施した場合、発生した塗膜くず等 PCB 汚染物は、誰が処理責任を負うのか、管理者（発注者）であるか、事業者（受注者）であるかを明確に示していただきたい。

●関係機関との連携について 2件

- ・ 電気事業法データを PCB の廃棄指導に生かすため、より密な連携体制を構築すること。出来れば PCB 特措法を経済産業省との共管とすること。
- ・ ある電気設備事業者の組合で役員をしているという事業者は、経済産業省から安定器掘り起こし調査の協力について何度も依頼され内容は熟知しているとのことでしたが、処分については県市（国を含む）が回収し処分するとの認識を持っており所有者負担に納得しないことがありました。所有者にもそのような認識の方がいると思われることから、業界及び一般への正しい周知方法を検討していただきたい。

●情報共有について 5件

- ・ 各自治体から当該調査について質問等があると思われるが、その内容等についてとりまとめ、情報共有を図っていただきたい。
- ・ 年に数回アンケートが実施され、各自治体でも本欄において、要望を行っていると思うが、それに対する回答があるのであれば提示していただきたい。無いのであれば、求めたい。
- ・ 掘り起こし調査等全国的に行う調査について、会議や照会といった手段によらず、もっと簡易に他自治体の情報が共有できるよう情報共有サイト等の開設・運用を行っていただきたい。
- ・ 改善命令や行政代執行に至った事例や、命令・代執行には至らなかったものの直前まで処分の手続きが進まなかった事例など、PCB 廃棄物の処理が滞っている事業者への対応事例をまとめたものを共有していただきたい。
- ・ 自治体職員用の掘り起こし事例集については、すでに第3版までいただいているところでは

あるが、掘り起こしに有用であることから、事業者向けの事例集についても、作成いただきたい。

●財政支援について 2件

- ・ 各自治体の掘り起こし調査の費用について、地方交付税交付金の算定対象としていることは既に通知されているが、当該通知や掘り起こし調査マニュアルでは十分な予算の確保が困難な状況である。
- ・ 自家用電気工作物、安定器、塗膜の調査と広範囲かつ調査対象件数も多いことから自治体の財政負担も大きい。普通交付税の算定金額（人口 170 万にあたり 10,661 千円）では足りないため、交付税の増額、又は調査費用に対する補助制度の創設等国の財政支援をお願いしたい。

●紛失・破産・処理困難事業者等に関して 6件

- ・ 破産した者を含め資力が乏しい事業者が PCB 廃棄物を残し、適正処理が進まない事例がある。当該事業者は連絡がとれなかったり、資力が乏しいため処理する意思がみられなかったりするなど、対応に苦慮している。処分期限日を超えれば行政代執行となると想定されるが、他に指導方針案があるのか助言していただきたい。
- ・ 事業者が破産した場合、PCB 廃棄物を含めて破産管財人が破産管財業務を実施されればよい（PCB 廃棄物の処理の意思がある土地の購入者がいる場合、土地の購入代金を差し引くなど）が、破産手続きが廃止されると、PCB 廃棄物は放置されることが多く、課題となっている。平成 29 年 10 月付け PCB 廃棄物等掘り起こし事例集（第 2 版）において、事例（5）廃工場の電気室にコンデンサーが残置されていた事例など法人が破産している複数の事例が紹介されているが、掘り起こし調査で PCB 廃棄物を発見後、届出指導～処分完了までの事例（対応）集があると便利であるため、他の自治体では同様の事例についてどのように対応しているのか紹介していただきたい。
- ・ 弁護士団体等に PCB 廃棄物を含めた破産管財業務を遂行されるよう依頼されたい。
- ・ 倒産した法人が所有していた PCB 廃棄物がそのままキュービクルの中に保管された状態で放置されており、対応に苦慮している。行政命令や行政代執行に至らずに、早期に対応できた事例等あれば情報提供いただきたい。
- ・ 過去に PCB 特別措置法第 8 条第 1 項の規定に基づく PCB 廃棄物等の保管及び処分状況等届出書を提出した者であって、PCB 廃棄物を紛失した場合、法第 3 条違反に関する指導票を交付（文書指導）したり、福井県の独自様式である紛失届出書を提出するよう指導したりとさまざまな方法で指導しているが、今後の指導方針としてどう指導していくとよいか助言していただきたい。また、紛失した者に対し、罰則を適用した事例はあるのか紹介していただきたい。
- ・ 費用の工面ができない事業者に対し、日本政策金融公庫等の公的融資制度の活用を指導しているが、融資実行を断られる事例も一定数確認している。今後、処理費用の積み立て等が間に合わなければ、行政代執行の対象となるほかないが、そのような事業者に対しても活用できる公的支援制度の創設を希望する。

●その他 7件

○機器の入れ替えに関する補助金 1件

- ・ PCB含有の場合、水銀灯等照明、トランス、コンデンサ等の機器交換のための補助金制度の設置要望があるので、検討してもらいたい。

○本アンケートについて 2件

- ・ 本調査中、集計期間が平成30年中となっているが、年度ベースで集計している自治体が多いと思われるため、次回以降、改善していただきたい。
- ・ 質問の量が多すぎのみならず、過去に調査完了済みで回答しているものについても再度回答させており、非常に事務作業的な負担的が大きい。回数、照会内容ともに最小限にしたい。

○届出制度について 1件

- ・ 使用中の電気工作物についても、都道府県への届出を必須とすべき。

○指導・立入対応マニュアルについて 1件

- ・ 高濃度 PCB 廃棄物の処分期限が迫る中、不法投棄や倒産による放置等が懸念されるが、PCBの有無を判別できない安定器も存在するため、指導や立入の対応マニュアル（処理責任の所在や判別不能の安定器の取り扱いを明確にしたもの）を作成していただきたい。

○収集運搬費用の補助について 1件

- ・ JESCOによる処理費用に対しては中小企業者等軽減措置が図れているが、運搬費の上乗せが処分遂行を進める上での足枷となるケースが見られる。処理範囲を運搬まで拡大させるか、自社運搬のハードルを下げる等について、一度検討して頂きたい。

○PCB 廃棄物処理基金について 1件

- ・ 全国的に安定器の掘り起し調査を今後本格的に実施する自治体が多いと思われる中、国におかれても最終的に基金にどの程度の過不足が出るのか現状では分からない状態にあるものと推察する。一方、基金運用益の具体の用途や基金に執行残が生じた場合の扱いについては、まだ決まっていない部分があると聞いており、また基金には県も応分の負担金を拠出している。最新の基金運用状況を踏まえ、運用益の具体の用途や最終的に基金に執行残が生じた場合の扱いについて、可能な限り早期に方向性を示されたい。

掘り起こし調査の参考事例

掘り起こし調査については、効率的な調査、事業者への確認及び指導等の基本的な手法等について、平成26年8月に「未処理のPCB使用製品及びPCB廃棄物の掘り起こし調査マニュアル（第1版）」を取りまとめ、その後得られた知見を踏まえ、より効率的・効果的に行うための手法を逐次追記してきたところである。

多くの都道府県市においては、このマニュアルに基づき掘り起こし調査を実施されているところであり、アンケート調査を行った結果、調査に関して独自に工夫した点や有効であった点についての情報が得られたことから、これらを参考事例として示す。

1. 変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査について

(1) 初回アンケート調査の方法について

初回アンケート調査についての参考事例を作業段階ごとに示す。

○事前の周知活動

- ・ 県主催及び団体主催の講習会に参加して周知を行った。
- ・ 電気保安協会、電気技術者管理協会を通して、電気主任技術者へ協力依頼を行った。
- ・ 商工団体の広報誌を使用して周知を行った。

○調査対象者選定作業における工夫

- ・ 事前に地図情報等で所在を確認し、未達事業者、重複事業者の削減に努めた。
- ・ 信用調査会社のデータベースを使用して、過去調査における未達事業者の特定、突合を行い、未達数を減少させた。

○発送物に関する工夫

- ・ 調査票作成について、電気主任技術者と相談した。

ポイント

自家用電気工作物における掘り起こし調査では、電気主任技術者の協力が不可欠。段階ごとに調査実施の周知や協力をお願いをしておくといよい。

- ・ 分かりやすいパンフレットを同封した。
- ・ 宛名ラベルに「電気主任技術者にご確認ください」という文言を記載し、知識ある方に回答いただくよう工夫した。
- ・ 封筒には「重大なお知らせ」と記載した。
- ・ PCB使用の有無を判定するフローチャートを同封した。
- ・ 回答用のハガキは切手不要のものを使用した。
- ・ 調査用封筒に、未回答の場合には再調査の予定があることを記載した。
- ・ 電気保安法人等による調査をしてから回答を求めるような調査票にした。

ポイント

発送物については、封筒は目立つように、調査票は分かりやすくシンプルに工夫するとよい。

○発送に関する工夫

- ・ 多くの事業所を所有している企業については、調査票をまとめて本社へ発送した。
- ・ 公共関係機関や特定事業者（JR、電話会社、テレビ局等）については、電気設備管理部門へ発送した。
- ・ 分割して発送することで、確実にフォローアップができるようにした。

ポイント

調査票の発送については、一度に発送すると問い合わせが多くなり、丁寧な対応は難しい。

分割して送り、確実にフォローできるような計画を立てたほうがよい。

○問い合わせに関する工夫

- ・ 問い合わせに関して、電気保安協会に協力を依頼した。
- ・ 調査票は分割して送付し、少人数でも問い合わせに対応できるようにした。

○回答率を向上させる為の工夫

- ・ 調査票による回答だけでなく、FAX、電話による回答を認めた。
- ・ 返信先を委託業者ではなく、自治体担当課宛てとして信頼ある調査であることを強調した。
- ・ 保安協会へ委託し、保安協会の顧客へは点検時に調査票を手渡しして説明すると共に直接回収することで回収率向上を図った。

(2) 未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法について

未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法についての参考事例を作業段階ごとに示す。

○発送物に関する工夫

- ・ 発送用封筒は目立つ色にした。
- ・ 往復はがきを使用し、内容を簡素化した。
- ・ PCB使用の有無を判定するフローチャートを同封した。
- ・ 支店や支部を複数持つ事業者へは、一括して本店や本部へ調査を依頼した。
- ・ 啓發文書又はチラシを同封した。

○電話調査、訪問調査に関する工夫

- ・ 調査対象物の管理者を聞き取り、直接管理者に連絡をとって調査を行った。
- ・ フォロー調査では、アンケート票の郵送ではなく、直接電話をかけて聞き取りを行った。
- ・ 調査票では「不明」と回答した事業者に対して、法に基づく届け出をするように促した。その際、濃度区分に関しては「未検査」と記入していただき、毎年、検査状況をヒアリングした。
- ・ 事業者に了解を得て、担当の電気主任技術者に聞き取りやアンケート記入をお願いした。

- ・ 連絡がとれない事業者については、現地訪問を行った。
- ・ 電気工作物に関して、事業者の知識が不足している場合や、停電して調査を行う必要があることから、電気主任技術者と現地調査を行った。また、電気設備台帳を確認して調査を行うこともあった。
- ・ 電話、FAX、郵便により複数回アプローチすることで、回答率が 80%を超えた。
- ・ 点検日に合わせて電気主任技術者と訪問調査を行った。
- ・ 未回答者全件について現地調査を行い、調査票を手渡しした。
- ・ 未回答者については、家屋課税台帳を使用して、建築年度が昭和 30 年～48 年に該当する建物所有者については訪問調査を、それ以外については電話による調査を行った。
- ・ 現地調査については、電気保安協会へ委託した。

○その他

- ・ 未回答事業者に関して、保安協会から調査していただけるよう協力をお願いした。
- ・ 初回アンケートから時間を空けず、すぐにフォローアップ調査を行った。
- ・ 関係課に協力をお願いした。例えば、保管施設がドラッグストアの場合は保健所職員に同行をお願いした。
- ・ 電気保安協会が把握している情報から、PCB 有無に関する確認をした。

ポイント

フォローアップ調査については、往復はがき、電話、FAX、訪問聞き取りなど、様々なやり方がある。人員、予算、時間を考慮して方法を選択するとよい。出先機関、保健所、電気主任技術者など、協力者を集めて行うと効率がよい。

(3) 未達事業者の連絡先確認調査の方法について

未達事業者に対する連絡先確認調査の方法についての参考事例を示す。

- ・ 登記情報、資産税課データ、解体届け出データを使用して連絡先を確認した。
- ・ 情報通信会社提供情報や地図情報会社提供情報とマッチングを行うことで、連絡先を確認した。
- ・ 保健所職員、出先機関職員、不法投棄監視職員に、未達事業所の現地確認調査をお願いした。
- ・ 対象住所に別業者が存在している場合には、当該事業者の連絡先を調べ、別の連絡先が判明した場合には、その場所を調査するよう委託業者をお願いした。
- ・ 無人の施設である場合(ポンプ場など)、未達となる可能性が高い。そういう場所では、関係者を探して電気設備の確認を行った。
- ・ 平成 3 年、14 年、30 年の地図と設置場所を突合して、所在確認を行った。
- ・ 近所の方に聞き込み調査を行い、現地訪問を行った。その際、調査票を手渡しすると回答率が高い。
- ・ 現地の赴き、ビルの張り紙や周辺から聞き取り調査を行い、管理会社を割り出し、調査票を再送した。
- ・

ポイント

未達調査では、登記情報、資産税課データ、解体届け出データなど様々なデータを活用することが出来る。入手のし易さ、費用などを考慮して選択するとよい。

また、保健所、出先機関、不法投棄監視職員など、協力者を増やすと効率がよくなる。

(4) 連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査について

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査の方法についての参考事例を示す。

- ・ 電話で状況を確認して、必要に応じて立入調査を行った。
- ・ 保健所職員、委託調査会社が訪問し、指導を行ったため、回答率がかなり上昇した。
- ・ 事業者の了解を得て、電気主任技術者に対してヒアリングやアンケート記入をお願いした。
- ・ 内容を簡略化した往復はがきを発送した。

(5) 高濃度 PCB 使用機器が発見された場所について

掘り起こし調査により高濃度 PCB 使用機器が発見された場所は、電気室、キュービクル及び倉庫が多いが、これ以外の場所で発見された事例を参考として示す。

- ・ 屋上、階段の踊り場、事業場敷地内の空きスペース、敷地内の建物の軒下、工場、作業場の一角
- ・ 管理されていない空きスペースなど（適切に保管されていない事例が見られる）。
- ・ 使用しなくなったボイラー室
- ・ 事業所を解体し、更地にした後に建てられた民家の庭
- ・ 別事務所（工場は転売されて解体。コンデンサーは工場内にあったが、解体の際に土地購入者が経営する別事業所内に移されて保管されていた。）
- ・ 開放型受電設備内
- ・ 廃業した事業者の実家内
- ・ 電気工事業者の住居周辺
- ・ 廃業した医院内（残置されたレントゲン設備内）
- ・ 廃業した先代から受け継いだ自宅倉庫の木箱内。
- ・ 前建物所有者が使用していたキュービクルなど
- ・ 宿泊施設、病院、老人福祉施設、公民館等、製造業以外の業種においては、電気設備に対する意識が低く、見落としがち。
- ・ 過去に自家用電気工作物を設置していた場所（既に廃業済み）（提供リストに存在しない）
- ・ 廃業したホテル、旅館の電気室
- ・ 使用されていない個人所有の貸し工場
- ・ 鉄工所等で使用されている溶接機に附属しているコンデンサーに PCB が使用されている事例がある。
- ・ 大学においては、多様な分析機器等や試薬が存在することから、見落とし例が多かつ

た。(非自家用低圧機器・試薬)

- ・ 受電設備の配電盤
- ・ 山中にある私有地の引き込み電柱
- ・ 事業場内のあまり利用されていない倉庫
- ・ エレベーター設備、レントゲン設備等の受変電設備以外の場所や設備
- ・ 電気工事業者（高圧受電無し）の倉庫
- ・ 金属スクラップ類回収業者の回収ヤード
- ・ 過去に売却等が行われており、現在の所有者が設置されている電気設備等を把握していない又は適切に管理していない事業場
- ・ 倉庫、ボイラー室等の、受電設備が設置されていない場所であり、機器を保管することが可能な場所
- ・ 建物解体等により電路から取り外され、別の小屋に保管されていることがある。
- ・ 高圧受電を平成 24 年より前に廃止した建物が存在する場合、平成 26 年度提供の自家用電気工作物設置者リストから漏れ、掘り起こし調査が実施されていない可能性がある。特に廃墟ビルは、所有者の所在が不明で調査が円滑に進まないことが考えられる。
- ・ コンデンサー取替え後、自社電気室等ではなく、系列グループの倉庫に保管している場合がある。
- ・ 採石場跡地の電気室（林の中に設置されており、外見ではわからない場所）
- ・ 自家用電気工作物設置者リストにおける対象事業者の自宅倉庫など
- ・ 長年に渡る保管から、事業者が高濃度 PCB 使用機器を保管しているという認識の無い電気室、キュービクル、倉庫等から発見される例がある（これらのケースにおいて、発見のきっかけは、建物解体や電気設備の廃止・更新等）
- ・ 先代で廃業し、現在の所有者は事業を行っていないため状態を把握していない廃工場
- ・ 非自家用電気機器に該当するようなレントゲン関連機器、溶接機、コンプレッサーやポンプおよびエレベーター等のモーター使用機器から高濃度コンデンサーが発見される例がある。
- ・ 動力用電源を使用する電動機器毎に設置されている低圧進相コンデンサー（3 k g 未満の場合が多い）が残置されている事例が、相当数、見受けられる。
- ・ 地元で有名な廃墟や、P 協データに記載の廃墟に高濃度の自家用機器が残置されている例がある。
- ・ 大型の特殊機器（汎用品ではない特注品）に部品として高濃度コンデンサーが使われている例がある（例、特殊な遮断機、特殊なリアクトル、電気炉）。（一部、非自家用を含む）。

ポイント

立入調査では、階段の踊り場、敷地内の空きスペース、普段立ち入らない部屋など、あらゆるところを見回ることがよい。また、他事業場にもないか、自宅へ持ち帰っていないかなど、確認するとよい。

試薬も見落とししやすい PCB 廃棄物である。大学や研究機関に注意して調査するとよい。

(7) 変圧器・コンデンサーを対象とした掘り起こし調査で有効であったと思われる点について

各自治体より得られた掘り起こし調査で有効であると思われる点を以下に示す。

○広報活動について

- ・ 電気主任技術者向けの研修会等を開催することにより、周知・広報の効果があつた。
- ・ 地方紙へ記事が掲載されたことで周知・広報の効果があつた。
- ・ 自治体が発信したテレビ CM による周知・広報によって、協会へ問い合わせがあつた事例が数件あつたので効果があつたと思われる。

ポイント

電気主任技術者の PCB に対する知識は様々である。判別方法について、分かりやすいパンフレットを配る、説明会を開催するなどフォローするとよい。

○回答率の向上、正確な回答を得るために有効であつた点

- ・ フォローアップ調査で、電話督促をする際、回答も同時に聞き取つた。
- ・ 最終通知をカラー封筒に赤字で「重要なお知らせです 必ず開封して中をご覧ください」と表示して発送したところ、最終通知に対する多くの反応があつた。
- ・ フォローアップ調査のアンケートはがきに高濃度 PCB が使用されている年代の機器を所有しているか確認する項目を追加し、調査の重点化を図ることができた。
- ・ 再送するときに、事前に対象者に電話をすることで、効果があつた。
- ・ 情報提供に同意してもらうことで、本市が電気主任技術者に直接確認することで、確認の精度が上がつた。
- ・ フォローアップでアンケート調査票を送付する際、事前に電気保安法人（電気主任技術者）へアンケート調査への協力依頼を行った。このことにより、電気保安法人（電気主任技術者）とのパイプラインができ、特に未回答事業者に対しては、電気主任技術者の連絡先を聞き出すことで、その後の調査が円滑に行えた。（初回の調査の回答から、電気保安法人（電気主任技術者）のリストを作成した。）
- ・ 未回答事業者のうち、本社等の上部組織がある事業所については、そこから回答を得ることができた。
- ・ 未達事業者及び電気絶縁物処理協会リスト記載者については、自家用電気工作物の設置場所を現に管理する者を訪問することで、管理者の変更があつた場合でも掘り起こし調査が実施でき、有効であつた。
- ・ 九州産業保安監督部、九州電気保安協会・九州電気管理技術者協会をメンバーとし、JESCOをオブザーバーとして加えた「PCB使用製品早期処理対策関係者連絡会」を設置し、アンケート調査票の内容に関する意見聴取やアンケート調査実施について事前に電気主任技術者への周知を行った。
- ・ 最終通知未回答事業者への現地調査を実施した。現地に赴くことで、航空写真やストリートビューでは視認できない周辺情報（古い広告や看板等）からアンケート対象事業者の現在の連絡先（移転先）が判明し、コンデンサーの発見に至るケースがあつた。
- ・ 調査票記入の際、不明な点は電気主任技術者に相談するよう記入要領に明記した。

- ・ 処分期間末日の半年前に、業界団体へ PCB 含有機器の確認を促す文書を送付したところ、この通知を見た事業者から高濃度 PCB 含有機器を保管している旨の連絡があった。
- ・ 該当機器一覧の活用により、確認作業の効率化が図られた。

○事前のデータ整備において有効であった点

- ・ 平成 10 年度に旧厚生省が P 協データを元に実施した調査の回答には電気工作物の型式が載っており、これと PCB 特措法の届出情報を突合することが未処理高濃度 PCB 廃棄物の把握に有効であった。
- ・ (財)電気絶縁物処理協会の PCB 台帳に記載の事業者に対し、「PCB 特措法第 24 条に基づく調査であり、未回答、虚偽報告について法第 35 条の罰則の対象となること」を明記したアンケート調査を行った。(自家用電気工作物設置者リストに基づく掘り起こし調査とは別に実施)
- ・ 調査対象となった 61 事業者のうち、5 事業者から PCB 使用製品が発見されたため、(財)電気絶縁物処理協会の PCB 台帳を活用した調査は有効であった。
- ・ 自治体や環境事務所の持つ情報と照合することにより、管理データの内容が精査され、効率的な掘り起こしができた。
- ・ 電事法に基づく監督部への届出情報と JESCO 処理歴の突合、およびその結果の追跡調査は、真に使用中である事業者の特定に有効であった。

ポイント

変圧器・コンデンサーの掘り起こしでは、自家用電気工作物設置者リストの他に電気絶縁物処理協会の PCB 台帳（P 協データ）がある。P 協データから新たに掘り起こされるケースもあるので、有効活用するとよい。

2. 安定器を対象とした掘り起こし調査について

(1) 調査対象者選定で使用了情報源の選定理由について

PCB 使用安定器掘り起こしにおける調査対象者選定では、情報源として登記簿、家屋課税台帳、経済センサス調査結果、情報通信会社提供情報等を使用するようマニュアルには記載されているが、都道府県市が実際に使用了情報源の選択理由を参考情報として示す。

① 登記簿のみ選択した理由

- ・ 当初の掘り起こし調査マニュアルで推奨されていたため。
- ・ 経済センサスや NTT データでは、休業事業者や共同住宅等の対象事業者が含まれない可能性があるため、建物登記を使用した。未達率があがるという特性があるので、地図データを利用した未達件数の削減を図った。
- ・ 情報源のうち、最も母数が多く、漏れなく広い調査が可能である登記簿情報を使用した。
- ・ 政令市を除く全県的に統一した情報源を得られる。
- ・ 当初、課税台帳を利用する予定であったが、提供される情報が不十分であったため登

記簿を利用することとした。

- ・ 家屋課税台帳の提供を断られたため、登記情報を選択した。

② 家屋課税台帳のみを選択した理由

- ・ 建築年度、建物用途、所有者情報等が一括して把握できることから。
- ・ 入手費用がかからず、登記簿に比べてデータ整備がしやすいため、家屋課税台帳情報を使用した。
- ・ 情報源を入手しやすかったため。
- ・ 調査漏れを最小限に抑えるため。
- ・ 現存する建物情報として最も確実なデータであること、また、住居表示へ対応していること及び送付先の信頼度も高く、個人情報目的外利用の諮問を行い、認められるとの答申を得ることができたことから家屋課税台帳を使用した。
- ・ 調査の目的が当該台帳で達成でき、不足に関しては現地立入においてフォローできると判断したため。

③ 経済センサス調査結果のみを選択した理由

- ・ 事業所のリストとして網羅的であること。
- ・ 事業所一体として無登記の建物についても網羅的に照会できる。
- ・ 情報が比較的新しく、未達が少ない。
- ・ 電話番号が記載されているため電話によるフォローアップ調査が可能である。
- ・ 比較的容易に取得できる。
- ・ 家屋課税台帳により調査を実施しようとしたが、精査したところ、入手自治体により内容に大きく差があったこと。
- ・ モデル調査結果において、経済センサスデータを利用した方が回答率が良いとの情報を得たこと。
- ・ 調査の実効性や予算規模等から。
- ・ 限られた人数でできるだけ無駄なく調査をやりきることに主眼を置いた。
- ・ 法務局より登記情報を取得したものの整理に対する予算措置ができず、職員での作業も時間がかかった上に膨大な件数となったため調査母体としての採用が困難であった。

④ 情報通信会社提供情報のみを選択した理由

- ・ フォローアップの連絡先の把握が容易であるので、通信事業者のデータを使用した。

⑤ 登記簿・家屋課税台帳の組み合わせを選択した理由

- ・ 登記情報に比べて短期間で入手可能で、昭和 52 年 3 月以前建築の建物に限定した情報を入手できることから、家屋課税台帳を使用した。(入手できなかった市町村のみ登記情報を使用)
- ・ 可能な限り新しい住所に送り、未達を減らすために本府においては課税台帳を使用し、課税台帳ではカバーしきれなかった情報の補助として登記簿を使用した。
- ・ 昭和 52 年 3 月以前の建築物に対し網羅的に調査票を送付できるため、建物登記及び課税台帳を使用した。
- ・ 建物の建築年代により調査対象の絞り込みができるため、資産税台帳を使用した。所有者情報については不動産登記簿情報から抽出した。
- ・ 庁内で活用できるデータとして固定資産課税台帳（家屋課税台帳）を選択した。しか

しながら、個人情報保護により納税義務者の氏名及び住所は原課から提供されず、実質は登記簿情報の内容に沿った項目の提供を受けた。

- ・ 本県は農家等が多いため。

⑥ 登記簿・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由

- ・ マニュアル（第4版）において登記簿が推奨されていたため、登記簿を入手した。なお、アンケート調査を実施する際、未達率を低くするため地図情報とのマッチング作業を実施する予定である。
- ・ 情報量（件数）が多い、所有者が記載されている、建築年から絞り込みが可能なことから登記簿情報を使用。また、登記されていないものも含むことからタウンページ情報を使用。

⑦ 家屋課税台帳・経済センサス調査結果の組み合わせを選択した理由

- ・ 一部の市町村から家屋課税台帳の情報が提供されなかったため、経済センサス活動調査結果を使用した。
- ・ 登記簿は入手とリストの編集に時間がかかることから、本県においては、入手のしやすい情報通信会社のデータを使用した。また、環境省から経済センサスとNTTタウンページデータを突合させた事業者情報を提供いただけることから、次年度、このデータを活用して掘り起こし調査を行う予定である。

⑧ 家屋課税台帳・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由

- ・ 家屋課税台帳については、県内の多く市町村から入手可能であったため。NTTタウンページ情報は、購入する予算が確保でき、電話番号が掲載されており督促が行い易いというメリットがあるため。

⑨ 登記簿・家屋課税台帳・情報通信会社提供情報の組み合わせを選択した理由

- ・ 登記簿情報の取得に時間を要したことから、市町村から家屋課税台帳情報を取得した。一方、市町村から提供された家屋課税台帳情報の内容が、市町村により様々（一部データがもらえない、建物所在地しか提供できない）であったことから、情報通信会社からタウンページを取得し、「家屋課税台帳情報」と「タウンページ情報」を使用した。
- ・ 掘り起こし調査マニュアルに基づき、家屋課税台帳と建物登記データを使用した。なお、事業者の電話番号を補完するために情報通信会社提供情報を購入した。

⑩ 登記簿・家屋課税台帳・その他の組み合わせを選択した理由

- ・ 昭和52年以前に建てられた建物に対する家屋課税台帳の情報をもとに、所有者情報は法務局から入手し、調査を実施。ただし、住宅用途の建物（併用住宅は除く）は、建築基準法12条の定期報告の対象である共同住宅を調査対象とし、実施。

⑪ 登記簿・環境省提供リストの組み合わせを選択した理由

- ・ 調査対象事業者リスト作成費用の削減、調査精度確保のため、環境省が作成する調査対象事業者リストを使用する予定としている。
- ・ 当初は土地の登記簿を利用する予定であったが、環境省より経済センサスと情報通信会社提供情報のデータに基づき整備されたリストを提供いただけるということから、そちらを利用する予定である。

ポイント

調査対象者リストの作成にあたっては、自治体によって事情は様々であり、担当職員数、予算、土地の事情などを考慮し、状況に応じて調査対象者を選定し、リストを作成する。

(2) 初回アンケート調査の方法について

初回アンケート調査についての参考事例を作業段階ごとに示す。

○事前のデータ整備、調査対象者絞り込みについて

- ・ 建物の所有者情報を有する業者に委託し、登記簿情報の更新を行った。
- ・ 家屋の延床面積が 300 m²以上の所有者を先行して調査した。
- ・ 未達を減らすため、業者委託により、送付が可能かどうか事前に調査する手法を用いた。

○周知・広報活動について

- ・ 市町から家屋課税台帳情報を入手する時から、市町へ調査の必要性の説明や協力の呼びかけを何度も行った。
- ・ 調査開始前には、考えられる関係団体に向けて、周知広報を行った。
- ・ アンケート調査時期に新聞、TVCM、新聞広告、市広報紙を活用した。
- ・ 調査の開始前に、地元の電気工事士の組合に調査の協力を依頼した。

ポイント

調査票は、現在は事業をしていない事業所へも届く可能性がある。詐欺だと疑われる場合もあるので、事前になるべく広範囲に、調査の周知をしておくといよい。

○発送物について

- ・ 調査票の簡素化は必須であると考え、質問は最大 5 問、最低 3 問で終了するものとした。
- ・ 督促をハガキで行い、建築年度等が昭和 52 年 3 月以降であれば電話による回答できることとしたところ、回答率が上がった。
- ・ 封筒や調査票、関係資料について、簡素化したり、色分けしたりするなど、回答率向上の工夫を行った。
- ・ 調査票の回答返送先を県庁宛にすることや依頼文書に知事印を刷り込み印刷することで、県からの調査であることを明確にし、回答率の向上に努めた。
- ・ 同一の所有者にはまとめて複数件の調査票を同封した。
- ・ 啓発チラシを封入した。
- ・ 封筒に赤字で重要の印を押した。
- ・ 建物の責任者へアンケート用紙を送付するために、アンケート用紙の送付先を事業所ではなく所有者の住所に送付した。
- ・ 依頼文に調査対象建物情報を記載した（建物用途、延床面積、階層数、評価年）。
- ・ 見やすいようにカラー印刷の A3 サイズ（A4 サイズ折り）とし、文字を大きくした。
- ・ 情報源が経済センサスで所有者が不明のため、同じ建物の場合は、調査先を数社に絞り、テナントは所有者（管理者）に渡すよう、所有者（管理者）は所有（管理）建物

全部回答するよう封筒に記載した。

- ・ 建物が非対象建物であった場合や現在は存在しない場合等、PCB 使用安定器を保有していないことが明らかな所有者であった場合、早い段階で調査回答が終了となるように調査票内容を変更した。

ポイント

発送物については、調査封筒は目立つように、調査票は簡単に見やすく工夫するとよい。目立つ工夫がされたハガキでもかなり効果があるとの報告がある。調査リストに電話番号がない場合は、簡単な設問を記載した往復ハガキを送ってもよい。一度に調査票を発送すると問い合わせが多くなり、丁寧な対応は難しい。調査票を分割して送り、確実にフォローできるような計画を立てたほうがよい。

ポイント

調査票に調査対象先地番を記載する場合は、地番に関する問い合わせが増えるので対策が必要である。住所と地番が異なる場合も考えられるので、昭和 52 年 3 月以前に所有している物件について住所を記載するような設問を設ける方法もある。大手家電販売店へ調査を依頼する方もいる。調査は電気工事業者へお願いするよう強調しておくとうい。

○回答回収方法、問い合わせ対応、督促方法について

- ・ 返信用封筒以外でも回答できるよう本市が回答受付専用メールアドレスを設置し、メール・FAX・電話での回答を受け付けた。
- ・ 初回アンケート発送後に到着確認の電話をし、事業者には調査内容の説明を行うとともにオーナー等の連絡先を聞き、テナントが調査について理解いただけない場合にはオーナーに連絡し調査票を送付した。
- ・ チーム内職員に向け勉強会を行い、対応の平準化を図った。その結果として、問い合わせがあった際にスムーズに対応することができ、回答率の向上につながった。また発送、問い合わせ記録、集計機能を搭載したシステムを独自で開発し運用を行った。

ポイント

問い合わせ電話では、調査費用、処理費用に関する苦情が多い。補助金や融資制度をすぐに案内できるようにしておくとうい。

(3) 未回答事業者に対するフォローアップ調査の方法について

未回答者に対するフォローアップ調査の方法についての参考事例を作業段階ごとに示す。

○事前のデータ整備、調査対象者絞り込みについて

- ・ 未回答事業者について、情報源の違いで重複している事業者（例 ○△医院と○△病院）を、名称や住所などから精査・調査対象をしぼった。

○事前の周知活動について

- ・ アンケート調査実施前に、関係業界（電業協会、電気工事工業組合、ビルメンテナン

ス協会、町の電気屋さんの組合）へ調査協力依頼を行った。

- ・ アンケートの再送付前に電話や現地調査で事業者の現在の状況と担当を確認した上で、調査票を送付した

○発送物について

- ・ 中小企業者向けの処理費の軽減制度や補助金情報（環境省 LED 照明導入促進事業）に関する資料を同封した。
- ・ 未返送者及び回答が曖昧な事業者宛に、事業用建物の建築年月と 1977 年 3 月以前に設置された外灯有無のみを問う調査票を送付し、スクリーニングを行った。
- ・ 未回答者に対して、督促ハガキを 2 回送付。改善命令に従わない場合の罰則を記載したところ、大きな反響（クレーム含む）があり、調査趣旨の詳細な説明や、電話での聞き取りが出来たため、回答率の向上に繋がった。
- ・ 質問を簡潔にし、返信用ハガキで回答してもらうことで回答率が上がるようにした。
- ・ アンケートは封書で行ったが、フォローアップについては目に留まるようなハガキを送付した。

○回答回収方法、問い合わせ対応、督促方法について

- ・ 電話での回答も可とした。
- ・ 初回調査から時間をあけずにフォローアップをした。
- ・ 電話帳データにより電話番号情報の付与を可能な限り行い、督促のフォローコールをコールセンターから実施した。また、電話口で回答可能な場合は回答を誘導し、回収率の向上に努めた

ポイント

フォローアップ調査については、往復はがき、電話、FAX、訪問聞き取りなど、様々なやり方がある。人員、予算、時間を考慮して方法を選択する。

関係業界へも周知し、電気工事業者の紹介などの協力をお願いしておくとうい。

(4) **未達事業者の連絡先確認調査の方法について**

未達事業者に対する連絡先確認調査の方法についての参考事例を示す。

- ・ 信用調査会社のデータベースとマッチングすることにより、未達となる可能性がある事業者が事前に分かり、調べなおして送ることも可能であるため、未達件数が激減した。
- ・ 現地に赴き、調査対象者の現状を確認した。調査対象者が現存している場合は、調査の趣旨を説明し調査票を手渡しした。

(5) **連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査について**

連絡先が確認できた未達事業者に対するフォローアップ調査の方法についての参考事例を示す。

- ・ 調査票とチラシを再送した
- ・ 電話での回答も可とした。
- ・ 訪問調査を行い、調査対象の建物の登記名義人と面会できた際は調査の趣旨を丁寧に

説明し、回答を促し回答率の向上に努めた。

- ・ 個人所有者については連絡先を把握するのは難しいため、法人のみ確認した。

ポイント

訪問調査では、調査の趣旨をすぐに理解していただけるよう A4・1枚程度にまとめたパンフレットを持ち歩くとよい。

(6) PCB 使用安定器が発見された場所や見落としがちな場所について

○保管中の PCB 使用安定器

保管中の PCB 使用安定器が発見された場所や見落としがちな場所についての事例を、参考として示す。

- ・ 管理人室
- ・ 事務所
- ・ 入り組んだ、奥にある部屋
- ・ 建屋外（敷地内）
- ・ 町会が設置した街路灯（防犯灯）
- ・ 店舗のネオン器具
- ・ 機械室など普段人が立ち入らないバックヤード等
- ・ 現在は事業に用いられていない元事業用の建築物等
- ・ 工場等で石綿が使用されている等の理由で普段、人が出入りできない箇所の照明器具の安定器
- ・ 事業用建物として建築し、その一部を居宅として使用している場合の居宅部分

○使用中の（設置されている）PCB 使用安定器

使用中の（設置されている）PCB 使用安定器が発見された場所や見落としがちな場所についての事例を、参考として示す。

- ・ 旅館、ホテル、作業所
- ・ 学校、病院、下水処理場、浄水場、道路工事会社
- ・ 倉庫、料理店
- ・ 神社、病院、病院の手術室、作業場
- ・ 学校、保育園、街灯
- ・ 保育所、拝殿、庫裡、集会所、作業場、教会
- ・ 元は事務所（店舗）で使用していた現在使用予定の無い建物
- ・ 民家の物置として使用されている元事務所
- ・ 入り組んだ、奥にある部屋
- ・ 建屋外（敷地内）
- ・ 町会が設置した街路灯（防犯灯）
- ・ 店舗のネオン器具
- ・ 機械室など普段人が立ち入らないバックヤード等
- ・ 現在は事業に用いられていない元事業用の建築物等

- ・ 工場等で石綿が使用されている等の理由で普段、人が出入りできない箇所の照明器具の安定器
- ・ 事業用建物として建築し、その一部を居宅として使用している場合の居宅部分

(7) PCB 使用安定器掘り起こし調査にて有効であると思われる点

各自治体より得られた PCB 使用安定器の掘り起こし調査で有効であると思われる点を以下に示す。

○事前準備、周知活動について

- ・ 掘り起こし調査の実施にあたっては、電気関係団体をはじめ、建物管理関係団体や建築関係団体等の各業界団体に対して調査への協力を依頼した。また、商工会議所や中小企業団体中央会等の団体を通じて調査実施に係る周知を依頼した。
- ・ 調査対象者が銘板確認や照明器具の取り外し等を他者へ委託する場合に、調査や工事の受託が可能な事業者リストや窓口となる協会等を準備できると良かった。
- ・ 建設業、解体業、私立学校、電気保安協会等の調査対象となりえる団体や掘り起こし調査に協力を取り付ける団体等に対し、説明会を実施した。
- ・ 県有施設や市町村施設の施設管理担当者向けの説明会も効果的と思われる。
- ・ 掘り起こしアンケート調査実施前に、電気工事業者向け説明会を行った。
- ・ 電気主任技術者等の加盟する団体にメールで調査協力依頼を行った。(HPに掲載してくれた。)
- ・ 事前確認やアンケートの到着確認の電話を行い、その際に事業者には調査内容の説明を行うとともにオーナー等の連絡先を聞いておくと効果的であった。

ポイント

PCB に対して認識のない電気工事業者は多い。周知活動も重要だが、調査方法に関する説明会を開くことも有効であると思われる。

○発送物について

- ・ 調査票を簡素化し、回答が容易になるようにした。
- ・ 中小企業者向けの処理費の軽減制度や補助金情報（環境省 LED 照明導入促進事業）に関する資料を同封した。
- ・ 封筒表面に『重要 PCB 使用安定器調査書類在中』と朱書きすることで、内容を確認してもらえらる確率が上昇し、回収率が向上したと考えられる。
- ・ 回答時期を遅延してでも、電気工事士等による調査をしてから回答をするようにした。
- ・ ○を付けるだけの答え方ができる設問を多くし、答えやすいようにした。
- ・ アンケートの送付前に住宅地図データ等を活用し、「宛先が存在するか」「宛名は正しいか」、「建物は現存するか」、「情報の信頼度はどの程度か」等、リストの内容をあらゆる観点から精査した結果、誤送付や未達を減らすことが可能。
- ・ アンケートでは、PCB 使用安定器の有無のみを調査し、台数や保管場所等の詳細情報は、現地訪問等の確認調査で調査することとしたことで回答率の向上につながった。
- ・ 調査票に受電設備（変圧器・コンデンサー）の設問を記載したことで、PCB 含有機器

が新たに発見された

○問い合わせ・督促・訪問調査

- ・ 一度、調査票が届いただけでは、詐欺等と思われ対応されないことがあるが、再度同じ内容の文書等が届くことで、何らかの対応が必要であると認識されるため、ハガキによる督促は効果が高いと思われる。
- ・ 指導対象事業所を対象に説明会を開催する等のフォローアップを行った。
- ・ 事業者より回答を聞き取り、調査事務局側で記入した。
- ・ 問い合わせ等の電話対応を丁寧に行った。
- ・ 電話の問い合わせ時に、建物の竣工年月等を確認し、電話での回答も受け付けた。
- ・ 訪問調査を行った。アンケート方式に比べ回答率が高い。対面で状況を聞き取った。

ポイント

登記簿、家屋課税台帳では電話番号に関する情報が無いため、督促作業ではハガキを使用することになる。目立つように工夫したハガキ、簡単な設問を載せた往復ハガキを使用しても効果がある。

○その他

- ・ 調査票の送付を委託せず、自前で実施したため、比較的多くの回答が得られた。
- ・ メール（回答専用アドレス）、市担当課あてFAXも受付可能とした。